

平成 27 年第 3 回白馬村議会定例会議事日程

平成 27 年 9 月 4 日（金）午前 10 時開会

（第 1 日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成 27 年 9 月 4 日

至 平成 27 年 9 月 18 日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 議案第 55 号 物品の取得について

日程第 6 議案第 56 号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第 57 号 工事請負契約の締結について

日程第 8 議案第 58 号 白馬村特定個人情報保護条例の制定について

日程第 9 議案第 59 号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 60 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 61 号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 62 号 平成 26 年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 13 議案第 63 号 平成 27 年度白馬村一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 64 号 平成 27 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 65 号 平成 27 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 66 号 平成 27 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 認定第 1 号 平成 26 年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 認定第 2 号 平成 26 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 19 認定第 3 号 平成 26 年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 20 認定第 4 号 平成 26 年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 1 認定第 5 号 平成 2 6 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 2 2 認定第 6 号 平成 2 6 年度水道事業会計決算認定について

日程第 2 3 決算特別委員会の設置について

平成27年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成27年9月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

第7番 横田 孝 穂

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税 務 課 長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上下水道課長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健康福祉課長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松 澤 孝 行	代 表 監 査 委 員	松 沢 晶 二

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 議案審議

議案第55号から議案第57号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第58号から議案第66号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

6) 認定案件

認定第 1 号から認定第 6 号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第 149 条第 1 項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 55 号 物品の取得について
2. 議案第 56 号 工事請負契約の締結について
3. 議案第 57 号 工事請負契約の締結について
4. 議案第 58 号 白馬村特定個人情報保護条例の制定について
5. 議案第 59 号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 60 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 61 号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 62 号 平成 26 年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
9. 議案第 63 号 平成 27 年度白馬村一般会計補正予算（第 3 号）
10. 議案第 64 号 平成 27 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
11. 議案第 65 号 平成 27 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
12. 議案第 66 号 平成 27 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 1 号）
13. 認定第 1 号 平成 26 年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
14. 認定第 2 号 平成 26 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
15. 認定第 3 号 平成 26 年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
16. 認定第 4 号 平成 26 年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
17. 認定第 5 号 平成 26 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
18. 認定第 6 号 平成 26 年度水道事業会計決算認定について

開会 午前１０時００分

１．開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより平成２７年第３回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から、平成２７年６月分、７月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から平成２６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会、平成２７年８月定例会が８月２７日及び２８日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会、平成２７年第３回定例会が８月２４日に行われました。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続いて、白馬村教育委員会から平成２６年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願及び陳情はお手元に配付いたしました請願文書表並びに陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第２ 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第１１９条の規定により、第２番津滝俊幸議員、第３番松本喜美人議員、第４番伊藤まゆみ議員、以上３名を指名いたします。

△日程第３ 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第３ 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成２７年第３回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から９月１８日までの１５日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から９月１８日までの１５日間と決定いたしました。

△日程第４ 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第４ 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。

平成２７年第３回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中の中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

ことしの夏は全国各地で猛暑日の記録を更新するなど、非常に暑い日が続きました。アメリカ海洋大気局の発表では、先月２０日にことしの７月の世界の平均気温が記録のある１８８０年１月以降で最も高かったと発表いたしました。これによると７月の地表、海面の平均気温は１６．６１度で、これまで最高だった１９９８年より０．０８度高く、２０世紀中の７月の平均気温も０．８１度上回ったとのことであります。１月から７月の気温もこれまでも最も高かった２０１０年を０．０９度、２０世紀の同期間の平均を０．８５度上回り、過去最高を記録をしたそうであります。

日本でも、台風が発生すること自体、少ない晩冬から初春であってもハイペースで発生をし、７月の初旬には梅雨時期としては２００２年以来１３年ぶりに台風が３つ同時に存在する状態となり、この時期に発生をした台風１２号は史上初の復活した後に日本に上陸をした台風となるなど、記録を残し、さらに８月には８年ぶりに２つの台風が同時に発生するなど、気象状況もこのような状況の影響から推察するところであります。

さて、本村の夏期の観光客の入り込み数であります。７月は１６万５，４００人、対前年比１０８．２％で、前半天候不良のあったものの梅雨明け以降、回復基調が見られました。８月はまだ集計結果が出ておりませんが、比較的週末の天候には恵まれ、昨年をやや上回る入り込み数と推察をしているところであります。

こうした状況の中で、７月１日から８月３１日まで２カ月にわたって開催した白馬Alps花三昧

を初め、7月18日、19日の第2回ジャパンEVラリー及びフォーラム、8月8日、9日のMt. Festa 2015 in 白馬 2015 及び全国山の日協議会との共催による全国「山の日」制定記念シンポジウム、13日の白馬の夏祭り、14日の八方夏祭り、15日のYosakoi・花・白馬、23日の夏の終わりコンサート、29日、30日のBMW Motorrad Days など、村内各地でイベントが催され、大勢のお客様にお越しをいただきました。それぞれイベントにご尽力いただいた関係者の皆様方に感謝を申し上げるところであります。

次に、事業執行状況について説明をさせていただきますが、最初に災害関連の進捗状況であります。総務課関係では、6月議会で補正予算としてお認めいただきました被災宅地の地盤調査につきましては、被災者からの早く結果を見たいといった要望に応えるよう、7月末には速報版として調査結果の閲覧を開始をしているところであり、堀之内、三日市場地区からは調査結果の概要報告の依頼を受け、8月21日、22日の両日で説明をしたところであります。

また、全国各地の方々からお寄せをいただいております義援金は、8月の末までに8,384万2,198円に達しております。義援金は受け付け期間を延長して募ってまいりましたが、この9月30日で受け付けが終了となりますので、義援金配分委員会におきまして、長野県からの配分される義援金と合わせて最終配分額を決定をし、被災者の皆様へ送金をする事になります。

今回の、震災対応に伴い、先月24日付で内閣府から平成27年度防災功労者内閣総理大臣表彰の表彰者として、白馬村消防団、堀之内地区自主防災組織、三日市場地区の自主防災組織の3団体が、9月7日に開催の総理大臣官邸で開催される表彰式にご招待をいただきました。これは災害時における防災活動に顕著な功績があったということであり、私といたしましても喜びにたえないところでございます。

また、白馬村でも9月6日、白馬村地震防災訓練を北部トレーニングセンターで開催をいたします。大勢の村民の方々から参加いただきたいと思います。お待ちしております。

次に、農政課関係につきましては、5月末に国の災害査定が再開をされて以降、6次にわたり実施査定が続きましたが、まさに本日をもってようやく査定が終了の運びとなりました。最終的に国への災害の申請をした農地は田を中心に199工区、25ヘクタール余り、うち畦畔は86工区で、総延長は約2,250メートル、水路については67工区、総延長約4,300メートル、頭首工、農道など7工区であります。復旧事業費の申請額は農地が約2億1,000万円、施設が2億7,000万円余りで、国に認めていただいた査定額はまだ最終結果は出ませんが、農地で申請の8割強、施設で9割程度になると予想しております。

一部地区では入札が終わり、随時発注をしておりますが、9月以降順次入札を行い、発注着工してまいります。降雪という困難がございますが、来春は1枚でも多くの農地で営農が再開ができるよう懸命に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

建設課関係では、神城断層地震で被災しました村道の災害復旧工事を本年４月から随時発注を
してまいりましたが、本定例会において、残り２件の契約議案を上程しておりますので、よろ
しくお願いをいたします。

また、長野県発注の災害復旧工事の状況であります。被災箇所全ての発注は完了しており、
そのうち国道１４８号通地籍の片側交互通行となっております箇所につきましては、年内の通行
規制解除をめどに、１級河川姫川については２８年度の完成をめどに、現在工事が進められてお
ります。公営住宅の建設につきましては、住家が半壊以上などで現在その住家に居住していない
６０世帯を対象に、アンケート調査を実施いたしました。アンケート結果を参考にしながら、
上部機関と協議調整を進め、次年度の建設に向け、事業を進めているところです。

下水道課関係では、下水道施設は塩島地区の北部幹線の復旧工事が終了をし、被災した管路の
内側に塩ビ製の更生管を構築する管更生工法という工法を採用して、復旧をいたしました。大出
地区の幹線管渠の復旧工事では大量の地下水の処理に苦慮しており、堀之内地区でも他の工事と
の調整に苦慮しながら、それぞれ予定工期を目指し着実に復旧させているところであります。

水道施設関連では、被災箇所の復旧は順調に進んでおりますが、さらに道路の舗装復旧工事に
合わせ、エリア内で特に老朽した管路を耐震性の高い管材で布設がえを行うなど、災害に強い管
路網の構築に努めているところであります。

健康福祉課では、神城断層地震から半年以上が経過をし、現在の健康状態の把握と適切な福祉
サービスにつながるよう６月に健康調査を実施いたしました。被害の大きかった堀之内、三日市
場両地区と住家が半壊以上の被害に遭われた方全員を対象に行い、回収率は９０％で、調査結果
から体や心の不調による確認が必要な方については保健師による状況確認を行っているところで
あり、引き続き健康と心のケアに努めてまいります。

白馬村社会福祉協議会では、被災者支援として、生活相談支援員の事業を進めておりますが、
継続して見守り、声かけ、相談、福祉制度などの情報の提供、被災者を中心とした交流の場づく
りなどに取り組んでおり、今後もニーズや状況を考慮する中で、被災者に寄り添った形で心のケ
アとしてのイベントやサロンを継続して開催をする予定であります。

災害ボランティアセンターの活動につきましては、被災者からニーズに沿った貴重品の取り出
し、片づけ、運搬などは状況を見ながら規模を縮小し、７月末で一応の終息を見ました。今後は
再建に向けて物品の運搬、引越しなどのニーズが見込まれますので、引き続き要望に応えるべく
支援をしてまいります。

観光課関係では、住宅修繕工事に対する補助金の交付状況であります。２６年１２月からこ
とし８月２０日まで５２件９３０万円余りとなっております。

教育課関係では、学校施設関連については夏休みを利用して工事が順調に進展しており南小の
北校舎とエキスパンションジョイント、梁の修復、中学校のエキスパンションジョイント修復は

8月末に終了をいたしました。

文化財関連では、2件の神社は進捗率40%で、青鬼の伝建地区修復工事が開始をされておりますが、いずれも年末までに竣工の予定であります。

次に、一般事業の進捗状況を申し上げますと、総務課関係では、国の社会保障、税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、いよいよ来月から国民に個人番号の通知が開始されます。白馬村でも昨年度よりマイナンバー制度の運用に向けた電算システム改修など、準備作業を進めており、現在のところ、スケジュールどおりに作業は進捗をしております。ただ報道などでご存じのとおり、年金情報の漏えいを受け、年金制度とマイナンバーとの連結が延期されるなど、運用が間近に迫る中、制度に対する国民の不安の声が表面化してきており、村職員のマイナンバー制度に対する理解が必要不可欠と考え、先月20日には全職員を対象とした研修会を開催をし、54名の職員が受講をしております。これら法律施行に伴い、関連する条例の制定も今議会で上程をしておりますが、今後とも安定をした制度の運用に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、白馬高校の関係では、8月3日に来年度高校へ進学する生徒を対象にした体験入学が行われ、前年度より全体の生徒数が減っている中で、昨年より10名多い51名の生徒が参加をし、県外を含む区域外からの参加も7名あったと聞いております。また、これまでに学校のほうへ広島県、そしてまた千葉県、鳥取県などから5件の問い合わせがあったと聞いており、手応えとまではいきませんが、来年度から国際観光学科の設置による全国募集について、少しずつ浸透をしているのではないかと感じているところでございます。今後も小谷村、白馬高校、長野県教育委員会と協力連携をし、さらに計画的かつ効果的な全国募集活動を展開し、生徒を確保できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもご協力をお願いを申し上げます。

公営塾については、高校の合宿所をお借りをし、地域おこし協力隊で講師として1名の方に8月6日からお勤めをいただいております。公営塾の講師については、このほかに今月10日には1名、来年3月からもう1名と計3名体制で生徒一人一人の進路の実現を支援してまいります。現在、この11日の開校を目指して学校サイドとの具体的な講義内容や受講生の募集など準備を進めているところでございます。

次に、総合計画、総合戦略につきましては、8月24日に第1回の計画審議会を開催をしたところ、観光、商工、福祉関係など、各種団体の代表者に一般公募4人を含めた25人の方の審議委員会委員をお願いしてございます。第1回の計画審議会では、総合計画、総合戦略のそれぞれの策定方針や策定スケジュール、住民アンケート結果などについてご説明を申し上げ審議をいただきましたが、委員の方からは並行して審議していくこととなる総合計画と総合戦略との関係性や今後の進め方のイメージが湧かないなど、意見が出されたので、できる限りわかりやすく丁寧に説明をしながら、総合戦略は年内、総合計画は年度内に策定をしてまいります。

今後の進め方といたしましては、住民の皆様のご意見、そしてご要望を総合計画、総合戦略に数多く反映できるよう、村政に対するさまざまなご意見、ご要望を上げていただく場として1泊2日低度の住民ミニキャンプの開催など、さまざまな取り組みを推進する中で将来を見据えた計画の策定に進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

税務課関係では、平成26年度一般会計の決算で、収入の約25%を占める村税の収入総額は14億4,759万円で、平成25年度と比較して5,571万円の減収となりました。また、即時消滅・時効完成などによる不納欠損額は1,015万円で、収入未済額は6億7,342万円となりました。徴収率は現年課税分95.6%、滞納繰越分9.6%、全体では67.9%と前年度0.3ポイント下回る結果となりました。依然として、高額塩漬け案件が多い中、昨年度は震災の影響などで預貯金の差し押さえが主となりましたが、今後は実効性のある徴収対策を講じて、収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

観光課関係では、国からの交付金を活用した白馬プレミアム商品券販売事業は1セット1万円で、2,000円のプレミアムがついた商品券を8,000セット用意をし、白馬村に住所がある世帯を対象に8月1日、2日に第1次販売、3日、4日に第2次販売を行い、1次、2次販売実績は合計で3,180世帯7,606セットでありました。残り394セットは抽選による販売方式とし、706名から5,114セットの応募をいただきましたことから、本日抽選会を行い当選者を決定することになっております。またプレミアム商品券取り扱い事業者は8月20日現在153施設となりました。ご協力をいただきました事業所に感謝するところでございます。

また、白馬村観光地経営計画策定事業の進捗状況であります。今年度に入り、ワーキンググループによる会議を3回、策定委員会を2回開催をし、今後10月中旬をめどに計画の素案を策定し、計画案に対する村民の意見をいただきながら、来年1月中に計画をまとめるよう進めております。

また、長野県が進める山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり研究事業でモデル地域の選定を受けた大町市、白馬村、小谷村の3市村の行政、観光団体、観光関連事業主、有識者などで構成する北アルプス3市村ブランド構築委員会で北アルプス3市村ブランド計画策定を進めており、今年度に入り、民間事業者へのヒアリングを行い、行うべき事業の選定作業を進め、10月中には計画をまとめるよう進めているところであります。

農政課関係では、まず水稻の作柄は関東農政局が8月15日現在、8月28日に公表をした作柄概況では、おおむね天候に恵まれた長野県では全域にわたって例年並みとのことであります。刈り取りまで台風などの被害がなく、豊作の秋を願うとともに、作柄以上に昨年以下落した農家に打撃を与えた米価の動向にも注視をしているところであります。

また、林務関連では、ことし1月から新聞紙上をにぎわしています大北森林組合の補助金不正受給問題では、7月28日に県が設置をした検証委員会の最終報告書が県知事に提出をされまし

た。内容は報道のとおりであります。県のコンプライアンスの意識の欠如を指摘しつつも最終的責任は組合にあると結論づけ、8月14日には県が組合を刑事告発するという展開に困惑をしているところ、先週末に突如として組合専務理事による1億円以上の着服という衝撃的なニュースが飛び込み、ただただ愕然としたところであります。私としても、組合第三者委員会が主張している流用は森林整備に関する他事業に対してであって、決して私的流用はないということを信じていたので、深い失望と憤りを覚えております。今後の対応については着服事件は司直の手に委ね、補助金不正受給問題では、組合第三者委員会の最終報告も踏まえた上で、大北市町村に大きく影響がある事件でありますので、補助金返還などの措置について、市町村間の連携を取りながら、対応していく予定であります。

次に、建設課関係では、今年度交付金事業で実施します村道0105号線舗装修繕工事、赤沢1号橋修繕工事及び国道からウイング21へ通じる村道の大型ボックスカルバートの法定点検業務につきましては、8月末までに全ての発注が完了をいたしました。7月の12日に小谷村で開催をいたしました7.11豪雨災害シンポジウムにつきましては、議員全員の参加をいただく中300人近い方々のご参加をいただき、開催をすることができました。主催者の一人としてこの場をおかりをして厚く御礼を申し上げます。

今後この豪雨災害を次世代に語り継いでいただくことを、重ねてお願いをする次第であります。

住民課関係では、大町市現源汲地区に計画をされている一般廃棄物処理施設整備の状況であります。現在北アルプス広域連合にて建設用地にかかわる地権者との最終協議を進めております。この協議が調い次第速やかに入札により施行業者を決定をし、工事着手に入る準備を進めているとの報告がありました。いずれにいたしましても平成29年度中の完成を目指していることから、それまで残された間に村内のごみ収集体制を確立をし、ごみの減量化と分別の徹底を進めていかなければなりません。特にごみの減量化については、村民の皆様の協力がなくてはなし得ないことでありますので、本年度中には新たなごみ出しルールの方角性をお示しをし、施行できる部分については平成28年度の早い段階から行っていきたいと考えております。

健康福祉課関係では、昨年4月から消費税率引き上げによる影響を緩和するため、平成28年度において臨時福祉給付金が給付となります。今年度は対象者につき6,000円が支給となり8月より申請の受け付けを行っております。8月24日現在、対象者2,145名のうち、1,074名の申請、請求手続をいただいております。

また、特定健診、年齢到達前の30歳代の被保険者に対する若年検診を今月より実施をします。これは疾病の早期発見と特定健診の受診へつなげていくための受診意識の高揚が図れればと、今年度より新たに取り組むものでございます。

次に、上下水道課関係では、神城断層地震の経験や人口減少社会の到来など、水道事業を取り

巻く多くの課題に対処するため、水道の将来像を見据えた基本方針とする水道ビジョンの策定に着手をいたしました。水道ビジョンの策定、その内容の実現に向けた取り組みは積極的に推進をすることが必要であります。

また、下水道課関係では、供用開始から20年以上が経過をしている白馬村浄化センターの長寿命化に向けた更新事業に取り組んでおります。この更新事業は、日本下水道事業団に委託をし、機械設備と電気設備の一部改修工事を今月発注する予定であります。

次に、教育委員会の関係では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行され、教育に関する大綱を首長が策定するよう改正をされました。教育委員とともに教育政策の方向性を共有をし、一致して執行に当たることを可能とするために総合教育会議を設置をし、第1回目の会議を開催をしたところであります。

また、以前から懸案事項でありました学校給食調理場に関しましては、昨年度から検討委員会が開催をされており、8月27日には施設の現状等についてお知らせをする会の開催を開きました。引き続き検討委員会の皆様に協議をお願いをしているところであります。

また、地域活性化センター、TOTOの助成金を利用してジャンプ台とスノーハープの圧雪車の更新であります、11月の末に納入をされる予定であります。

また、スノーハープのアスリートランウンジ改修と駐車場整備の工事が終了し、7月25日、26日には第17回白馬スノーハープクロスカントリー大会が開催をされ、県内外から2,300人余りの参加選手と村内各種団体のご協力により、盛会のうちに終了をいたしました。また、8月29日、30日、土曜日と30日の日曜日に開催をいたしましたサマーグランプリ白馬ジャンプ大会、大勢の観客にお越しいただき、無事終了をいたしました。

本定例会に上程いたします案件は議案12件、決算認定6件であります。議案などにつきましては、担当課などの長に提案をさせますが、慎重なる審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。

議長（北澤禎二郎君） これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

お諮りいたします。日程第5 議案第55号から日程第7 議案第57号までは会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号から議案第57号までは会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、日程第5 議案第55号から日程第7 議案第57号までの委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、議案第55号から議案第57号までは委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

△日程第5 議案第55号 物品の取得について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第55号 物品の取得についてを議題といたします。

提案の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第55号 物品の取得につきましてご説明いたします。

次のとおり、物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、件名、白馬村消防団小型動力ポンプつき積載車の購入。
- 2、納入場所、白馬村。
- 3、物品名、小型ポンプ積載型消防自動車1台。小型動力ポンプ1台。
- 4、取得金額、754万9,200円。
- 5、契約相手方、長野県長野市稲里町田牧1614番地1、株式会社北信ポンプ長野営業所、所長、西沢雅弘。

本契約につきましては、南部分団堀之内地区に配備されております小型ポンプ積載型消防自動車を購入から22年が経過し、また積載されておりました小型動力ポンプについても、震災により破損するなどから更新をするものでございます。

本契約に当たり、6社を指名して8月17日に指名競争入札を行った結果、株式会社北信ポンプ長野営業所が落札をいたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号 物品の取得については原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

△日程第６ 議案第５６号 工事請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第６ 議案第５６号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 議案第５６号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的、平成２７年度、２６災、公共土木施設災害復旧工事、村道１０１１号線外堀之内３外９。

契約金額、５，１７３万２，０００円。

契約の相手方、白馬村大字北城１番地１５、株式会社大糸、代表取締役、太田具英でございます。

本件は、平成２７年度予算で執行します震災により被災した村道の災害復旧にかかわる工事の請負契約議案でございます。村内に本社を持ち、特定建設業の許可を有し、舗装工の経営事項審査点数を有する社で、本村に指名願いを提出している５社を指名し、８月２１日に入札を行いました。入札は株式会社大糸、姫川建設株式会社、株式会社宮尾建設、株式会社白馬三津野、株式会社落田の５社により実施しましたところ、株式会社大糸がごらの金額で落札したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第５６号 工事請負契約の締結については原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第57号 工事請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 議案第57号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的、平成27年度、26災、公共土木施設災害復旧工事、村道0102号線、堀之内1。

契約金額、8,262万円。

契約の相手方、白馬村大字北城629番地、株式会社白馬三津野、代表取締役、松澤秀明でございます。

本件も、平成27年度予算で執行する、震災により被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の請負契約議案でございます。村内に本社を持ち、特定建設業の許可を有し、土木の経営事項審査点数を有する社で、本村に指名願いを提出している5社を指名し、8月21日に入札を行いました。入札は議案第56号と同様の5社により実施しましたところ、株式会社白馬三津野がごらの金額で落札したものです。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第58号 白馬村特定個人情報保護条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第58号 白馬村特定個人情報保護条例の制定についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第５８号 白馬村特定個人情報保護条例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例の制定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法で以降番号法と呼ばせていただきます。

この制定により番号法の個人番号の内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報が利用されることとなることから、番号法第３１条が定める保護措置が必要な規定を定めるため、既存の白馬村個人情報保護条例とは別に条例を制定するものでございます。

これは、番号法では特定個人情報や情報提供等の記録について、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の一般法３法の個人情報よりも厚い保護措置を設けるものであり、地方公共団体については地方分権の観点から、特定個人情報の取り扱いについて一律に番号法で規定することは望ましくなく、また現行の個人情報保護法制においても、地方公共団体における個人情報保護は地方公共団体の定める個人情報保護条例によるものとされているからでございます。

第１章は総則で、第１条の目的は白馬村等における特定個人情報の適正な利用等を確保するとともに、特定個人情報の適切な取り扱いを図ることとし、第２条は、この条例における用語の定義を規定しております。

第２章は特定個人情報の取り扱いで、第３条は収集等制限、第４条は保有の制限と、第５条は取得するときの利用目的の明示、第６条、第７条は正確性の確保や安全確保の措置を規定しております。第８条は、実施機関の職員等の従事者の義務、第９条は利用の制限ということで、利用目的以外の目的のための利用制限を規定し、第１０条では提供の制限の内容を番号法で定める規定と整合させております。

第３章は、開示、訂正及び利用停止、第１節は開示で、第１１条は自己を本人とする開示請求権、第１２条は開示請求に係る手続、第１３条は自己の特定個人情報の開示業務を規定しております。第１４条から第１６条までは部分開示等の開示に関する規定で、第１７条は開示請求に対する措置、第１８条は開示決定等の期限、第１９条は開示決定等の期限の特例で、これは関連する個人情報保護条例と日数を合わせてございます。第２０条は第三者に対する意見書提出の付与と、第２１条は開示の実施方法、第２２条は開示に係る手数料を規定しております。

第２節は、訂正で、第２３条から第２８条まで特定個人情報の内容が事実でないと思料される場合における訂正請求権、手続、訂正義務、措置、訂正決定等、第２９条は、訂正決定を実施する場合の提供先への通知を規定しております。

第３節は、利用停止で、第３０条から第３５条まで特定個人情報の利用停止請求権、手続、利

用停止義務、措置、利用停止決定等を規定しております。

第4節は、不服申し立てで、第36条は審査会への諮問として諮問機関につきましては個人情報保護条例と同様に白馬村情報公開審査会としております。

第37条、第38条は諮問後の手続を規定しており、第4章は雑則で第42条では規則への委任を規定しており、規則は別に定めるということとしてございます。

附則として、この条例は番号法施行の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第59号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第59号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第59号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、先ほどの議案第58号でご説明申し上げました白馬村特定個人情報保護条例の制定に際し、個人情報保護条例の実施機関についても関連することから合わせて見直しを行い、実施機関として追加をするものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、最終ページの新旧対照表をごらんください。

第2条第4号中、実施機関において、固定資産評価審査委員会の次に「、公営企業管理者の権限を行う村長、土地開発公社」を加えるものでございます。

表の改め文のほうに戻っていただきまして、一部改正の施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

白馬村水道ビジョン策定委員会の設置に伴い、策定委員の報酬を規定する必要があることから、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正し、新たに水道ビジョン策定委員の報酬について追加するものでございます。

後ろの別表のとおりでございまして、表に1行追加するというものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い新たに発行することとなる2種類のカードの再交付手数料を明文化するものでございまして、条例別表を改正するものでございます。

まず、上段の第1条でございますけれども、従来の住民基本台帳カード交付手数料の下に新たに個人番号の通知カードの再交付手数料として1件500円を加えるものでございます。

この改正部分は法律の施行に合わせまして本年10月5日からの施行となります。

その下、第2条につきましては、個人番号カードの再交付手数料として1件800円を加えるとともに、従来の住民基本台帳カードの交付が終了することから、この項目を削除するものでございます。

こちらは平成28年1月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１２ 議案第６２号 平成２６年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１２ 議案第６２号 平成２６年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第６２号 平成２６年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

平成26年度の未処分利益剰余金の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金 9 億 9, 0 6 3 万 3, 0 1 2 円のうち、9 億 6, 3 3 8 万 2, 5 8 8 円を資本金に組み入れ、残額 2, 7 2 5 万 4 2 4 円を翌年度繰越利益剰余金として処分しようとするものでございます。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、ここで 5 分間休憩をしたいと思いますので、お願いします。

休憩 午前 1 0 時 5 8 分

再開 午前 1 1 時 0 3 分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第１３ 議案第６３号 平成２７年度白馬村一般会計補正予算（第３号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第１３ 議案第６３号 平成２７年度白馬村一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第６３号 平成２７年度白馬村一般会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2, 0 4 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 4 億 4 6 9 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

7 ページ、歳入明細をごらんください。

主なものを説明いたしますが、13 款国庫支出金、国庫補助金の6 目伝統的建造物群保存対策補助金587 万3,000 円の減額は、村から所有者へ事業主体変更によるものであります。

8 ページ、14 款県支出金県補助金7 目の農林業施設小災害復旧補助金112 万5,000 円の増額は、農地の不陸整正によるものであります。

9 ページ、17 款繰入金の2 目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金の増額は2,263 万6,000 円をスポーツ振興基金から国民体育大会開催事業へ、また100 万円を環境保全の基金から山岳観光施設維持補修事業へ充当するものでございます。

19 款諸収入1 目雑入の損害保険料453 万3,000 円の増額は、猿倉荘、頂上宿舎、天狗山荘、落倉公衆トイレの雪害によるものであります。

10 ページ、20 款村債の増額は、公共土木施設や公共施設の災害復旧事業が主なものであります。

以上が特定財源で、7 ページにお戻りいただきまして、一般財源といたしましては、1 款村税の1 目軽自動車税181 万5,000 円の減額は、当初予算では税率の改正による増税分を見込んでおりましたが、税率の改正が延期をされたため、その増税分の減ということであります。

9 款地方交付税では、1 目普通交付税の額の確定により1 億6,161 万3,000 円を増額。

9 ページ、17 款1 目財政調整基金の繰入金1 億1,258 万1,000 円を減額しております。

続いて、歳出明細になりますが、11 ページ、2 款総務費1 目一般管理事業34 万3,000 円の増額は、神城断層地震1 周年記念行事の費用であります。

6 目企画一般事業540 万円の減額は、当初八方体育館のつり天井部分の改修を予定しておりましたが、昨年の地震により多数の外壁のひび割れなどが発見をされたため工事内容を見直し、22 ページに記載をさせていただいておりますが、緊急性が高いと判断する10 款災害復旧費、文化会館災害復旧事業へ組み替えをさせていただきました。

12 ページ、2 項2 目賦課徴収事業の補償補填及び賠償金300 万円と村税還付金及び還付加算金200 万円の増額につきましては、土地の課税誤りによるものであります。

7 項3 目国民体育大会開催事業の1,263 万6,000 円の増額は、先ほど申しました、ふるさと白馬村を応援する基金を活用した八方尾根スキー場の会場整備の負担金の増額であります。

13 ページ、3 款民生費、1 項5 目後期高齢者医療事業405 万7,000 円の増額は、平成26 年度の後期高齢者医療広域連合への負担金の精算によるものであります。

4 款衛生費、1 項1 目小規模水道維持管理事業1,086 万4,000 円は幸田地区、内山地区、青鬼地区、大左右地区で地震により破損した簡易給水施設の補修工事などであります。

15 ページ、5 款農林業費1 項4 目農業基盤整備促進事業51 万9,000 円の減額は補助事

業費の確定による減であります。

16ページ、3項1目地籍調査事業55万1,000円の増額は震災により過年度設置をいたしました規準点の再測量が必要となったため、測量業務委託料の増であります。

17ページ、6款1項2目山岳観光施設維持補修事業455万5,000円の増額の主なものは猿倉荘、頂上宿舎などの雪害による修繕費の増であります。

18ページ、7款土木費5項2目克雪住宅普及促進事業補助金60万円は1名予定者がいることから予算計上するものであります。

19ページ、8款消防費1項3目消防施設管理事業の防火水槽撤去工事費49万4,000円は、堀之内地区の被災した防火水槽の撤去費であります。

20ページ、9款教育費4項4目文化財保護事業31万4,000円の増額の主なものは、この3月に白馬村文化財天然記念物に指定した震災の爪痕である森上の撓曲のほうの経費であります。

21ページ、10款災害復旧費1項1目過年発生農地農業用施設災害復旧事業単独225万円の増額は、農地の不陸整正業務にかかる費用の増額であります。

2項1目過年発生公共土木施設災害復旧事業単独1億7,430万円の増額は、新たに村道等で被災箇所が発覚したことによる増額であります。

22ページ、過年発生公共土木施設災害復旧事業補助200万円の増額は、電柱移転に伴う補償料の増であります。

3項1目伝統的建造物群災害復旧事業900万円の減額は、村から所有者へ事業主体変更などによる減であります。

社会福祉施設災害復旧事業174万円は、ふれあいセンターの内外壁のひび割れなどの補修によるものであります。

23ページ、12款諸支出金1項3目ふるさと納税基金事業200万円の増額は、この6月の議会定例会で可決をされました白馬高校魅力づくり事業への積立金でございます。

お戻りいただき、4ページをお願いしたいと思います。

地方債の追加及び変更であります。第2表 地方債補正のとおりということでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第14 議案第64号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第1号）**

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第64号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第64号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、総額を14億5,210万円とするものでございます。

初めに、歳出明細からご説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

1款2項1目の賦課徴税費につきましては、補償補填及び賠償金として30万円の増額をお願いするものでございまして、過年度分固定資産税の還付に連動し、国補税、資産割の返納額を計上させていただくものでございます。

4款1項後期高齢者支援金及びその下5款1項前期高齢者納付金は、本年度の支払額確定に伴いそれぞれ30万1,000円、2万8,000円を増額計上させていただきました。

10款2項1目療養給付費負担金等返納金は、平成26年度に国から概算交付を受けた療養給付費交付金等について、実績額確定により返納額が生じたために2,537万1,000円を計上させていただきました。

資料戻りまして、5ページの歳入明細をお願いいたします。

ただいま説明をいたしました歳出予算の増額に対しまして、歳入では8款1項1目の繰越金2,600万円を増額計上とさせていただきました。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第65号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 議案第65号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第65号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ945万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,150万8,000円とするものでございます。

支出の関係についてご説明しますので、最終のページをごらんください。

今回の補正の内容でございますけれども、受益者負担金関連事務の見直しに関する個別研修、下水道事業の予定しておりますが、引き続きご指導いただくということで59万1,000円の委託料、それから生活排水基本計画の見直しにかかわる委託業務ということで54万円を計上いたしました。

また、災害復旧にかかわるものでございますが、査定後発見されたもの等の工事請負費を合わせまして432万円、また、ガス管等の補償費の関係でございますが、400万円でございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第66号 平成27年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第66号 平成27年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第66号 平成27年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正ですが、収益的支出に災害復旧にかかわる給水工事費等を140万円追加いたしまして、総額2億9,933万9,000円とするものでございます。

また、資本的支出の関係でございますが、やはり災害復旧にかかわる調査設計費用、工事請負費合わせまして1,678万円を追加いたしまして、1億1,689万4,000円とするものでございます。

内容でございますけれども、収益的支出のほう、3ページでございますが、営業費用の関係でございますが、災害復旧にかかわる小規模な個別な給水工事を実施したもの150万円が主なものでございます。

また、次のページでございますが、資本的支出の関係でございますが、災害復旧の調査委託設計費として50万円の委託料、また工事請負費としまして建設改良災害復旧工事ということで、堀之内、野平、大出等合わせまして1,100万円、またそれに伴う材料費といたしまして550万円を計上したものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第58号から議案第66号までは、お手元に配付いたしました平成27年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第66号までは、常任委員会等付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより認定案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第17 認定第1号から日程第22 認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。

よって、日程第1号から日程第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

△日程第17 認定第1号 平成26年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第2号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第3号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第4号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第5号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第6号 平成26年度水道事業会計決算認定について

議長(北澤禎二郎君) 最初に、日程第17 認定第1号 平成26年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 認定第1号 平成26年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。

地方自治法第23条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

私からは歳入全般と議会、監査、総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の

歳出につきましては担当課等の長が順次説明をまいります。

それでは、平成26年度歳入歳出決算書、87ページをごらんください。

歳入総額が61億5,914万2,000円、歳出総額が57億2,412万4,000円で、歳入歳出差引額は4億3,501万8,000円、繰越明許費繰越額は2億9,113万3,000円、実質収支額は1億4,388万5,000円、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は9,500万円であります。

5ページをごらんください。

まず、歳入であります。村税は14億4,759万464円で、内訳は村民税が3億7,283万5,019円、固定資産税が9億4,269万4,086円、軽自動車税が2,416万5,050円、村たばこ税が7,050万6,059円、入湯税が3,739万250円であります。不納欠損額は1,015万1,438円で、収入未済額は6億7,342万1,064円あります。

6ページをごらんください。

地方譲与税が6,633万4,000円、地方消費税交付金が1億3,402万円。

7ページになりますが、自動車取得税交付金が712万円、地方交付税が19億8,287万3,000円あります。

8ページをごらんください。

分担金及び負担金は3,837万5,106円で、主なものは老人福祉施設入所者負担金463万3,287円、保育園保育料及び延長、一時、土曜及び休日保育料負担金2,928万1,570円あります。

使用料及び手数料は7,152万6,993円で、使用料の主なものはスノーハーブ使用料201万5,150円、ジャンプ競技場リフト使用料3,118万500円。

9ページをごらんください。

ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料463万85円、ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分利用料553万1,933円、デマンドタクシー使用料215万5,200円、公有財産占用料611万2,255円、ウィング21体育施設使用料731万7,950円、ナイトシャトルバス利用料403万6,300円であり、手数料の主なものは戸籍・住民票、印鑑証明等交付手数料410万4,600円あります。

10ページをごらんください。

国庫支出金は4億7,505万420円で、国庫負担金の主なものは、児童手当負担金9,442万5,999円、国民健康保険基盤安定負担金554万9,467円、障害者自立支援給付負担金4,515万1,762円。公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費補助金3,295万2,000円あります。

国庫補助金の主なものは、１１ページ、社会保障税番号制度システム整備費補助金３４６万３，０００円、臨時福祉及び子育て世帯臨時特例給付金事業補助金３，７１３万３，０００円、浄化槽整備事業補助金４４６万５，０００円、道路改良等に伴う社会資本整備総合交付金２，６２２万２，０００円、防災安全交付金が繰越分を合わせ１億１，５７２万円、臨時道路除雪交付金４，８５０万円。

１２ページをごらんください。

伝統的建造物群保存対策事業補助金９２５万円であります。国庫委託金の主なものはナショナルトレーニングセンター委託金１，７３８万５，２４８円であります。県支出金は３億１，８０１万８，３１３円で、県負担金の主なものは１３ページ、児童手当負担金２，１４９万９，４９９円、国民健康保険保険基盤安定負担金３，７０９万５７４円、後期高齢者医療基盤安定負担金１，５５１万４，７９６円、障害者自立支援給付費２，２３４万６，６４０円であります。

県補助金の主なものは、山岳高原を活かした世界水準の観光地づくり補助金４，３００万５，０００円、身障者医療給付事業補助金８６３万７，０００円。

１４ページをごらんください。

乳幼児医療給付事業補助金３０７万９，０００円、安心子供基金事業補助金繰越分を含め３５３万４，０００円、保育緊急確保事業補助金３８２万１，０００円、合併浄化槽整備事業補助金４４６万５，０００円。

１５ページをごらんください。

中山間地域等直接支払事業交付金４７２万円、農地集積協力金６１４万８，８００円、農業基盤整備促進事業補助金１，３４４万円、緊急雇用創出事業補助金３９９万円。

１６ページをごらんください。

観光地トイレ整備推進事業補助金３５７万５，０００円あります。県委託金の主なものは、ジャンプ台管理委託金４，００６万２，０００円、県民税徴収委託金１，５７２万１，１００円、衆議院議員総選挙事務委託金４８４万３，０８７円、長野県知事選挙事務委託金４６６万４，８７７円あります。

１７ページをごらんください。

財産収入２，５８２万２，６４６円の主なものは、村有土地建物貸付収入５２９万２，１１１円、山小屋貸付収入１，０００万円あります。

１８ページをごらんください。

寄付金１億７，９３１万３９７円は一般寄付金６１５万円、ふるさと白馬村を応援する寄付金１億５，０８７万３，４６８円、災害見舞金２，２２８万６，９２９円あります。繰入金３億５，５０７万１，０００円は財政調整基金から３億４２万１，０００円、ふるさと白馬村を応援

する基金から665万円、義務教育施設整備基金から4,800万円の繰り入れであります。

19ページをごらんください。

繰越金は1億3,716万8,221円であります。諸収入1億4,539万9,535円の主なものは、村税延滞金2,390万2,020円、商工振興資金預託金回収金2,000万円、健診手数料307万7,200円、衛生手数料318万5,950円、ごみ袋販売手数料947万1,400円、粗大ごみ処理手数料931万2,429円、消防団員退職報償金384万3,000円。

20ページをごらんください。

損害保険料503万2,982円、介護給付金398万3,760円、市町村振興協会市町村交付金523万5,453円、スポーツ拠点づくり推進事業補助金400万円、北アルプス広域連合過年度還付金851万円、介護保険地域支援事業受託金2,486万2,000円。

21ページをごらんください。

ケーブルテレビ線移転補償料219万5,208円、村債は7億6,279万円で主なものは、臨時財政対策債2億4,299万円。

22ページをごらんください。

農林業債5,080万円のうち、繰越事業を含む地域活性化事業債2,590万円は奈良井有効利用整備関係でございます。観光債4,850万円は辺地対策事業債の観光レクリエーション施設整備関係です。土木債1億4,390万円のうち公共事業等債8,520万円は道路新設改良関係となっております。災害復旧債は2億4,900万円で公共土木施設災害復旧事業債2億4,280万円が主なものであります。

次に、24ページからの歳出であります。議会費7,703万8,175円は議員12名の報酬手当、職員2名及び臨時職員1名分の人件費が主なものであります。

総務費総務管理費の一般管理費2億3,062万8,385円は特別職2名、一般職員13名、及び臨時職員2名分の人件費。

26ページをごらんください。

例規システム使用料488万3,760円が主なものであります。

27ページ、財産管理費5,833万344円は庁舎等の維持管理経費が主な内容で庁舎管理賃金506万円余り、燃料費574万円余り、光熱水費714万円余り、修繕費として多目的研修集会施設2階事務室にエアコンの設置や庁舎のガス配管修理など509万円余り。

28ページをごらんください。

建物災害共済保険料503万円余り、庁舎多目的の耐震設計委託料658万8,000円、マイクロバスを含む公用車4台の購入費1,375万円余りであります。交通安全対策費48万円は交通安全協会への補助金で、防犯対策費40万円は防犯協会への補助金であります。

姉妹都市提携費 506 万 6,032 円は静岡県河津町、和歌山県太地町との交流経費であります。

29 ページ、企画費 8,438 万 2,530 円の主な内容は、昨年 12 月 1 日から返礼品の運用を開始いたしましたふるさと納税に係る特典消耗品費等で 1,910 万円余り、ユーテレ白馬の番組製作委託料等 580 万円余り、電柱添架使用料 650 万円余り、いこいの森賃借料 750 万円。

30 ページをごらんください。

北アルプス広域経常費負担金に 991 万 9,000 円、地域づくり事業交付金及び補助金として 2,229 万 800 円であります。

電算業務費 2,988 万 5,762 円の主な内容は 31 ページになります。

電算総合行政システム業務委託料に 1,140 万円余り、マイナンバー制度への対応のシステム改修費 465 万 7,600 円であります。

環境保全費 3 万 400 円は環境審議会委員の報酬であり、環境政策費 137 万 9,534 円は太陽光発電設備等設備の補助金 85 万 7,000 円であります。

少し飛びまして、34 ページをごらんください。

選挙管理委員会費 15 万 319 円は選挙管理員の報酬が主なものであります。明正選挙推進費 3 万 6,600 円は推進員の報酬であります。無投票になりましたが、農業委員会委員選挙に伴う経費が 14 万 9,478 円、村長選挙に伴う経費が 460 万 9,421 円。

35 ページ、長野県知事選挙に伴う経費が 466 万 4,877 円。

36 ページをごらんください。

長野県議会議員選挙に伴う経費が 117 万 4,571 円、参議院議員選挙に伴う経費が 484 万 3,087 円であります。

37 ページ、統計調査総務費 215 万 1,469 円は学校基本調査、工業統計調査、経済センサス調査、農林業センサス等の経費であります。

監査委員費 60 万 1,380 円は監査委員の報酬が主なものであります。

少し飛びまして、51 ページをごらんください。

災害救助費は 5,979 万 4,381 円で、神城断層地震に伴う対応経費となっております。主なものは、災害救助に伴う被災住宅の応急修理等に 625 万円余り、家屋の被害認定委託料に 281 万円余り、応急仮設住宅入居に際し家電製品購入費等 680 万円余り、仮設住宅二次避難所等借上料 1,382 万 1,950 円。

52 ページをごらんください。

扶助費、災害見舞金として 74 世帯に対する 2,020 万円でございます。

少し飛びまして、69 ページをごらんください。

非常備消防費 2, 667 万 8, 330 円の主な内容は消防団員の報酬 612 万 6, 000 円。
70 ページをごらんください。

消防団員等公務災害補償掛金等 530 万円余り、消防団員出動賃金 631 万 8, 500 円、消防団員退職報償費 333 万 2, 000 円であります。

71 ページ、広域常備消防費 1 億 4, 135 万 8, 200 円は北アルプス広域連合への負担金などであります。

消防施設費 1, 245 万 2, 000 円の主な内容は消火栓の新設や老朽化による更新及び多雪型への更新に係る計 6 基の工事費 237 万円余り、消火栓管理負担金 150 万円であります。

防災費 758 万 2, 360 円の主なものは、消耗品費として個別受信機購入費等 325 万円余り、同報無線保守委託料 260 万円余りであります。

72 ページをごらんください。

災害対策費 2, 074 万 5, 369 円は、神城断層地震に係る職員手当 1, 571 万 5, 628 円、応急仮設住宅関連工事としてケーブルテレビ引き込み工事等 185 万 8, 572 円、村単独事業として震災に係る住宅修繕工事補助金 13 件分 242 万 7, 000 円です。

少し飛びまして、85 ページをごらんください。

公債費 5 億 7, 850 万 2, 355 円は長期債元金と利子及び一時借入金の利子であります。平成 26 年度末の地方債現在高は 53 億 8, 309 万 8, 284 円となっております。

諸支出金 1 億 5, 456 万 8, 763 円は財政調整基金、減債基金、ふるさと白馬村を応援する基金に基づく積立金及び地域情報化施設基金への積立金であります。

次に、88 ページをごらんください。

公有財産に関する調書であります。道路用地及び奈良井公園整備に伴う用地取得により約 4, 650 平米の土地がふえており、保安林の約 3 万 2, 600 平米の減少は南股地籍の土地を国への売却によるものであります。

89 ページの物品の中の自動車 2 台増はハイブリッド車 1 台と軽自動車 1 台の購入によるものであります。

平成 26 年度末基金の現在高は財政調整基金が 6 億 5, 098 万円余り、減債基金が 3 億 3, 509 万円余り、福祉基金が 1 億 4, 372 万円余り、義務教育施設整備基金が 3, 051 万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金は総額 1 億 6, 568 万円余りで、合計 14 億 565 万 3, 959 円となっております。

私からの説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、窪田会計室長。

会計管理者・室長（窪田高枝君） 会計室関係についてご説明いたします。

30ページをお開きください。

7目会計管理費553万494円は主な内容について説明をさせていただきます。12節役務費99万5,000円余りは、口座振替手数料窓口収納業務手数料でございます。

19節負担金、補助及び交付金80万円は、大北農協役場出張所の負担金でございます。

27節公課費237万5,000円余りは、源泉所得税の自己点検によるものでございます。

会計室関係については以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、平林税務課参事。

税務課長（平林 豊君） 税務課関係についてご説明いたします。

31ページをごらんください。

徴税费、税務総務費6,216万2,765円は職員9名分の人件費が主なものであります。

32ページ、賦課徴収費5,897万4,671円の主なものは、臨時職員1名及び確定申告等のための短期臨時職員4名分の賃金、273万9,000円、村内の土地4筆、村外の土地2筆の公売に伴う鑑定料42万4,000円、地方税電子申告支援サービス次期eLTAXシステム更新公開作業である国税連携委託料119万8,000円、賦課収納業務に係る電算委託料が965万5,000円、効率的な事務、適正な課税業務を行うための地番図等作成業務委託料2,325万2,000円、滞納整理システムレビーのリース料197万7,000円、平成24年度の徴収実績による長野県地方税滞納整理機構負担金301万6,000円であります。

33ページになりますが、振興公社補助金は事務職員1名分の人件費であり、研修会負担金は滞納整理実務研修等の参加費及び滞納システムの検索研修負担金であります。補填金は白馬村村税等過誤納金補填金支払い要綱の規定による住宅用地に対する特例措置誤り等の還付であり、村税還付金及び還付加算金は税法上の規定による修正申告、確定申告及び住宅用地に対する特例措置誤りによるものであります。

税務課関係の説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 引き続き、住民課関係につきましてご説明をいたします。

決算書33ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は2,077万1,595円の支出で、窓口職員の人件費のほか、電算システムに係る経費、サーバー共同化に伴う北アルプス広域連合への負担金などが主な内容となっております。

少し飛びしまして、46ページをお願いいたします。

3款1項6目住民総務費でございます。支出額は2億631万7,498円でありまして、大きなものは、19節負担金の中の後期高齢者医療療養給付費負担金が7,033万9,012円。

28節繰出金では国保事業特別会計へ1億81万6,000円、後期高齢者医療特別会計へ

2, 150万5, 000円、それぞれ繰り出しとなっております。

その下、7目の福祉医療費につきましては、4, 205万4, 926円の決算額であります。

次のページ、20節扶助費に記載のとおり、給付総額は3, 794万円余りとなっております。支出の規模といたしましては、前年度とほぼ同額となっております。

次に、50ページをお願いいたします。

3項1目年金総務費につきましては499万4, 064円の支出となっております。年金担当職員の人件費が主なものでございます。

52ページをお願いいたします。

4款の衛生費関係でございますが、1項1目環境衛生費は6, 739万6, 900円の支出でありまして、村で管理しております公衆トイレの維持管理に係る経費、北アルプス広域連合で運営しております火葬場の運営負担金などが主な支出の内容となっております。

少し飛びまして、54ページをお開きください。

2項1目じん芥処理費でございます。支出額は2億7, 595万4, 627円でごみの収集運搬に対する経費のほか、広域連合で進めておりますごみ処理広域化に係る負担金として1, 568万4, 000円、白馬山麓環境施設組合に対する清掃センターの維持管理負担金1億3, 740万9, 000円、ごみの集積所設置に対する行政区への補助金300万円などが主な内容となっております。

また、震災に係る廃棄物の処理費用約6, 300万円もこちらのほうから支出をしております。

隣の55ページ、2目し尿処理費につきましては、将来のし尿処理計画策定に係る業務委託料として383万4, 000円、クリーンコスモ姫川の維持管理経費に対する負担金といたしまして8, 498万3, 000円を支出しております。

住民課関係の説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 一般会計で上下水道課所管分について説明いたします。

53ページです。

合併処理浄化槽整備事業補助金でございますが、1, 339万6, 000円でございます。これは、合併浄化槽の設置、標準工事費の約4割を国、県、村で3分の1ずつ補助するものでございまして、26年度は31基に補助金を支出いたしました。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） それでは、続きまして、太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 健康福祉課関係につきましてご説明申し上げます。

40ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会総務費は7, 330万8, 142円の支出で、職員の人件

費、19節負担金、補助金及び交付金として白馬村社会福祉協議会への運営補助金2,595万2,000円が主なものでございます。

41ページの2目老人福祉費は5,362万8,077円の支出となっており、13節委託料として乗り合いタクシーの運行委託料1,026万円余り、そのほかに配食サービス、42ページになりますが、白馬村デイサービスセンター、岳の湯の指定管理料282万円余りと20節扶助費の養護老人ホームなどの福祉施設への入所及び短期入所に係る措置費2,804万円余りが主なものでございます。

3目障がい者福祉費は、1億598万8,278円で、主なものは43ページをごらんください。

20節扶助費が1億60万5,116円の支出です。これは在宅での訪問サービスや施設への通所、入所を利用するサービス、就労支援などの給付で、自立支援給付費が8,792万円余りで介護給付訓練給付などの生活支援、就労支援等の給付です。そのほかに、補装具給付や療養介護医療給付などが主なものでございます。

続いて44ページをごらんください。

4目社会福祉施設費は2,818万643円の支出で、主に保健福祉ふれあいセンターの維持管理費用と19節負担金、補助金及び交付金で北アルプス広域連合負担金が2,194万円です。養護老人ホーム鹿島荘の運営費及び鹿島荘の改築事業負担金、特別養護老人ホーム等の建設及び建設償還費に対する負担金が主なものでございます。

次に、5目介護保険費は1億7,545万1,614円の支出で、45ページをごらんください。

13節委託料は主に介護予防等に係る事業を行うための委託料、19節負担金、補助金及び交付金の中の北アルプス広域連合負担金1億4,000万円余りは広域連合が行っている介護保険運営に対する負担金であります。ほか、白馬村社会福祉協議会負担金として地域包括支援センターへの派遣職員人件費として1,481万円余りが主なものでございます。

次に47ページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は590万2,172円の支出で、放課後児童クラブに関する支出となっており、そのほとんどが指導員の人件費でございます。

次に、2目子育て支援費は1億5,649万3,853円の支出で、48ページをお願いいたします。主なものは、20節扶助費の児童手当、1億3,898万円が主なものでございます。

3目保育所費は1億5,412万9,097円で、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費でございます。支出の8割が非正規保育士職員、嘱託職員、代替等を含む臨時職員の人件費となっております。

続いて、50ページをお願いいたします。

4目臨時福祉給付金費で1目臨時福祉給付金費であります、2,741万4,436円で、主な内容は、51ページの負担金、補助金及び交付金の給付費で2,489万5,000円でございます。

続きまして、53ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費は5,123万610円の支出です。

54ページをお願いいたします。

主なものは、13節委託料で各種がん検診、乳幼児健診、各種予防接種などに関連する費用として検診委託料が2,436万円余りでございます。

3目医療対策費は2,114万4,278円で、19節負担金、補助金及び交付金の中の北アルプス広域連合負担金として平日夜間救急医療病院群輪番制運営費等の事業負担金として697万円余り、冬期のスキー傷害診療に対する負担金200万円、安曇総合病院改築に係る負担金1,200万円が主なものでございます。

健康福祉課関係につきましては、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） ここで1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） それでは農政課関係をお願いいたします。

56ページをお開きください。

5款農林業費の支出2億1,626万3,260円の主な内容について説明をいたします。

1項農業費1目農業委員会費は1,242万1,841円の支出となりました。担当職員の人件費、14名の委員報酬、農政システムの電算委託料が主な支出で、26年度は任期満了に伴う委員の改選がございました。

2目農業総務費は3,106万1,063円の支出で、農政課農政係職員の人件費が主な支出であります。その他団体負担金、農政係使用の公用車に関する経費が含まれております。

3目農業振興費は3,180万1,941円の支出です。

57ページをごらんください。

科目ごとに申し上げますと、11節需用費は農政課で管理しております神城多目的集会施設、農業体験実習館に係る光熱水費、燃料費。

13節委託料は、県の緊急雇用創出事業を活用し飯森地籍約7反の耕作放棄地解消に取り組んだ399万円のほか、白馬産米カドミウム濃度調査委託が主な支出であります。

15節工事請負費は神城農産加工施設の床張りかえ工事であります。

５８ページにかけて記載しております１９節の負担金、補助金２，１７１万５，０００円は切久保地区で２６年度創設の農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積を行った出し手への支援であります地域集積協力金６１４万９，０００円、担い手農家支援の経営体育成支援交付金１８８万４，０００円、中山間地域等直接支払交付金６９１万７，０００円や村農業再生協議会の産地づくり対策事業交付金会計への負担金、同じく再生協議会への経営安定対策の直接支払推進事業費補助金、創設２年目となりました特産品開発団体支援補助のほか、２６年度新設の青年就農給付金が主なものであります。

引き続き５８ページであります、４目農地費１億５０万５，７８１円の支出は、農業基盤整備全般に係る費用であります。

１３節委託料は入の宮送水管布設がえ及び奈良井地籍農作業道測量設計委託が主な支出で、１４節使用料は農地や水路の修繕、土砂除去等に係る重機借上料、１５節工事請負費５，６９３万７，０００円は通常の農業施設維持に係る工事費のほか、奈良井有効利用整備事業工事費として造成等に１，９６９万円、農業基盤整備促進事業として入の宮送水管布設がえ及び奈良井地籍農作業道整備に２，９１７万１，０００円支出したものであります。

５９ページにかけての１９節負担金、補助金２，７６８万２，０００円は、県営の小水力発電施設整備に対する負担金１，２００万円、２６年度創設されました農業の多面的機能の維持発揮のための地域活動、営農活動を支援する多面的機能支払交付金７６６万９，０００円、過去の土地改良事業における償還助成６６５万４，０００円などが主な支出で、農業集落排水事業会計への繰出金もこの農地費に含まれております。

次に、５款２項林業費について説明をいたします。

林業振興費は１，３１６万８，１８９円の支出で、前年に比べ１，６００万円余り５６％の減となっておりますが、これは大北森林組合補助金不正受給問題発生により間伐等促進事業補助金や森林整備地域活動支援事業等で、森林組合への交付実績がゼロであったことが主な理由であります。

１節報酬２３０万円は白馬猟友会で組織された鳥獣被害対策実施隊員の報酬です。

１３節委託料２７２万７，０００円は、カシノナガキクイムシの被害木の伐倒駆除、林道３路線の橋梁安全点検診断業務などに関する支出であります。

６０ページをお願いいたします。

１５節工事請負費１９９万円は、林道細野線、白馬小谷東山線の補修工に係る支出であります。

１９節負担金、補助金５０９万３，０００円は２６年度大北猟友会が事業主体で整備いたしましたライフル射場に係る市町村負担金、電気柵設置に係る有害鳥獣被害防止対策協議会への負担金、ペレットストーブ購入補助金等が主なものでございます。

続いて、５款３項地籍調査費について説明いたします。地籍調査事業費は２，７３０万

4, 445円で、地籍調査担当職員人件費、臨時職員賃金等のほか、数値測量業務の委託料772万4,000円が主な内容で、平成26年度は八方と蕨平の一部地域であります北城19区の調査に新規で取りかかり、前年からの継続で北城16区から18区の調査を実施いたしましたが、神城断層地震の発生により、電子基準点が変動し、予定していた工程がストップとなりました。

次に、ページ飛びますけれども、83ページをお願いいたします。

83ページの下段からになりますが、10款災害復旧費、1項1目現年発生林道施設災害復旧費について説明いたします。

支出額は488万7,900円で、平成25年6月の豪雨による林道細野線災害復旧事業で、事業実施を26年度に繰り越した工事費と監督補助委託料及び神城断層地震に係る林道被災への応急処置に係る支出であります。

次に、84ページであります。

2目現年発生農地農林施設災害復旧費657万1,478円でありますが、これは神城断層地震による農地、水路等の被災に対する応急工事や被災状況の調査、測量等の支出であります。

以上で、農政関係の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 61ページから、引き続き観光商工費の関係について説明をいたします。

1項観光費1目観光総務費4,131万円余りでありますけれども、主なものは職員4名、臨時職員1名の人件費、観光施設整備事業費の償還でございます。

17節公有財産購入費でありますけれども、県の観光協会が事業主体として行いました24年度に実施をした山小屋の改修、あるいは登山道整備事業費の償還金でございます。

62ページに入りまして、2目の観光施設整備費3,948万円余りでございます。

11節需用費の山岳観光施設修繕費1,115万円余りは、雪害による山小屋の修繕や頂上宿舎防火戸の修繕が主なものでございます。

13節委託料、山岳観光施設維持管理委託料354万円余りは、登山道整備及び夏期の猿倉駐車場交通整理業務の委託料でございます。

平地観光施設管理等の委託料290万円余りは、白馬駅前の観光案内業務委託料、塩の道等の管理委託料でございます。

63ページにいきまして、15節の工事請負費では、親海湿原の敷き板の改修を継続事業で行っておりますけれども、延長で48メートルの工事を実施したほか、猿倉の御殿場に通じます運搬道路の路肩の修繕工事を行いました。

3目の観光宣伝振興費1億1,052万円余り、主なものは観光地経営計画策定業務、ナイトシャトルバスの運行业務、ゆるキャラ活用事業に関する委託料、観光局や観光団体への負担金で

ございます。

13節の委託料、繰越明許費で332万円余りがありますけれども、これは今年度に送りましたWi-Fi環境整備事業に関係をいたします情報発信システムに関する業務委託料を繰り越したものでございます。

64ページに入りまして、15節の工事請負費、ここにも繰越明許費2,273万円余りが出ておりますけれども、同じくWi-Fi環境整備事業で観光、防災の拠点となる白馬駅前、八方文化会館、役場周辺にアクセスポイントを設けるための工事請負費を繰り越したものでございます。

19節の負担金及び補助及び交付金、ここでの繰越明許費1,000万円は民間事業者に対する無線LANの環境整備に対する事業の補助金分でございます。観光局負担金8,218万円余りの内訳でございますけれども、管理費用や人件費の負担額で4,793万円、事業費に対する負担額で3,425万円でございます。観光振興負担金958万円余りは北アルプス3市村観光連絡会を初め北アルプス観光連盟など、16団体への負担金が主なものでございます。

4目の観光安全浄化対策費542万円余りは主なものではスキー場の安全対策事業、山岳の美化活動、山岳トイレの維持管理、高山植物やライチョウの保護活動に充てた費用でございます。

19節の負担金、補助及び交付金は観光浄化対策関係団体負担金434万円余り、内訳は八方尾根の安全管理協議会、北アルプスを美しくする会などへの負担金、それから八方自然研究路の植栽回復事業を行った部分の負担金でございます。

5目の観光特産費164万円余りは主なものは道の駅白馬に関係をいたします施設の管理費用や敷地の借上料でございます。

64ページから65ページにかけての6目の遭難対策費275万円余りの主なものは、登山相談所の開設、遭難対策センターの管理、北アルプス北部、それから白馬村の遭難対策協議会の団体での負担金でございます。

2項商工費、1目商工振興費3,360万円余りの主なものは、融資制度に基づく補償料や預託金、商工会が実施をする経営改善普及事業や地域振興事業に対する補助金です。

19節負担金及び交付金のここにも繰越明許費1,750万円が出ておりますが、これは先ごろ実施をしましたプレミアム商品券の発行事業に対する繰越分でございます。

また、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金60万円余りは26年度に新たに創設をしたいと思いますマル経資金の利子分の補助で、実績として22件でございました。

観光に関係をいたします説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） それでは、建設課関係といたしまして、7款土木費、10款災害復旧費につきましてご説明をいたします。

決算書は65ページからになります。

65ページの下段から66ページにまたがりませんが、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、3,278万円余りを支出し、職員4名分の人件費が主なものでございます。

66ページをごらんください。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は249万円余りを支出しており、村道台帳補正委託料が主な支出でございます。

2目道路維持費は村道の維持補修と除雪に要した費用といたしまして、4億7,196万円余りを支出しております。

7節賃金及び11節需用費は除雪事業に要した支出が主なもので、備考欄の下から3行目の光熱水費では村道の無散水消雪施設の電気料として893万円余り、道路照明の電気料として288万円余りを支出し、その下の修繕費では除雪用重機の修理代として231万円余りを支出しております。

67ページの13節委託料、備考欄の除雪委託料は昨年度より約2億3,400万円増の4億230万円余りの支出となりました。

14節使用料及び賃借料、備考欄の重機借上料は定置式の凍結防止剤散布機6基の使用料が主な支出でございます。

15節工事請負費は、村道の穴埋めや道路などの補修工事に要した支出でございます。

16節原材料費、備考欄の除雪原材料費は道路に散布をしました凍結防止剤の購入費用で、次の道路維持原材料費は各行政区へ支出しました碎石、U字溝などの資材の購入費用が主なものでございます。

3目道路新設改良費につきましては、68ページにまたがりませんが、職員2名分の人件費のほか、67ページの最終行になりますけれども、13節委託料では、起債事業として実施しました道路改良のための調査設計委託料及び村単事業として、26年度から着手しました和田野線の村道確定事業などに614万円余りを支出しております。

68ページをごらんいただきたいと思います。

道路新設改良費の続きになりますが、1行目の備考欄補助事業実施設計等委託料は交付金事業で実施しました村道0105号線舗装修繕、水神宮橋ほか3橋梁調査のための測量設計委託料及び25年度から繰り越しをしました設計委託料が主な支出でございます。

15節工事請負費、備考欄の工事請負費は起債事業で実施しました村道0106号線歩道新設、村道2201号線道路改良、村道2253号線道路新設が主なもので、その下の補助事業工事請負費は交付金事業で実施しました村道0105号線舗装修繕工事及び25年度からの繰越工事があります楠川橋の上部工などが主な支出であります。

17節公有財産購入費及び22節補償、補填及び賠償金は村道3101号線道路改良のための

用地取得費及び補償費が主なものでございます。

繰越明許費でありますが、15節工事請負費1,268万円、17節公有財産購入費35万円、22節補償、補填及び賠償金300万円は起債事業で実施をします村道3101号線道路改良に要する費用でございます。

4目交通安全施設整備費は、191万円余りの支出で、村道のセンターラインなど区画線の施工に要した費用でございます。

3項河川費1目河川総務費は、258万円余りの支出で13節委託料、備考欄の測量設計等委託料は直轄砂防50周年記念として植樹をいたしました桜の管理委託料で、19節負担金、補助及び交付金では河川関係の同盟会などへの負担金が主な支出でございます。

次に、69ページの2目都市公園費は260万円余りの支出で、この目の支出は平成19年4月に開園しました大出公園の維持管理に要した費用で、11節需用費、備考欄の修繕費は公園内の古径庵の茅葺き屋根の修繕に要した費用であります。

5項住宅費1目住宅管理費は158万円余りの支出で村営住宅16戸の維持管理に要した費用であります。

続きまして、84ページをごらんください。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目現年発生公共土木施設災害復旧費は昨年11月22日に発生しました長野県神城断層地震により被災しました村道の災害復旧に要した費用として2億9,100万円余りを支出しました。

繰越明許費でありますが、11節需用費180万円、13節委託料3,950万円、14節使用料及び賃借料200万円、15節工事請負費4億4,640万8,000円、16節原材料費35万円を27年度に繰り越し、村道の復旧に当たるものであります。

最後になりますが、4項その他公共施設災害復旧費1目現年発生その他公共施設災害復旧費の繰越明許費につきましてご説明いたしますので、85ページをごらんください。

3行目の15節工事請負費の繰越明許費513万1,000円のうち40万円は、かっぱの館の愛称で呼ばれております地域生活基盤施設大出センターの修繕費用として繰り越すものであります。

以上で、建設課関係の説明を終わりといたします。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 教育課、スポーツ課の関係につきましてご説明をいたします。

決算書37ページをごらんください。

2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は1,602万5,387円で、職員3名分と臨時職員1名分の人件費でございます。

次に、2目施設管理費は2億316万7,366円で、ジャンプ競技場に9,288万円余り、スノーハープに1億1,028万円余りの維持管理費経費でございます。ジャンプ競技場の主な支出内訳は圧雪車点検修理に338万円、委託料に県よりのジャンプ競技場管理業務委託料が4,890万円余り、雪どめネット脱着業務委託料が793万円余り、光熱水費が983万円余りでございます。

スノーハープでは、圧雪車点検修理に287万円余り、多目的コース改修アスリートラウンジ移設、駐車場整備工事に伴う設計監理委託料が351万円余り、工事請負費が1,819万円余りであります。

なお、ジャンプ競技場維持管理費に県委託金4,006万円、リフト使用料3,118万円余りを充当し、スノーハープ工事関係では辺地債4,850万円余りを充当しております。

38ページをごらんください。

3目スポーツ事業振興費は4,127万8,784円で、主な内容はスポーツ拠点づくり推進事業、全国小学生・中学生マウンテンバイク大会が400万円、白馬少年スキー大会に380万円、各スキー大会等大会への負担金補助が1,739万円余り、スキー選手育成事業補助が1,000万円でございます。各種スキー大会負担金はサマーグランプリジャンプ大会、第93回全日本スキー選手権大会コンバインド・スペシャルジャンプ、ファーイーストカップ白馬、カンダハーカップ等であります。

また、スポーツ功労賞を5名に、スキースポーツ育成振興奨励金を16名に授与しております。

次に、4目ナショナルトレーニング費は1,500万8,240円で、選手用のトレーニング機器として上半身トレーニングマシン5セット、ランニングマシン4台、エアロバイク5台等909万円余り、両施設の使用料、利用料といたしまして209万円余りが主な支出でございます。全額国の委託金でございます。

次に、9款の教育費ですが、決算書72ページをごらんください。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費173万9,900円で教育委員4名の報酬と大北教育委員会連絡協議会等への負担金でございます。

2目事務局費1億261万5,504円ですが、教育長及び職員2名分の人件費と学校環境整備事業工事費4,978万円余りで主なものは、南小学校北校舎改修988万円余り、北小学校北校舎床張りかえ1,459万円、中学校の屋根改修1,367万円余りであります。

また、3項の非構造部材耐震化工事356万円余り、白馬幼稚園に就園奨励費補助金として40名分612万円余りでございます。

74ページをごらんください。

3目教職員住宅費は4万円余りで、2項小学校費は7,093万2,038円で、1目学校管理費は2,474万円余りで主な内容は用務員2目位の賃金452万円余り、燃料、光熱水費

1, 405万円余り、修繕費228万円余りでございます。

次に、2目教育振興費は4, 618万円余りで主な内容は学校医報酬107万円余り、講師9名の賃金2, 088万円余り、消耗品費904万円余り、教務備品費318万円余り、図書購入費129万円余りでございます。

76ページをごらんください。

3項中学校費3, 753万8, 271円で、1項学校管理費は1, 019万円余りで主な内容は用務員1名の賃金224万円余り、燃料光熱水費520万円余りであります。

次に、2目教育振興費は2, 734万円余りで、主な内容は、講師、外国語指導助手3名分の人件費855万円余り、消耗品費335万円余り、教務備品費172万円余り、図書室の司書1名分350万円余りでございます。

78ページをお開きください。

4項社会教育費は4, 923万4, 682円で、1目社会教育総務費1, 510万円余り、主な内容は社会教育委員6名の報酬と職員2名分の人件費、1, 513万円余り、ウイング21ホール自主公演委託料170万円余りで6月27日に京都茂山狂言、10月10日にクラシック名曲コンサートを実施いたしました。

2目公民館費236万円余りで79ページをごらんください。

3目図書館費1, 128万円余りで主な内容は司書3名分の人件費と図書購入費125万円でございます。80ページをごらんください。4目文化財保護費2, 048万円余りは青鬼の伝統的建造物群保存地区補助として3物件の改修工事補助1, 845万円余りであります。

次に、5項保健体育費は9, 422万5, 974円で、1目保健体育総務費、1, 034万円は職員1名分の人件費とスポーツ推進員報酬と体育協会補助金が主な内容でございます。

81ページをごらんください。

2目体育施設費4, 302万円余りはウイング21臨時職員賃金568万円余り、プール監視員賃金204万円余り、燃料光熱水費1, 383万円余り、修繕費159万円余り、ウイング21保守管理委託料386万円余りでございます。

82ページをごらんください。

3目学校給食費4, 086万円余りは共同調理場と南小の学校給食にかかわる経費であります。給食調理員の賃金1, 275万円余り、栄養士賃金245万円余り、燃料、光熱水費567万円余り、扶助費の準要保護児童援助金264万円余りであります。

85ページをごらんください。

その他公共施設災害復旧費はウイング21舞台つりもの修繕工事324万円余りでございます。

以上で、教育課、スポーツ課の関係の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、日程第18 認定第2号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘

定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第3号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 続きまして、認定第2号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

決算書の93ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款1項国民健康保険税につきましては2億7,294万8,877円で、破産等により不納欠損処理した金額は145万8,432円でありました。

国保税の決算額は前年比3,800万円ほどの減額となっておりますが、これは昨年度改正をいたしました税率の引き下げによるものでございます。

2款1項の国庫負担金は2億5,416万439円で療養給付、介護納付金、後期高齢者支援金のほか高額医療費共同事業、特定健康診査事業等に支払った費用に対する国の負担金でございます。

94ページ、3款療養給付費等交付金は退職被保険者の医療費に対する交付金で4,482万6,550円、その下、4款の前期高齢者交付金は2億4,296万9,070円の収入となりました。

5款共同事業交付金は1億4,692万9,713円で、次の95ページにありますとおり、2款保険財政共同安定化事業に対する交付金が主なものでございます。

6款財産収入は42万4,000円余りで基金の利子分でございます。

7款1項の一般会計繰入金は1億81万6,000円で、人件費や事務費にかかわる繰り出しのほか、保険基盤安定事業や出産育児一時金等に対し、一定のルールに基づいて繰り入れたものでございます。

なお、本年度も基金取り崩しによる繰り入れはございませんでした。

隣の96ページ、9款諸収入のうち、308万6,000円余りは国保税の延滞金収入でございます。

97ページをお願いいたします。

10款県支出金は総額で7,599万1,312円となっておりまして、1項は高額医療費共同事業や特定健診にかかわる県の負担金。

2項は市町村間の財政均衡を図るための調整交付金でございます。

次に、歳出の説明に入ります。

隣の98ページをごらんください。

1款1項総務管理費につきましては、2,120万6,388円の支出でありまして、職員人件費電算システムの委託料などのほか、徴税に係る経費も含まれた額でございます。

99ページをお願いします。

2 款保険給付費につきましては、総額で7 億5, 0 3 5 万5, 5 4 7 円となっておりますが、近年の医療費の伸びも反映いたしまして、前年比4. 3 %、3, 1 0 0 万円ほどの増額となっております。

隣の1 0 0 ページ、4 項の出産育児諸費は7 9 8 万3, 7 8 0 円で、1 9 件に対する出産育児一時金でございます。

1 0 1 ページをお開きください。

4 款後期高齢者支援金は1 億8, 5 5 3 万2, 8 5 5 円の支出でございました。

隣の1 0 2 ページ、6 款介護納付金は8, 9 3 0 万9, 7 4 5 円で、介護保険第2 号被保険者の保険料分でございます。

その下、7 款の共同事業拠出金は1 億4, 7 8 5 万9, 7 6 3 円で、高額医療費共同事業にかかわる拠出が3, 6 3 0 万円余り、保険財政共同安定化事業にかかわる拠出が1 億1, 1 0 0 万円余りとなっております。

1 0 3 ページをお願いいたします。

8 款1 項1 目の特定健康診査等事業費は1, 0 9 7 万9, 3 5 8 円で、特定健診に係る受診率は4 6. 3 %でありました。

その下、2 項の保健事業費は人間ドック受診者の補助金でありまして、1 6 0 件、2 4 0 万円を支出しております。

1 0 4 ページ、1 0 款2 項国庫支出金等返納金は平成2 5 年度に国から概算交付させた負担金について平成2 6 年度に精算をいたしまして、4 9 9 万2, 5 9 7 円を返納したものでございます。

1 0 5 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は1 2 億7, 8 1 1 万6, 0 0 0 円、歳出総額は1 2 億1, 6 5 4 万円で差し引き6, 1 5 7 万6, 0 0 0 円が実質収支額となり、平成2 7 年度への繰り越しとなります。

国民健康保険事業勘定特別会計の決算認定に関する説明は以上でございます。

続きまして、認定第3 号 平成2 6 年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。

1 0 9 ページをお願いいたします。

1 款1 項1 目後期高齢者保険料は普通徴収、特別徴収を合わせまして4, 9 3 2 万1, 7 0 0 円でありました。

3 款の繰入金金は一般会計からの繰り入れ、2, 1 5 0 万5, 0 0 0 円であります。

続いて、歳出を説明いたします。

1 1 1 ページをごらんください。

1 款の総務費は 8 1 万 7, 6 7 2 円で、主は保険料徴収に係る費用でございます。

2 款の分担金及び負担金につきましては、被保険者から徴収した保険料と村として負担をすべき医療給付費を合わせた 6, 9 7 2 万 1, 9 9 5 円を、県の後期高齢者医療広域連合に支払ったものでございます。

1 1 2 ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額 7, 0 8 7 万 5, 0 0 0 円、歳出総額 7, 0 5 4 万 1, 0 0 0 円で、差し引き 3 3 万 4, 0 0 0 円が実質収支額として平成 2 7 年度へ繰り越しになります。

以上で、平成 2 6 年度白馬村後期高齢者医療特別会計決算認定の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、日程第 2 0 認定第 4 号 平成 2 6 年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 2 1 認定第 5 号 平成 2 6 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 2 2 認定第 6 号 平成 2 6 年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） それでは、下水道事業の特別会計、認定第 4 号 平成 2 6 年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明をいたします。

決算書の 1 1 3 ページをお願いいたします。

歳入のほうから説明いたします。

1 款の分担金及び負担金は下水道の受益者負担金等で収入済額は 9 5 2 万 6, 8 0 0 円でございます。不納欠損額は消滅時効によるもの、1 1 2 万 8, 2 0 0 円等でございます。

2 款の使用料及び手数料は下水道の使用料金でございまして、収入済額 1 億 9, 0 4 7 万 1, 7 2 0 円、不納欠損額は倒産によるもの等で 1 5 0 万 7, 6 8 0 円です。3 款国庫支出金の関係ですが、浄化センター長寿命化計画調査に伴う社会資本整備総合交付金で 1, 8 6 7 万 4, 0 0 0 円でございます。

災害復旧の測量設計にかかわる負担金としまして 1 7 7 万 4, 0 0 0 円、合わせて 2, 0 4 4 万 8, 0 0 0 円でございます。

収入未済額の 1 億 7, 0 7 5 万 6, 0 0 0 円は災害復旧の国庫負担金で 2 7 年度の繰り越しの予定のものでございます。

4 款の繰入金でございしますが、一般会計からの繰入金で 3 億 2 0 0 万円です。

5 款繰越金は昨年からの繰越金で 1, 7 0 8 万 4, 4 2 1 円です。

6 款の諸収入に関しましては、督促手数料、排水設備指定工事者の更新手数料等でございまして、2 5 4 万 4, 3 9 3 円です。

7 款村債でございしますが、財源不足を補う下水道資本費平準化債が 1 億 1, 0 0 0 万円と下水道事業債 1, 2 3 0 万円、災害復旧事業債として 3, 5 2 0 万円、合わせて 1 億 5, 7 5 0 万円でございます。

続きまして、歳出の関係、次のページでございます。

下水道の総務費でございますが、一般管理費ですが、すみません、ページもう1枚めくってください。歳出の関係、117ページのほうで説明させていただきます。

1款下水道費1項総務費、一般管理費でございますけれども、13節の委託料の関係のところ、下水道台帳の作成業務、受益者負担金事務の評価を事業団にいただいたもの等の委託が主なものでございます。

続きまして、めくりまして、27節、118ページです、公課費の消費税及び地方消費税の関係が878万7,600円ということでございます。

2目の関係、施設管理費の関係です。11節需用費は浄化センター及びポンプ施設にかかわる電気料と浄化センターの修繕費が主な支出でございます。ろ布の交換、ベルトプレス等の修繕等でございます。

13節の委託料は浄化センターの運転管理委託と汚泥処理の委託料が主なものでございます。

続きまして、2項下水道建設費1目公共下水道建設費ですが、13節の委託料は浄化センターの耐震化診断調査委託料と長寿命化計画実施設計委託費が主なものでございます。

15節の工事請負費は東部地区統合事業に伴う処理場の改修と管渠工事費が主な支出です。

19節負担金の舗装復旧負担金は東部農業集落排水事業統合事業における県道補装に対する建設事務所への負担金です。

それから、共同排水設備設置等補助金としてポンプ施設や下水道管理を行ったものに対する補助金でございます。

2款公債費でございますが、起債の元利償還金でございます。

次のページになります。

3款災害復旧費の関係でございますが、調査測量設計委託費として3,121万2,000円、工事請負費として728万3,790円です。そのほか、繰越明許費といたしまして、それぞれ委託費702万円、それから1億9,600万円の工事費を繰り越しして27年に実施しているものでございます。

実質収支に関する調書でございます。次のページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額6億9,957万5,000円、歳出総額6億9,525万5,000円ということで、歳入歳出差引額432万円ということで、繰越明許費にかかわる繰越額4万4,000円でございます。実質収支額427万6,000円というものでございます。

以上で下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書のほうの説明をいたします。

124ページでございます。

歳入の関係からでございますが、野平地区の農集排の使用料でございますして８０万４，５５０円です。

繰入金に関しましては、一般会計からの繰入金６７８万２，０００円です。

繰越金は昨年からの繰越金４万６，５８４円で、諸収入５万２，９８７円です。

６款の村債につきましては、災害復旧にかかわるもので２３０万円でございます。

次のページでございます。

歳出の関係でございます。一般管理費は農業集落排水の使用料を徴収するための事務費等でございます。

すみません、細かくいきますので、１２７ページのほうお願いいたします。

すみません、もう一度一般管理費の関係は使用料を徴収するための事務費でございます。

２目の施設維持管理費でございますが、１１節の需用費は処理場並びに管渠に係る電気料及び修繕費が主な支出です。

１２節役務費は汚泥処理費用が主な支出です。

１３節の委託料は処理場の運転管理と保守管理の委託料でございます。

２項公債費２５９万５，１８９円ですが、起債の元利償還金でございます。

次のページ、災害復旧の関係でございますけれども、事業費、修繕費として６万２，６４０円、測量設計委託料８１万円、工事請負費４６４万４，０００円でございます。

次のページでございます。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額９９８万６，０００円、歳出総額９８８万５，０００円、歳入歳出差引額１０万１，０００円となり、２７年度の繰越金となります。

次のページ等は財産に関する調書でございますが、財産の増減ございません。

以上を持ちまして農業集落排水事業特別会計の説明を終わりといたします。

続きまして、認定第６号 平成２６年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明をいたします。

１３１ページからになります。

収益的収入及び支出では水道事業収益の決算額は３億４，４７０万６，７８４円でございます。水道事業費用の決算額はその下の段、決算額２億８，６７８万９，０９７円でございます。

次のページお開きください。

資本的収入及び支出の関係でございますが、資本的収入の決算額は２，４４７万７，６２８円、資本的支出の決算額は８，３７８万４６０円ということで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する分に関しましては、過年度の損益勘定留保資金で補填してございます。

次のページでございます。

損益計算書の関係でございます。内訳につきましては、138ページのほうで後ほど説明させていただきたいと思います。特にこのページの右側の下から4行目でございます。当年度の純利益ということでございまして、平成26年度の純利益は5,584万4,703円ということでございますが、26年度より公営企業の会計基準変更となっております、長期前受け金の戻し入れが3,291万9,146円を含んでいるものでございます。本年度、単年度では利益を計上することができたということでございます。

次のページごらんください。

剰余金の計算書の関係でございますが、先ほど利益処分の方案をお願いをしておいでございまして、未処分利益剰余金が9億9,063万3,012円、資本金のほうに9億6,338万2,588円を組み入れ、残りの2,725万424円を翌年度に繰り越したいというものでございます。

次、135ページごらんください。

貸借対照表でございます。資産の部の関係でございますけれども、固定資産は後ほど141ページの固定資産明細書でご確認いただきたいと思います。固定資産の合計24億8,330万8,566円でございます。中段のところでございます。流動資産の関係は3月31日の決算時で現金預金2億9,923万1,479円、未収金6,587万3,753円となっております。流動資産の合計が合わせまして3億7,240万459円でこれを合わせますと、資産合計28億5,570万9,025円ということでございます。

右側の負債の関係でございます。固定負債の合計が5億2,757万1,976円、ございまして、流動負債の関係でございますが、企業債ほか4月以降の支払いをするもの、未払い金などを合わせます、電気料等でございますけれども、流動負債の合計は7,526万6,762円ということです。

繰延収益は長期前受け金が15億8,792万6,585円から収益化累計額8億9,003万1,750円を引いた6億9,789万4,790円ということになっております。

したがって、負債の合計は中段13億73万3,528円となっております。

資本の部になりますが、資本金は3億6,868万8,432円でございます、剰余金は資本剰余金の合計が1,074万3,532円です。収益剰余金のうち減災積み立てが5,866万円、それから建設改良積立金が1億2,625万521円です。未処分利益剰余金が9億9,063万3,012円でございますので、合わせて11億7,554万3,533円となりまして、剰余金の合計は11億8,628万7,065円となります。

資本の合計合わせますと、15億5,497万5,497円となり、負債資本を合わせたものは28億5,570万1,025円ということで右左が同じになるというものでございます。

続きまして、事業の報告をさせていただきます。

左上段の表は25年度の数字の比較をさせていただいております。事業収入と事業費に関する事項についてはそれぞれもやはり25年との数値比較をしてございます。事業収入は前年よりふえております。すみません、137ページです、5,293万7,710円の増額、事業費は前年より1,918万3,109円の増額ということになっておりますが、長期前受け金の収益化と考え災害復旧補助金などが増額になったというものが主なものでございまして、実質的な給水収益の営業収益というのは若干減額となっているものでございます。

右側のキャッシュフロー計算書でございますが、これも新しく平成26年度からの様式でございまして、資金を1年間の流れで計上していくものでございます。業務活動によるもの、それから投資活動によるもの、それから財務活動によるものと分けて計上するものでございまして、業務活動によるものにつきましては、1億3,262万8,134円でございます、投資活動の関係につきましては、マイナスですが2,082万659円、財務活動のほうもマイナスになりまして4,121万9,863円でございますが、現金の増減といたしましては、7,058万7,612円ということでございます。投資活動、財務活動の損失分を業務活動で補い、期末の現金残高としては増加になっているというものでございます。

次のページお開きください。

収益的収入及び支出の明細でございまして、収入の関係では水道使用料が、給水収益のところ、水道使用量2億5,795万9,718円ということで総収入の8割方を占めているものでございます。

営業外収益の他会計補助金は過去に実施した簡易水道事業の起債償還利子に伴うもの、それから一般会計からの補助金でございます。

長期前受け金戻し入れとしまして前受け金を収益したものを載せてございます。

特別利益といたしまして、災害復旧にかかわる補助金及び一般会計より補助金を頂戴しております。

支出の水道事業費用の関係でございまして、営業費用の浄水費は浄水場の管理運営に関する経費で支出額の主なものにつきましては浄水場の管理に伴うものでございます。

配水及び給水費の関係ですけれども、各配水池、配水管の維持管理などの経費でございます。中でも支出の大きなものにつきましては、各配水池の電気料が1,695万2,210円ほどあります。

また、量水器の交換工事を始めといたしました漏水修理工事等の工事請負費、それからまた嘱託職員の人件費等も計上してございます。

139ページのほうでございまして、総係費の関係、水道料金の賦課徴収にかかわる経費でございまして、本年度の減価償却費は1億1,410万1,144円でございます。営業外費用の支払い利息は起債の利息分でございます。

特別損失の関係、過年度損益の修正損 123 万 3,103 円でございます。内容としましては、漏水の減免による使用料の還付の関係になります。その他特別損失のところでは 200 万 3,943 円ですが、会計基準変更による所要額等の負担金でございます。また、災害によります損失といたしまして、2,817 万 1,997 円ですが、これは災害による委託費、それから修繕費、材料費、その他負担金でございます。

次のページ、ごらんください。

資本的収支の明細書でございます。資本的収入の主なものは消火栓工事にかかわる負担金 237 万 6,000 円、他会計補助金からとしまして一般会計のほうから 719 万 5,628 円、また、災害に係る国庫補助金として 330 万 6,000 円、また災害に係る企業債ということで 1,160 万円でございます。

資本的支出のところの 1 項の建設改良費でございますけれども、職員の人件費や道路改良に伴う送水管の布設がえ、また老朽化した施設の改修工事費、それから災害復旧費が主なものでございまして、1,550 万 8,800 円でございます。

2 項の企業債の償還金の関係 5,281 万 9,863 円でございます。

141 ページのほうです。固定資産の明細書でございます。

それから次のページにつきましては、企業債の明細書でございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして水道事業会計の説明を終わりといたします。

議長（北澤禎二郎君） 以上で認定第 1 号から認定第 6 号までの説明が終わりました。

ここで、松沢代表監査委員に決算審査の結果等についての報告を求めます。松沢代表監査委員。

○代表監査委員（松沢晶二君） それでは、決算審査の報告を申し上げます。

議会選出の津滝監査委員と私、松沢の両名で、平成 26 年度の普通会計、企業会計及び基金の運用状況につきまして平成 27 年 8 月 5 日から 10 日まで決算審査を行いました。

提出された資料及び現地確認をし、実施した審査の範囲内においてはいずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの計数は関係諸帳簿と符合していて、正確であると認められました。

また、各基金は所期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

なお、財務に関する事務の執行についてはおおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出しました意見書のとおりであります。朗読は省略しますが、1 ページから 12 ページに結果及び概要を記載してございますので、内容をご確認ください。

監査委員を代表して総括意見を申し上げます。

意見書は13ページをごらんください。

オリンピック関連の起債償還も残りわずかとなり、財政も着実に健全化に向けて明るい兆しが見え始めた矢先の大震災であった。平成16年度からの交付税削減により取り崩しを余儀なくされた財政調整基金も積み立てを行えるようになり、取り崩し以前の残高になったものの、震災により3億円余りを繰り入れなければならない状況である。震災からの復興にはまだ時間がかかる見込みであるので、引き続き財政の健全化には全庁を挙げて取り組んでいただきたい。

災害復旧、復興については通常業務に加えて、現場作業や事務作業がふえるので、担当される職員には大きな負担となるものであるが、学校給食、調理場を初めとして喫緊の課題は山積している状況にある。このような状況であるからこそ職員は一致団結して課題に迅速な対応と正確性を持って取り組み、村民の負託に応えるべく明るい白馬村の未来に向かっての牽引役を担っていただきたいと思います。

以下、共通する事項につきましては、4点、課に対する要望としましては4課に対して記載してございますので、ごらんください。

以上、決算審査に当たりましての意見でございます。

また、財政健全化法に伴う判断比率の状況につきまして、説明を受け、審査いたしましたので、あわせて意見書を提出いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 報告が終わりました。

ただいまのところ酒井上下水道課長から訂正がありますので、お願いいたします。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） すみません、先ほど農業集落排水のところの説明のところで130ページのところで、財産に関する調書におきまして、増減なしとうっかり答えてしまいましたが、東部農業集落排水統合したことによりましてそれぞれ東部地区の土地建物が減となっておりますので、大変申しわけございませんでした。

議長（北澤禎二郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 決算特別委員会の設置について

議長（北澤禎二郎君） 日程第23 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号まではいずれも平成26年度の決算認定についての案件であります。この審査につきしては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行うことに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から9月14日までを休会とし、この間、お手元に配付いたしました日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月15日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日から9月14日までを休会とし、この間各委員会等を行い9月15日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時11分

平成 2 7 年第 3 回白馬村議会定例会議事日程

平成 2 7 年 9 月 1 5 日（火）午前 1 0 時開議

（第 2 日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成27年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成27年9月15日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税 務 課 長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上 下 水 道 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松 澤 孝 行		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより平成２７年第３回白馬村議会定例会第２日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 一般質問を行います。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は１０名です。本日は通告された方のうち５名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により、１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第９番田中榮一議員の一般質問を許します。第９番田中榮一議員。

第９番（田中榮一君） ９番田中榮一です。

またまた豪雨災害が発生をいたしました。９月９日から１０日にかけて、関東や東北で降り続いた雨は、各地に大きな爪跡を残し、１２日までに死者４名、家屋浸水は１万４，０００戸に上りました。

茨城県常総市では、鬼怒川の堤防が決壊して洪水が発生をし、多数の住宅が全半壊、１５の方がまだ行方不明のままであります。宮城県など東北各県でも堤防の決壊や河川の氾濫が相次ぎ、収穫期の米など農家への被害も出ております。いまだに復旧のめどが立っておらず、被災者の方々は着のみ着のままで避難をしている方が多く、生活必需品の支援は急を要するとマスコミは報道をしております。１０カ月ほど前に地震という自然災害を経験し、被災者となった白馬村民として、痛いほど被災者の気持ちはわかるだけに、やりきれない思いがいたします。

亡くなられた方々に対し哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは、質問に入ります。

今回、私は３問の質問をいたします。

初めに村長2年目のスタートについて、それから総合教育会議と教育委員会について、3つ目として神城断層地震を経験してであります。

初めに、村長2年目スタートについて。

村長就任2年目に入りました。昨年は神城断層地震を経験し、現在なお復旧・復興途上にあり、また、第5次総合計画や地方創生の総合戦略策定を目の前に控えるとともに、回復途上の村内経済の活性化などに取り組むのか、課題は山積をしております。次のことについてお伺いをいたします。

- 1、1年を振り返り今の思いは。
 - 2、観光、農業などの産業振興に取り組んだのか。
 - 3、村長自身が考える第5次総合計画・地方（地域）創生についての思いは。
- この3点についてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員からは、3点について質問がございます。その中で順次答弁をさせていただきます。

村長2年目スタートについてということでございますが、1年を振り返って今の思いはということであります。

早いもので、昨年8月7日就任以来、1年が経過をいたしました。

初登庁では、職員の出迎えを受け、責任の重さを感じながら初登庁いたしました。職員から村長としての事務的な説明を受け、落ちつく間もなく、すぐ午後の便の新幹線で上京し、国交省、砂防、そしてまた議員会館への陳情、翌日から県庁、外郭団体、さらには近隣の市町村への挨拶回りなど、公務に追われる緊張の連続でありました。

そして、公約の実現に向けて、明るく元気な村づくりに取り組む矢先、11月22日午後10時8分、白馬村東部を震源地とした震度5強の大きな地震が発生をいたしました。

私は、すぐ自宅から崩落した村道を何とか通り、役場に駆けつけ、災害対策本部を設置し、各地区の被害状況の把握に努めました。隣近所、そしてまた消防、警察、自衛隊による救出活動や続々と明らかになってくる被害状況、そして避難場所の確保、被災者の避難など、庁内は騒然であり、近県からは消防、水道局、ボランティア、婦人会の炊き出しなど、大変お世話になったところであります。

幸いにも1人の犠牲者が出なかったこと、そしてまた西側のスキー場に被害が少なかったことがせめてもの救いでありました。安倍総理大臣、そして山谷防災大臣など国関係の方々、そして長野県の阿部知事など県の方々にも大変お世話になり、そして国・県の迅速な対応に感謝をいたしましたところであります。

被害は、全壊・半壊・一部損壊、計238戸、事務所、倉庫など293戸、計531戸で、被

災世帯は240世帯665人に上りました。応急仮設住宅の用地を賃貸いただいた飯森区、体育館をお貸しいただいた田中さん、そのおかげで早く応急仮設住宅が年内に完成をし、入居できました。大変ありがとうございました。また、避難場所を提供いただいたホテル、そしてまた旅館、民宿、大学の寮など、全ての方々に感謝をしたところであります。

施設の被害状況は、村道101カ所、被害額16億円余り、農地25ヘクタール、農業施設など6億円余り、上下水道2億5,000万円、そして倒壊家屋の撤去費用6億円余りなど計30億円余りであります。そのほかにも公営住宅の建設なども考えており、大変な被害であります。この難局を乗り切るために、要望活動に国・県に何度も要請や陳情に上京いたしました。現在では、ようやく査定も終わり、本格的に復旧・復興に取り組んでいるところであり、被災した方々が一日も早くもとの生活に戻れるよう願っているところであります。

発災から現在まで、職員には、寝食も惜しんで大災害に肅々と対応いただいたことに対し、頭が下がる思いでありますし、県の職員、そしてまた近隣の市町村の職員、全ての皆様に改めて感謝をしたところであります。

予想もしなかった300年に一度だという大災害、まさに「災害は忘れたころにやってくる」、ことわざのごとく、まさに思い知らされ、今後、白馬村といたしましても、今回の災害を契機に、経験をしたことを次の世代に継承すると同時に、村民の安心・安全、そして防災・減災に取り組んでいく所存ではありますが、1年を振り返ると、震災の対応に明け暮れた1年であったというのが実感であります。

次に、産業振興に関する質問であります。私は震災からの復興を、最優先に考えておりますが、他の分野の施策も大切であるということ言うまでもありません。特に産業振興は、喫緊の課題であると考えているところであります。

このような状況の中で、まず、観光分野では、滞在環境の整備に取り組んでまいりました。

具体的には、昨年度からの繰り越し事業であるW i - F i 環境の整備は、情報面において安心で快適な滞在環境を提供するための事業で、環境・衛生面において快適な滞在環境を提供するための事業として山小屋トイレ改修事業を進め、来年度の工事着手に向けて設計を進めているところであります。

こうしたお客様の滞在環境の整備に加えて、観光局の組織改革に着手をし、検討委員会を設けて課題と方針について検討をいただきました。検討結果の報告にもありましたが、全ての観光事業者が組織に参画をし、計画から実行まで深くかかわっていただく組織が望ましいことは、私も同じ思いであります。また、プロモーションの方法も大きく変わっているため、観光局自体の運営も大きく変えたいと言っておりますので、期待をしているところであります。地域を牽引していくような観光局への改革を推し進めてまいりたいと考えております。

また、今年度は、平成28年度から10年間を見据えた総合計画や観光地経営計画の策定が進

められておりますが、計画に基づく事業が実行できるよう最善を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、農業面では、白馬ブランド確立という目標に向け、他県に誇れる白馬産の米を初めとする農産物を外へ向かってアピールしたいとの思いで、ふるさと納税の返礼品として積極的に取り入れるなど、一定の成果が上がったと思っております。特に今年度は、特産品推進員として特産品の売り込みや農家民宿などで実績のある職員を雇用し、現在やや伸び悩んでいる紫米関連商品を中心に、販売促進に取り組んでおります。

さらに、職員の退職などにより手薄に感じていた農業者への営農支援部門では、農協の全面的なご協力をいただき、JAの前営農部長を白馬村営農支援センター次長としてお迎えをし、農政課に籍を置くことでてこ入れを図りました。

ハード事業では、公約にも掲げた圃場整備の推進に取りかかり始めましたが、矢先の大震災によりストップをしております。今は、農地・農業施設の一日も早い復旧が何よりの産業振興に結びつくとの思いで邁進をしているところであります。

次に、私自身が考える第5次総合計画及び地方創生についての思いですが、第5次総合計画は、向こう10年間の白馬村の将来施策の大綱を明らかにするとともに、基本的な行政施策の方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的とするものであります。

まず、基本構想は、長期的な見通しのもとに、村の政策目標として将来像を掲げ、目標達成のための施策の大綱を明らかにするもので、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度にするものであります。

基本計画であります。前期基本計画では、平成28年度を初年度として平成32年度を目標年度とする5カ年計画であり、基本構想に基づいて現状と課題を捉え、これを解決するための施策を明らかにいたします。

策定に当たっては、村民から広くアンケート調査を行いました。先般、第1回の計画審議会を開催し、公募4人を含め25人の審議委員にお願いをしたところであります。総合戦略は年内、総合計画は年度内に策定予定であります。住民の皆さんのご意見、そしてご要望を総合計画・総合戦略に反映できるよう、1泊2日程度のミニキャンプの開催などさまざまな取り組みを推進する中で、将来を見据えた計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

地方創生につきましては、東京一極集中を避けるために、まち・ひと・しごと創生本部が安倍総理の肝いりで設置をされ、人口減少克服・地方創生という課題に各省横断的に取り組み、地方を元気にする法案であります。私としては、「元気で明るい協働の村づくり」を念頭に、白馬ならではの山岳景観を生かした世界水準の山岳高原リゾート、環境・農業・福祉・教育・スポーツなど、あらゆる分野を通してメニューに反映させてまいりたいというふうに考えております。

1 問目の質問については、以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） ただいまは、村長の震災が発生したときからの生々しいご自身の体験を語っていただきました。

それでは、私の再質問であります。

昨年9月に、私は村長に質問をしております。そのときに村長は、公約の中で白馬村を前進させるべき大切な時期に、村の勢いは上昇するどころか停滞してしまったということをおっしゃっておられました。ここのところ、震災という経験をしたけれども、白馬を前進させようとする意気込みで当選されたわけでありますけれども、前進というところはどのようにお考えでしょうか。どうでしょうか。前進、前に進んだというところはどこのところなのか、具体的にお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の田中議員の再質問でございますけれども、前進した部分は何かという質問でありますけれども、昨年もそんなお話をしたことを記憶しているわけでございますが、それぞれの分野で、白馬村が観光立村として多くのお客様からおいでをいただき、そしてまた白馬村全体がお客様をもてなしをする、そういった対応がこれからは非常に大事ではないかという、そんなことも一つの夢でありました。

そんな中で、いろいろな思いの中で前進をさせて、そして白馬村には協働の村づくりに村民一体となった、そういった取り組みが必要だという思いは今でも変わりはありませんけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、そういった思いでは、庁内も含めて、前進をするつもりで取り組んでまいったところでございますが、昨年の災害という形の中で、今当面は、災害復旧に全力を挙げて、一日も早く、もとの生活に戻るということが前進の一番のスタートラインだというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 災害があったわけでありますけれども、復旧・復興というのはまだまだ時間がかかるというように思います。しかし、同時並行で、災害は災害、ふだんやるべきことはきちっとやっていかなければいけないと。福祉のところというのは、もう待ったなしで対応していかなければいけないところでありますので、そのところは十分認識をして、これからも取り組んでいただきたいというように思います。

次に、また質問をいたします。総合計画というところで質問いたします。

総合計画策定に当たって審議委員会が招集されたわけですが、議会がその中に入っていないですが、それはなぜか、ご説明を願いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの再質問で、計画審議会、議会の議員が審議会委員に入っ

いないというご質問でありますけれども、総合計画の基本構想につきましては、6月の議会の際に議会の議決に付すべき事件という条例を上程させていただき、可決をいただきました。いわゆる基本構想に議会が議決機関として関与する中で、これは過去の申し送り事項の中でも、その場合には議会議員は入らないというお話を伺っておりましたので、この委員構成の中には入っていないということで委員のほうの選定をさせていただいたという経過でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 審議条例というものがあるんですけれども、その条例の改正をすべきだったと思いますが、その点どうですか。組織の中で議員が入っているはずです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 委員の構成につきましては、審議会条例の中の各号に該当するところから関係する方を選出させていただいたと。

今回の総合計画、また総合戦略に関しましては、産学官だけでなく、金言というようなさまざまなところから入って参画していただき、策定をするということになっておりますので、その辺につきましては、今回の委員の選定に当たって検討はさせていただいたということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、改正は必要なかったという解釈でよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 条例改正につきましては、現時点で改正をしておりませんので、何とも申し上げることはできませんが、先ほど再質問の中で答弁させていただきましたとおり、基本構想については議会の議決を経るということでありましたので、構成から外したという経過であります。

条例改正するかどうかにつきましては、今後検討させていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） そのところは、私自身ですけれども、いろいろな審議会があるわけですが、審議会に対しては、議会のほうは参加すべきではないと私はそういう持論でありますけれども、このところは、議会と村長とのちょっとこれからの話し合いではないかなというような気がするんですけれども、心にとめておいていただきたいなというように思います。

次に、第5次総合計画の策定で、3月をめどに議会に上程するというように、先ほど村長の答弁がありましたけれども、それは間違いないですか。もう一度聞きます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 再質問の3月までというところについては、現在、それに向けて鋭意努力して作業を進めているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、予算編成に当たって、基本になるところは総合計画に沿って予算編成をしていくわけですが、それに間に合うんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 予算編成に関しましては、当然総合計画の内容に盛り込むものも、前倒しに持ってくるものもあろうかとは思いますが、総合計画の中には実施計画ということで、3年ごとにローリングして、それぞれ各事業を組んでおります。それにつきましては、毎年、3年間の事業計画をローリングしながらということでありますので、総合計画は総合計画で進める、予算編成につきましては実施計画を基準に進めていくと、同時並行の作業になろうかと思えます。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 27年度予算の概要というところでもって、予算編成に当たっての基本的事項というところがあります。予算編成を行う最終年度となる第4次総合計画の後期計画に基づきということで、27年度予算を編成しているわけであります。くどういようですが、28年度予算というものは、筋から言えば第5次総合計画に沿って予算を編成するというのが筋だと思うんですが、その点いかがですか。もう一度聞きます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 予算編成に当たって、事業につきましては、当然のことながら継続していく事業というものもございまして、新たに取り組むべき事業というのも出てこようかと思えます。ただ、策定が、いずれにいたしましても3月を目途に策定作業を進めるということになりますので、場合によっては計画の本文、いわゆる基本計画にのってくるものが前倒しになるというものの中にはあるかもしれませんが、いずれにしろ、総合計画の基本構想の部分につきましては3月までを目標としておりますので、先ほどから申し上げており、継続する事業があれば、それはそれで予算編成に当然のってきますし、新たな事業というものが第5次総合計画に該当するものであれば、そういうものも、のってくるという考え方でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 私も、何年も前から総合計画というのは平成27年度で終わると、早く策定作業に入らなければいけないというように、同僚議員もかなり言ってきたわけでありまして、本来ならば、28年度予算に間に合うように12月の議会に上程をして、それでやらなければいけないと。おくれた理由は何ですか。震災の関係もあるかと思えますけれども、やっぱりそこは12月の議会に間に合わせるべく努力をすべきだったと思うんですが、どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。村長。

村長（下川正剛君） 田中議員のご指摘のとおりであります。震災にかまけてはおりませんけれ

ども、実際問題として、震災で職員の対応がそちらのほうへ本当に振り回されたというのが実感であります。そんな中で、5カ年計画に向けて、今、全力で取り組んでいるところでありますけれども、事実、先ほど言ったような、人が震災にとられているというのが実態であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、3月までということであります。これから課長会議等を開いて骨子をつくるというところで、計画審議会にこれから諮っていくわけでありますけれども、早い対応、できる限り早目早目という対応をしていただき、本当に住民と行政と、議会もそこに加わると思いますが、本当にいい第5次総合計画ができるようにということを期待したいというように思います。

次に、総合戦略というところをお聞きしますが、村長は、総合戦略をどのようなものというように解釈していますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほどの答弁でも申し上げたとおりでありますけれども、白馬村の総合戦略、非常に観光立村で村が成り立っているというような状況の中で、特に観光、農業、そしてまた、それに伴う福祉、それからスポーツ、環境とかいろいろな分野があるわけでございますけれども、そういったことを総合戦略の中に入れながら、そしてまた地方創生もそうでありまして、いろいろな取り組みをすることによってこの地域が活性化できるような、そういった方策がないかということを常に念頭に置いているところであります。

特に、白馬高校の問題もそうでありまして、就任以来、この白馬高校の存続ということで相当なエネルギーを使ってまいりました。そんな中で、県のほうへも行ったり、そしてまた小谷、白馬、白馬高校と、いろいろな状況の中で、この地域から白馬高校がなくなるということになれば、過疎に拍車がかかるというようなこと、そしてまた将来的にもいい人材を育てるためにも、教育というものは非常に大事だというようなこともあって、そういったことも総合戦略・地方創生のメニューに入れることはできないかというようなことを今取り組んでいるところであります。

そんな中で、一部にはそういった施策も取り入れながら、先般、公営塾という塾が開講したわけでございますけれども、そういったことも念頭に入れながら、いろいろな分野で対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 数字的なところをちょっと聞きます。

総務課長、総合戦略というのを策定した場合には、国からどのぐらいのお金がかかるんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 金額的に幾らというものは、手元にちょっと資料がありませんのでお答えできませんが、総合戦略を策定すると、本来であれば努力規定なんですけど、全国どの自治体でも今回の総合戦略を策定しろと。その計画に合わせて、いわゆる国からの交付金が来るというふうに理解をしております。それが内容によってなのか、いわゆる評価指数、いわゆる数値目標を掲げろということですので、その達成度の度合いで来るのか、その辺についてはまだ国から資料が届いておりません。

いずれにいたしましても、各自治体で現在作業を進めております総合戦略の策定を急ぎ、数値目標についても審議会の委員の皆さんの意見を聞きながら、人口指数または人口のいわゆる目標数等を定めていきたいと、そちらのほうの作業を優先していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 総合戦略も、この12月をめどにつくらなければいけないということで本当に忙しいということで、審議会のメンバーの方々にもこのところを練っていただかなければいけないんですけれども、何回の会議を持とうとしているんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 会議につきましては、8月の会議、9月、もしくは10月にずれ込むかもしれませんがけれども住民キャンプをやって、10月以降は月1回程度の会議を進めていくということになってまいります。

今回の総合戦略につきましては、いずれにいたしましても、国で定めました基本目標という4つの項目がございます。その4つの項目の具体的な施策というものを何にしていくなのかというものを審議会の委員の皆さんから決めていただくという作業になってまいりますので、まず決めていく項目についてはあらかじめ国が定めているというような状況ですので、意見を伺いながら、どういう施策を取り入れていくのか、この辺を白馬村版として策定していくという作業で考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 私、3月でしたかね、前回の質問をした中で、総合戦略は、策定に当たっては係長以下の職員でつくったらどうかということを質問したんですけれども、少し無理があるというような答弁でありました。今でもその気持ちは変わりませんか。村長どうですか。副村長どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの田中議員さんの再質問ですけれども、総合戦略に関してですけ

れども、今、係長を含めたそれ以下の職員でということですが、今のところそこまでは考えていないのが状況です。ただ、当然、いわゆる実務の専門のところの職員でございますので、必要に応じて意見等は聞かなければならない、これは当然のことかというふうに思っています。課長会議のメンバーを中心とした組織の中で、それを対応していきたいというふうに思っています。時間が無いというふうにおっしゃられるのはまさにそのとおりでありまして、これから機敏な活動・行動が必要かというふうに思っています。

いずれにしても、総合戦略に関しましては、第5次総合計画よりもかなり早い時期が、いわゆる国に対する締め切り、内閣府に対する締め切りですので、これからが胸突き八丁のところいうふうに、すぐ胸突き八丁のところがきてしまいますけれども、あとは進めるのみというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 国が今行おうとしている、まち・ひと・しごと国の総合戦略の目的というのは、私なりに解釈しますと、どんどんどんどん人口が減っていくと、それで地域の力が弱くなっていく。それから大事なところは、行政の力、統治能力という、その減少、落ちていく。そのところをどうにか高めていくという、そういうところでもって、国は、総合戦略というのを策定しなさいよと言っているところだと思うんですけども。

職員教育のところは副村長が担っておるわけでありましてけれども、職員能力を高めるというところで、この戦略のところから職員を参加させると、将来、君たちは白馬村をどうつくっていくのかときちっと問わなければいけない。彼らにはもっと教育をし、それで仕事の能力を高めていただかなければいけないと思うんですけども、その点、副村長どうですか、

議長（北澤禎二郎君） 副村長。

副村長（太田文敏君） 田中議員さんおっしゃられるとおりかと思います。

総合戦略につきましては、いわゆる省庁横断でありますので、教育、福祉、それからスポーツ、そして、もちろん白馬は観光が中心になってしまいますが、産業振興といったところで、いわゆるまち・ひと・しごとの定住促進を含めて、文字どおり総合的なところをつくっていかなければならないわけなんですけど、それにつけても、職員のいわゆる資質の向上というところは、それらがベースにあるというふうに思っております。

いわゆる昨年、平成26年の後半から、職員関係の研修の計画を立てて、それで接遇を中心として、そしてまた個別の業務・実務を中心とした研修の充実を図っているということで、それはいわゆる評価の関係も絡んでくるわけなんですけど、そこら辺を総合的に絡めて職員の資質の向上というところを目指していきたいと思っています。

震災対応で、職員の事務遂行能力というのは非常に高いところではあるんですけど、ただ、白馬

村を取り巻く状況は刻々と変わってきておりまして、それに柔軟に対応する資質がこれから求められていくというふうに思っております。それはアウトソーシングも必要なことかもしれませんが、いわゆる感覚を含めたところは職員が柔軟に反応しなければならないというふうに思っておりますので、そういった接遇を含めて、はては評価の関係も含めて、職員の資質向上には努めていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） ぜひそのところをよろしくお願いしたいというように思います。

数値目標というところがそこへ出できたわけでありますけれども、数値目標のところなんですけれども、観光客を現在の倍増ぐらいの数値目標を掲げて、総合戦略を立てていただきたいというように思います。

それでは、次に移ります。

次の総合教育会議と教育委員会についてであります。

4月改正施行された地方教育行政法によると、首長と教育委員会は、教育方針などを話し合う総合教育会議を開催協議をし、自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めると規定されています。よって、総合教育会議では、首長が教育行政に果たす責任や役割を明確にし、教育委員会と教育政策の方向性を共有することが期待されているが、次のことについてお伺いをいたします。

村長と教育長であります。

1として、村長の教育行政に対する考え。

2として、第1回目の会議が開催されているが、どのような内容であったのか。

3として、教育の振興に関する施策の大綱を策定することが義務づけられたが、いつまでに村民に示されるのか。

4として、村内小学校6年と中学3年を対象に実施した2015年度の全国学力・学習状況調査結果報告は村民に開示されるのか。

この4点にお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の2問目の質問であります総合教育会議と教育委員会についてという質問であります。

答弁をさせていただきますが、総合教育会議と教育委員会についてで幾つかの項目について関連がございますので、まとめて答弁をさせていただき、2015年度の全国学力・学習状況結果の開示については教育長から答弁をさせます。

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅

速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されております。

白馬村でも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、村長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本村の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、白馬村総合教育会議を設置しているところであります。

この要項に基づき、本年7月27日に第1回目の白馬村総合教育会議を開催いたしました。会議では、設置要項と総合教育会議の概要の確認を、私と教育委員会全員で総合教育会議のあるべき姿を確認し、その後に教育大綱について協議をしたところであります。

その内容であります。大綱の策定に当たっては、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じた当該地方教育団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと規定をされており、定義では、1として、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について定めるものではないという内容であります。2といたしましては、地方公共団体の長は、地域の実情に応じた大綱を策定するものであり、対象期間を四、五年、4年から5年程度とするものであります。

白馬村では、平成26年8月の教育委員会で、白馬村教育基本目標及び教育基本方針を制定しており、昨年9月の議会において、全員協議会と総務社会委員会で資料をお示しをしたところでございます。

教育基本目標として、白馬村教育委員会は、次代を担う子どもたちが白馬の自然と風土の中で、人間性豊かに成長し、希望に満ちた未来を切り開くための教育の確立と村民が生涯にわたって豊かな人生を送ることのできる生涯学習社会の実現を目指していくため、5つの教育基本目標を定め、この目標達成のために4つの柱から成る教育基本方針を定めております。総合教育会議では、この白馬村教育基本目標及び教育基本方針を教育大綱とすることを全員異議なく決定をしたところであります。

この大綱は、必要に応じて、教育会議の中で内容などの見直しを行うことになっております。第5次総合計画策定において、この大綱に関連する部分で見直しをする点があれば、反映することもございますので、申し添えておきます。

なお、総合教育会議の会議録は、現在、白馬村ホームページにて公開をしておりますが、今後、順次広報紙などを利用して、広く村民に周知をしてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 4つ目の、村内小学校6年生と中学3年生を対象にした2015年度の全国学力・学習状況調査結果報告は村民に開示されるのかとのご質問についてお答えをいたします。

全国学力テストについては、ことしも含め3年連続して実施されたところであります。既に報道等でご承知のとおり、昨年、市町村でも学校別成績を公表できるように改正がなされ、各市町村で対応に苦慮していることが話題になったところでございます。

白馬村としては、教育委員会で何度も検討を行い、学校別の公表は行わず、村単位での公表を行うこととし、数値での公表でなく、言葉での表現によることとしたところでございます。

したがって、小学校では南小、北小、2校まとめた結果を、中学校については1校しかないわけではありますが、1校でも村単位として、昨年度から公表しているところであります。

また、公表の方法としましては、村のホームページを活用しての公表をしているところであり、本年も同様の公表をしているところであります。そして、成績だけでなく、結果の分析や今後の対策等についても公表をしていく予定であります。

いずれにしても、公表した成績で優劣をつけるのではなく、指導対策や個々の指導に活用していくことが大切であると考えております。

教育委員会事務局、中学校長、3校の教頭、教務主任らで組織する村学力向上対策委員会を設置し活動しております。先ほど申しましたとおり、結果の分析や今後の対策等、この委員会を中心に検討を進め、その結果をもとに教育委員会でも確認し、各学校での実践に結びつけていければと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、田中議員4番目の質問の答弁をさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと10分です。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 村長が教育行政にこれからは関与していくということだというように思います。今までは、金は握っているけれども口は出さないというところが、今までの村長の立場であったかと思います。これからは、学校教育、社会教育、学術、スポーツ、文化、文化財など、そういうところにも村長が関与していくと、そういう私は解釈をしております。

時間もありませんので、ちょっと具体的なお伺いをいたします。

村民運動会がこのたび休止をされましたけれども、そのことに対して、村長はどのように思われていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の質問でございしますが、村民運動会がことは中止をしたということについて、村長はどういうふうに思っているかという質問でございします。

私がかねがね、特に神城断層地震があったというようなことで、特に、こういうときほど白馬村が一つになって、元気だぞという、そういったことが必要だという認識をしていたところであ

りますけれども、特に三日市場、堀之内の被災した方々のご意見等々、いろいろな話をする中で、ことしはちょっと無理ではないかというような結論になったということで、私自身といたしましては非常に残念であります。そんな思いで、公民館の会議で最終的にそういう形になったということに対しましては、それはそれとして尊重はしなければいけませんけれども、私としては非常に残念だったというのが率直な思いであります。

このことにつきましては、教育長のほうからも再度答弁させていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 教育長。

教育長（横川宗幸君） ただいま村長のほうからも、今回の村民運動会の開催について休止となったということでございます。大変残念だということでございます。

この件につきましては、分館長会議、それから公民館運営審議会、それからまた公民館長会議と何回も会議を繰り返す中で、いろんなご意見をいただいた結果、先ほど申しましたとおり、ことしについては被災地区が大変厳しい状況にあると、そのようなことの中から、ことしについては一応休止をし、また来年に向けて早目に検討していく、そんな形の会議結果になったというところでございます。

したがって、いろいろ内容も検討しながら、来年に向けて、実施の方向で検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） もう1つ質問がありますので、次に移りたいというように思います。

それでは、次に、神城断層地震を経験してというところをお伺いいたします。

昨年11月、自然災害を経験し、10カ月がたとうとしております。今までに多くの全国の皆さんから見舞金、義援金や励ましのお言葉をいただいております。役場村民ホールに展示してある福島県、岩手県からいただいた、被災者でもある児童・生徒の皆さんからの手紙には涙が出る思いであります。

現在、村は、被災者とともに、復旧・復興に向けて頑張っているところでありますけれども、いただいた善意に感謝の気持ちを何らかの形であらわしていくことが、これから白馬村としてのとるべき姿だと思いますけれども、村長の考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の3問目の質問であります。

神城断層地震を経験してということで、このたびの震災に対しましては、国や県、そしてまた市町村初め全国各地の企業や団体・個人の皆様から、物心両面にわたり多大なご支援を賜っておりますことは、私にとって言葉では言い尽くせないほどの感謝の気持ちでいっぱいでありまして。

感謝の気持ちを何らかの形であらわしていくことが、これからの白馬村がとるべき姿であると

思うが、村長の考えはとの質問でございますが、被災者の生活再建や災害復旧工事が道半ばの今、具体的に何をやるということを考えるのは時期尚早かと存じます。村民一丸となって、この村を早期に復旧させることが、これまでご支援をいただいた全国の皆様への恩返しであると、率直に思っているところであります。

現在は、出向いた先で、機会があればその都度、私のほうからお礼の意を伝えているところでありますが、義援金や見舞金を頂戴した方々へは、住所がわかる限り、お礼状を差し上げているところであります。また、震災対応に関する視察や研修の依頼には、地方の方々や職員が対応できる範囲内ではありますが、お受けさせていただいているところであります。

いずれにいたしましても、全国の皆様への感謝の気持ちも忘れることなく、いつの日か、何らかの形で恩返しをしていかなければならないと肝に銘じて、被災者の生活再建、そしてまた災害復旧に全身全霊を傾けて取り組んでまいる所存であります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと2分です。質問はありますか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 私も、この質問の冒頭に、関東の水害の話をいたしました。

今、白馬村として、水害の被災地、今すぐにでも何らかの形でもって、被災者の方々に支援をすべきと私は考えるんですけども、もし村として、災害のときにいただいた水が残っていると、そういうものがありましたら直ちに送ってあげるとするのが大事なところではないかと思うんですけども、村長どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 北関東、そしてまた宮城の今回の台風18号の関係で、非常な災害を受けているところであります。そしてまた、多くの死者が出たというようなことで、非常に我々災害を経験した村として、本当に気の毒という思いをしているところであります。

そんな中で、先般、小谷村の村長ともそんな相談をしたところでありますけれども、そちらのほうの見舞いの関係は、両村でちょっと話をし、県も交えた中でどういった方法ができるのか、そういった形を進めていけばどうかという、そんな話を村長としたところであります。まだ事務方と詰めてはございませんけれども、何らかの形で、我々、昨年11月22日に災害が起きて、全国の皆様方から本当に温かい義援金、そしてお見舞金をいただいた、そういったことも踏まえて、こういったときこそ、またお返しもしなければいけないということは、重々私の気持ちの中でそんな思いをしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第9番田中議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから 5 分間休憩といたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 07 分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第 2 番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第 2 番津滝俊幸議員。

第 2 番（津滝俊幸君） 2 番津滝俊幸でございます。

通告に従いまして、一般質問のほうを始めさせていただきたいと思います。

本日は、私かなりのボリュームで 5 点ほど質問がございまして、明確な答弁を求めたいというふうに思います。

まず最初に、被災支援についてでございますが、このことに関しては、発災後、ほぼ 10 カ月がたって現在に至っているわけですが、行政側からはさまざまなご支援をいただいて、感謝を申し上げるところでございます。しかし、次のことについて、まだ補っていかなければならないようなところがあるかと思ひまして、質問をさせていただきます。

まず 1 つ目でございますが、住民税、固定資産税、上下水道料等、現在、減免処理されているもの、減免処理されていたが期限が終わってしまったものについて、今後の対応についてお伺いをいたします。

2 つ目は、倒壊住宅を取り壊し、その後、新住宅を村内の別の場所に新築した場合、上水道、下水道の各分担金はどのような取り扱いになるのかお伺いいたします。

3 つ目として、解体撤去後に、その場所に建物を建てない場合の宅地の地目の変更についての対応をお伺いします。

4 つ目としては、公営住宅の進捗状況についてお伺いをさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝俊幸議員の質問に対して答弁をいたします。

まず初めに、被災支援についてであります。

神城断層地震に伴う各種の減免処理についてのご質問でございますが、税務課関係では、村民税、固定資産税及び軽自動車税の減免は平成 27 年度限りであり、平成 28 年度以降については、今のところ考えてはおりません。そして、上下水道課関係では、上下水の料金の減免の終期は、最長 1 年間としており、改造・申請・確認または廃止届の受理をもって終了としていますが、最大 5 年まで延長できることとしております。健康福祉課関係では、保育料及び児童クラブ利用料については、昨年 11 月から来月 10 月までの 1 年間を減免としており、1 年間をもって減免期間を終了いたします。

なお、北アルプス広域連合が運営しております介護保険料についても、来月 10 月までの 1 年

間を減免としており、総務課関係では、ケーブルテレビ白馬について、現在、指定管理者との協議を進めており、年内までの減免としております。

次に、倒壊住宅の新築に関してありますが、現状の土地に建てかえる場合は、上下水道ともに改造申請が必要となります。新しい住宅を別の場所に建てる場合は、水道の場合は給水区域内に限り、旧宅の権利を移動して使用することができますので、加入金の必要はありません。ただし、旧宅及び新宅の水道を同時に使うことはできませんので、その場合は、新宅の一口分の加入金が新たに発生をすることになります。下水道については、下水道接続可能区域への移設の場合に限りませんが、新たに発生する下水道受益者負担金の免除をする方向で、現在、そのための要綱制定を検討しているところであります。

次に、解体撤去後の宅地の地目変更についての対応の質問ですが、家屋解体後、家屋を建てない場合は、宅地または雑種地として課税します。しかし、住宅がなくなっても、今まで住宅用地の特例措置がなされていれば、平成28年度は住宅用地として課税いたしますが、平成29年度以降は非住宅用地となり、税額が上がります。固定資産税の土地評価上の地目の認定は現況の地目によりますので、野菜などを栽培した場合には畑に、植林をした場合には山林になるわけであります。

いずれにいたしましても、宅地の使用状況により課税することになりますので、ご心配なことがあれば税務課にご相談をいただきたいと思います。

最後に、公営住宅建設に向けての進捗状況につきましてお答えをいたします。

概略スケジュールにつきましては、6月定例会の一般質問で太田伸子議員の質問にもお答えをしたとおり、平成28年度において建設に着手をし、降雪期前までの完成を考えております。

この6月30日を期限として実施をいたしました今後の住まいに関するアンケートにつきましては、対象としました60世帯全てからの回答を得るべく、生活相談支援員による未提出者への巡回訪問や建設課担当者による電話連絡などを行い、7月23日に全世帯からの回答が得られました。

現在は、アンケートの今後の住居についての問いに、「決まっていない」と回答された世帯への意向の再確認及び「白馬村が建設する公営住宅の建設用地として土地を売却する考えがあるか」との問いに対して「売却する考えがある」とお答えいただいた世帯へ、売却できる土地の地番提示をお願いしているところであります。今後の住居の方針につきましては、公営住宅の建設戸数の資料に、売却可能な土地につきましては、公営住宅建設場所の設定資料として活用をしてまいりたいと思います。

なお、今後の住宅の方針が「決まっていない」と回答された世帯は12世帯で、再確認により11世帯から回答をいただき、「売却可能な土地がある」と回答された世帯は14世帯、12世帯から回答をいただいておりますが、全世帯からの回答を得た上で、建設場所の選定をしてまい

りたいと考えております。

なお、今後の住居に関する意向が決まっていない世帯が再確認をしましても4世帯ございますので、ある程度の時間を置き、再度意向確認を行いたいと考えております。

建設場所と建設形態についてであります。議員も視察に行かれた栄村では、被災した住家などを取り壊した跡地への村営住宅の建設は、その土地の所有者のために建築をし、その方の住家となるような誤解を招くおそれがあることから、あえてそのような土地以外への建設を行ったという事例や、長野県からは、自立再建をする方々のことを考えた村営住宅の形態にして、1戸だけではなく、栄村のような2戸で1棟となるような建築といったアドバイスもいただいておりますので、事例やアドバイスを参考にしながら、計画を充実してまいりたいというふうに考えております。

建設に当たっては、国庫補助金を得て建設をしておりますが、2分の1の国庫補助率であり、建築費、用地取得費、場所によっては地盤改良といった費用の発生も想定をされることから、村の財政負担軽減のため、長野県からの上乗せ補助につきましても、現在、継続して県のほうへお願いをしているところであります。

1問目の質問については、以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

被災地への支援というところで、本年度で終わってしまうものについては、予定があるものではないものがあるというところかというふうに思います。

その中で、私が非常に気になっているところは、「はくば生活かわら版」の第2号の中にありましたけれども、私の質問の中にある3番目の質問の、解体撤去後の建物を建てない地目のところなんです。このところについては来年度もやるということで、もう既に東部地区は解体撤去が終わっておりますので、税務課のほうに相談に来れば対応しますよという村長の答弁ですが、ぜひ「どうですか」くらいのところはお伺いをしていただいてもよろしいのかなと。特に非住家のところですね、そこについては、「どうするんですか」というところは聞いていただくような、そういう、いつも村長が言っているところの「被災者に寄り添った」というところではないかと思いますので、ここは要望というような形で、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、公営住宅のところについても、今ご説明をいただきましたけれども、今詳細な部分を詰めているというところかというふうに思います。

私が調べたというか、確実にというところではございませんけれども、堀之内と三日市場のところではいいですと、もう既に新築が12戸ほど始まっております。帰られる方が本年度中に――本年度というのはこの12月までということですが、ざっくり30名程度はお帰りにされるのではないかなということです。相当数、建築業者さんのほうもピッチを上げて作業してい

いただいていますので、それに対応するような施策というか、先ほど上下水道の話もありましたけれども、要綱等を作成していただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2つ目としまして、移住・定住促進についてです。

このことについては、さきに昨年の9月議会でも同様の質問をしまして、その進捗状況はどうかというところをお伺いしたいというふうに思います。

地方創生は、それぞれの地域の特徴を生かした自立的で持続可能な社会を形づくっていくことだと言われています。この理念として掲げられている、まち・ひと・しごと創生によるところでは、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、若い世代の結婚・子育ての環境を整えていくこと、さらには、地方での雇用環境を拡充し、人口流出、定住促進を図り、地域の経済基盤を安定させることが求められています。

白馬村での地方版地域総合戦略に盛り込むであろう若い世代を中心とした移住・定住促進についてどのように進めていくか、具体的な案をお伺いいたします。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2問目の質問であります。

移住・定住促進についてという質問であります。若い世代を中心とした移住・定住促進の進め方、具体策についての質問でありますけれども、我が国では、急速に進む少子高齢化や人口減少問題を克服し、地方創生を実現するため、国と地方が一丸となって取り組んでいるところであります。

本村の人口は、2004年をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2040年に7,200人程度まで落ち込み、高齢化率は43.7%になると予測をされております。このような人口減少と高齢化の進行が経済活動の縮小や地域コミュニティ機能の低下など、住民生活のさまざまな分野に大きな影響を及ぼすものと大変危惧をしているところであります。

本村でも、これまで、若い世代が安心して働き、出産・子育てがしやすい社会環境の実現に向けて、乳幼児から高校生までの医療費の無償化、第3子以降の保育料の減免などの子育て支援を実施してきたところでございますが、これら子育て世帯への支援のほか、結婚支援、雇用の創出や就業支援、住まい対策などの移住・定住促進の取り組みにつきましては、本村では、人口減少のペースが比較的穏やかだったこともあって、これらの対策については、これまで積極的に取り組んできたとは言いがたい状況でありました。

本村にとって移住・定住促進対策は、合計特殊出生率が回復をし自然増が望めない中で、特に若い世代に対する支援対策は、人口減少へ歯止めをかけるための最重要課題であると認識をして

おります。今後は、人口減少に至った要因を分析しながら、総合計画・総合戦略を策定する中で十分議論を、そしてまた検討を重ね、本村の地域特性に即した地域課題の解決のための移住・定住促進対策や、また、新たな広域連携の仕組みによる移住・定住促進対策を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今、村長のほうから、白馬村は、高齢化率がほかの市町村よりも上がっていないので、具体的な取り組みはそれぞれしていない状況であるが、ただ、今後は、そういうことが見込まれるので、これからは取り組んでいきたいというようなお答えだったかというふうにお伺いしました。

私が昨年質問したときに、このまち・ひと・しごと、特に定住促進については、全庁体制で行ったほうがいいのではないかというような質問をしたところ、各課を横断して当然取り組んでいくが、そのときには総務課企画係を担当として対応していきますというような答弁だったかというふうに思います。

さきの議員の質問の中にも、このことについては非常におくれているのではないかなというように話が出ておりました。しかし、施策的なものを考えていくのに大きなお金を使っていくわけではないので、頭一つで十分動いていくことだと、私は考えます。

やはりこれから12月までに、地域版の総合戦略をつくるということがあるんですけども、ピッチを上げるというよりは、もう相当エンジンの回転をレッドゾーンまで上げていかないと内容は伴っていかないんじゃないかなと思うんですが、その辺、担当である総務課のほうでは、どのようなお考えをお持ちですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 津滝議員の再質問の、ピッチを上げてということでございますが、まさしくご指摘のとおり、これからピッチを上げていかなければならないというふうには感じてはおります。

ただ、担当者レベルにおきましては、大北の圏域の中で勉強会等も数回重ねております。大北版の中で、各市町村が持っている人口減少の要素、例えば白馬村でいけば、2005年には社会動態・自然動態、ダブル減少を迎えた時期から、2013年には社会動態が増となるというような傾向とかが見受けられ、各市町村において、これらを参考に取り組む施策について考えていくべきだというような勉強会も重ねております。

また、内閣府のほうでは、地域経済分析システム、通称RESAS（リーサス）というシステムを活用して、各市町村が持っている経済状況を分析して、まとめていけということでもあります。これらの資料がある程度整ってまいりましたので、ここに具体的な住民の皆さん等のご意見を加

味しながら、取り組むべきものを積み上げていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、期間が短い中での作業というふうになりますが、何とか最終的には12月を目途に、策定のほうを進めていきたいという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ピッチを上げてやっていただくということなんですが、その前に、第5次総合計画の策定と作成のための村民アンケートというのが、この間、我々議員のほうに配られて、私もざっとこれに目を通させていただきました。

この中で、住民が求めているものは、大きな形で人口を上げていくということではなく、今現在、白馬村の人口は九千余名というような形になっていますが、この人口を「何とか維持させる」「流出させないようにしていく」、それと「若干増加させるべき」というのが大体88%、やっぱり圧倒的に「維持すべき」という意見が多いかというふうに思います。ただし、維持させるということは、減らさないということです、やはり相当なことをしていかないと、どんどんどんどん流出していつてしまうのかなと。

さらには、さきの震災のときにも私も思ったことは、やっぱり地域に若い人たちがいないと、いろんなことを、コミュニティの中を維持していくために必要な事柄、要するに、年配者の方々を引っ張っていくのは、やっぱり若い力、パワーだというふうに私は思っています。

ですので、若い人たちが定住しやすい、移住しやすいような環境をつくっていくことが大事なのかなと、そのように考えます。

最近、「田園回帰」というような言葉がありまして、都市住民が農村へ関心を高めたり、新たな生活スタイルを求めて農村と交流したりすることを指しているようです。

内閣府の世論調査によると、都市住民に「農山漁村に定住したい願望があるか」という問いかけに、32%の人が「どちらかといえばある」ということに答えているようです。10年前の同様の調査の中では21%ということですので、約1割上がっているということです。特に、20代の男性では47%、農村に対する関心が高まっているという現在の状況でございますので、ぜひそういうような数字をもとに、白馬村も移住・定住促進に力を注いでいただきたいというふうに思います。

何で20代の方がこういうような関心を持っているかということについては、今回はちょっと時間の関係もありますのではしませんが、やはり住みたい、行きたい、帰りたいというところ、それから、私たちここに既に住んでいる住民の満足度が上がらないと、やはりここから離村していつてしまうということだと思えます。

これはやはり、この白馬村という一つの組織体をどのような形でプロモーションしていくか。やはりここは、自治体を経営するということに起因していくかなというふうに思います。こう

いったことを「シティプロモーション」というような言い方をするそうですけれども、自治体におけるマーケティング活動、援護活動ということになるかと思います。ぜひそういうようなことをネット等で調べていただければ、幾つ言葉としては出てきますので、職員一丸となって、定住促進、地域の活力を上げていくというところに邁進をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

3番目として、庁舎の耐震改修工事についてということで、このことについては、地震災害により1年据え置きとなっています庁舎の改修について、耐震化はもちろんのこと、長期的な使用を視野に、この際、不都合があるところ、特に私が気づいているところなのですが、天井や壁の塗りかえ、張りかえ、照明のLED化、これは非常に照明が暗いというふうに私思っています。それから、ことしの夏は猛暑、この白馬村でも30度を超える日々がかなり続きましたが、冷暖房、床暖で処理しているというようなところはもう既にありません。冷暖房の空調設備をしっかりと整えるようなこと。村民ホール、非常に使い勝手も悪いです。それから洋式トイレ、今それぞれ個人のご自宅では非常にすぐれた洋式トイレ、ウォシュレット等がついたものを使っております。そういったようなものの設置、それらの改修の方針と具体的な内容についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 庁舎の耐震化に伴う改修工事の方針と具体的な内容についてのご質問でございますが、現在、実施計画でお示しをしておりますのは、庁舎及び多目的研修集会施設の耐震化工事と村民ホールの改修工事でございます。

まず、耐震化工事の具体的な内容でございますが、庁舎1階部分では、鉄骨ブレースを2カ所、RC鉄筋コンクリートづくり耐震壁を8カ所増設をいたします。鉄骨ブレースは、現在の建設課と総務課の南側の窓の外側にそれぞれ設置をし、耐震壁は、住民課の中央部と税務課と教育委員会の間、上下水道課奥の西側の窓の部分につきまして2カ所、健康福祉課、税務課、総務課、建設課の北側の窓についても4カ所増設をいたします。2階部分では、RCづくり耐震壁を204会議室の中央部と庁議室の西側窓にそれぞれ増設をいたします。3階部分では、階段室付近に耐震スリットを2カ所施工をいたします。

さらに、それぞれの倒壊の危険性があるということから、煙突上部のカット、正面玄関の車寄せ橋脚部の補強工事、庁内南側の地下機械室、南側空間部分の擁壁の補強工事、高架水槽架台の補強工事を予定しております。

次に、多目的研修集会施設であります。多目的ホールの天井がつりボルト、筋交いが設置をされていないことから落下の危険性があると診断をされているため、現在の天井を全て撤去して改修する予定でございます。

次に、耐震化以外の改修工事の関係でございますが、当初予定をしておりましたのは、村民ホ

ールの改修でございました。庁舎1階事務室に耐震壁が増設をされますことから、役場を訪れるお客様の動線に影響が出てくるほか、現在、1階事務室に設置している部署をそのまま残せるかどうかなど、検討を要する事項がたくさん出てまいりました。

また、多目的ホールの天井を改修いたしますことから、この際、ホールの照明もLED化したらどうか、暖房設備を改修したらどうかなど、津滝議員のおっしゃいますとおり、この際に改修したい箇所がたくさんあるのも実情であります。しかしながら、耐震化以外の改修につきましては、補助制度がないことから当然予算的な制約があり、その優先性について、昨年10月から庁内の課長会議で協議を始め、震災以降一時中断をしていたものの、現在、引き続き検討をしているところでございます。

したがって、現段階では、具体的な改修内容をお示しできないのが実情でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 耐震については、やはりここが震災のときにもヘッドクォーターになりましたして、ここからいろんな指令が出されていきました。

今回の常総市の洪水のことも、さきにお話が出たとおりでございますけれども、まさかヘッドクォーターになっているところが水浸しになって、避難民がそこに行って、さらに避難を負ってしまうという、何か情けない話と言ってしまうと、それに尽きるわけですが、そうならないように、たまたま今回は、この庁舎はしっかりもっていただいたわけでございますけれども、先ほど村長が言ったように、災害は忘れたころにやってきますので、十分それに対応するような形で対処していただきたいと。

私が特に申し上げたいのは、この際であるので、やっぱりこの庁舎は長く使っていくべきだろうというふうに思います。その中で、いろんなそごがある。それは村長おっしゃったとおりで、私もそういうところだというふうに思います。

特に、ことしも、この夏、それから天候の異常さというのは、ちょっと今まで我々が経験したことのないようなものではないかというふうに思います。お年寄りのいる家庭では、やっぱりこの際なので、熱中症にかからないようにクーラーを入れましょうとかいうような話を都度都度聞きました。それから、仮設住宅には、既にこういったものも設備されておりまして、入っている人たちの話を聞くと、確かに暑くなっているのは間違いないんですが、でも、今まで住んでいたところよりは、こういった器具がついているので非常に過ごしやすかったというように話も一部では聞いています。

「クールシェア」というような言葉もあるんですけども、ここの白馬村の庁舎隣のふれあいセンター等々、そういうようなところになれば、もっと人がここに寄っていただけるということに

なるかなと。さらには、ここでお仕事をしていらっしゃる、前に座っていらっしゃる課長さんたちを初め職員の皆さん、いつまでもうちわや扇風機で仕事しているのは僕らも見るとたえません。

なので、この際なので、入っている部屋もあるんですけども、そういう格差をなくして、職員の士気をやっぱりそういったことで上げていただいて、しっかり仕事をしていただくということが、先ほども申しましたが、移住・定住につながる場所ですけれども、やっぱり働く環境をよくすることが大事だというふうに私は思います。その点、村長はどういうふうにお考えますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員の言われていることはもっともだと思っております。

そんな中で、先ほど来答弁したとおりでありますけれども、非常に国のほうの支援があるというようなことで耐震の関係はできるわけでございますけれども、なかなか改善については財源が非常に厳しいという中で、できるだけことはしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、今回の神城断層地震に対してのこの甚大な被害の村としての対応するお金というものは、非常に膨大なお金であります。そういった中で、できるだけ国の支援ということで努めてまいってきているわけでございますけれども、それからみ出た部分は、当然白馬村の一般財源で対応していかなければ、災害復旧・復興ができないというような状況であります。

議員ご承知だと思いますけれども、非常に今厳しい状態であることは十分わかっていただけるとは思いますけれども、職員が元気を出して仕事ができるような環境にすべきだということは、私も十分認識をしているわけですが、そういったことも限られた予算の中で、そういった取り組みもしていかなければいけないということを改めて感じているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 計画的にですね、この災害のほうにつきましては、いろんな復旧予算がついてきて、既に工事も発注されてきております。一般財源も確かに使っていくというところは承知しておりますし。

ただ、こういうことを改修していくというところの中で、一緒にできるところは少しお考えをいただきたいと、そしてさらには、課長会議の中で計画的にですね、一気に当然できないというのは私も承知しておりますので計画的に、この年にはこの程度、この年にはこの程度というような形で進めていっていただけるように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

4番目の質問でございます。環境基本条例の見直しと迷惑防止条例の制定についてということで、このことについては、さきの6月議会において同様の質問がされていまして。そのときの答弁では、内容を検討していくというようなことだったかというふうに思います。

観光白馬を発展させていくには、避けて通れない重要で喫緊の課題であります。開発と規制のバランスをとりながら、どちらの条例もどこを見直し、改善していくのか、さらに、時代に即した形とは何なのか、いつまでにこの条例を制定するのか、効果的な運用方法など、具体的な説明を求めます。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 次に、環境の基本条例の見直しにつきましては、津滝議員がおっしゃるとおり、第2回定例会の篠崎議員の一般質問で答弁をいたしましたとおりであります。先ごろまとめた白馬村第5次の総合計画策定のための村民アンケート調査結果報告書において、白馬村の開発規制についての設問結果は、「まだまだ甘く、さらに厳しい規制・ルールが必要だと思う」が30.6%、「環境の保全には適切な内容ではあるので、現状のとおりでよい」が40.8%と、この2つを足しますと71.4%を示しました。また、この回答の年代別を見ても、20歳代から70歳代以上まで幅広いことから、観光を主幹産業とする当村にとりまして、世界に誇るこのすばらしい山岳景観は守るべき財産と考えていることがうかがえます。

最初に、環境基本条例の見直しに関する質問ですが、環境基本条例、開発指導要綱につきましては、白馬村における自然環境の保全、大規模開発事業に係る村への事前届け出などを規定し、平成11年に制定されたものであります。これらの条例などの制定から15年以上が経過をし、白馬村における開発の状況も大きく変わってきており、特にインバウンド事業の進展により、白馬村が海外で大きく注目をされるにつれ、外国資本を中心とした新たな開発の流れが起きてきております。

特に、外国資本の開発につきましては、文化的な違いもあり、村の基準に沿った指導や地域の景観形成、住民協定の取り組みについて、なかなか理解していただけないケースもあり、地域からはさらに強制力を持った規制の要望も寄せられていることも事実であります。

一方、先ほどのアンケート結果のとおり、白馬村の美しい山岳景観は、白馬村の観光産業にとりましても生命線でありますので、白馬村の状況に即した新たな形での開発の取り組みについても必要であるかと考えております。

議員ご指摘のとおり、開発と規制という相反する2つの命題の中でバランスをとっていくことは、大変難しい政策であります。基本的にはアンケート結果を尊重しつつ、地域はもとより関係者のご意見を伺いながら、今後において検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、迷惑防止条例の規定についての質問ですが、先ほどの答弁のとおり、平成9年に制定をいたしました白馬村をきれいにする条例における規制すべき行為の実態把握とその他の迷惑行為の洗い出し作業を、関係する総務課、観光課、住民課がそれぞれ分担して当たっているとございます。

まず、総務課では、7月から8月にかけて、各地区の区長と防犯指導員に対してアンケート調査を実施いたしました。調査項目は、大きく分けますと、白馬村をきれいにする条例の認知度、2として観光客と住民それぞれの抑止すべき迷惑行為、3番として犯罪に対する住民の取り組みと行政の取り組みの3点であります。

次に、観光課では、村内4つの観光協会に対して、外国人観光客による迷惑行為の聞き取り調査を実施しております。

また、住民課では、白馬村をきれいにする条例の内容を検証し、新条例へ引き継ぐべき内容とそうでないもののえり分けを行っております。

これらの全ての作業が終わりましたら、法令や県の条例も考慮しながら、具体的に禁止すべき行為を決定し、さらに迷惑行為への対応を検討するなど、条例案を策定してまいりたいと考えております。

いつまでに制定するかという質問でございますが、この冬のシーズンに間に合いますように、12月の議会に上程をするスケジュールを組んで進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ありがとうございました。

前回も、本会議でこのことについていろいろご意見を頂戴していて、見直しをしていくというところは、もちろん今もスタンスは変わっていないということのようです。

さっき村長が、アンケート調査に基づいていけば、当然、ここに規制はしっかりかけて山岳景観、動植物等々の保護をしていくというところの意見が一番多かったというような答弁だったかと思いますが、確かに、それはもう当たり前と言ってしまえば当たり前だと思います。しかし、このまま、この規制をずっとさらに厳しくしていってしまうと、経済的な発展は見込んでいけないのかなというふうに思います。

それはどういうことなのかというと、外から開発をしていくデベロッパー業者等々がやっぱり進入しにくくなると。そうすると当然観光のパイも小さくなっていく、お金も回らない、というようなスパイラルに入っていくってしまうのかなと。やはり規制というのは、かけ過ぎると、私はよろしくないのかなと、やはりある程度の発展性を持たせるような規制のかけ方をしていくべきではないかなというふうに思います。

特に、私がこのところは、村としての姿勢が一番大事だなというふうに思うんですけども、よく住民の同意を得なさいというような、今回も条例の中に書いてありますが、地元住民の同意を得なさいということになっています。

住民の同意というのは、非常に進むようできて、みんなが理解してもらえるようできて、なか

なか理解しにくいところもあるわけで、ここのところについてどのように変えていくのかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、津滝議員が言われるように、住民の云々というお話がございました。判断するにもやっぱり住民の声というものを最大限尊重しながら、そしてまた、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、外国人だからいけないとかどうとかという、そういう問題じゃなくて、いろいろな新しい資本が入ってくるということは、私も十分そういう施策を進めるべきだというふうに考えております。

特に、白馬村は、先ほど言ったような山岳高原リゾートを世界水準という形で望んでいるわけですが、そういった中で、果たして世界水準ということは何かという、それには、いろいろなお客様がこの白馬に入ってきていただいて活性化をしてもらう。そしてまた環境も大事にしてもらう。そしてさらには、いろいろな部分で発展する。村が、村民がお客様をもてなしをする。そういったことも一つの山岳高原リゾートを目指すという、そういったことでありますし、それから特に、いろいろな国際会議もやるというような、そういったところも今の白馬村ではないと、こんな状況であります。

昨日も、川口市の長野県人会の方が白馬村に義援金を届けにまいりました。そんな中で、ゆうべはどこで泊まったんですかというお話をしたところ、白馬コルチナススキー場のほうで泊ったと、こんなお話をされたわけですが、やっぱり大勢お客さんを収容できるところは白馬村にはないというような、そういったことを本当に残念に思っているところであります。そんな意味でも、八方のほうでも何かいろいろな計画もされているようでありますけれども、ある程度の優良な資本は入れて、白馬を活性化していかなければいけないということは十分私も承知をしているわけでございます。

そんな中で、入ってくる人、そしてまた地元到现在まで住んでいる方、そういった方々といろいろなおもてなしを統一した気持ちを持ってお客様を迎え入れるという、そういった気持ちがどうしても必要であるというふうに私は感じているところであります。そんな中で、時間がかかる、村民が一堂に会しておもてなしの気持ちということは非常に大事だと思いますけれども、それを持っていくにはなかなか時間が経過するとは思いますが、私も事あるごとに、そんな白馬村全体でお客様を歓迎するという気持ちが白馬村の発展につながるというふうに思っておりますので、そんなことを考えておりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含めあと13分です。質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 住民の同意を得ていくという、この一文というのは、非常に大きな壁と言ってしまってはちょっと語弊があるかもしれませんが、開発していく側にとっては非常に、

合わせた図面をつくっていくということは、これはいいんですけども、やっぱり人の気持ちがそここのところに入ってきますから、こここのところはよく行政側でもしっかりとお考えをいただきたいなと思います。

やはり村の開発のコントロールタワーはここにあるわけですから、白馬村にあるわけですね。だから、白馬村としてのアイデンティティがやっぱり問われてくるというふうに思います。住民に対しては「こういうことで規制をかけています」、開発業者に関しては「こういうことで入ってきていただいても結構ですよ」というようなものをきちっと出していかないと、曖昧なところでもってロスをしていってしまうと、せっかくのビジネスチャンスというか、そういう機運もしぼんでいってしまうと私は思います。

ぜひそここのところを住民へ、いろんな形で、あなたたちが考えるのではなくて、村がしっかりとコントロールしていくという、責任転嫁ではない形をとっていただきたいなと思いますが、そここのところをもう一度お伺いします。どうでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの津滝議員さんの再質問の住民の同意というのは、白馬村開発指導要綱の第6条の住民の同意のことをおっしゃっているかと思います。

これにつきましては以前にも答弁申し上げた記憶があるんですが、過度に住民に対するこういった規制等に関するそういう負担をかけることがどうかというようなことは、旧建設省のいわゆる通達のほうにも出ているところでもありますので、十分この大切さは、この第6条の重大さは認識してはおります。担当課、総務課を中心としてちょっと検討しなければならないことだというふうに認識はしてはおりますので、ぜひお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 認識するだけではなくて、ぜひ検討を加えていただけるということに期待を申し上げます。

やはり村長言っていましたとおり、基幹ホテルが白馬村にはございません。いわゆるコンベンションをここでもってやろうと思っても、100人規模のコンベンションが開けないような状況にあります。5,000平米を超えると、環境基本条例が非常に大きな形で上に乗っかってきますので、建蔽率とか容積率がさらに厳しくなってくるというようなことがありますので、ぜひそここのところを慎重にお考えをいただきたいなと。

さらには、ゾーニング、どこの場所をしっかりと開発して、どこの場所はしっかりと規制をかけていくとか、それから屋根雪の処理の問題ですね。駐車場の除雪の対策、そういったこともやはり問題になってくるかなというふうに思います。

それから、これはちょっと税務課に関係する部分ですが、任売とか競売で、特に外国資本で購入された状態になってしまうと、これを規制する法律というのはありません。特に、こここのとこ

ろをどういうふうを考えていくかというのも、やっぱりポイントになっていくかなと思います。任売であれば売却する不動産業者等々、これを選別していくというようなことができるかなというふうに思いますので、ぜひその辺のところも、お考えの中で検討事項の中に入れていただきたいと。

さらに、これは努力義務みたいな形で考えていただければ私はいいんじゃないかなと思うんですけども、外部で買ってしまえば、全て法人税なんかは外部に持っていかれてしまうわけですが、せめて地元経済の発展のために、法人登記は白馬村に置けというようなこともお考えいただければよろしいかなと、そんなふうに考えているところです。

それから、迷惑防止条例については、先ほどご答弁いただいたとおりで、12月までにしっかり中身を精査して、対応していただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

最後、5番目として、村長公約の進め方についてでございます。

就任1年目となり、その間、大きな震災の対応に追われて現在に至っている状況です。教育や文化の拠点となる図書館や観光白馬のゲートウェイとしての機能、「目的型観光施設」というふうに言ってもいいかと思います——を持った道の駅の建設など、村長公約について、財政状況が非常に、先ほども村長答弁でおっしゃっていましたが——厳しい中で、その実現性と進め方についてお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 次の質問でございますが、私の公約の進め方についてであります。

まず、図書館に関しましては、私の村長選出馬のお約束の中でも申し上げており、豊かな教育立村への前進、教育文化の振興、魅力のある図書館の新設を推進してまいります。

また、前回の一般質問の折にも、現在の施設の増改築か新たな施設建設をするのかという点において、第5次総合計画はもとより、図書館協議会において調査・検討を進め、蔵書や読書環境の充実などの観点から、図書館の整備を検討してまいりたいと考えております。

既存の場所利用か、新たな場所への施設建設かといった中で、蔵書数に掛ける開架率や雨天観光対策といった図書館に求められる事象を考慮すると、既存の施設を利用してということは大変困難な部分が多いと考えております。今後を目指す図書館づくりのためには、場所の選定も含めた中で、どういった施設が好ましいのか前向きに検討してまいりたいと答弁を申し上げたところでございます。

また、道の駅などと図書館の集約や複合化については、総務省が今年度から、建設費に対する国庫補助が少ない地方自治体の公共施設の集約・複合化を財政面から後押しする制度を展開しております。

道路等国庫補助率が高い施設に比べ、図書館や保育園など自治体の負担が大きい施設は、集

約・複合化が後回しになる可能性があるため、各自治体が策定する公共施設など総合管理計画に基づいて進められる集約や複合化事業を対象にすることで、施設の転用なども含めて支援措置されるというものであります。これは地方創生の一環で、地方版の総合戦略を策定することが求められておりますので、人口ビジョンなどを踏まえて、施設の統廃合などが判断されることになるため、村財政部局、企画部局を初め、図書館でいえば教育委員会、道の駅でいえば観光課、農政課といったような各施設管理主管課を横断した調整が必要であると考えております。

次に、新しい道の駅構想の推進についてであります。私の4年間の任期中に、新たな道の駅の建設を進めたいと考えておりましたが、神城断層地震の影響で厳しい財政状況にあることは議員が言われるとおりであります。また、現在の道の駅を別の場所に移転するばかりでなく、農産加工施設、観光の情報発信機能の充実や観光局の事務所移転なども含めて、農業や観光を含む、事業者にとっても有効に活用できる施設を兼ね備えた複合施設を建設してまいりたいと考えております。

ことし3月26日に開かれた白馬村振興公社の理事会の中でも、私から道の駅の視察を提案したところであります。厳しい財政状況の中ではありますが、視察を踏まえながら、複合施設構想の検討に着手をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、規模の大きい公共施設を白馬村単独事業として更新することや通常の地方債で賄うことは、現在の財政運営状況下では厳しいことから、前にも述べたように、国の施策展開に対して、企画部局を中心に庁内を横断的に調整をしながら、これらの実現性に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含めあと3分です。質問はありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 非常に財政が厳しいということは、これは誰もがわかっていることでございます。ですが、村長公約の中にうたっているものとして、やはりみんながそのところに大きく期待をしていることも、これは間違いない事実かなというふうに思います。

さきに、私ども被災地で地区のお祭りを行いました。そのときにみこしが回ったわけでございますけれども、私はそのときに花代なんていうのはもらえないかなというふうに思ったら、どの家庭からも出てきました。もし、内容がいいものであって、さらにそういうことをみんなに情報を開示してやっていくということであれば、村民も協力してくれることはやぶさかではないかというふうに思います。

それから、先ほどシティプロモーションというような話をしましたが、やはり自治体運営は、これからは株式会社とそうそう変わらないところでの運営を求められてくるというふうに思います。特に、今言ったような村長公約にあるようなものは、定住促進に非常に大きなウエートを占

めてくるものだとは考えています。

さらに、お金のことを言えば、内閣府のほうで「ふるさと投資」という言葉があります。これは既に審議会がありまして、既にこのことについては動いていますが、一般的に言われているのは「クラウドファンディング」というような言い方で、小口投資というような形になっているわけですが、ファンドというのは企業にお金を投資するというような形になるわけですが、行政に向けても今はこういう動きがあります。

白馬村では、既にふるさと納税を始めておりますので、同様な形で、こういった建物を建てる、こういうような形にしていくというものを情報開示して、ぜひこういったふるさと投資のようなものを利用していただければ、浄財はそれなりに集まってくるのではないかなというふうに申し上げて、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。
ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第11番篠崎久美子議員。

第11番（篠崎久美子君） 11番篠崎久美子でございます。

降り続いた雨も、ようやく晴れ間が見られるようになりまして、稲穂も黄金色に変わり、そろってきれいにその穂先を下げ始めています。いよいよ収穫の秋が始まるなという予感がいたします。山々も秋の気配が深まり、この後に控えておりますシルバーウィークを初めとして、本格的な紅葉のシーズンを迎える段取りになっております。この秋、天候に恵まれ、多くのお客様に來村していただけたらと願うばかりであります。

先ごろの北関東から東北を襲いました豪雨では、栃木県を初め、茨城県、宮城県など非常に広い範囲にわたり、一瞬にして、多分想像もしていなかっただろう甚大な被害がありました。中には、さきの東日本大震災において被災された方々も、また再度、この豪雨の被害に遭われたというようなお話もお伺いしております。

被災された地域の皆様、関係者の皆様の心中をお察しするとともに、改めてお見舞いを申し上げますところでございます。一日でも早く、もとの生活を取り戻すことができればと願いますし、自分たちも遠くからではありますが、ご協力できる場所があれば、あるいは支援できる場所があれば、すぐにでも協力し、支援してまいりたいと思っております。

昨年の神城断層地震の被災の際には、本当に全国から温かいご支援を頂戴いたしました。たくさんたくさんいただいて、今も義援金等でご支援をいただいているところであります。少しでもご恩返しができればと思いますし、人として、このつらい苦しい体験を早く切り抜けて、安心で

安全な生活を取り戻すことができるように、村としても何らかの支援を、ぜひ検討していただきたいと願っております。

さて、本日は、通告に従いまして3つの内容に分けて質問をいたします。

まず最初に震災復興状況につきまして、2番目には外国人による土地、特に農地等の取得状況について、そして3番目にはマイナンバー制度についてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、震災の復興状況についてお伺いをいたします。

神城断層地震から、はや10カ月を迎えようとしています。新たな住宅建設や着工も見られるようになりましたが、いまだ、今後の住居などについて、生活設計に迷っている被災者もいることは事実です。

そこで、震災復興関連について、幾つかお伺いいたします。

被災者の方へのアンケート調査や地盤調査も終了し、復興に向けた公営住宅の計画——公営住宅といいますか、復興住宅といいますか、ここではくくめて公営住宅と申し上げさせていただきますが、公営住宅の計画が早期に示されることが望まれます。小谷村では既に着工の運びとなっており、当村の被災者にしてみれば、ますます不安感が増すのではないかと思います。そして、この部分については、今後の生活設計に大いに影響のあるところでございますので、詳しい計画内容とまでは言いませんけれども、せめていつごろ示される予定であるか、これは非常に大事なところでございますので、予定についてお伺いをいたします。

次に、全国から本当に温かなお気持ち、義援金を頂戴しておりまして、義援金につきましては、この9月30日が締め切りということで、まだまだ受け付けをさせていただいているところですが、それが終わりました後に、義援金の最終的な配分が予定されております。これについて、いつごろの予定かをお伺いしたいと思います。

また、仮設住宅以外で避難生活を送られている方への家賃補助などは、当初から私に限らず、議員の中でも多くの方が意見を述べ、希望しているところですが、いまだに実施されておられません。この部分に関しては、最初の義援金の配分のところで電化製品の部分の差額ということで6万円ほどだったと思いますが、その部分を考慮して配分したというところもありますけれども、日々の家賃補助は重くのしかかっているのは事実でございます。ここについてのお考えをお伺いしたいと思います。

また、住宅再建時などの下水道や水道について変更がある場合、区域や負担金などについての対応をお伺いしたいと思います。これは先ほどの津滝議員の部分と重なるところではございますけれども、再度という形になってしまいますが、お伺いをしたいと思います。

そしてまた、震災からこの11月で1年を迎えるわけでございますが、自治体として被災体験を教訓とし、今後の住民の防災対策などの参考にするべく、震災時の行政、地域や個人の対応の資料を残すことが必要であると思います。これにつきましては、私、前にも質問をさせていただ

いておりまして、検討したい、なるべく早く着手したいというなお返事もいただいておりますが、震災時対応の検証作業や公的記録としての保存、防災計画への反映などについてのお考えをお伺いいたします。

また、最後になりますが、地域の避難所の見直しなども含めて、防災計画の総合的な見直し作業が必要と思われますが、今後の予定をお伺いいたします。

避難所について不安の声というのは、夏の終わりに、私たち神城地区の議員が神城地域の地区役員の皆様方と懇談をするという会を開かせていただいたんですが、その際にも、本来、一次避難所、二次避難所とあるわけですが、この避難所が本当に機能するのか、あるいは実際に距離的な部分も含めて、自分たちがそこまで避難ができるのかという不安の声がたくさん上がっております。ここについての予定をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎久美子議員の質問に対して順次答弁をさせていただきます。

災害復旧状況について、最初の質問であります公営住宅計画の公表時期につきましてお答えをいたします。

建設計画の早期の公表につきましては、7月10日に開催をされました神城断層地震に伴う災害支援関係者懇談会の席上、三日市場区長と篠崎議員から要望があった旨、出席をいたしました副村長からの復命を受けております。公営住宅の建設に向けまして、建設戸数、建設場所の設定につきましては、津滝俊幸議員の質問にもお答えをいたしましたとおり、現在、今後の住居に関する再確認の作業、建設用地としての提供可能な土地の把握に努めているところであります。

建設戸数につきましては、アンケートでは、「自立再建」と回答された世帯が諸事情により村営住宅への入居に変更するなど、建設戸数の確定も難しい面がございます。また、建設場所につきましては、「売却可能地がある」と回答をいただいた全ての世帯から地番の提示をいただいた上でありませんと設定しづらい面がございます。とはいえ、村の平成28年度予算編成、国への補助金要望もあることから、年内に建設戸数と建設場所を設定し、平成28年度の早い時点で公表できるよう進めてまいりたいと考えております。

建設場所につきましては、上水道、下水道といったライフラインも設定する上で重要な要素となっておりまして、関係する課との連絡を密にさせ、また長野県の担当課との連絡を密にし、そしてまた栄村の事例、小谷村の建設計画などを参考に、一日も早く設定したいと考えているところであります。

次に、義援金の配分時期についての質問でございますが、ご承知のとおり、義援金の募集期間はこの9月30日まででございます。これまでの配分は、長野県の配分基準が決まってから村の配分基準会を設置して、配分基準を決定し、県に寄せられた義援金と村へ寄せられた義援金を合わせて被災者の皆様にお届けしておりました。これと同様の方法をとるとすれば、県の義援金配

分委員会は、日本赤十字社の義援金配分割合決定委員会が日本赤十字社に寄せられた義援金の配分を決定した後に開催をされますことから、11月中の開催が想定されるところであります。そうなりますと、白馬村の義援金配分委員会は、11月中もしくは12月上旬に開催できる運びとなり、支払いに係る事務を考慮しますと、年内に被災者の皆様の手元にお届けができればと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、県危機管理防災課と連絡を取り合う中で、具体的な配分時期を決定していきたいと考えております。

次に、仮設住宅以外で避難生活を送られている方々への支援策についての質問でございますが、新たな支援策の追加や変更は、今のところ考えてはおりません。特に、家賃補助という話でございますが、仮設住宅に入居できる要件を満たしている方が、それぞれの理由により仮設住宅以外に入居されていることは承知をしているところでございます。しかしながら、これらの方々に配慮した新たな政策・制度を設ける考えは今のところございません。

ただし、各種支援制度やサービスの周知につきましては、仮設住宅に入居されている方も、そうでない方も、平等に行き渡るよう震災復興対策室には指示をしているところでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、住宅再建時などの上下水道の変更に關してありますが、先ほど津滝議員の答弁でも申し上げたとおり、新しい住宅を別の場所に建てる場合は、水道の場合は、給水区域内に限り、旧宅の権利を移動して使用することができますので、加入金の必要はありません。ただし、旧宅及び新宅の水道を同時に使うことはできませんので、その場合は、新宅の一口分の加入金新たに発生することになります。下水道については、下水道接続可能区域への移設の場合に限りませんが、新たに発生する下水道受益者負担金は免除する方向で、現在、そのための要綱制定を検討しているところでもあります。

次に、震災対応の検証作業や公的記録としての保存、地域防災計画への反映についてのご質問でございますが、篠崎議員からは本年第1回定例会で同様の質問を頂戴しているところでございます。篠崎議員のおっしゃるとおり、このたびの地震災害に対する本村の経験とその対応を明らかにして資料に残し、またそれを検証することにより、本村における今後の大規模災害への体制強化を図るための基礎資料として活用することは、非常に意義のあることと考えております。

村では、現在、庁内各セクションが活用あるいは入手した震災当時の画像資料や記録、また各セクションの災害対応における時系列資料の取りまとめを、防災を所管する総務課が音頭をとって実施をしているところでもあります。

今後は、集積した膨大なデータを集約し、調査及び検証を加え、最終的には報告書としてまとめなければなりません。しかしながら、この作業には相当の労力と時間がかかりますことから、検証作業が終わり、報告書としてまとまるのをただ待つばかりではなく、例えば、9月6日

に開催をした地震総合防災訓練のように日々行われる事業の中で、この震災の教訓を生かすことで、できることは積極的に取り入れるよう肝に銘じ、職員にもその旨指示をしているところでもあります。また、このたび震災から得た教訓やその後の検証作業の内容は、次の質問がありますが、当然、地域防災計画の見直しに反映させなければいけないと考えているところでもあります。

次に、地域防災計画の見直し作業の予定についての質問でございますが、新たな地域防災計画は来年度に策定する考えでございます。本村の地域防災計画につきましては、平成11年に作成し、その後、軽微な修正を行ってききましたが、災害対策基本法の改正や気象業務法の改正による特別警報の新設、長野県の地域防災計画との整合性を図るなどといった観点から、見直しが必要となっておりまして、また、見直しに当たりましては、それらの制度的なことだけではなく、今回の震災から得た教訓や検証によって導き出された内容について反映をさせることは、先ほどの質問でお答えをしたとおりでございます。

さらに、糸魚川静岡構造線や南海トラフなど10種類の地震に備えるため、県・市町村・地域の防災対策の基礎資料となる実践的な被害想定として、長野県防災会議が公表した第3次地震被害想定を考慮することももちろんですし、新たに長野県姫川砂防事務所が土砂災害警戒区域に指定をし、地滑りの危険がある区域につきましても計画に反映をさせていく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、来年度は、災害対策基本法及び白馬村防災会議条例に基づき、村、県、防災関係機関及び村民の皆様と相互に協力をして、新たな地域防災計画の策定を進めていくこととなりますので、議員を初め関係する皆様、村民の皆様のご協力をお願いするものであります。

以上で1問目の質問の答弁といたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 最初の公営住宅の計画については、そうしますと、来年、平成28年早いうちということは、1月に入るということでよろしいわけでしょうか。確認をさせていただいてよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 時期の関係であります。28年1月以降ということで、なるべく早い時期に公表してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 時期が出たことで、1つめどが立つわけですがけれども、できれば、本当に皆さん不安に思っていると思うので、計画をなるべく早く詰めていただいて、そして今、課長のお話にもありましたけれども、一日でも早く出していただけるように希望するところです。

公営住宅の計画については、アンケートとの兼ね合いがあるということだったんですが、再度の確認調査をしているということですが、確認調査あるいは最初のアンケートのときもこういう意見はありましたけれども、何が、どこに、どういう形で建つのか、建つかどうかわからない公営住宅に「希望するか」という項目があっても、答えようもないという方も結構いらっしゃいました。なので、ちょっとこの辺はひとつ、反省点という言葉がよくないかもしれませんが、今後の参考にさせていただいて、時期的なものは、やはり公営住宅がある程度こういうふうになる予定であるというところまで出した上で、再度の確認調査をしたほうが、より精度の高いものになるのではないかと思います。

そしてまた公営住宅についてですが、これは当然、国の補助等をいただきながらつくっていくことに多分なるかと思うんですが、補助制度によっては入居に資格・要件があるということもありますけれども、今回については、希望者の皆さんについては全員入れるという形の公営住宅を計画していただけるのか、そこのところをお伺いしたいと思いますが。

議長（北澤禎二郎君） 山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 入居者の関係であります、被災者かつ住家の再建が難しい方については、第1要件として入居していただくようになります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、義援金の部分についてお伺いをいたします。

それでは、先ほどの答弁によりますと、12月中になるのではないかとということでございますが、これまでの義援金総額と、今現在ということになります未配分額、それは村内の部分で結構ですが——について、わかる範囲でお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 再質問の義援金の総額ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

こちらの今手元にある資料は、8月31日で締めた金額になります。件数の累計が2,333件、収入の累計額が8,384万2,198円という内容でございます。そして、未配分額という部分でございますが、626万7,198円という数字でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） また、仮設住宅以外で避難生活を送られている方への、ここでは具体的に、私、家賃補助という形で出させていただきましたけれども、いわゆる補助については、先ほど村長のほうで、これ以上の対応はしないということでご答弁をいただきました。

しかし、仮設住宅に入居できる要件という中に、資力というものはなかったと私は思っております。資力の調査はないし、それについての基準はなかったと私は認識しておりますが、この点について確認をさせていただきたいと思いますし、資力調査がない以上、やはり全壊あるいは大規模半壊と要件を満たす方に対しては、仮設にいらしても、外にいらしても、同じようにやはり支援をされるべきではないかと思いますが、ここについてお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず、応急仮設住宅の入居の要件に関しましては、発災以降、応急仮設住宅の建設に際して、収入要件というのはなしに皆さんにお聞きをしております。

議員のご質問にあります家賃補助の関係になりますが、答弁の中でも、家賃補助ということは考えていないという答弁でありましたが、これで、先ほどの津滝議員のお話にもありましたとおり、自立再建に向けて動かれた方というのが、やはり既に動き出しております。そうなりますと、応急仮設住宅では空きの部屋というのが出てまいります。その辺の利活用というものも、県のほうには協議をする部分というのは可能でありますので、ご相談等があれば、村のほうに相談をしていただき、ぜひ活用していただければと思います。

ちなみに、県のほうでは応急仮設住宅のリース契約をしておりますが、入居、いわゆる空き要件となったものを期間内に撤去という考えはありませんので、応急仮設住宅の設置の期間中は建物は残っているということでもありますから、ここら辺の活用自体も県や国のほうと協議をして進めていきたいという考えでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） あいた仮設住宅に相談があればという話で、今答弁がありましたけれども、相談があればということではなくて、積極的にそういう部分も活用していただいて、なるべく平準化した支援をしていただくという形でお願いをしたいと思います。

続きまして、各種補助金等の支援についてお伺いをしたいと思います。

住宅修繕工事補助金につきましては、今年度末までとなっておりますけれども、そのほかの新築等の工事が非常に続いていたりすることによって、工務店さんの状況等やあるいは各家庭の状況等があつて、今年度中にはなかなかできないという方もいらっしゃるというふうにお伺いしております。これについては、事業の次年度実施のお考えはいかがかということをお伺いしたいと思います。

また、農業関係につきましては、農地につきましては、ただいま村のほうで、要するに耕作不能地ですね——の農地の方に対しては支援をされているわけですがけれども、結局、農地については、今年度中には、多分全部不陸等々のいろいろなものが直らない部分も出てくると思いますし、それについても次年度に向けて、どのようにお考えになっているかということをお伺いした

いと思います。

また、あわせて農業用の機械ですね、農地ばかりができて、機械のところが傷んでしまっ
ては、結局、農業を手放すような形になりかねません。今年度については今補助の体制をとられて
おりますけれども、農地と農業用の機械の補助について、次年度以降のお考えを伺いたいと思
います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 私のほうからは、住宅改修に關します補助の次年度以降の対応という部
分についてのお答えでございます。

3月末までということで期間延長をし、進めてきていると。これは、原則ではそのような形で、
現在はその方針で進めております。今、議員のほうからも、現在、やりたくてもまだ手がつか
ないという状況については、もう少し行政側でも実態を把握する必要があるだろうというよう
に考えております。

いずれにしても、被災された住宅への支援というところが一番の目的でありますので、そ
ういった状況をこちらのほうでもしっかり鑑みながら、翌年まで延長するか否かというところ
の判断を、また今年度中にしてまいりたいというように考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 続きまして、農地等に関するご質問に対するお答えをさせていただきます
が、まず被災して作付ができなくなった農地に対しましては、今現在、ことしは一反当たり
7,500円という、国の経営所得安定対策の金額に準じて設定をして、これからの支給になり
ますが、それで私ども、今までは、農地については、なるだけ今年中に復旧したいという思い
で進めてまいりましたが、いよいよ現実的になりますと、来年にも作付できない農地は発生して
まいります。そういったところで、引き続き支援はしていかなければいけないだろうなというのを、
私ども農政課内では今検討しているところであります。

ただ、先ほど来話に出ていますとおり、村も財政が非常に厳しい折でありますので、なるだけ、
例えば生産数量目標に達しない面積、要は、米はつくれるけれども、まだ被災によってつくれ
ないんで、あいた面積を地域間調整等で、言い方は悪いですがお金にかえて、そのお金を財源と
して支援していくのも一つの手かなというふうに考えております。

また、機械助成については、当初予算に盛らせていただきました。被災農家は無条件に補助率
2分の1、上限50万円という機械更新補助を設けさせていただいております。現在のところ、
被災者から2件申し込み申請がございます。ただ、私ども発災以来、県の農業改良普及セン
ターの職員さんと毎月被災農家の方に面接を行っておりますが、機械更新の希望はあるん
ですが、やはり先に住宅を直したいとか住宅を復興したいというところで、なかなか機
械まで手が回らないというのが実情のようであります。そういった方々には、当然、来
年以降もこの補助制度は残し

ていきたいなということを担当課としては考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 事業の部分を見ると、特に農地なんかの場合は、来年の春からすぐ全てが作付できるかという、そういうことはちょっと想定できない状況でありますので、最初の住宅修繕工事補助金についてもそうですけれども、実態に即した形で、ぜひ支援をしていただけたらありがたいかなと思っております。

さきの３月の議会で、私のほうで小規模事業者、特に店舗併用住宅など、あるいは施設併用住宅の方などへの修繕等々の支援についてお伺いをしている経緯がございます。そのときには、発災直後のアンケートは１２月ぎりぎり忙しいときだったので、なかなか実態が把握できないというような答弁もいただいておりますけれども、小規模の事業者、しかも住居と併用の事業者というのは白馬村に非常に多くて、白馬村の特性でもあります。何らかの支援をすることで、事業の継続に対しての意欲にもつながりますし、いろいろな面でやっぱり支援することは、産業の支援ということでも考えられるべきことではないかと思っておりますけれども、ここについて、その後の実態の把握の調査はされているのか、また支援についてはどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） ３月に議員の質問に対して、そういったところについては検討していきたいんだというところで答弁を申し上げた経過がございます。

住宅の改修の補助制度では賄えない部分をどういうふうに支援していくのかという制度のところについては、いろんな議論がありまして、まだ現状の把握あるいは制度設計については細かな部分には至っていないという状況があるのは事実でございます。もう少し、この辺の制度設計については、私ども担当課のほうで精査をしてまいりたいなというふうに思っています。

いずれにしても、こういった被災された方への支援をどこまで手を伸ばせるかという観点から、できる限りの制度は設けてまいりたいという考えには変わりはないので、引き続き前向きには、今後は進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 小規模事業者は、特に住居と併用という形は、本当に白馬村には非常に多いパターンでございますので、ここについても実態を把握しておくことは非常に大切なことだと思います。支援策ということは、またその上に成り立つことでありますので、ここについてもやっぱりどこかにとどめておいて、やっていただけたらと思います。

また、震災から１年を迎える秋になりますが、４月から防災対策室ということで、２階に上がってきたところにあるわけですが、とうとう１年を迎え、あるいは業務的な部分について

変化があるとは思いますが、今後の防災対策室の設置についてはどのようにお考えになっ
ていらっしゃるか、また、あわせて職員配置についてはどのようにお考えになっているかお伺いしたい
と思います。

また、1年を迎えるということでございますので、神城断層地震をきっかけとして防災などに
ついて考えるなど、記念行事のシンポジウム等の予定はあるのか、これについてお伺いをしたい
と思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの対策室の関係の件ですが、いわゆる公営住宅の関係がある程度
めどがついた時点で、関係課と協議をして、対策室を存続させるかどうかというところは、めど
を立てていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 私のほうからは、復興記念行事的なもののご質問でございますが、
11月22日、昨年の発災日であります、ことしの11月22日、日曜日でございます。この
日を震災から1年という位置づけで、今のところ基調講演等を考えております。

内容的には、特に白馬村では信大と連携協定も結んでおりますし、各学術の先生方がかなり多
く入っておりますので、検証も含めた意味合いで何とかお話をいただきたいということで、今、
教授のほうに当たっております。ただし、やはり検証というところまでは1年ではたどり着かな
いそうです。神城断層地震から見える新たな課題的な内容で講演をいただけるように、今作業を
進めているところでございます。

それにあわせて体験発表等の組み立てもしておりますが、それにつきましては、当たって、ま
だ段階的に了解をいただいている方がいらっしゃいますので、そこら辺が固まれば、また住民
の皆さんにも周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 防災という観点からしますと、やはりそういうことも大事なと思
いますので、また検討していただきたいと思います。

また、さきの9月6日に防災訓練として初めてのシェイクアウト訓練というものが行われたわ
けでございますけれども、これについての効果についてはどのように分析されているかお伺い
いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 9月6日の訓練に関しましては、シェイクアウト訓練ということで、や
はり発災後直ちに外に出るという部分は危険ですので、その意味合いも含めて、シェイクアウト

訓練というのは実施をしております。

北部地区を対象に総合防災訓練を行っておりますが、この日は、あわせて災害対策本部の設置に向けた職員の初動参集訓練というものも行っております。これは時系列を合わせまして、8時15分の発災から1分間のシェイクアウト訓練を経て、職員が参集をするというような訓練をしております。

今年度、初めて職員参集も含めて訓練のほうを行いましたが、やはり関連性を持たせながらやるというのも、一つ反省材料かなというふうには考えております。そこら辺も含めて、訓練そのものをより現実に近いものとしてやっていくことが、今後の防災対策に向けて必要かなというふうに感じております。

シェイクアウト訓練そのものに関する検証といいますか、効果につきましては、ちょっと何とも申し上げる部分はございませんが、全体的に実際に発災後にやらなければならないということで、これからも周知のほうを図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） なかなかシェイクアウト訓練がちょっと理解されていなかったかなという感じを私はちょっと持っていて、やはり本来ならば、事前学習資料等々がホームページでアップされる中で、シェイクアウト訓練に登録しながらやっていくというのが本来のような形であるようではすけれども、いずれにしても、防災計画の見直しも来年度考えられているということなので、こういう総合的な防災訓練、地震の訓練も含めまして、防災訓練もあわせて、防災計画の見直しが済んだときには、全村的にできるような形でやっていただけたらありがたいなというふうに思います。

そのほかにもたくさんあるわけですが、どうしても仮設住宅の方に目が行きがちですが、あるいは大きく被災した2地区に目が行きがちですが、そこだけではない場所にいろいろな形で被災された方がいますので、ぜひ情報についてもそうですし、支援についても、公平な形で今後も続けていただけたらありがたいと思います。

例えば、他の被災地の見本になるような、被災者に寄り添ったような復興をなし遂げることというのが、逆にまた白馬から「ありがとう」という気持ちも込めて発信することができること、これこそが白馬の姿ではないかと思えますし、ありがとうキャンペーンが、できればいつかそのような形の観光キャンペーンでもできることを目指しながら、私たちも復興に邁進していきたいと思うところでございます。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。

外国人によります土地、特に農地について今回お伺いしておりますが、取得状況について伺いたいと思います。

最近では、外国人や外国籍の企業がかかわる土地の売買などがふえてきています。農地もその対象となるケースがあると聞き及んでおります。土地が動くこと自体は悪いことではございませんけれども、単なる商業的・投機的な目的で農地までもが売買されていくとしたら、これは村としては非常に憂える事態であると言わざるを得ないと思います。

そこで、実情を含めまして、以下お伺いいたします。

これは統計的な部分でございますけれども、過去１０年間の土地所有権移転件数と面積をお伺いいたします。また、それら所有権移転のうち、外国人や外国企業がかかわった件数や面積をお伺いします。

次に、外国人・外国籍企業による売買、賃貸による農地の転用件数をお伺いいたします。また、外国人が農地を取得、賃貸借できる場合についてお伺いをいたします。

３番目として、農地転用の際、当然一番最初の手続的なところは行政が窓口になると思いますけれども、その際に、担当課での指導や対応についてはどのようにされているか。また、参考までに、農業委員会での対応や協議の状況をお伺いしたいと思います。

農地取得後に、短期間で当初目的とは違う用途に、さらに転用されていったり、転売されているという事例の有無を伺います。また、取得後、短期間での最初の目的外の用途転用についてはどのように状況を把握され、監督されているのかをお伺いいたします。

スプロール状に、要するに虫食い状な形で、農地が転用されている状況も見られるようになってきていると思われます。農地を含めた景観というのは、これは村の本当に大事な財産でありまして、観光の大いなる資源でもあります。また、優良な農地を守るということから、このような現状に対しまして何らかの方策が早急に必要ではないかと思われますが、これについてのお考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎議員の２点目の質問であります外国人による土地（農地）の取得状況についての質問でございます。

過去１０年間の土地所有権移転件数と面積及び外国人・外国企業による件数と面積であります。が、売買による所有権移転は、平成１８年は１４０筆７万７，８４３平米、平成１９年は２１７筆１４万５，７８５平米、平成２０年は１６１筆１３万９，４２１平米、平成２１年は１８２筆１４万１，５０３平米、平成２２年は２１２筆１５万８，３８９平米、平成２３年は２１９筆１４万１４２平米、平成２４年は４３１筆２３万２，４９３平米、平成２５年は４９８筆２８万９，７１８平米、平成２６年は４２０筆２２万４，３６３平米、平成２７年７月末までに１７２筆１３万７，２４７平米となっております。

そのうち、外国人などが購入したものは、平成１８年、２筆１，２７３平米、平成１９年、６筆１，４８３平米、平成２０年、２４筆１万６，９８２平米、平成２１年、２０筆

6, 368平米、平成22年、3筆568平米、平成23年は10筆3,089平米、平成24年、55筆1万6,537平米、平成25年、54筆1万5,693平米、平成26年、75筆3万6,670平米、平成27年、51筆2万2,264平米であります。

なお、この数値は、氏名がアルファベット及び住所が海外にあるものを抽出をしたもので、多少の漏れはあるかと思いますが、ご了承を願いたいと思います。

次に、農地に係る外国人・外国籍企業の案件についても、農業委員会において過去10年間を確認したところ、転用件数は3件であります。

うち1件目は、平成21年度に外国籍の方が第5条申請したもので、休耕地が広がる地域で約7畝を取得し、カフェテリアを開業した件で、2件目は、平成25年度の申請で、外国人が代表を務める法人が経営するホテル・駐車場に隣接をする休耕地約4畝を取得し、駐車場を造成した件、3件目は、平成26年度に同じく外国人が代表を務める、25年度とは別法人でございますが、その法人が経営するホテルに隣接する農地を賃貸により駐車場として使用したいという件で、対象農地は一部休耕地を含み約2反1畝であります。

農地区分は、いずれも農地転用許可基準において許可できるとされる第3種農地及びそれに準ずる2種農地と判断される土地で、農地の現状を農業委員会と村が確認の上、転用利用についての妥当性を審議し、可決いたしました。また、お尋ねの外国人が農地を取得などできる場合がありますが、現行農地法では、その取得段階において外国資本と国内資本における取り扱いの差はございません。

したがって、一件一件申請の資金調達を含めた計画及び農地の状況をチェックした上で慎重審議し、許可をしているところであります。

担当課での指導などもありますが、担当課、農業委員会とも、原則、農地は農地として守ることを前提としているところでありますが、農業振興地域の農地や優良農地である1種農地は、相談の段階で転用はお断りしております。

申請をされた後の確認方法であります。農業委員会では地区ごとに担当する委員がおり、その委員と事務局で農政課職員が申請者ととともに現地を確認調査し、委員会にかける前には地方事務所農政課と協議を行っております。委員会審議では、現地の確認時の農地の写真と転用計画を資料として提出をし、担当委員の意見を聞いた上で行っているところであります。

短期間で当初目的と違う用途への再転用・転売の事例については、現在のところ正式には確認している事例はありません。ただ、先ほど申し上げた3件目の農地が分譲され、建築物が建つらしいとの話は耳にしておりますが、もし事実ならば非常に不快であり、遺憾であると思いますが、何らかの対処方法がないか県庁へも照会をいたしました。許可後、申請どおりの転用を行い、完了届けを行った段階で農地法の縛りから外れるのが現実のところでもあります。いわゆる法の抜け道的な行為で納得できかねますが、いかんともしがたいのが現状であります。

もちろん、これまでも転用申請のあった農地は申請どおり適正な転用がされているか注意を払ってまいりましたが、適正な転用完了後の再転用については余り想定していなかったのも事実であり、法の規制はないものの、今後、申請段階で、こうした行為は厳に慎むよう申請者への指導を担当課を通して指示をしたいと思います。

また、スプロール状に農地が転用されているのご指摘ですが、申し上げてきましたとおり、国が示す許可基準に従い慎重に対応しておるつもりではありますが、「スプロール（無秩序）」という表現はいかがかと存じますが、確かに農地の中には虫食い状に宅地が造成をされたり、過去の対応に疑問符がつく状況があるのも事実であります。転用に対する厳格な対応はもとより、転用の可否に大きくかわる農振地域の見直しも検討すべきではないかと考えておりますので、いずれにせよ、優良農地を農地として維持していくことは村の使命と認識をし、努めておりますので、今後も対応してまいりたいと思っております。

以上、２点目の質問についての答弁であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁も含めあと１２分です。質問はありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 事例の中で、最初の転用の目的ですね。転用が終わった後に、要するに、また再転用していくというような事例、まだ把握していないというようなご答弁もありましたが、ちまたではそういうお話が出ています。ここの部分に関しては、村長答弁にもありましたけれども、いえもう農地法のくくりから外れてしまっている。だから、一定なかなかそのところはできないというところでございます。これはわかります。

確かにそうです。農地法のところから外れてしまえば、農業委員会さん等が行って指導することからは外れるということはわかりますけれども、農地ということだけでなく、やはり景観という意味で考えていけば、農地も非常に大事な景観である、私は最初に申し上げましたけれども、そのところは非常に大事なところだと思います。

白馬が好きだという方の中には、山は好きだけれども、地元の景観はねという方が結構いらっしやいます。それは何なんだろうかと私たちは考えなければいけないときになってきていると思います。なので、こういう形のものを、もし投資目的等々でやっていく方がふえていくということは、非常に防がなければいけないことでありますし、農地が動いていく、あるいは土地が動いていくということ、それ自体は悪いことではないと思いますけれども、やはり何らかの歯どめを村としてかけていかなければいけないのではないかと思います。

白馬村は、今までいろいろな形で法の穴を埋めるというような形、例えば環境については開発指導要綱があり、屋外の広告物の規制があつたり、外装色の色彩の指針があつたりと、法律ではなかなか決められないところを村独自の形でやってきているわけでございます。全てとは言いませんが、ある程度の効果も上がっています。

環境基本条例の第3条第4項の中には、「景観の形成は、地域の景観が文化の一部であり、かつ将来に伝えるべき大切な観光資源であることを認識し、自然環境に溶け込む調和と潤いのあるまちづくりを進めることを目的として行わなければならない」と明確にうたっています。この部分を再度考えていただき、環境基本条例等々の中で、例えばゾーニングするなり、あるいは転用の後の再転用については、しばらくの間は、何年間かの間は縛りかける等々の方法もあると思いますが、環境基本条例について、先ほど津滝議員もお話がありましたけれども、やはり考えていかなければいけない時点だと思いますが、ここについてちょっとお考えを伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 環境基本条例の見直しというご質問でございますが、1つの例で、いろんな手法が入るという部分でのご懸念の部分もあろうかと思います。

総務課では、先ほどの津滝議員の答弁にもありましており、環境基本条例とあわせて迷惑防止条例、これから制定をする作業になるんですが、そこで、先進地でありますニセコひらふのほうに伺ってまいりました。やはり向こうのほうでも同様に、最初は、倶知安町では、白馬のほうに開発規制の関係の視察にも伺ったと、倶知安町の町長からお話を伺いました。

今現在、やはりニセコひらふの間で問題になっているのは、エリアマネジメントというのが非常に問題になっているというお話です。それは投資目的で入ってくる部分で、居住性のない方たちが地区の中に入ってきたときに、やはり地域コミュニティが成り立たないというようなお話もあります。その辺がご指摘にあります環境基本条例の見直しとどういうふうにマッチングさせていくのかという部分は、やはり課題になってこようかと思います。

倶知安町のほうでも、そのエリアマネジメントに向けた、町で、いわゆるそれを条例化してとるのかどうかは、今、国のほうと協議中というようなお話も伺っておりますので、それも含めて、見直しをするのかどうかも含めて、先ほどの開発、それとエリアマネジメントによる地域コミュニティの存続というものも大切にしながら、景観保全というところで考えてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 一番住民に近いところにいるのは村でありますので、法の穴を埋めていくのは、やはり一番住民に近い自治体がやっていくべきことだと思いますので、ぜひ検討していただくようお願いをしたいと思います。

最後になります。マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

マイナンバー制度は、この10月1日から番号の通知の部分が個人に行くということであり、来年1月1日から運用が始まるということでございますけれども、いろいろな新聞等々のアンケ

ートや内閣府の世論調査も出ておりますけれども、どの新聞なり内閣の世論調査でも、約半数の57%の方が「名前を知っていても内容は知らない」「わからない」というような結果が出ております。また、事業者アンケートの結果も、各種がインターネット上にも掲載されておりますけれども、準備が十分でないという傾向が多く見られているようでございます。

また、自治体そのものについては、これは東京新聞の9月13日付朝刊でございますが、ことしの8月から9月にかけて、全国の1,741の自治体に実施され、回答を得ました1,651自治体のアンケート結果が載っておりまして、この中では、自治体そのものが、60%の自治体が「安全対策に不安がある」と回答しています。こんな中でスタートを切っていくという形になっているわけです。

そこで、次についてお伺いをしたいと思います。

制度については、既に広報はくばにも掲載がされ始めておりますけれども、まだまだ住民への周知あるいは住民の知識が十分でないというところが思われます。今後も継続的で十分な周知が必要と思われませんが、住民への周知についての対応をお伺いします。

また、制度運用に向けましては、職員が十分に制度を知ることや、制度の見直しや整理も必要と思われます。これらについて、庁内での対応状況をお伺いいたします。

また、番号情報の管理体制と情報漏えいについての対策についてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） マイナンバー制度についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、いよいよ来月から個人番号の通知が発送され、制度が開始をされます。

最初に、制度周知の関係であります。本村では、昨年度より、マイナンバー制度の運用に向けた電算システム改修などの準備作業を進めており、スケジュールどおりには作業は進捗しているところであります。

住民への周知につきましては、広報はくば6月号から、シリーズとして記事を掲載して周知をしているところであり、事業所につきましては、長野県において確認できる事業所全てを対象に、本年6月16日に県内2会場で説明会を開催しているところであります。村といたしましても、実務として、実際に番号利用が始まる来年1月に向けて、国や県と相談・協力をしながら、10月中旬ごろには事業所向けに説明会を開催したいと考えております。

次に、管理体制と情報漏えい及び業務の見直しや整理については、関連がありますので一括して答弁をさせていただきますが、まず情報管理の点であります。システムへのアクセスできる職員を限定し、いたずらに多くの職員が個人番号を閲覧できないようなシステムの環境を整えます。特に、今回のマイナンバーに関しては、ただ単にシステムにアクセスできるパスワードを設定するのではなく、一旦全職員がシステムにアクセスできないように設定した上で、担当職員にアクセス用のパスワードを再設定するといった二重の方式を予定しており、担当職員を特定する

とともに、設定漏れなどにより番号制度に関係のない職員が個人番号を閲覧できるといったケースを防止いたします。また、紙媒体など多くの人の目にとまる可能性があるものについては、鍵のついたキャビネットで管理するなど、情報管理の徹底を検討してまいります。

情報漏えい対策につきましては、先ほども申し上げましたとおり、システムへのアクセス制限により、個人番号を閲覧できる職員を最小限にするほか、外部からの不正アクセスを防止するため、国のシステムサーバーと村のマイナンバー専用サーバーの間に強固なファイアウォールを設置いたします。

なお、ファイアウォールの設置作業につきましては、北アルプス広域連合が共同で作業を実施し、既に完了をしているところであります。今後、マイナンバーシステムについては、総務課のシステム管理者を中心に、確実な情報管理と情報漏えい対策を講じてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

業務の見直しと整理につきましては、本定例会において、マイナンバー関連条例として、（通称）番号法の個人番号を内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報が利用されることとなることから、番号法第31条が求める保護措置が必要な規定を定めるための条例を上程しております。

番号法第31条とは、番号法では特定個人情報や情報提供などの記録について、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の一般法三法の個人情報よりも厚い保護措置を設けるものであり、地方公共団体については、特定の個人情報の取り扱いについて、一律に番号法で規定することは望ましくなく、地方公共団体などの保有する特定個人情報について、本法の趣旨にのっとった適正な取り扱いを確保するため、また、特定個人情報及び情報提供などの記録を確認できるようにするために必要な措置を講じなければならない旨を規定しているものであり、また、番号法第9条第2項では、自治体の執行機関が社会保障地方税または防災分野の事務であって条例で定めるものについて個人番号を利用することができる旨を定められるとともに、第19条第9号では、自治体の機関が条例で定めるところにより、自治体内の他の機関に特定個人情報を提供することができる旨が提供制限の例外として定められているところであります。

自治体の判断により、個人番号の独自利用や同一自治体内の機関外への特定個人情報の提供を行う場合には条例を定めることが必要となり、この庁内の連携や独自利用については、現在、庁内全課に照合をかけており、個人番号の閲覧権限などの付与についても、業務の内容を精査しながら管理体制を整えたいところであります。

なお、この関係条例につきましては、来年1月の利用開始前となる12月議会に上程するよう作業を進めているところであります。

なお、先月20日には、全職員を対象とした研修会を開催し、第一法規株式会社から講師を派遣いただき、54名の職員が受講し、制度への理解と業務への再確認の必要性を確認したところ

であります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

質問時間が終了しましたので、第 1 1 番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから 5 分間休憩といたします。

休憩 午後 2 時 0 4 分

再開 午後 2 時 0 9 分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第 7 番横田孝穂議員の一般質問を許します。第 7 番横田孝穂議員。

第 7 番（横田孝穂君） 白馬村議会第 7 番横田孝穂でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから一般質問を行います。

私の一般質問は、白馬村公共下水道事業受益者負担金についてと危機管理についての 1 間について質問させていただきます。

白馬村公共下水道事業受益者負担金についてと危機管理についてを質問いたします。

早速質問に入ります。

平成 2 6 年 3 月に報告された白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書について。

時効による債権消滅額は、平成 2 4 年度決算では 1 億 5 0 4 万 9, 8 2 6 円とあるが、平成 2 6 年度決算全体ではどのようなのか、最新の数値、件数とその額は。

また、既に時効となり債権が消滅されたにもかかわらず徴収され、後に返納された返納金及びそれに伴う還付加算金の件数とその額の最新の数値は。

下水道加入分担金についてであります。

平成 2 5 年 4 月 1 日現在、その徴収を猶予し、賦課がえを実施している土地は、3, 4 3 6 筆 1 1 8 万 1, 6 2 6 平方メートルであります。それを金額にすると 1 0 億 6, 3 4 6 万円を超えてまいります。

猶予につきましても、あらゆる判決・判例を参考する中、そして、ことしの 3 月におて、日本下水道事業団研修センター加藤壮一教授の受益者負担金に関する評価もいただいておりますように、平成 1 3 年における規則の改正の加入分担金として徴収することを目的とするという規則の趣旨そのものが地方自治法第 2 2 8 条の規定に抵触するおそれがあるとの回答をいただいております。白馬村におけるこの取り扱いが不十分であるとなれば、まだまだ今後においては、何十億円も超える時効の可能性もないわけではないと、私といたしましては非常に危惧をするところでございます。

そこで、当初は下水道事業から恩恵を受けている者に対しては、全て都市計画法に基づく下水道事業受益者負担金を賦課してきたものでありますが、平成 1 3 年には受益者負担金は下水道加

入分担金に改正され、負担金の一部または全額を3年経過しても支払わない対象者には賦課がえを実施されてきておりますが、今現在、賦課がえを実施された土地の筆数、面積並びに分担金となっている総額等を伺います。

2番目、白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書と村民向けに報告された概要版の中で、この事件の諸問題の要因分析がされております。1番目には、個人的な要因、2番目には組織的な要因、3番目に制度的な要因、4番目にその他の要因とあります。

この中で、4番目の、公共ますが設置されていたり、前面の道路に下水道の本管が埋設されているのに排水区域外とするなど、この排水区域の設定に不可解な点が多いとありますが、排水区域の設定に当たっては、常に適切・公平であるべきであります。概要版にある不可解な対象地の件数（筆数）並びに面積、その額について伺います。

3番目、この白馬村公共下水道事業受益者負担金問題は、受益者負担金の不適切な扱いの時効問題と、また未納金に対する不適切な賦課がえであります。公共下水道事業受益者負担金の時効や未納、賦課がえについては、その区域内の関係住民ばかりが問題視され、時効・未納・賦課がえについて詳細に検証されてまいったように思いますが、今まで、受益者負担金事務改善報告書を作成され検証されてきている中、村民を検証する前に、やはり身内であります。特に、関係する歴代の行政トップ、また当時の村職員の時効・未納・賦課がえについて、既に検証されたものと思います。その件数や数値等はどのようなでありますか、細部にわたって伺います。

4番目、このほど、広報はくば8月号で、「公共下水道事業受益者負担金に関する報告」と題して、また、さきに議会にも報告のありました日本下水道事業団研修センターに依頼し、検証・評価をいただいた事務改善報告書について、「外部機関による検証・評価を終えて」との記事が掲載されておりました。「結果を踏まえて」との事項では、「抜本的な見直しが必要と考えている」とあるが、また、昨年の平成26年12月定例会招集の挨拶では、「来年3月には、報告に基づき、必要に応じて条例、規則などの改正を行うこととしております」と断定した挨拶をされましたが、今現在、抜本的な見直しに向けての進捗状況はどのようなのか伺います。

5番目、この解決に当たり、26年9月定例会では、我々同僚議員の質問に対して、「下水道事業団のほうでどういった指導というか報告があるかわかりませんので、そういったことも踏まえて解決をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、それ以上のことは私からは言えませんが、いずれにいたしましても、任期後半には何とかこの問題について解決をしてまいりたいというふうに考えております」と、期限を区切って解決したいとの答弁がありました。どのような道筋を立てて進まれるのか伺います。

6番目、この下水道問題は、住民監査請求から訴訟に発展している事案であるが、ここに影響はないのか。また、この進展と現在の裁判状況を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 横田議員の一般質問にお答えをいたします。

白馬村公共下水道事業受益者負担金について、危機管理についての質問であります。

最初の項目、平成26年度の決算における債権消滅額の件数と額についてお尋ねですが、不納欠損額の対象件数は44件、人数で24人で、112万8,400円でございます。

2つ目の項目、既に時効となり債権が消滅をされたにもかかわらず、徴収をされ、後に返納された返納金と還付加算金及び件数ですが、受益者負担金事務改善報告書に記載のとおり、還付対象金額は594万2,130円で、還付加算金額は148万1,100円、還付対象者は46名であります。最新の数値についての質問ですが、平成25年6月の還付以降において誤徴収による還付はありません。

3つ目の項目、賦課がえを実施した土地の筆数、面積並びにその分担金の総額ですが、これも受益者負担金事務改善報告書のとおり、条例第6条に該当する者が282筆で、面積にして19万7,100.02平米であります。金額が、1,350円で計算しますと2億6,608万5,027円であります。次に条例第11条に該当するものが284筆、面積にして11万1,220.27平米であります。これもやはり1,350円で計算しますと1億5,014万7,364円あります。これらを合計いたしますと、面積にして30万8,320.29平米、金額にして4億1,623万2,391円あります。

次に、受益者負担金事務改善報告書では、受益者負担金に多額の未収金が生じてしまった多くの要因の中で、排水区域の設定に不可解な点が多いと報告されております。排水区域の設定に統一感が見受けられず、区域外もしくは賦課がえとなっている筆が見受けられます。これら全てを精査しているわけではありませんが、筆数は6筆で、面積は合わせて1万4,109平米、金額、900円で計算すると1,269万8,100円となります。

次に、歴代の行政のトップや当時の職員の時効・未納・賦課がえについての質問ですが、受益者負担金事務改善報告書では、横田議員が質問されている時効・未納・賦課がえというように個別に区切ってはいませんが、報告書の記述の中では、総論として白馬村下水道事業における諸問題の要因としてまとめられ、個人的要因、組織的要因、制度的要因、その他の要因の4つに区分をしているところであります。それぞれが個別に単独に要因となっているわけではなく、時効の問題一つをとってみても、職員個人の資質が原因であったりといった個人的要因や全庁的な問題としていなかった、または担当者の配置の問題といった組織的要因があったとして、それぞれ複雑に質的・量的に絡み合っただけ起こった現象と捉えております。

さらに、報告書では、検証結果と改善の方向の第1項目において、問題を大きく4つに分けて、賦課手続、徴収に関すること、土地の管理に関すること、その他の4つに区分し、さらにその中を詳細に分けて、それぞれ現状と課題、再発防止のための改善策として記述をされております。

すなわち、現状と課題のところに、当時の関係者の問題が書かれています。今ここで、事務改

善報告書を転記して読み上げはしませんが、こういったところに検証されているところであります。

ただ、歴代の行政のトップまたは当時の村職員の時効・未納・賦課がえについて既に検証されたその件数、数値などはどのようなでありますか、細部にわたり伺いますの質問に対しては、個々の職員などにおける数値を検出するのは、例えば、一件一件納期ごとに調べ上げ、積み上げなければ、個人個人についての件数、数値の算出はできません。何年何月から何年何月にトップにいたとか、その間、職員であったかという全体的な責任の面でしか言及はできませんので、その件についてはお答えができませんので、ご理解をいただきたいと思います。

さらに、残りの質問項目は関連がありますので、進捗状況と今後の道筋、そして住民訴訟の状況についての質問であります。例規の改正については、引き続き下水道事業団の支援を仰ぎながら進めたいと考えているとおり、本定例会でもそれに伴う補正予算をお願いしているところであります。

現在は、まず排水の区域の見直しを行うための事例の取りまとめをしているところであり、引き続き、来年3月を一つの目標として、できるものから着手をしていく予定であります。ただ、現在、住民からの訴訟が起こされており、その判決のいかんによっては、改正した箇所を再び手直しをするというようなことも想定されるため、裁判の状況を見据えながら、柔軟に考えて進めてまいりたいというふうに考えています。

裁判の状況であります。現在まで口頭弁論が3回、弁論準備手続を8回行っております。次回は弁論準備手続が10月に行われる予定であります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 初めに、再質問をする前に一言要請しておきます。

私の質問の答弁の相手は、あくまでも村長であります。下川村長は、事件の発覚当時は白馬村の議会議長を2期務め、この全容は既において明らかであり、全てを知り尽くし熟知している、誰よりも内容が一番よくわかる村長でございます。それでありまして、村長から答弁を求めるわけでございますが、議長のほうからも「村長に答弁を求めます」で進行をよろしく願いいたします。また、副村長、担当者につきましては、重大な問題が控えておりますので、私のほうから指名を後ほどいたしますので、それまでお待ちを願いたいと思います。

それから、今、村長のほうから、歴代の行政トップは時効についてあったかどうかというところは今現在調査中ということは、いかにもお粗末過ぎるわけございまして、一体あったのか、なかったのか、当時の下水道を担当した歴代の村長のことを聞いているんですよ。職員はそうではなくても、調査中であっても、村長ぐらいいは、あったかないかぐらいのことは、ノーかイエスカぐらいいは答えてください。どうぞ。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、横田議員のその関係については、私は調べてございません。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員。

第7番（横田孝穂君） そういうことは、村民を検証する前にトップを調べなくて、この下水道の問題が解決できると思いますか。やはり「調べておりません」じゃいけないわけです。今後、十分に早急に調べて、村民に報告いただくよう要請します。これだけの莫大な1億を超えるような時効があったのに、言えないということは、あるということで私は解釈してよろしいですか。村長、どうぞ。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 言えないんじゃないくて、私は先ほど「言えない」といった、そんな表現はしておりませんので、ご理解願います。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員。

第7番（横田孝穂君） それでは、早急に調査いただき、報告をいただきたいと思います。
それでは、再質問といたします。

公共下水道事業受益者負担金に関する報告第4回、広報はくば8月号においての事務改善報告書の「外部機関による検証・評価を終えて」であります。今までの公共下水道事業受益者負担金に関する報告の第3回までの責任者の名前がありました。今回、この報告の責任者を明らかにしておらないのはどういうわけかお聞きいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） すみません、大変申しわけございませんが、記載忘れてしまいました。全て上下水道課長もしくは担当係長横山が対応いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 当然このような重大な報告には、そのときの村長の名前があるべきと思います。今後は十分に注意をいただき、親切な報告をお願いしたいところでございます。

次に、条例及び規則を改正するために、規定的・自立的な表現であります。係争中の賦課がえの適否の案件には影響はしないのか、どうなっているかということでございます。先ほど村長がお答えされたので省略をさせていただきます。

それでは、平成13年度改正、賦課がえの加入分担金についての質問をさせていただきます。

賦課がえ問題は、今になってはどうにもなりません。あえて検証するとすれば、このような問題が指摘されます。都市計画法第75条及び地方自治法第94条に違反すると考えられ、しかも事業の途中においてルールが改正が行われるところの不公平感であります。白馬村では、この法律の範囲内から離脱し、そのことに受益者負担金の時効制度を実質的に免れるようとする行為であり、都市計画法及び地方自治法に反すると考えられます。

自分の家では既に浄化槽があるから入るとか入らないとかというような問題ではなく、下水道が使えるようになったことによる資産価値の向上という利益を受けた方から徴収するものであります。受益者負担金を納入することにより下水道を利用できる権利が生じるものではなく、都市計画法に規定する負担金の趣旨に反するものであると思いますが、いずれにせよ、この大事件は、当時の行政、そして担当職員の事務怠慢が引き起こした大問題に尽きるものであります。

当時の下水道課や行政側の、法令に対し無視し続けた法令規則に対する法令遵守違反（コンプライアンス違反）そのものであり、何一つも完全に遂行されていないのが今の現状であります。また、全村民の方に対する倫理観の欠如でもあり、何一つ責任を感じない業務運行であり、とても許しがたい行動に尽きるものであります。

村長の今の思いはどのようなのですか。村長、どうぞ。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の横田議員の質問に対して、今の村長の気持ちはどうかということであり
ます。

先ほど横田議員おっしゃられたとおり、私も2期8年間議員をやらせていただいて、そして議長時代にこの問題が発覚をしたところであります。そういった中で、平成13年に規則を改正して賦課がえをしたというような、当時の行政、そしてまた議会が賦課がえを認めたという状況が今になってみますと、非常に大きな問題を呈しているということは、私も議長時代から常々そんな思いをしていたところあります。

そして今、横田議員が言われるような法令遵守（コンプライアンス）、全く同様でありまして、私も本当にこの問題について、どうしてこんな問題が起きたのか、いろいろな状況を鑑みの中で、確かに行政の対応はうまくなかったということも言い逃れのできない事実でありますけれども、ただ当時、オリンピックが唯一というようなそういった状況の中で、どんどんどんどん国のほうから予算が投入されたというようなことで、事務が追いつかなくて、そしてこの状況に至ったという中で、今はそんなことを言っても理由にはなりませんけれども、仕事に追われていたということは事実でありますけれども、それぞれしっかりと法令遵守（コンプライアンス）をする中でやっていけば、こんなことは今はなかったというふうに認識をしております。全く横田議員の言われるとおりであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありますか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） ただいま村長のほうから、そのようなお言葉をいただいたわけですが、オリンピック、そしてまた事務が煩雑で仕事が大変だったというような答弁でございますが、やはり忙しい仕事の中にも、人の顔を見て賦課をしたりしなかったりというようなことが実は見受けられるわけでございます。仕事が忙しい中、何でこのような、人の顔を見て取り立ての違いがあるような事例が多くあります。

そこで、私は、その関係につきましてご紹介させていただきます。

これは、いずれも土地の関係でございます。

土地は、約4,500坪ぐらいあります。先ほども、事前通告でも申し上げました。前面の道路に下水道の本管が埋設しているのに排水区域から外し、区域の外とするなど、排水区域の設定に不可解な点が多いとあり、どのくらいあるのかという私の質問でございましたけれども、なかなか歯切れの悪いようなお答えでございました。

それに対する利益を占有する利権が働き、それを結託したと思われても仕方がない事例であるわけでございます。そのようなことがないと私は願うところでありますが、事例は事例といたしまして紹介をさせていただきます。大変な事態であり、当時の行政運営方法に私は問題があったのではないかと非常に疑問を持つところでございます。

それでは、私から不可解な点の1点を紹介いたします。

この場所は北部地区で、第3期計画で実施し、平成12年度の完成、平成13年度において受益者負担金を賦課された一団の場所の土地であります。前面の道路は、まさに国道148号線上で、上下水道の本管が埋設されている場所でもあります。その場所が一団の土地であるにもかかわらず、非常に不可解な賦課をされているわけでございます。

よく見ると、この一団の土地には所有者が7名で、賦課対象筆数は15筆、その他は原野7筆であり、個人の所有地において7筆が区域内とされております。そして、賦課の対象として賦課をされております。また、これについて1つの会社と思われるとしておりますが、これは想像で、理解をいただきたいと思います。この土地の宅地は、この一会社と思われる。不思議なことに、道路に面している一番近いところの宅地8筆が一団の土地の中での虫食い状態で区域の外とされ、賦課をされていない状態であります。

工事が終了し、本来であれば、翌年の13年度において受益者負担金の賦課がされるものであるが、村として、3年以内にその賦課を怠れば、地方自治法により、この不可解な土地に対しても永遠に時効が成立されます。私は、この土地は既に時効と判断をいたします。

この内容については、この9月7日におきまして、私は上下水道課に聞き取り調査をいたしました。そして、本年9月2日におきまして、長野地方法務局においての私の調査によるものでございます。

この件につきまして、村長はご存じでありますか。村長からお答えをいただきます。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、実例ということで発言をされましたけれども、私はそういうことは認識をしておりません。それはいつの時点でそういうふうになったのか、そういったことも含めて説明をお願いしたいと思います。私の中では、そういったことは認識をしておりません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

（「ちょっといいですか。今のあれは反問権になりますので、訂正させていただきますが」の声あり）

第7番（横田孝穂君） いいですよ、全然、言ってください。言ってください、村長、遠慮しないで。いいですから、遠慮なく言ってくださいよ。

村長（下川正剛君） 反問権が議会基本条例で認めておりませんので、その件はちょっと訂正させていただきますが、今言われたことにつきまして、私はいつの時代かわかりませんが、北部地区というような、そういった固有の名詞が、名前が出てきたわけですから、どこら辺、どこだということは認識もしておりませんし、そういう現実私のほうでは理解しておりません。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員。

第7番（横田孝穂君） やはり村長は、昨年村長に就任されたばかりで、細部にわたってわからないと思いますけれども、担当課であれば、そのようなことがあると思いますが、私は、こういう地図を法務局から持ってきて、この場所の地図で外・内を上下水道課から振り分けしてもらったわけです。

そして、法務局で個人の名前を重ね合わせたところ、こういうような状況で大変な事の事態が判明したわけですが、今後、上下水道課におきましてもこのような調査を十分されまして、我々村民に報告し、このような事態を村民が知っていなければいけないわけですが、当時の改善報告書をつくられた職員はとても優秀だと思います。こういう不可解なことがあるよと活字に1行半で書いてあるのはすばらしい改善報告書でございました。

それで、私としては、この4番目の不可解な問題が、少ないんじゃなくて数多くあるということに対して非常に疑問を持ったわけですが、そういうことでございますので、今後、調査をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 先ほど村長がお答えさせていただいたとおりに、不可解と思われるところはどのくらいかという横田議員の質問がございましたので、私どものほうで、やはりなぜこういうことになったのかが理解不能というふうに判断したものがあつたということで、6筆というようなことをお答えさせていただいたところでございます。恐らく議員おっしゃっているところも含まれております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） やはり事務改善報告書の中で、多く見受けられるということは、6筆や7筆じゃないと私は、「多く」という言葉は、幾つもとたくさん、多く、20も30も50もあるということですが、そういうふうに私は理解しておりますが、いずれにせよ、これは重大な問題でございますので、村民を欺いた行為が当時の行政においてされたということは、余り

にも心外でございます。

それでは質問いたしますが、事務改善の外部評価を得たとしても、それはあくまでも庁内関係の組織を回っただけのものであり、今後においての、あくまでも事務に対する改善報告書であり、今までの原因究明は急務であり、時間は既に経過したといたしましても、今後、行政として、また議会もそれに努めてまいれば、とても不可能な問題ではありません。

また、昨年度の村長選挙においては、村長は「停滞から前進」と言いながら村民に対して訴えてまいりました。後ろ向きの停滞から前進では、非常に村民は迷惑であります。村民の多くは大きな期待と、この事件に対する原因究明にも大きな期待を、下川村長は背負っております。この期待に応えられれば、村民の皆様の理解は可能なことであるものと私は信じるところでありますが、この件の原因究明に對しまして、村長は、今後においてどのような考えでどのような対応をなされるのか、村長にお聞きいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 村長はどういう対応をするのかという質問でありますけれども、かねてより私は、事務改善報告書というものを皆さんに議会のときにお認めをいただいて、そして村民に説明をした、そういった経過がございますが、あくまでもそういったことも尊重しながら、そして事務改善報告書の加藤先生の指導をいただきながら、この対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、先ほどのちょっと答弁漏れでもありましたように、この問題がどうしてこんな問題になったかということは先ほど言ったわけでございますけれども、特に、賦課がえということに対して非常に事務を難しくしたということは、先ほど村長はどういうふうに思っているかということに対しての一つの思いでありますので、そこら辺をつけ加えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありますか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） ぜひこの件については早急に調査をいただき、私としても期待をするところでございますが、早急に調査をお願いいたします。

それでは、危機管理についてでございますが、水道事業を受けてのコンプライアンスの危機管理に対しての再々質問でありましたが、先週の10日から11日にかけての関東・東北を襲った「線状降水帯」と呼ばれる気象状況がもたらした集中豪雨により多くの方が被災され、亡くなられた方や行方のわからない方もいるとのこと、被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げるところでございます。

浸水被害のあった地区に避難指示が出ておらず、対応がおくれた危機管理体制はどうであったかとの声が聞かれているところでございます。

我が白馬村でも、下水道事業受益者負担金問題や神城断層地震など、行政のコンプライアンス

や危機管理体制を問うような事象が発生しております。

昨年の１１月２２日夜１０時８分地震発生後の１０時２０分時点、すなわち神城断層地震の際の初動体制はいかがであったかを伺うところでございます。

また、村長は、対策本部に在席し陣頭指揮をとられていたのか。発災後、直に対策本部長である村長の指示のもと、災害対策本部は設置されたのか。地震発生時、村長はどこにおられましたか。また、その直後に、村長は、どのような対応をなされたのでしょうか。また、それに対する村長としての初動体制に誤りはなかったのかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 通告がありませんが、よろしいですか。

村長（下川正剛君） 横田議員、議長経験者でありますので言っておきますが、今の問題については事前通告がありませんが、一言、私のほうからそのことに対して答弁をさせていただきますが、私は昨年の１１月２２日１０時８分にどこにいたか、そしてどういう対応をとったか、そういった質問でありますけれども、１０時８分、私はちょうどお風呂に入っておりました。そして、先ほど一番初めの田中議員の質問にもお答えをいたしましたけれども、電気は消える、家が本当にひっくり返るんじゃないか、くらいな、うちのお風呂の壁が傾きましたが、すぐに飛び出して、そして着がえて、役場に駆けつけたわけでありますけれども、どうやって駆けつけたか覚えのないほど、そのぐらい私の集落の道路が決壊をしておりました。

そんな中で、すぐ役場のほうに駆けつけたときには、１０時２０分前だと思いますけれども、一部の職員がおりましたけれども、すぐ総務課長、そして続々と職員が集まってくる。そこで、すぐに災害対策本部を設置し、そして、私が対策本部長としていろいろな対応をしたつもりであります。

そんな中で、今どうだったかといえば、落ち度もあったかもしれませんが、私は本部長として、庁内を離れるということよりもここにいななければいけないという、そういった提案もございまして、そして私はそれぞれ対応をしたつもりであります。

そんな中で、先ほど田中議員のときにもそんな話をしたわけですが、職員は粛々とその業務に対応していただいた。私のほうがどちらかというと右往左往したというのが実感であります。

そして、私も避難民として村長室に９日くらいいたわけでありますけれども、その間、本当に皆様方のお力添えをいただきながら、何とかここまで来たというのが実感でありますし、そして私の対応に対して、今の横田議員の質問を聞くところによると、どうも村長、対応が悪かったんじゃないかというような、そういった受けとめ方がされるわけですが、それはいろいろな村民が解釈・判断することであって、私は、もしそういう声があるとするならば、それは真摯に受けとめなければならないというふうに思っておりますが、いずれにしても、私はいろいろな皆さんからご支援・ご指示をいただいて、何とかこの難局を乗り切ったということであり

ますけれども、これからが災害復旧の一番の時期になってきます。そんな中で、それぞれ被災された方々は非常に苦勞をしているわけでありますけれども、私は震災以来、被災した方々に寄り添って、何とか一日も早い復旧・復興に努めてまいりたいというふうに思っており、今現在もその気持ちには変わりはありません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、通告に従って質問してください。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 村長から、議長からも指摘を受けましたが、私は白馬村公共下水道受益者負担金についてと危機管理についてを質問しておるんでございまして、村長から言われる筋合いはございません。

村長は、その当時のことを今発表いたしました、はっきり言って、私から見れば村長の役場に駆けつけた時間は非常に遅かったんであります。風呂に入っている時間が1時間は入っていたわけでございます。

私は、発生から時間にしておよそ15分から20分ぐらいで役場に駆けつけました。そのときは、各課の課長や職員は既に総務課席に大勢が駆けつけ、素早い対応に頭が下がりました。村長は長い時間見えなかったと思います。そして、これはそのときは北部自動車の消防団の方が地域を回ったのが約30分、それから30分たって、森上のほうは大丈夫だということで野平のほうをパトロールしたときに、村長はグラウンドのあたりで車から乗ってきたと、こういうことでございまして、少なくとも1時間以上かかっておりました。我々同僚の松本議員もそれについては存じております。

村長はどうしたのか。話をしながら刻々と入る災害情報を聞き、大変なことだと感じつつ、情報が入るのみでした。報道やいろいろな会場においては、事あるごとに、村長は「直ちに駆けつけた」と話されますが、直ちにの時間が非常に長過ぎると感じます。村長は、さっぱりした明快な言葉であってよいのではないか。地震の発生時は、県知事は東京におられ、幸いにして長野県に加藤副知事が白馬に滞在され、庁内・庁外で対応されたとお聞きしております。加藤副知事は大町の合同庁舎を対策本部として、いろいろ白馬のためにご尽力いただいたわけでございます。そういうことでございます。

（「議長」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 議事運営上、やっぱりちょっとまずいと私は思うんですけれども、ちょっと休憩をとったほうがいいんじゃないですか。

議長（北澤禎二郎君） それでは、暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時04分

議長（北澤禎二郎君） それでは、再開いたします。

ただいま議運を開かせていただきまして、横田議員にお知らせしますが、通告書の中で、白馬村公共下水道事業受益者負担金についてと危機管理ということの通告であります。このところの要旨の中に危機管理についてのことが全然入っておりませんので、一応この質問につきましては、下水道の受益者負担金についての質問を続けていただきたいと思います。横田議員。

第7番（横田孝穂君） あと何分ですか。

議長（北澤禎二郎君） あと14分。

第7番（横田孝穂君） 次に、農地における徴収猶予について質問いたします。

都市計画法第75条第5項、白馬村では条例第7条第3号の規定により、農地における徴収猶予がなされております。

農地の徴収猶予筆数は2,249筆で、その面積は76万6,846平方メートルであります。

農地の徴収猶予は、賦課通知を受け取り、それから地権者がその農地について農地の猶予の希望により猶予申請して、それが認められ、猶予を受けるものであります。その猶予期間は法に定められた5年であるはずですが、その徴収猶予規定から照らし、既に5年をはるかに超える期間、徴収猶予申請並びにその取り扱いを怠っているのではないかと。それについて、多くの農地は既に時効を迎えていると思うが、白馬村条例及び取扱規則において、都市計画法や地方自治法に対抗できるのかどうかであります。村長に伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） すみません、できれば、要旨に入れていただければ細かいお話ができたかと思いますが、農地については現在猶予しておりまして、猶予地がやはりそのままになってきたということが当然報告書でも報告されているわけでございますので、猶予地につきまして再確認・見直しということの作業を進めている最中ということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） この農地の時効関係については、私は第一法規「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」の手引きによって質問しております。

農地の徴収猶予については、受益地の現役地目が農地である場合、農地に対する徴収猶予の特例措置が講じられています。将来5年間、受益地を農地として継続することを条件に、負担金の徴収を猶予するものでございます。

そして、この制度は、申請主義であり、賦課のとおり、後のためにも支払いをされてもよいものであり、受益者の自由であります。申請をされ、猶予決定がされ、猶予決定後5年が経過し、さらに将来5年間にわたり農地を継続するものであれば、また再度の徴収猶予に基づき、改めて徴収を猶予し、さらに5年間猶予することが可能な制度であります。

第一法規の資料で、ある町がこの件、農地についてを質問されております。内容を紹介いたしますと、「受益者から再猶予申請がない場合でも、徴収の猶予は自動継続することは可能か」の質問に対し、回答では、「自動継続することは困難であり、できない」とされております。「徴収権の消滅時効の期間を計算する際の起算点は、当初の猶予期限の翌日であり、終期はその5年と理解してよいか」との質問に対し、回答では、「当初猶予期限の翌日から消滅の時効が進行し、終期はその5年です」。

そのようなことから、白馬村においては、徴収猶予期間が自動継続できる規定を定めていないのが特徴で、白馬村の条例及び取扱規則において、都市計画法や地方自治法に対抗できるものではありません。それができないとなれば、村の徴収猶予地全体で、民有地3,436筆、面積において118万1,626平方メートルとなり、1平方メートル当たり900円を掛けた計算では10億6,346万3,400円が時効となってまいります。

また、平成13年の加入分担金賦課がえによる規則の改正、趣旨そのものが地方自治法第228条の規定に抵触するおそれがあると日本下水道事業団の報告をいただく中、既にこの賦課がえの時効を合わせれば、白馬村の下水道事業に対する時効額は、私の計算では、恐らく約17億円を超えるのではないかと非常に危惧されます。それについて村長の答弁を求めます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの横田議員さんの再質問の件なんですが、私もその本は読んだことがありますし、それから行政の債権管理マニュアルの本も読みまして、確かに農地の猶予の関係が時効の停止に当たるかどうか、中断になるかどうか、それが非常にとても大切なポイントであることは私も知っているところであります。

ただ、結論から申し上げますと、事務改善報告書の32ページですけれども、いわゆる白馬村の解釈、それから下水道事業団のほうの解釈でいけば、その猶予が切れたその時点から時効が進行するということですので、今のところ、時効にはなっていないというふうに解釈しているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員の質問時間は答弁も含めあと7分です。質問はありますか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 次に、太田副村長にお尋ねをいたします。

住民監査請求から起訴へと発展した住民監査請求に対し、白馬村監査委員は、「本件請求に係る条例及び規則については適当でないと推測されるが、直ちに違法であるとは言えず、憲法第94条、地方自治法第14条及び同法第228条の規定に明らかに反するものとは認められない。したがって、本件請求に係る請求人の主張は理由がないものと却下する」と、憲法第94条、地方自治法第114条、同法第228条において、当時の小林代表監査委員、そして議会から太田

監査委員において結論づけた経過があるが、当時、監査委員事務局をあずかりました太田副村長は、法律の規定に明らかに反するものと認められないという立場であると思うか、今でもその考えは変わりはないのか、また、訴訟の進展をどのように見ているのか、副村長にお尋ねをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 私は、明らかに、今回のこの問題につきまして監査の事務局という立場から関係しておりました。

監査委員とともに、今、横田議員さんが言われたところを起草したわけでございますけれども、すなわち、そのことが全て違法であるとは限らないというのは、1つちょっとつけ加えれば、いわゆる手続法的なところが、すぐ実体法で言う実体に影響するかどうかというところは非常に難しいところがあって、それはもっと突き詰めて言えば、司法の場に出てみないとわからないというところをもって、そのように監査委員とともに起訴したところであります。いわゆる手続法の違反がすなわち実体に影響するかどうかというところが非常に難しいものがあるというところがあります。

この訴訟の関係についてでありますけれども、今、白馬村が実際にいえば非常に不利な状況にはなっていることは、これは現実的なところでありますが、いずれにいたしましても、訴訟の状況を見るということしか、今のところないというところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありますか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） あと何分ですか。

議長（北澤禎二郎君） あと4分です。

第7番（横田孝穂君） 副村長、ご苦労さまでした。

次に、村長に再びお尋ねをいたします。

次に、百条委員会設置をしなかった理由についての質問でございますが、下川村長は当時議会議長であり、参考人調査を実施いたしました、それはあくまでも参考の調査であり、なぜその当時は百条委員会を設置しなかったのかであります。

百条委員会とは、何事も詳しく明快に回答をいただく議会においての最高の調査権であり、地方自治法の第100条のことです。百条委員会において、当事者は、虚偽の陳述を行った場合は3カ月以上5年以下の禁固に処することになり、事件の解明のテンポは、今となっては早く解明されたはずであります。

その当時、下川村長は、なぜこの調査権を発動されなかったのか。私としても非常に残念であります。村長の議長の当時の考えはどのようであったのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど百条委員会というような、そういうお話がありましたけれども、当時、下水道特別委員会という委員会を立ち上げて、それぞれ退職された職員も含め、そして当時の理事者等々、下水道特別委員会で招集をし、事情を聴取したところであります。

そういう中で、百条委員会が議長はどうだという云々の話もされましたけれども、当時のことを考えてみますと、辞められた職員がいる、そういった中で果たして百条委員会ということがその場で成立がされるのかどうかということは非常に難しい問題だと私は思っておりますし、ただ、百条委員会という、そういう話が特別委員会であったことは十分承知をしているところであります。私が百条委員会をやめろとかつくれとかという、そういった立場ではありませんので、申し添えます。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員の質問時間は答弁も含めあと1分です。質問はありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 私としては、下水道受益者負担金と危機管理につきましては質問を終了したいと思います。今後、行政事務の遂行に当たっては、法令遵守を基本とした姿勢を徹底した上で、行政の信頼回復に、再発防止に万全を期するよう強く希望します。

以上で私の質問を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第7番横田孝穂議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時24分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

安保法案が参議院で審議入りし、今週中にも強行採決かと言われ、たくさんの地区で反対の集会やデモが繰り広げられている中、先週の豪雨災害で放射性汚染物質を入れた土のうが240余り流出し、このうち回収できた数は113、回収したうちの2袋は、放射性物質に汚染された草が外に漏れ出て空になっていたといったニュースが報じられました。

毎年災害続きのこの日本列島で、国の災害をさておいても、ひたすら国を守るという個別的自衛権の枠を踏み越えても、自衛隊を海外へ派遣させたい今の政府与党は、この国を、私たち国民を、一体どこへ導いていきたいのかと悩まずにられません。

「国民の意思が流れぬ政治」と題した論説には、「現在の日本の政治や経済の欠陥は、私たちはどこに向かう流れをつくっていったらよいかということを考えていない。着地点を見つけようとしないうちに」とありました。住民の顔が見え、声が聞こえる地方自治では、この着地

点をしっかりと住民に知らせていく義務があると思い、今回の一般質問を組み立ててみました。

通告に従いまして、2つの項目を質問させていただきます。

まず、第5次総合計画・総合戦略・公共施設等総合管理計画についてでは、1、第5次総合計画・総合戦略の進捗状況、公共施設白書の策定状況、公共施設等総合管理計画の策定方針を伺います。

2、上記3計画の工程表とその公開について伺います。

こちらの工程表という字ですが、通告書には「行く」という字の行程表になっておりますけれども、工事の「工」の工程表の誤りであります。

3、総合計画・総合戦略にどの程度コンサルがかかわっているか伺います。

4、第5次総合計画策定のための村民アンケートが第4次総合計画の検証であるとのことだが、このアンケート結果から第4次総合計画をどう評価するかを伺います。

5、「小さくても輝く自治体フォーラム in 栄村」の後、お渡ししましたコピー、こちらは村長さんにもお渡ししました。レジュメの中のコーディネーター保母氏からの問題提起を読まれたのか、また、書かれてあった内容を検討されたのかを伺います。

6、当村はスポーツ施設が多いが、こういった施設は公共施設等総合管理計画の対象になるのか、また、ジャンプ台など20年近くになる施設は今後どのような方針で進めていくのかを伺います。

7、総合計画・総合戦略の住民参加の手法として、議会初日の村長挨拶の中にありました住民ミニキャンプの具体的な内容をお聞きます。

8、第5次総合計画は、来年度から10年間の計画であります。村長ご自身は10年後にはどのような白馬の将来像を描いて臨んでいらっしゃるのか。その将来像をどのように具現化する予定なのか。

以上8点について伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員の質問にお答えをいたします。

1つ目として、第5次総合計画・総合戦略・公共施設等総合管理計画についてという質問になりますが、お答えをいたします。

本定例会初日の招集に当たっての挨拶で申し上げましたが、8月24日に第1回の白馬村計画審議会の初会合を開き、委員の方に委嘱状の交付を行い、総合計画・総合戦略の策定方針や策定のスケジュール、住民アンケートの分析結果について説明をさせていただき、策定へ向けて議論がスタートをしたところであります。

続いて、公共施設白書の策定状況、そして公共施設等総合管理計画の策定方針についての質問でございますが、まず、一般的に言われている白書とは、国や地方公共団体がその施策の現状に

ついて住民に周知させることを主眼として、施策についての現状分析と事後報告を中心とした公表資料で、データなど含まれないものが白書と言われているところであります。

当村においては、来年度、固定資産台帳の整理とあわせて公共施設等総合管理計画を策定する予定であり、白書までは策定する予定はございませんが、公共施設等総合管理計画に白書の部分である公共施設の全対象や公共施設が置かれている現状などを組み込んだ管理計画とする予定としております。

続きまして、工程表と公開についてであります。総合計画と総合戦略につきましては、総合計画が地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としているのに対し、総合戦略は人口減少の克服、地方創生を目的としたものであって、その計画期間や目的、政策範囲が必ずしも一致するものではありませんが、総合戦略は総合計画の基本構想を踏まえ、基本計画と調整・整合を図りつつ策定してまいります。

今後のスケジュールにつきましては、多くの住民の参加しやすい形で、さまざまな要望・意見などを聞く場として住民ミニキャンプ実施をし、総合計画は12月、総合戦略は10月をめどに素案をまとめ、パブリックコメントを経た後、策定までに月1回程度審議会を開催し、総合計画は3月議会での議決、総合戦略は12月議会での報告を予定しているところであります。

策定しました計画・戦略は、もちろんホームページなどで広く公開してまいりますし、計画審議会についても原則公開としており、会議資料はホームページでもごらんいただけます。会議記録についても、でき上がり次第、公開をしていく予定であります。

それから、公共施設など総合管理計画の策定については、来年度を予定しており、策定した管理計画はホームページなどで公表する予定であります。

次に、総合計画、総合戦略へのコンサルタントのかかわりにつきましては、昨年3月に、基礎資料とするために住民アンケートを実施しておりますが、アンケート実施に当たっての設問内容への助言、アンケートの発送・集計・分析業務などをコンサルにお願いをいたしました。

今年度は、総合計画・総合戦略策定全般の支援業務として、審議会会議資料の作成、そして審議資料作成のための調査や会議録の作成、住民ミニキャンプの開催のほか、審議会や住民ミニキャンプで出された意見・要望を取りまとめ、わかりやすく整理をし、総合計画・総合戦略骨子案の作成などで、計画・戦略についての策定の主体は白馬村でありますので、コンサルはあくまでも支援の部分でかかわっていただくこととしております。

次に、村民アンケート結果による第4次総合計画の評価についてであります。4月に実施をいたしました村民アンケートにつきましては、集計が完了し、広報はくばなどで村民の皆様にもお知らせをしたところでございます。最終的な結果報告につきましては、議員の皆様にもお示しをさせていただきました。また、6月議会で、伊藤議員のご質問に、アンケート中の各種施策の満足度の結果をもって第4次総合計画の検証とさせていただくと答弁をさせていただいたところ

であります。

実際に今回のアンケート結果を見てみますと、医療・福祉分野、産業・観光分野、また住民参加の部分で比較的満足度が低く、生活基盤や生活環境の分野では比較的満足度も高くなっており、環境保全や教育・文化の部分では項目ごとに意見が分かれる結果となりました。このアンケート結果につきましては、役場職員も共有をさせていただき、基本計画案の策定と並行して、第4次総合計画のどこが足りなかったのか、また、どこをより発展させるべきなのかを庁内において分析・検討を進めております。そして、新たな計画に引き継ぐ事業、改善すべき事業など、洗い出しを行い、計画策定に生かしてまいりたいというふうに考えております。

また、先日開催をいたしました計画審議会においても、委員の皆様にはアンケート結果をお示しし、今後の審議の参考としていただきたい旨ご説明をしております。

なお、今回のアンケートでは、村民の皆様から多くの意見・要望を頂戴いたしました。中には、計画の策定だけではなく、日常業務の参考となるご意見もございましたので、先ほども申し上げましたが、職員が全員で情報を共有し、行政サービスの向上に生かしていければというふうに考えているところであります。

次に、「小さくても輝く自治体フォーラム in 栄村」における問題提起についてのご質問であります。議員が提起された自治体の既存事業から地方再生に関する事業を選び出し、名前を変えて地方戦略の事業とし、本年の上乗せ交付対象事業とすることで、交付金による一般財源を財源振替として基金として活用するといった理解に基づく答弁をさせていただきます。

地域活性化、地域住民生活など緊急支援交付金につきましては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策において位置づけられたことを踏まえ創設されたものであります。この交付金上乗せ交付にかかわる交付金の執行に当たっては、要綱上において、上乗せ交付金のみを財源として予算に計上し、上乗せ交付額の内示前に既に事業に着手をしているものであっても、上乗せ交付の申請は可能であります。

ただし、外部の有識者により構成される評定委員会の評価の上乗せ交付タイプⅠや地方版複合戦略の策定状況の確認の上乗せ交付タイプⅡによるものがあるわけであります。

具体的に申し上げますと、一般財源などによる執行中または執行済みの事業における上乗せ交付タイプⅠでは、「既に一般財源で措置している事業の上乗せ交付の対象とすることは、単なる財源振替であるので対象としない。ただし、平成26年の12月27日以降に成立した平成26年度補正予算または平成27年度予算において上乗せ交付として申請する前提で、先駆性を有する事業を基礎交付分または一般財源で措置をしているような単なる財源振替ではない場合には、既に終了している事業または執行中の事業についても上乗せ交付の対象となり得る」としてあります。また、「上乗せ交付タイプⅠの代替事業にあっても、基礎交付の対象となった事業を上乗せ交付タイプⅠとして申請する前提で、それが選定された場合の上乗せ交付タイプⅠの代替

事業について、平成２７年度当初予算または補正予算において一般財源により措置をしているようなことも考えられることから、このように単なる財源振替ではない場合については、既に終了をしている事業または執行中の事業についても対象となり得る」としております。

次に、上乗せ交付タイプⅡの制度趣旨は、「平成２７年４月３日以降に予算計上された事業を対象とし、既に終了している事業または執行中の事業についても上乗せ交付の対象となり得ることとし、財源については一般財源で措置をしているものであっても差し支えない」としていますので、当然ながら補正予算を示しております。

このように、要綱に照らし合わせると、既存事業からの振りかえ事業は非常に厳しいことから、議員からの問題提起であります。上乗せ交付の実施計画の締め切りが８月の末日なので、既に過ぎていることから、振替財源を基金として活用することは、現時点では不可能といった状況であります。

次に、当村はスポーツ施設が多いが、こういった施設は公共施設等総合管理計画の対象となるのか、また、ジャンプ台など２０年近くになる施設は今後どのような方針で進めていくのかという質問であります。公共施設等総合管理計画の対象は、村が所有する全施設が対象となります。今後の人口動態や利用数、経過年数、将来の改修、更新費用などを管理計画に盛り込み、財政計画とあわせ、最も効果的・効率的な施設運営を図っていくため、管理計画を基本とし、公共施設のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、住民ミニキャンプについてのご質問であります。今回の第５次総合計画につきましては、住民のご意見・ご要望をより多く計画に反映させたいと考えております。そのために、数多くの住民の皆様から村政に対する意見を広く頂戴できる場を設けたいと考えておりまして、そのための手段の一つとして住民キャンプの企画を考えているところであります。

この住民キャンプにつきましては、白馬村において、村民はもとより、さまざまな分野で活躍をされている皆様にお集まりをいただき、それぞれの経験・知識から村民への思いをお聞かせいただいたり、村外にお住まいの方も含めて、白馬村を愛していただいている方にお集まりをいただくなど、外からの目線で白馬村のこれからの対する提言をいただいたりすることも視野に入れ、さまざまな手法を企画し、検討しているところであります。

現在、どのような手法でキャンプを行うか、日程などについても最終的な調整を行っておるところでございますが、内容が決まり次第、９月末を目標として実施をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、１０年後の白馬の将来像についてであります。田中議員の質問の答弁にも申し上げましたが、第５次総合計画は、向こう１０年間の白馬村の将来施策の大綱を明らかにするとともに、基本的な行政施策の方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的とするものであります。

基本構想は、長期的な見通しのもとに、村の政策目標としての将来像を掲げ、目標達成のための施策の大綱を明らかにするもので、平成２８年度を初年度として平成３７年度を目標年度にするものであります。

基本計画は、前期基本計画として、平成２８年度を初年度として平成３２年度を目標年度とする５カ年計画であり、基本構想に基づいて現状と課題を捉え、これを解決するための施策を明らかにいたします。

策定に当たっては、村民からも広く調査を行いました。先般、第１回の審議会の開催をし、公募の４人を含め、２５人の審議委員にお願いをしており、総合計画は年度内に策定予定であります。住民の皆さんのご意見、そしてご要望を総合計画に反映できるよう、１泊２日程度のミニキャンプの開催などさまざまな取り組みを推進する中で、将来を見据えた計画の策定を進めてまいりたいというふうに思っております。

私としては、「元気で明るい協働の村づくり」を念頭に、白馬ならではの山岳景観を生かした世界水準の山岳高原リゾート、そしてまた環境・農業・福祉・教育・スポーツなどあらゆる分野を通してメニューに反映をしてみたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第４番（伊藤まゆみ君） 大変長いご答弁ありがとうございました。

工程表の関係なんですけれども、こちらに皆さんにお配りしてあります資料１なんです、こちらは総務課のほうからいただきました。こちらのほうの総合計画というところに、戦略もそうなんです、こちらに大きな空白があるんですが、こちらはこういった意味かお聞かせ願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） お手元に配られました資料と私どもが計画審議会で配られた資料と若干ちょっと内容が違っている部分がありますので、ちょっと補足をさせていただきますと、伊藤議員の提出していただきました総合計画でいう、この白抜きの部分につきましては、これは審議する内容のことを示しておりまして、計画骨子・計画素案の検討というのが８月から１２月の前段まで行われるというものであります。その下、１２月が素案の策定、パブリックコメントについては表示がされておりますが、その下がパブリックコメントの意見の反映ということで、ちょっとこの資料の出どころがわからないんですけれども、計画審議会にお諮りをしましたスケジュール案についてはそういう内容が含まれているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第４番（伊藤まゆみ君） 私、こちらはメールで送っていただいたもので、もしかしたらその間に消えてしまったのかちょっとよくわからないんですが、こういう形で私のほうに届きましたので、

一体これは何なのだろうというふうに、意図的に消されたのかなくらいに思っていました。

資料の2のほうなんですが、こちら、ある近隣の地方自治体の総合計画・人口ビジョン総合戦略ということでお借りしてきました。こちらのほうに出してもいいということでしたので、皆さんのほうにお示ししてあります。

こちらほうは、すごく細かく書いてあるんですね。例えば、人口ビジョン総合戦略とあります真ん中の長くなっているところなんですが、6月の議会で全員協議会がありまして、そこで総合戦略策定状況説明というふうなのがありますね。そこからだんだんいきまして、9月の上旬ですかね、後ろから4つ目の升の中なんですが、総合戦略策定状況報告、これ全協で報告するというような形になっています。また、人口ビジョン、その下ですが、こちらのほうも6月下旬から7月にかけてましてアンケートのまとめ、また同じように9月の上旬くらいには人口ビジョンに係る分析結果の説明を全協ですというような形になっています。

できましたら、こういった詳しい工程表ですね、そういったものをつくっていただいて私どもに示していただければ、わざわざこういうふうに、できているのか、できていないのかというようなことをそちらの総務課の皆さんにお聞きしなくても、例えばインターネットに載っている、6月の議会に出していただく、そういったことをしていただければ、私もすなりと、どのような工程でいくのかというのがわかるわけですので、そういったことをやっていただきたいと思うんですが、やっていただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいま資料2の関係で、このような工程表をお示ししていただきたいというお話でございますが、工程表につきましては、こちら、例えば資料2でいきますと、ある程度施策の内容等が出てこないと人口ビジョンというのは出てきません。したがって、今現在は人口推計でとまっております。

その先にどういう基本計画または実施計画、総合戦略を組むのか、その内容によってシミュレーションする人口推計をどの辺に持っていくのか、そこら辺が協議がまとまらないとなかなか進まないもんですから、第1回目の工程表としては、先ほど申し上げましたが、計画骨子または素案の検討ということで、これを1回目ぐらいで積み上げていきますと、おおむねめどが立ってこようかと思えます。その時点からは、2回目で何を協議していくのかという内容は示せるような形となろうかと思いますが、現時点ではいかんせん1回目の会議の開催ということで、これからそれぞれの施策によって人口ビジョンをどこに持っていくのかというのも当然の協議になってまいりますから、その辺につきましては、会議の進め方、2回目以降である程度方針が固まってくれば、その辺で詰めさせていただき、会議については開催は傍聴できるということになっておりますから、その辺で会議の内容等をあらかじめお示しをさせていただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしましたら、今、人口ビジョンのほうが人口の推計・推移が出ている段階ということだと思いますが、資料2でいくと、大体この自治体に比べて1カ月半くらいおくられているという認識でよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） どのくらいおくられているというのは、やはり審議会の委員の皆さんの合意というのがありますので、10年前の総合計画もしくは総合戦略の中でも——総合戦略は10年前はありませんが、総合計画もかなり議論の中で進んでいるようでも前回の会議に戻るというようなケースもありますから、ちょっと現時点での比較はできませんが、同僚議員のご質問にもありましたとおり、スタートがちょっとおくられているという部分がありますので、鋭意努力をしながら作業のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしますと、白馬村の人口は今後どのような推計といたしますか、推移になるのかというのが今出ていたら、教えていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず、人口推計の関係につきましては、どれをとるのかという部分もなかなか難しいものもあります。

今現在、国のほうでは、村長の答弁の中にもありましたけれども、地域経済分析システム（RESAS）という、これがまち・ひと・しごと創生本部のほうで人口推計とかを出しております。いろいろな推計のとり方がございまして、こちらのRESASであったり民間の国の諮問機関であったり、いろいろなところで推計値を出しております。

直近のRESASで示しております人口動態から見られる推計値につきましては、これは総合戦略の関係になりますが、2040年に5,295人、これはRESASの直近の数値になります。これはそれぞれ計算式に基づく数値をどれにとるのかという部分もありまして、例えば15歳から39歳の女性数から算出する計画、合計特殊出生率、その計算に基づいてシミュレーションもしたりするのがありますが、それをどれだけの人口ビジョンにしていけるのかというのは、やはり議論が必要だと思います。

シミュレーションのとり方一つで推計が変わりますので、一般的に言う村長が答弁した数値と私が今申し上げた数値というのは、国の総合戦略で使っている数値で申しますと、かなり数字が低くなるという部分と、消滅都市という部分も白馬村ではいわゆる対象になってくるとい部分もありますので、それらを総合計画と総合戦略と兼ね合わせて、どのような数値に持っていくのかという議論になってこようかと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先ほど村長の答弁にもあったんですが、アンケートの満足度をもって評価するということだったんですけれども、アンケートを見させていただいて、大体6分野あったかと思います。その中で一番多く選ばれていた選択肢が「どちらともいえない」というのが一番多かったです、どこの分野も。6つの分野でたしかそうだったと思います。

こういうアンケートのとり方は意味があると思われますか、村長。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） いろいろなアンケート、NHKの世論調査等々も見ますと、こういった項目は必ず入っているわけでありまして、住民の意向を把握するには、こういった方法も一つの方法かなというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私は、意味が余りないのではないかと思いますして、それで、近く市町村で、塩尻市がどのように総合計画を検証したかというのを見てみたんですが、例えば塩尻市の場合、第4次総合計画後期計画の達成状況というような感じでやっているんですが、第6章というところで「自立と自治の市民社会をともにつくる」というのがあるんですね。

その中に「窓口の利便性を高めます」と、こういう項目がありまして、指標名が「職員の応対に好感を持つことができると思う人の割合」、基準値が平成21年となりまして54.2%、目標値が60%、26年ですね、実績値が平成26年で56.7%、一部達成ということになっております。同じように、「窓口の利便性を高めます」というところで、「各窓口への案内がわかりやすいと思う人の割合」ということで、基準値、平成21年58.4%、目標値、平成26年65%で、実績値67.2%で達成という形になっています。

また、「開かれた市政をつくります」という項目の中の指標名では「広報しおじりを読む人の割合」、基準値が平成21年91.4%、目標値26年95%、実績値26年が90.9%で未達成。同じように、「声のひろばの提案件数」ということで、基準値、平成21年446件、目標値平成26年540件、実績値平成26年439件、未達成というふうになっていますね。

やはりこのように基準値を設定して、5年後はこういうふうにしたい、ここまで達成したい、こういう目標を立てるのがよろしいんじゃないかと思うんですが、村長いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 塩尻市のアンケートの内容ということでございますが、アンケートのとり方についてはいろんな考え方もあろうかと思います。今言った指数を定めてというお話、提案もございましたので、それについては次回に向けて検討のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 次回というのは、第5次総合計画というふうな認識でいいのかなと私は解釈しておりますけれども。

それで、塩尻市の場合、政策の大綱の中に6章ありまして、第1章は豊かな心をはぐくむ教育文化のまちをともにつくる、第2章は安心して暮らせる福祉のまちをともにつくる、第3章、環境と共生するまちをともにつくる、第4章は安全で機能的なまちをともにつくる、第5章、創造性に富んだ産業のまちをともにつくる、第6章、自立と自治の市民社会をともにつくるというふうになっているんですね。

全ての章において「ともにつくる」というのが入っているわけですね。そういうところを見ますと、住民と一緒につくるという基本姿勢が見てとれます。目指す都市像というのが計画の冒頭にありまして、「ともに築く自立と創造の田園都市」とあるんですね。これがこの市が自立するんだ、自分でつくり上げていくんだという意気込みを感じるわけであります。

ともに築くというのは、当然住民とともにということで、塩尻市の場合、総合計画の参加実績なんですが、市民3,000人アンケート、回答率57.9%、こちらは人口が6万6,500人くらいですので、これが果たして多いのかちょっと私には判断できませんが、市民11団体80人ヒアリング、総合計画審議会、全10回、地区懇談会、全地区で実施、パブリックコメント3回となっております。

白馬村では、先ほどのアンケートで、1泊2日というようなミニキャンプで住民の意思をといえますか、意見を反映させたいというような答弁があったかと思いますが、こちら工程表でいきますと9月下旬になっているんですが、もう既に9月15日ということで、大体間に合うのかな、どのくらい参加人数を予定しているのか、ちょっと不安になるところなんですが、そのあたりをお聞かせ願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 日程については、今週末までに最終的に先方のほうと詰めておりまして、今週末までには日程が決まっております。

住民のミニキャンプにつきましては、集まる手法であって、コミュニケーションの手法についてはいろいろなとり方があるかと思います。1回の住民ミニキャンプに終わらず、次の住民ミニキャンプというものも、集まる人数によっても当然調整といいますか、回数を重ねなければならないと考えておりますので、今回の住民ミニキャンプ、集まる方、当然のことながらキーパーソンの方に出তেいただいて、キーパーソンインタビューとかワークショップやタスクフォース、ブリーフィングといったいろんなコミュニケーションの手法がありますので、そちらも組み合わせながら、いろいろと討議のほうをしていきたいと考えておりますので、それがよそで言う計画

審議会での意見の議論の場になるのか、住民の方が参加する場になるのか、それはそれぞれの自治体の策定をする考え方だと思いますので、多くの方にご参加をいただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 9月下旬に開催するのに、まだちょっと計画がといいますか、周知できていないというか、どういう形でちょっと周知されるというか、参加を募るのがわからなかったもんですから聞いたんですけれども、もうちょっと早目にこういった計画はみんなに知らせていただいて、なるべく多くの方が予定を組んで参加できるようにしていただければと思います。

それでは、次ですが、スポーツ施設といいますか、公共施設等総合管理計画のほうなんです、こちらの計画は、どのような計画というふうに認識されていますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 公共施設等総合管理計画につきましては、各自治体が持っている公共施設というものが数多くあります。その辺を今後どういうふうに施設の更新等を行っていくのか。端的に言いますと、統合できるものは統合していく、見直しをするべきものは見直して、廃止等をしていくという計画になってこようかと思います。

その辺で、ほかの一般質問にもありましたが、そこで地方創生の金額を使って、1つの例とすれば、対応できる可能性もあるというような国のほうの資料もありますので、今後、それらの施設をどういうふうに集約化していくのか、どういうふうに更新していくのかというのが、今回ご質問にあります計画ということで認識をしているところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） やはり地方創生というのは人口ビジョンというのがありまして、人口が減れば税収も減って、当然、現在あるだけの公共施設は維持できないわけでありまして。人口減少に合わせて公共施設の数減らせということだと私は思っております。政府の今回の人口ビジョン・地方創生・総合戦略の後ろにある大きな目標はまさにここであるというふうなことを言っている専門家もおります。

塩尻市の総合戦略では、公共施設の除却・統合件数累計という項目の基準値の平成26年のゼロ施設を、平成31年には26施設除却・統合する計画になっております。

今回の総合戦略の中に、当然組み込むことになるかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問ですけれども、総合戦略はもちろんでありますが、本年8月には、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項ということで、総務大臣から通達も来ております。それは、先ほど来答弁しております総合管理計画をアウトソーシングするとか施

設の更新等をどういうふうにしていくのか、ほかの手法がないのか、そこら辺を見直すということと来ておりますので、総合戦略はもとより、行政として取り組まなければいけない内容というふうに理解しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 公共施設の数減らさなければいけないというのは、ターゲットといいますが、合併によって人口減少が著しくなった地域の元庁舎ですとか、小・中学校が統廃合のターゲットになるというふうに私は専門家から聞いていたんですが、合併しなかった当村でも、学校とか、特に小学校が対象になるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 施設の対象としては計画の中に盛り込むようになろうかと思えますけれども、集約等の議論につきましては、庁内担当課、所管課もおりますので、それはまた別な場になろうかというふうには思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁もふくめあと18分です。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私個人的には、小学校は減らすべきではないと思っております。その前に、特色ある学校づくり、例えば当村は外国人が多いわけですので、英語のネイティブの小学生とともに英語を使ったクラスをつくるとか、インターナショナルスクールのようなものを目指すなどして、移住者をふやすような施策を考えてみるべきだとは思っております。

統廃合は避けられないという方もおりますけれども、この辺は十分に周知して理解を得ていく、もしくは検討していただきたいと思っております。

続きまして、次の2つ目の質問、村長公約についてお伺いします。

1番として、6月定例会におきまして図書館の更新を前向きに検討する旨の答弁がありました。が、上記公共施設等総合管理計画に適合する形での図書館のあり方について、また、武雄市のTSUTAYA図書館のような民間企業を指定管理者にしての図書館を視野に入れている旨の演説もありましたが、現在もそういうお考えをお持ちなのかどうかお聞きします。

2つ目としまして、就任して、まずやりたいことはということで、村長は「庁内の挨拶」というふうに言われたかと思えます。就任後、庁内の雰囲気は明るく変わったのでしょうか。また、有能な職員の能力を十分発揮できるようになったのかを伺いたいと思えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員の2問目の質問にお答えをいたします。

村長公約における民間資金などの活用による図書館を初めとした公共施設の整備に関してお答えをいたします。

まず、伊藤議員により具体例として挙げられました佐賀県の武雄市のT S U T A Y A図書館の例でございますが、これは地方分権の取り組みから一般的にP F Iと呼ばれ、公共施設の設計、建設、維持管理、運営に民間資金とそのノウハウを活用して、公共サービスの提供を民間主導で行うということで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方であると理解しております。

この手法は、民間資金を活用できる事業を自治体として選定することから始まり、その事業に対して民間事業者より発案を受ける形で、その発案に対する評価を行う体制を整備する必要があります。その上でP F Iの事業として実施すること自体の検討、P F I適合性の評価、住民ニーズの把握とマーケティングを実施いたします。これらをもって事業実施方針の策定・公表を行って、事業の公平性・透明性に配慮しながら、公共施設の運営や公共投資といった性格を含むことから、住民への丁寧な説明を第一に、実施方法の策定・公表を行う上で想定されるリスク分析や必要な許認可の確認やその範囲の明確化が求められております。

その後、公的財政負担評価や客観的な評価を確保した上で、民間事業者を募集し、選定、決定、業者の公表を行います。民間事業者の決定後は、自治体と事業者間の協定、そして規定などの締結をもってその内容を公表し、リスク分析によるリスクの軽減、リスクの除去に対する対応を明確化し、事業終了時、または事業継続困難な場合、継続解除時に関して、あわせて協定などの解釈に疑義が生じないためにも、具体的かつ明確な協定・規定を設けることが求められております。

以上を踏まえた事業を実施しながら、定期的な評価を行いつつ、事業の終了時には民間事業者に委ねた行政資金の取り扱い、いわゆる明け渡しや有償譲渡といった規定に沿った措置を行って、1つの事業が完了いたします。

つまり、P F Iを用いた事業には、少なくとも計画から含めて事業草案、民間事業者発案、事業選定、方針の策定・公表、業者選定と公表、協定などの締結、事務評価といった少なくとも7つ以上のステップを踏みながら、リスク分析と住民理解を第一に、具体的かつ明確な協定・規定をもって進めなくてはなりません。もちろん伊藤議員の質問のとおり、P F I自体は選択肢の一つではありますが、前にも述べたステップや事業展開の方法から、現在の職員数や事務量、自治体規模から総合的に見た場合に、果たしてこのP F Iという手法を選択することが正しいのかどうかという判断は難しいものであるような気がしているところであります。

伊藤議員が例に挙げた武雄市につきましては、図書館事業の導入当時は、先進的事例であり、新図書館構想といった説明資料もいただく中で、その事業内容を見させていただきましたが、昨今の報道によると、先ほどのステップの重要点であるリスク分析や住民理解といったステップに一部行き届かなかった部分があったとの記事を拝見いたしましたので、白馬村といたしましても、

P F I についてはより一層慎重な姿勢をとっていくべきではないかというふうに現段階では考えているところであります。

ただし、村民が大勢訪れて、本が好きな人が訪れて、白馬村を訪れる人もやってきてくつろぐこともでき、そして白馬のことをより知ることができ、といった総合発信力を持った、誰からも愛される施設というのが私の夢であります。

次に、挨拶と庁内の雰囲気は明るく変わったのか、また、有能な職員の能力を十分発揮できるようになったのかの点について、質問にお答えをいたします。

私は、いつも職場は明るくなければ、その職場を訪れるお客様が明るく気分よく訪れて、サービスを受けられるはずがないと思っております。特に、末端行政機関である村役場は、住民に直接をしているサービスを行っていることから、中には、法令に従っていただかなければならない住民の方には煙たい指導を行うこともあります。住民にとっては不愉快な決定をしてお願いをしなければならぬときもあるわけでありまして。そんなときでも、役場職員が明るい態度で明晰に住民の方に対応すれば、たとえ不利益な処分であったも、その心象は随分違ってくるものです。

私は、議長時代にあちこちの市町村役場に視察などでお伺いをする機会がありました。その中でも、特に飯山市役所では、庁舎の駐車場にとめてあった私たちの車が雪に埋もれていたわけですが、女性の職員が始業前にもかかわらず、駐車場で落としていてくれた、そんな姿を見ました。いつも市役所ではこんな対応をしているのかという話を聞くと、「そうです」という答えが返ってきました。よく聞きますと、当番で毎日そういった対応をしていると、そんな返事が返ってきて、改めてすばらしいなというふうに感じたところであります。また、信濃町役場を訪れたときには、すれ違う職員の皆様が挨拶をしてくれ、小布施町役場では、カウンターの外を通ると、中の職員が立ち上がって挨拶をしてくれるなど、最高の気分で視察を終えた記憶がございます。

白馬村の住民の皆様アンケートをとる機会が多いのでありますが、最近は第5次総合計画でアンケートをとらせていただき、ご協力に感謝を申し上げますが、自由記載の項目で多いのは、「挨拶がない」「庁舎に用事で行っても冷たい」「庁舎では違和感を覚える」といった記述であります。先ほど申し上げましたとおり、私は挨拶が大事だ、挨拶をすれば村民に愛してもらえ、職場が明るくなる、お客様にいい気分になっていただける、このことを達成することが職員の責務であり、庁内が明るくなる第一歩と言っても過言ではございません。

役場に用事があって出かけて、どこに行っても、どうやって手続をしたらいいかわからないときに、声がけがないのはとても不安に感じるものであります。朝礼や職員に接するたびに、「挨拶だ、挨拶が大事だ。お互いに気分よく仕事をして、庁舎を訪れた方には気分よくお帰りをいただこう」と事あるごとに言っておりますが、「こんにちは」「おはようございます」「こんばんは」くらいはお客様に言ってほしいと言っております。状況によっては声がけができない状況も

あるわけですが、すれ違うときの目礼だけでもよろしいかと思っております。

私としては、以前に比べてよくなったと感じてはおりますが、それでも「私が庁舎に入ったときは挨拶がなかった」とおいでいただいた方に言われないようにしていきたいと常々思っているところであります。今後は、さらに村民の皆様「明るいね。挨拶がいいね」と言われるようにしてまいりたいというふうに思っております。

また、有能な職員の能力を十分に発揮できるようになったのかの点については、「有能な職員」という定義が、まだ人事評価に取り組んでおりませんので、職員全体ということで答弁をさせていただきますが、個々の能力を発揮できるよう職員研修に積極的に参加させるなど、スキルアップに向けて着実に取り組んでいるところであります。

私は、就任して3カ月少ししたときに発生をいたしました神城断層地震の対応について、職員の能力の高さに驚き、そして自慢をするようになりました。持ち場で的確な判断をして、その判断に基づいて迅速に行動するところを目の当たりにして、実に心強いと思ったところであります。

住民が安全な状況で安心して暮らしていくのに最も大切なのは、役場職員が一人一人の能力を十分伸ばし、それを発揮することが大切だというふうに思っております。そういう意味で、職員には、住民が幸せになり、自分自身が幸せになるために、生きがいのある目標を定め、それに向かって積極的に努力していくことが大切であるというふうに思っております。職場内研修を徹底することで仕事の質を劣化させないように、さらには職場の外で研修をすることで新しい知識や資質を身につけることが大切だと思っております。そうすることで個々の職員の資質が上がり、住民も幸せになるといったプラスの循環が生じてくると信じているところであります。

自治体にとって職員は貴重な存在であります。単に行政サービスというだけでなく、進取の気性を持って積極的に新しい知識を得て、新しい時代の流れを感じ、住民を守り、案内をするのが職員であると思っております。そのように成長していただくのが私の喜びでありますし、職員一人一人が自己実現をして、自分をその中に見出すのではないのでしょうか。そう思いながら、伊藤議員の質問にお答えをさせていただきましたが、議員の皆様におかれましても、ぜひまたそんなことをご指導いただければありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含めあと3分です。質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 長い答弁をありがとうございました。予定していました質問が大分できなくなりまして、どうしようかなと思っているところでございます。

図書館につきましては、村長の答弁のとおり、PFIですね、賛否両論ありまして、自治体やるよりお金がかかるというお話もあります。ですので、ここは慎重に行っていただきたいと思います。

また、②番の挨拶と職員のことですけれども、研修も大切ですけれども、目標設定をすること

も大切だと思います。先ほど紹介いたしました塩尻市の例のように、職員の対応に好感を持つことができると思う人の割合、また、各窓口の案内がわかりやすいと思う人の割合という仕事基準値・目標値も設定しまして、住民が行ったとき、下を向いてパソコンばかり見ているといった印象のないように、今、進行中の第5次総合計画の中に盛り込んでいただければと思っております。

また、村長の公約の中に、「住民の声を行政に生かすシステムづくりの推進」というのがありました。具体的にどんな新しいことをされているか、ちょっと私にはわかりませんが、カナダのノースヨーク市（後に合併してトロント市）で、30年間市長をやっていたメル・ラストマンという方がおります。ケーブルテレビで生放送をやっておったそうです。その生放送に住民が電話をかけまして、いわゆる生電話で住民の質問に答えたり、要望を聞いたりしていたそうです。このことは、前の村長にも婦人会の皆さんと村長と語る会でお話ししました。住民の質問や要望をこういった形でオープンにするということもとても大切だと思います。その放送がとても人気があって、視聴率が高かったということもあります。

ケーブルテレビに対する住民の不満が、結構今回の議会のアンケートにも寄せられておりました。住民がケーブルテレビに求めるものは、行政からの報告や村内の状況というものだと思います。そういったものが少ないから、ケーブルテレビに対する不満もあるのではないかと考えております。下川村長は、ケーブルテレビを導入する際に、議員であり、賛成の立場だったと思いますので、ケーブルテレビの有効利用と加入率アップ、視聴率アップのために、ぜひこの生テレビをご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月16日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日9月16日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時23分

平成 2 7 年第 3 回白馬村議会定例会議事日程

平成 2 7 年 9 月 1 6 日（水）午前 1 0 時開議

（第 3 日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成27年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成27年9月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

第7番 横田 孝 穂

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税 務 課 長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上下水道課長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健康福祉課長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松 澤 孝 行		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前 10 時 00 分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

これより平成 27 年第 3 回白馬村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してある資料のとおりです。

△日程第 1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第 1 一般質問を行います。

会議規則第 61 条第 2 項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は 10 名です。

本日は、通告された方のうち、5 名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた 1 時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第 63 条の規定により、1 議員 1 議題につき 3 回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第 8 番太田修議員の一般質問を許します。第 8 番太田修議員。

第 8 番（太田 修君） 8 番太田修です。

先週の豪雨被害に被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。また、茨城県の常総市での行方不明者が 15 名のうち、14 名の方と連絡をとれたということを知り、ちょっとほっとしているところでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

震災復興から 10 カ月を迎えようとする神城断層地震後の復旧復興が順調に進む中、事業の進捗状況や村の単独事業の規模など、また、安定的な財源確保に向けた観点から、大きく 3 問に分けて、通告書に基づき質問をさせていただきます。

1 問目といたしまして、震災復興事業の進捗状況等について、2 問目といたしまして、人口減少対策について、3 問目といたしまして、産業振興による安定的な財源確保等について伺いをしたいと思います。

村民人口が 6 月以降、9,000 人を割り込んでおります。主な要因は、疲弊する経済状況の中で、観光産業の低迷により雇用環境の悪化や後継者不足、ハイシーズンの季節雇用者の転出、また、震災により村外への一時転出等が推測されるところでございます。

村は、去年の地震より、国からの激甚被害地域の指定を受け、復旧復興を最優先に取り組んで

まいりましたが、工事費の立てかえ金や村の負担金の捻出など、一時的な財政負担の増が懸念されているところであります。

財政の健全化に向けましては、通年観光の充実強化が重要であります。足元を見つめた観光資源の掘り起こしや、施設また農地等の活用など、食と農を生かした産業振興に取り組み、人口減少問題の改善、そしてまた、村での消費需要転換や雇用の維持創出など、多世代間での協働を通じた地域の活性化が不可欠と考え、次についてお伺いをさせていただきます。

1 問目といたしまして、災害復旧事業の進捗状況についてでございます。

1 点目といたしまして、震災復興事業は、一時的な立てかえ金処理が発生しますが、昨日の同僚議員の答弁の中でも、30億円を超えとも言われておりました。総事業費の見込み額と村の負担額、また、その捻出方法についてお伺いをしたいと思います。

また、2 点目といたしまして、被災農地の河川、農道で平成28年度、来春の営農の影響について、どのようになっているかが懸念をされるところでございます。

以上2点についてお伺いをさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田議員の質問について、通告に従って答弁をさせていただきます。

最初に、災害復旧事業の事業費などの質問の件でございますが、現時点の予算ベースの事業費となりますが、一般会計では昨年度の事業費と合わせ、約39億円となり、国庫補助などの特定財源や災害復旧項目で交付された特別交付税を差し引いた村の負担分としては、約6億円となります。

特定財源については、以前から申し上げているとおり、農地や農業用施設の災害復旧事業については、この9月4日に災害査定が終了をし、これから補助率が確定することや、災害廃棄物処理についても、これから国の査定があることから、国庫補助の額が確定しておりませんし、平成27年度の特別交付税もこれから算定となることから、さらに村の負担額は減少するものと考えております。

ただ、今後、復興住宅の建設も予定しておりますので、事業費などは増加する見込みであります。

また、質問の一時立てかえによる資金の捻出方法などではありますが、太田議員おっしゃるとおり、災害復旧工事を発注をした段階で工事費の前払い金が発生をいたしますし、出来高による部分払いもございますし、工事が完了すれば精算払いとなるわけであります。収入の補助金や地方債は全工事が完了をしなければ収入になりませんので、支出と収入に一時的にタイムラグが生じ、その間、村では立てかえ払いが生じております。そのため、一時的に支出現金に不足が生じることがあり、こうした場合において、その支払いのために資金繰りとして、金融機関から一時借入れを行っているところであります。これから一時借入額も多くなることが予想されることから、

現在、補助災害復旧事業については、補助金の前金請求や概算払い請求について、国・県と調整を始めるところであります。

次に、被災農地や河川、水路、農道などで来春の営農への影響についてであります。農地農業施設の災害復旧の進捗状況は、本会議初日に申し上げましたとおり、9月4日によりやく国の災害査定が終了をしたところであります。1月末の机上査定、5月から再開された実地査定は6次に及び、査定結果ですが、被災を認められた農地は、田が174工区、畑が17工区、田畑面積約24ヘクタール、畦畔被災は83工区であり、施設は、水路・頭首工が68工区で延長約3,900メートル、農道4路線延長400メートルであります。そのうち、竣工した農地は16工区にとどまり、先週までに8割ほどの入札は終了しましたが、着工はほとんどこれからというのが現状であります。

これまで1枚でも多くの農地が来春に営農再開ができるよう懸命に取り組むと申し上げてまいりましたし、その思いは変わりはありません。しかしながら、あと2カ月余りに迫った降雪時期を考えますと、来年度に被災農地が全て営農再開されるのは不可能であります。特に、今月査定終了した立の間の水路は難工事箇所、平成28年度中の竣工も厳しく、飯田の農地の一部は県施工の姫川護岸復旧工事が終了した後でなければ農地の復旧に入れないというのが現実であります。

いずれにせよ、被災者に寄り添う姿勢で復旧に精いっぱい取り組んでまいりますので、ご理解をお願いをいたしたいと思ひます。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 1番のほうから入らせていただきますけれども、補償金の前払い金をこれから調整していきたいというようなご答弁でございました。

正直言ひまして、一般会計の借入れ限度額が15億円ということの中で30億強の事業を遂行していくのには、非常に厳しいものがあるのではないかな、そんな思ひをしております。ぜひこの辺を前払い金等の調整ができるように、事務局のほうからまた調整をしていただき、スムーズな改修工事、復旧工事ができますようお願いをしたいと思います。

2点目の関係でございますが、先ほど説明もありましたけれども、平成26年度、去年の段階では100カ所で6億7,000万という農地関係の報告を受けているところでございます。その後、ことしに入りまして、雪解け後190カ所の11億6,800万円にふえたというような内容でございました。その後、大雪であつたり、また盆過ぎの大雨等の影響もありまして、公共事業そのものが非常におくれていくのではないかな、そんな懸念をしているところでございます。

そんな中で、本当に来年、農地が完成をし、そしてまた全てが作付ができれば、それにこしたことはないんですけれども、その辺の見込み等について、どんなような状況かをお伺ひしたいと

思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 来年春以降の営農状況ということですが、今、村長申し上げたとおり、現実的には飯田の一部はまだ護岸工事をしていて、田んぼが仮設道路になっているという現状もあったりして、もうそこら辺は現実的には来年営農はできないなというところであります。その面積が大体1.5ヘクタールぐらいであります。あと、今月に入って査定したのは、主に北のほうの青鬼の水路や立の間の水路でありまして、そこら辺の受益地も考えますと、今のところで全体で5ヘクタールぐらいは厳しいというか、不可能であろうかと、来年の営農は。そんなような見通しを持っております。

あと、発注した分につきましても、業者になるだけ1枚でも多く営農再開できるようにという指示というか、お願いはしているところではありますが、なかなか、やはり農地の工事というのは特殊性があるようでありまして、進捗状況については雪とともに非常に私どもも心配しているところですが、県の指導もありまして、1枚1枚でも完了したところで引き取るような方法ができないか、今、県の指導を仰いでいるところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 昨日の説明、答弁の中で、ちょっとことし実施されました不能耕作地への10アール当たり7,500円、そしてまた利用権設定農地については、10アール当たり5,000円をことしは保障したというような内容でございますが、この辺について、来年度へのできない農地等に対して、そういった方法といたしますか、支給を考えているのかどうなのか、あるいはまた、それに対する財源的なものはどんなふうに捻出していくのか、その辺についてお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） きんのうの篠崎議員の質問の答えと重複いたしますけれども、まだ理事者と協議したわけではございませんが、農政課としてはやはり地震の影響で営農できない方への支援として打ち出した施策でありますので、それが来年度に延びたら、来年度にも引き続き支援をしていかなければいけないという認識でおります。

あともう一つ、その財源策であります。これについてはやはりそれだけ作付できないということは、米がつかれないということでもありますので、そこら辺のつくれる権利みたいなものを南のほうにお譲りして、その分お金にかえて、それを財源にしたかどうかということは、まだ思案の段階ですが、そのような思いがあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 復旧復興には強い精神と、そしてまた体力が必要になるかと思います。そんな中で、本当にこの震災を通じまして、住宅外でもそういった農地、あるいはまた旅館経営等につきましても被害が出ているわけでございまして、そんな中からぜひ被災者に沿った話をまず聞くことが住民サービスの一つではないかなと思いますので、ぜひそういった個々に例は違ってくるかと思うしますので、その辺のところを強く要望して次に移らせていただきます。

2番目の人口減少対策についてお伺いをいたします。

人口減少問題の改善策には、移住・定住の確保や産業振興での活性化を図り、地域消費の需要の喚起や雇用の維持創出が重要であると考えております。

白馬村商工会におきまして、白馬村商工会主催の創業塾を開催しているわけでございます。こちらについては、25名ほどのお申し込みがあったというふうに聞いておりますが、この人たちをぜひ出口保証をするためにも、空き家対策、住宅、あるいはまた営業施設等も含めましたり、また、休耕農地等の活用についてどのようにお考えをしているか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2問目の質問でございしますが、人口減少対策について、移住・定住者の確保という質問でございしますが、産業の活性化という点で見れば、太田議員がおっしゃるとおり、創業塾の出口保証としての空き家や休業店舗の活用が考えられます。例えば創業塾の修了生が飲食店を開業したいと言った場合、村または商工会が休業の店舗に関する情報を提供いたします。また、創業希望者と休業の店舗が合えば、創業希望者にとっては、初期投資が軽減をされますし、地域にとっても空き家店舗の解消に結びつくもので、両者にメリットがあると考えているところであります。

地域における開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めることが地域経済の活性化に結びつくものと考えますし、その手段として商工会とともに創業支援事業に取り組んでおります。創業の環境、ビジネス環境を総合的に整えていく中で、空き家や休業店舗の確保を検討してまいります。

また、移住や産業振興への休耕農地活用の考えはとのことではありますが、確かにづくり手のない農地が解消され、かつ移住・定住に結びつけば、大変すばらしいことだと思っております。実際、平成26年度新規就農した方も、村外から来て村内農業者の支援を受けながら休耕地だった農地で営農をしているところであります。

このような例が続けばよいと思いますが、現実には農地が休耕地となったのには、耕作条件や生産性に理由があり、厳しいものがあります。ただ、農業法人にも、村外、県外から来て従事をしている方もかなりおりますので、農業が移住・定住の大切な要素であることは間違いないというふうに考えております。

日本のどこの自治体でも同じ課題を抱えておりますが、それぞれ知恵を出し合っていますが、解決に向かっていないという大変難しい問題であります。発想を変えて、大都市部の企業や都市型コミュニティーを研究してもよいのではないかというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 昨日の同僚議員のところでの答弁で、人口問題研究所のほうで2040年には白馬の人口が7,200人になり、また高齢化率が43.7%になるのではないかというようなことで、地域コミュニティー機能の低下が危惧されているという説明を受けました。

移住・定住には、やはり起業者の育成というものが非常に大事になってくるのかなと思います。商工会では元気づくり支援金を活用しまして創業塾を開催したところでありますし、労働者人口の確保につながる重要な施策ではないかな、そんなふうに思っています。この人たちが本当に将来にわたり、25名が50名、あるいは60名になるわけでございますので、大いに期待しているところでございます。

本村に本社を置く法人に対する法人住民税等の軽減処置等について考えるお考えはあるかどうか伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 今の太田議員さんの再質問にお答え申し上げます。

今のところ、新規なのか、それから法人なのか、そこら辺のところは経過としてははっきりわかっておりません。また、途中経過等も調べなければいけないとは思っていますが、今のところ、中途でありますので、把握はしておりません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 私の思いを当然伝えたので、当然どういう人がこれからどういうふうになっていくのか、難しいところはあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、本当にこの人口問題、移住・定住の関係については、力を入れていかなければいけない問題でもありますし、ぜひその辺のところも含めまして検討していただけたら、そんな思いもしております。

それでは、2016年から空き家対策特別措置法が施行されるわけですが、それに伴いまして、先日、ちょっと新聞等を見ておりますと、県は建築士会等と空き家対策支援協議会を設立しまして、危険な空き家等を減らすことや首都圏からの移住促進に取り組むというようなことを言われておりました。

現在、県内の空き家数は19万400戸ということだそうです。パーセントにしまして19.8%ということで、20%近い高い率を示しているわけですが、これは全国2位とも言われております。

今現在、村の空き家対策等の実態把握はどのようになっているのか、そしてまた、それに対し

ます指導等をどのように行っているか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの再質問の関係ですけれども、空き家法の関係につきましては、一般的な空き家、それと特定空き家という2つが存在します。一般的な空き家につきましては、こちらのほうで指導というのは特にはしていないという状況です。やはり問題になってきていますのは特定空き家ということで、倒壊のおそれ等がある、そういうものについては、地区から相談があれば、所有者への依頼等を行っているというような状況であります。

いずれにしろ、特定空き家の場合の措置につきましては、代執行等が可能というような、法律上の明記はありますが、実際に村がどれに対して代執行していくのかどうか、その辺の判断基準はまだ設けておりませんので、今後詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございました。

特定空き家が非常に問題になってくるのかなと思います。こういった中で、地区にお任せも、また、当然地区から上がってこないとわからない面もあろうかと思いますが、村ではこういった巡回等も行われているのでしょうか。お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 村内のパトロールといいますか、見回りについては特段行っておりません。地区の役員さんのほうから危険性がある、またはこれから倒壊のおそれがあるというような場合には、こちらの村のほうに連絡をいただき対応しているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 正直言いまして、空き家がたまり場になったりとか、そういうことも耳にしているわけでございます。白馬にはそれは多分ないだろうと私も思っておりますけれども、ぜひ村もそういった住民に寄り添うを原則に、またそういったこともぜひ行政で対応できない部分は、またシルバーとかいろいろな協力団体があるかと思いますが、ぜひ検討していただけたらなど、そんな思いをしております。

全国の統計によれば、地域おこし協力隊の任期後に6割の人が定住をしているというような結果だそうです。その中に、特に20代から30代の女性がそのうちの8割を占めるというような記事でございました。若い女性、婚活等につきましても、非常に期待が持てますいい状況ではないかなと思っております。

小谷村では、4年ほど前からそれに取り組みまして、現在11人が各地区で活動をしているというようなお話を聞きました。また、松川村におきましては、ことし9月から地域おこし協力隊制度を活用し、4人を採用する。1名につきましては移住・定住の関係、また、2人につきまし

ては農業振興の関係、もう一人につきましては農家民宿と観光PRを担当するというような記事がございました。白馬村も白馬高校のこういった制度を活用しているわけですが、今問題となっています定住促進等に向けて、そういった雇用等を考えているかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今言われたとおり、先般、開設をした白馬高校の公営塾がまさにこの地域おこし隊の2名であります。来年、もう一人採用して3名ということで対応してまいりたいと。その中で定住が促進できればというふうに思っております。

そんな中で、小谷村なんかの話も聞きますと、なかなか定住するということは難しいなという、そんな話も聞くわけでありまして、かといって、結婚をして小谷村に住んでいるというような、そういった状況もあるようでありますけれども、そんな中で定住の促進の一翼になればというふうに考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ふるさと白馬を応援する基金を強化することも大事でもありますし、それから、移住・定住等の促進をしていくのでも、地域おこし協力隊を視野に置いてまた考えていく必要性もあるのかなと思い、こんな質問をさせていただきました。ぜひまたこの辺も検討しながら、住みついていただき、そして活気ある村にしていかないと、本当に地域のコミュニティーがなかなか維持できないのが現実というか、想定されているところでありますので、ぜひそんな方向でのお考えをまた取り組んでいただけたらと思います。

それでは、3問目の質問に入ります。

産業振興による安定的な財源確保についてお伺いをいたします。

1つといたしまして、村長は平成27年度事業の見直しと改善策を含め、観光局の課題解決に向けた検討委員会を発足し、取り組みましたが、その結果の対応、そしてまた、今後どのような改善を図っていくのかお伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしまして、平成28年度から施行予定の観光地経営計画の進捗状況と、また、関係機関への実施等の周知についてどのように行っていくのか。

また、3点目といたしまして、カヌーや自転車、トレッキングなど、人力だけで移動する新たなスタイルとして、県はスイスで普及しているモビリティの整備に向け取り組みを計画しているわけですが、その中に、一つは軽井沢から飯山、もう一つは松本から白馬コースが上がっております。これにつきましの進捗状況と村の対応等について、どのようになっているかお伺いをいたします。

また、4点目といたしまして、来年8月11日、山の日が国の休日に指定をされたわけござ

いますが、その記念大会の会場地が上高地に決定をしております。山岳観光の村として独自のイベント等の考えは、また、山岳資源を生かして新規の計画等の有無についてお伺いをしたいと思っています。

5点目といたしまして、神城断層地震を受け、村は信州大学と連携協定の再協定を締結しておりますが、ホームページを見る限り、まだちょっと更新されていないのかなと思いますが、平成18年の協定の具体的な連携事項の中に、地域産業の振興に関するものとあります。学生の視点や、あるいは外部からの幅広い意見等を吸い上げて、今後村はどのように参考にしながら改善を図っていくのか、その辺について、以上5点よろしくお願いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の観光振興による安定的な財源確保についてという質問であります。

最初に、観光局の課題解決に向けた検討委員会結果での今後の対応と改善策についてですが、観光局課題解決検討委員会で検討いただいた結果、観光事業を営む全ての事業者の会員組織を目指すこと、現状の1億2,000万円の予算規模は最低確保すること、事業者の負担を軽減する観点から分担金については減額の方で検討するとの報告を受けて、観光局では、分担金審議会及び理事会を開催して協議を進めていただいております。

先月の20日に開かれた分担金審議会では、分担金総額を現状の2分の1に相当する1,500万円程度とすること、現行の算定基準で定めている級地区分を廃止をし、新たな基準を設けることとなり、今後この基準について検討を進めることになっております。また、現行の予算総額1億2,000万円に固執することなく、事業の見直しや事業収入をふやすための手段や補助制度の活用など、新たな財源確保も検討すべきであるとの意見も出されたと聞いております。

観光局においては、今後これらの意見を踏まえながら、年内に来期の事業計画と予算編成作業に当たることとなります。恐らく従来の手法を厳しく見直して、現在に通用する有効なプロモーションなどを企画計画するものと思われます。

私としては、観光振興を手段として地域の活性化に資するため、官民一体となって推進する組織である観光局に対して、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、28年度の予算編成の中で、財政状況を勘案をしながら、負担額を決めてまいりたいというふうに考えております。

次に、観光地経営計画の進捗状況と関係機関への周知についてであります。昨年度から取り組んでいる白馬村観光地経営計画の策定については、これまでに4回の策定委員会と6回のワーキンググループを開催をいたしました。8月の第4回策定委員会では、計画全体の構成案と主要な部分について、計画の素案を提示し、特に観光地経営戦略について議論を深めたところであります。

今後は、今月末に予定をしている第7回ワーキンググループ、10月中旬に予定している第5回策定委員会を経て、パブリックコメントを実施をし、住民の皆さんに広く意見を求めてまいります。最終的には、来年1月に計画を取りまとめ、発表をすることを予定しております。

関係機関への周知についてであります。ワーキングのメンバーからも、村長が先頭に立ってこの計画を実行する強い意思を村民に示してほしいとの要望が出されました。計画の説明や協力をお願いする場をどのように組み立てていくかは、これから詰めてまいります。私が先頭に立ってこの計画を実現をしていくという意思を住民や事業者の皆さんに対して発信をし、確実に計画に沿って事業が推し進められるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、NAGANOモビリティ構想の進捗状況と村の対応策であります。長野県では自然環境の魅力を最大限に味わうことができ、かつ2次アクセスを補完するものとして、自分の力でゆっくりと自然環境の中を移動することを楽しむ旅行スタイルを提案しております。この旅行スタイルをNAGANOモビリティと名づけております。

長野県が昨年8月に設立をしたNAGANOモビリティ研究会では、この新しい旅行スタイルの確立に向けてさまざまな検討がされました。その中に、基幹ルートの設定に関する項目があり、太田議員がおっしゃるとおり、松本駅から白馬駅までのルートとして、北アルプス・パノラマサイクルルートが設定された経過であります。

長野県に尋ねたところ、現時点で統一的な案内サインやレンタサイクルなどの整備がないほか、安全性に関する実施主体と協力機関、観光消費にどのように結びつけるかなど、NAGANOモビリティを進めていく上にさまざまな課題が浮き彫りになったため、さらなる研究検討を進めていきたいと、お聞きをしております。3市村エリア内でも、民間事業者が連携をして自転車に関する取り組みを推進する動きも出てまいりました。村としても、NAGANOモビリティの実現に向けた課題解決、周辺環境の整備について、長野県とともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、山の日制定を契機とした山岳イベントの開催計画や山岳資源を生かした新規の計画であります。最初の国民の祝日、山の日当たる来年の8月11日に祝日制定を記念する第1回全国大会が長野県の主催により、上高地で開催されることになりました。村といたしましても、こうした機会を捉えながら、全国から集う山岳関係者とともに、山の魅力を発信してまいりたいと考えております。

ご質問にある独自のイベント計画についてですが、来年度は貞逸祭、白馬連峰開山祭が第50回という節目を迎えることや、全国山の日制定元年でもありますので、開山祭を第50回という節目にふさわしい内容に充実をさせ、登山客を含め、村全体で盛り上がるような取り組みや村内に出店をされている登山関係企業との連携によるイベント企画などを観光局に対してもお願いをしてまいりたいし、こうしたイベントにも資金面での支援も検討してまいりたい

いというふうに考えております。

また、山岳資源を生かした新規計画についてであります。まずは山岳環境の整備を優先したいと考えており、昨年度から進めている山小屋トイレ改修事業として、平成28年度は天狗山荘の改修工事に着手をしております。新規計画では、大雪溪まで気軽に行かれるための猿倉から御殿場に至る治山の運搬道路の改良や、輸送手段、さらには大雪溪と梅池自然園を結ぶ登山ルート整備に関する要望も以前からいただいているところであります。過去に2回、大雪溪と梅池自然園を結ぶ現地調査をした経過があると聞きましたが、安全面、費用面、そして環境面など、さまざまな面から、小谷村や関係省庁を交えた中で、実現の可能性について検討をしなければならないと考えております。

最後に、信州大学との連携協定に関するご質問であります。議員ご指摘のとおり、本年4月、信州大学との全学協定を締結をしております。

その協定書の中には、地域振興に関することを明記しており、地域振興とは、本村はもとより、行政にとって永遠の命題であります。とりわけ震災から復興と地域経済の活性化が急務と考えておりますので、学生の視点というものの一つの手法と考えますが、現時点では、同僚議員からも出されております地方版の総合戦略の策定が重要と考えているところであります。

以上で太田修議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） それでは、問題の1点目から順を追って、再質問のほう、入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

村長さんは観光局の理事を辞任しまして、理事の互選で上がります代表理事に太田副村長が就任をしたところでございます。これは年間経費等を含めると、やはり間接経費も含め、1億円を超すような支出があるのではないかと思います。そんな中で、改善ということをごをどのように考えているのかということをお伺いしたところでございますが、ちょっと会員のほうとのギャップとございますか、考えの相違が少し出てきているのかと私は思っております。

いずれにしても、官民で起こしたこの事業を何とか活性化していくことこそが、やはり白馬の経済につながっていくのではないかなと思っております。

昨日の答弁にもありましたけれども、PFIをも活用しまして、本当に一法人だけの観光局ではなく、民間とのノウハウを競い合うような形、そういったものへの考えについてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの太田議員さんの再質問に対してお答え申し上げます。

観光局の、いわゆる改革につきましては、まだ中途であるわけなんです。民間、今、最後のほうでおっしゃられた民間との競合、競争等というところ、もちろんそれも大切かと思うんです。

が、基本は、いわゆる昔の連盟をイメージということではないんですが、村長のほうでも申し上げたように、全ての機関、観光関係機関の皆さんが一堂に集まって一堂に入会、社員として、会員としてなっていていただいて、それでもう一度盛り上げていこうという趣旨で検討委員会のほうでの答申があって、今それに向けて進めているところであります。

民間との競合ということではなくて、いわゆる民間の力を合わせて新しい形でのプロモーションとか、そういったところに持っていきたいというふうに思っています。特にプロモーションとかキャンペーンの形については、これから、もう既に民間のほうでは変わっているわけなんです、形をどのように持っていったらいいかというふうに考えているところでありまして、競合というよりは、力をいただいて、みんなで盛り上げていくという、そういう一般社団にしていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ご答弁ありがとうございました。

確かに新しいところへ切りかえていくという趣旨はわかりましたので、ぜひこの新しい形へ変えていかないと、やはり変わってはいかないと私は思っています。

そんな中で、ちょっと検討委員会の意見集約をちょっと見させていただきました。その中から、ちょっと3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1つ目には、局がすべきことと村がすべきことが明確でない、代表理事の指示の伝達についてどのようになっているのか、あるいはまた、職員や、あるいは局長さんが交代する際に、どのような引継書をもって、どのような形で行っているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

いわゆる理事制度をとっておりますので、これは理事制度をとっている社団の、ある意味宿命ではあるんですが、それぞれ別のいろいろなベクトルの方向を向いているというところが多いかと思うんですが、この白馬村観光局につきましては、先ほども申し上げましたように、できる限り一つにまとめて、一つの方向性を出していきたいというところで、今回の改革の一つというふうに思っています。

代表理事につきましては、オールマイティーではありませんので、一つの方向性を出すという作業を、いわゆる執行部会という組織を前回の改革でつくったわけなんです、その中でいろいろ検討して、一つの方向性を出して、そのリーダーシップの中で、いわゆる会員の掌握をしていくと。さらに、今回につきましては、先ほど村長のほうで申し上げましたように、会費の減額というようなところも含めて、会員の掌握と、さらに広い参加をお願いしたいというところで今

回になってきております。ですので、いわゆる代表理事は執行部会と一緒に一つの方角性を出して、それを広くあまねく会員のほうに伝播していくような、そういう施策をとっていきたいというふうに思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含めあと10分です。質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 局がやるべきことと村がすべきこと、これについては私も以前に一般質問のほうで何回かお伺いしたことがございました。やはりこの辺のところを明確に、かつあらわしていけないと、なかなか従業員、その職員がどこへどういう方向でどういう仕事をしていったらいいのかわからないというのが、この言葉に尽きるのかなと思っております。それから、次の2つ目のご意見の中には、目標がないから職員が動けない、戦略や戦術を決めるべきとの意見がありました。

理事会の検討事項等について、職員にうまく伝達ができ、それに伴う執行されているのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 先ほど申し上げました意思決定を最終的には理事会が行うわけなんです、その決定に基づいて、いわゆる職員等にその戦略、戦術ですけれども、そこら辺を検討していただくということで、いわゆるこの組織はどこへ向かっていくのかというところをみんなで共有していくこと、それが大切かというふうに思っています。そこがクリアできれば、今、太田議員さんおっしゃられた3つの点については、かなりのところで解決していけるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 先ほど3つと言ってしまったので、もう一つ話をさせていただきますけれども、観光者の利便性のよい白馬を目指して、一事業者ではできないことに取り組む組織にしてほしいというような意見もありました。正直言いまして、こういったものがこの一言にも尽きるのかなと思いますけれども、白馬へ来てくれる人たちに対してどのように対応、あるいは受け皿をどのようにつくっていくのか、こういったところが非常に大事になってくるのではないかなと思います。

それでは、（2）点目のほうに移らせていただきますが、一応、観光地経営計画の関係でございいます。

一応、策定年度が去年とことしということで、一応来年から10年後の37年間に位置づけた長期ビジョン等を含めたものでございまして、非常に重要なものではないかなと私も考えております。

策定の背景の狙いの中に、観光を取り巻く環境は急速に変化しているとあるわけですが、白馬にもなかなか喫緊な課題等も多々あるわけですが、その辺の計画に対してのおくれないのか、その辺について伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 観光地経営計画そのものの仕組みというのは、計画したものを10年間でコンクリートして進めるべきものではなく、むしろ経営の視点で、時代に沿った形で見直すべきものは見直していくんだというところの概念が非常に重要であり、それが一番今回の肝になる部分であるというふうに思っております。

したがって、計画を進めながら、当然その時代に合った形に変更していくということは、柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。むしろこれからの運用面が重要であるというふうに認識をしております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございました。まさにそのとおりだと思います。ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

観光地経営計画の策定をこの前、用紙といいますか、これはいただいたわけですが、けれども、正直言って、この中に食と農にかかわるものが一つも出てこないんですね。この辺のところをこれからの観光を考えたときに、一つのキーポイントになってくるのではないかなと私は考えますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） まだ議員の皆様方にも現在進めている構想の、直近で言いますと、第4回でどういう中身が議論され、どういう資料が提示をされ、どのようなまとめ方をされているかというところはお示しされていないので、食と農業に関するところが抜けているのではないかなというようなお話につながっているのかなと思っております。

2年間かけて議論している中で、やはり食に関する部分というのは、極めてこれからの白馬にとっても重要であるという意見も出ておりますし、白馬の魅力を育てていくという一つの戦略の中で、食、あるいはさらには温泉とか、そういうようなところ、さらには食材を生かした地産地消の推進というようなところは、極めて重要ではないかというように意見が出ております。

したがって、これらをキーにしました戦略戦術を具体的にこの計画の中に盛り込んでいくという形で整えてまいりたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含めあと3分です。質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 私どもがその会議を本当は傍聴すればいいんですけども、なかなかそういう機会もなく、出ていないというのが現実でございますけれども、これからの観光を考えたと

きに、やはり食と農、あるいはまた健康志向的なものとか、いろいろなものがあるかと思います。ぜひそういったものを観光資源の一つとして活用していただけたらと、そんな思いをしております。

それからあと、算定の中の視点の6に世界水準滞在型観光を目指すとするわけですが、これに目指してのいろいろな会議等が行われているかと思います。県の観光部がこの白馬村役場へ来まして、3市村の首長会議も行われておりますし、また、ブランド構築委員会においては、マウンテンカルチャーの聖地、あるいはまた世界水準の総合的観光リゾート地の取り組み等を行っているわけでございますけれども、簡単で構いませんので、その辺の今、動きがどうなっているのか、そこだけちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 10月中には3市村の中で進めております北アルプス3市村ブランド構築委員会の中での計画についてまとめていきたいというふうに考えております。

秋まで目標にしておりますのは、具体的に来年からこの3市村として一緒になってやる事業を明らかにしたいということ、それに向けてのやはり予算立ても必要になるというところから、秋を目途に計画を上げていきたいというふうに考えております。

大きくは、2つの目線で今、計画がなされております。

グリーンシーズンにつきましては、やはり立山黒部アルペンルートをどう滞在につなげるかというところの戦略、2つ目は、ウインターシーズンにつきましては、既にスキー場が連携して行っておりますHAKUBA VALLEYの中でこういった行政と絡めた連携ができるのかといったところを具体的に事業化に向けられればと思っております。

さらには、飲食店や宿泊施設のレイティングと呼ばれているお話なんですけれども、なかなか宿泊施設というのは、中身があらわしにくい、お客さんに伝わりにくい内容であるというふうに言われておりまして、それぞれの事業者の経営されている施設がどのような施設なのかというのを、もう少しお客様に伝える仕組みが必要なのではないかというようなお話もありまして、そういった施設をきちとなされるような仕組みも、この3市村の中でやっていったらよいのではないかというようなお話もございました。

それから、それらを実行するためのマネジメントの体制をどうすべきかというところも議論しておりますが、これについては、もうしばらく時間がかかるのではないかなというように思っています。

したがって、この体制については、その計画とともに体制が全てできて実行できるわけではないというふうに思っておりますので、この体制については、また来年度にも引き続きながら、これらの計画を確実に進められるような体制づくりについてもさらに進めていきたいということで、今、3市村の中では話を進めているところでございます。

概略は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番太谷正治議員の一般質問を許します。第10番太谷正治議員。

第10番（太谷正治君） 10番太谷正治でございます。

今回は3点について質問したいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず1点目、観光についてでございます。

旅行を希望するお客さんの行きたいところ、長野県の北部では上高地、黒四ダムと立山アルペンルートが代表的なものになっております。旅行業者は北海道から九州・沖縄とある中で、メインの観光地を看板にし募集をいたします。

白馬ですと、これからは紅葉がメインになりますが、紅葉という言葉から県北部のほうで探しますと、紅葉の千畳敷カール・白馬五竜空中散歩、立山黒部アルペンルート、黒部峡谷トロッコ電車、紅葉シーズン到来上高地たっぷり3時間、往復新幹線利用1名1室、某旅行代金白馬八方にて連泊、まだまだいろいろあるんですが、いずれにしても、白馬がこれからメインになるというような、ちょっとイメージが出てきません。

それで、観光についていろいろお尋ねをし、また、行政の方の考え方をお聞きしたいなと思っております。

思い起こせば、エコーランドの通りが真っ黒の人ばかりになって、一体この人たちは何しに來たんだといった時代もございました。そういった白馬がメインのころにもう少し帰れないかなと思って、いろいろ羅列をしてみました。

1番ですが、外国人経営のホテルのグリーン期の営業休止により、八方の真ん中でございますが、好条件の場所に空洞化が目立ち、人通りが少なく寂しくなっております。これからも外国人の取得が進めば、ますますゴースト化が進み、観光地としてはマイナスの部分が大きくなり、その影響が各所に及んでくると思われませんが、村としての取り組みは、また、考え方はありますか。

2番目としまして、八方尾根のマスタープランの取り組みについて、八方尾根開発と白馬観光ではマスタープランを立ち上げ、計画を進めるに当たり、スキー場の活性化を進めようとしておりますが、八方尾根の上部の国立公園が大きなウェートを占めてくることになります。国立公園内では、民間ではどうすることもできないので、村としてのご協力を賜り、これは冬期に限らず、グリーン期も大きな原動力となってゆくと存じますので、よろしくお願いしたいと思います。

このマスタープランの中では、1山1社化、索道会社の統合とベースタウンですね、名木山を想定しているらしいんですけども、ベースタウンの今後の取り組み、スキーセンター、また、新ゴンドラの計画、それからいろいろあるんですが、いずれにしましても、資金という面で、まだまだどうなるかわかりません。

国立公園の取り組みとしましては、梅池自然園より白馬大雪溪への登山道、また、大雪溪のリフト化、これは昔、木柱でやられた、計画をされたんですが、雪崩で挫折しているようでございます。

北アルプスのトンネル化で日本海へ。これは、朝日町と何度も協議をしているところですが、なかなか実現に至っておりませんが、これができれば素晴らしいものとなっていくのではないかなと思っております。

また、先ほど申し上げましたメインではないということにつきましては、上高地、黒四ダムで經由して、まず第1に上高地では、やはり上高地に泊まるお客さんが一番お金を払っているのではないかと思います。続いて、浅間温泉、続いて大町、続いて白馬、続いて小谷といったような形で、遠距離になればなるほど、宿泊単価というのは下がってまいります。どうしても、私が申し上げたいのは、お客さんの行ってみたいところ、ここへ行きたいんだと、白馬へ行きたいんだといったものが白馬になれば、潤いも取り戻せないのではないかなと思って、第1問としました。

それから、グリーン期のアウトドアの取り組みについてですが、さきに楠川でのキャニオニング、お客様の非常に評判がこれからよくなるんだろうなというときにアルバイト生による事故で県が管理している楠川ということで中止をせざるを得ないようになりました。キャニオニングについては、ヘルメットをかぶったり十字帯をつけてウェットスーツをつけ、安全に配慮した中でお客様を川遊びで遊ばせていたのですが、どうも県の指導により、全面的な中止ということになりました。ということになりますと、今後の取り組みは、村が申請等々することにより立ち上げる方法しかできなくなりました。シャワーウオーキング、川下り、カヤック、川遊び、魚釣り、ラフティング、川の中のスポーツの育成のためにも、村のご尽力を賜りたいと思っております。

また、ロードバイク、マウンテンバイクの取り組みについて、岩岳のスキー場にてマウンテンバイクコースを再開いたしました。また、ゴンドラでマウンテンバイクを上げているようでございますが、その成果は私どもはちょっと聞いておりませんが、どんな調子だったのかなということがわかったら教えていただければと思います。このマウンテンバイクでは、いろいろなコースがスキー場の中でとれると思いますし、でこぼこをつけることによって、いろいろな遊び方ができることをちょっとビデオで見せていただきました。大変おもしろいのではないかなと思っておりますが、上げるについては、ゴンドラの利用でお客さんを上へ上げるということになりますので、ある程度の収益はあるのではないかなと思っております。また、ロードバイクでは、飛騨の

古川町がかなり突出しておりまして、各地から視察に行っているようでございます。かなりの利用者もあるようでございます。また、マウンテンバイクで有名なのは、カナダのウイスラーのスキー場でございますが、冬期よりもグリーン期のほうがお客さんが多いといった現象が出ているようでございます。私どもも見に行きたいなと思っておりますけれども、そういった意味でも、グリーン期の遊び方、また、外国人の方と日本人の人では内容もちよっと変わってくるんでしょうけれども、いいことはまねしても悪くないのではないかなと思っております。また、こういったことでぜひやって立ち上げたいという若者たちが出てきておりますので、ぜひご協力を村のほうでもしてもらえればなと思っております。

第1問は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷議員の質問について答弁をさせていただきます。

まず1点目、観光についてということで、最初に、グリーン期における宿泊施設の営業休止についてであります。宿泊施設の営業については、経営者の判断によるところでありますが、営業休止は、そのエリアの活気が失われることにもつながり、望ましい状況であるとは言えません。かといって、村が民間事業者の経営に干渉することはできないのも現状であります。また、不動産の取引に村が関与することもできないことはご理解いただいた、その上でお答えをさせていただきます。

宿泊施設や飲食店、小売店など、通年営業できる環境を整えることが解決策となりますが、同時に、以前から抱えている大きな課題としても捉えております。

観光客の入り込みは、スキーシーズンと7月から8月に集中しており、季節変動が大きいのが現状であります。この季節変動において、低い部分を高め、高い水準での平均化を図る必要があると考えます。

現在、白馬村観光地経営計画の策定を進めている中でも、この課題を解決するためにどのような施策を盛り込んだらよいか、ワーキングでも意見が出ております。したがって、この計画を確実に実行していくことが、課題解決につながると考えております。

次に、八方尾根のマスタープランの取り組みについてであります。太谷議員から八方尾根マスタープランに基づく村の協力についての質問をいただきました。

八方区、八方口区、八方振興会、八方尾根観光協会で構成する、いわゆる3水会及び索道事業者が中核となり、昨年10月に策定委員会が設置をされ、スキー場とベースとなる住民や観光事業者が双方にとって有意義となるマスタープラン策定に取り組んでこられたことをお聞きをしておりました。先月27日には白馬観光開発株式会社から村に対して、八方再生プランに関する現状報告をいただく機会があり、行政側から副村長及び総務課、建設課、観光課、農政課の担当課長などが出席をし、内容をお聞きをいたしました。また、この折には、特に名木山ゲレンデ周辺

の整備構想に関連する開発規制や農業振興地域での転用に対する法の規制、道路・河川の活用などに対する相談などがありました。

当日いただいた資料を拝見した限りでは、ただいまの太谷議員が言われた登山道整備や大雪溪でのリフト化、さらには北アルプスのトンネル化などの壮大な計画についての資料は含まれておりませんでしたので、私の手元にあるものは、八方尾根スキー場やそのベースとなる旅館街周辺の整備に関する項目にとどまっていたものと推察をしております。

したがって、マスタープランの全体計画では、まだ拝見はしておりませんし、地元の方々のこれに対する思いもお聞きをしていないので、この場での多項目にわたる事業計画の一つ一つに対して村の姿勢をお答えすることができない状況にあることをご承知をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、まずは私自身がマスタープランの全体計画を見た上で、村長としての判断をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、グリーン期でのアウトドアの取り組みについてであります。楠川における事故では、法令遵守と安全管理の必要性を改めて認識をいたしました。

河川法第26条には、河川区域内へ工作物を設置しようとする場合は、河川管理者の許可を得なければならないと規定をされています。楠川には工作物を設置をした事業者は、この手続が必要であったことを知らずに設置をしていたとのことであり、許可を受けていない工作物として、長野県から撤去を命令をされました。

では、事業者が許可手続をしていれば、また、村が手続をしていればという点であります。大町建設事務所によると、前者は営利目的であるため、また、後者は公益上、社会通念上、その工作物がどうしても必要であるとは認められないため、いずれも許可にはならないとのことであります。

キャニオニングやラフティングなど、河川を利用したさまざまなアクティビティーを行う場合ですが、河川区域内への工作物の設置は、河川法で禁止をされておりますが、自然のままで河川を利用したアクティビティーは、河川を占有するようなものでない限り、自由使用の範囲の中で提供することができると伺いました。

村としては、身近な行政機関として、必要な手続や許認可に関する相談に応じながら、事業者に対する法令遵守と安全管理の徹底を呼びかけてまいります。

次に、自転車に関係する取り組みについてのお答えをいたします。

太谷議員がおっしゃるとおり、岩岳スキー場では10数年ぶりにマウンテンバイクコースを再開をしました。聞くところによると、夏のシーズンはツアー客を対象とした利用であり、お盆休みの時期には1日当たり10名程度の利用があったそうであります。また、これから秋にかけて一般利用者の利用も想定され、ある程度の手応えを感じているとのことでありました。

さて、国内外の自転車人気は高まりを見せており、これを受けて村内でも自転車事業をグリー

ンシーズンにおける観光素材として重要視する動きがあります。HAKUBA VALLEY索道事業者協議会を中心とした動きで、周辺環境と受け入れ態勢をいち早く整備をし、夏期誘客策の柱として、プロモーションを展開することを目的に、近日中に第1回の検討会が設けられると伺っております。

この検討会には、副村長も出席を予定しておりますので、その復命を受けてから、協力や支援の必要性について判断をしてまいりたいというふうに思っております。

太谷議員の1点目の質問についての答弁であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） ただいまありがとうございます。

いろいろな中で観光を主産業とする白馬村にとって、何が一番効果的かなといった意味では、やってみなければ、ちょっとどれが一番お客さんに来てもらえるのかなという意味でもわかりにくいところがあるのが観光だと思っております。

外国人にすれば、ゴールデンルートというのがございまして、東京、富士山、京都、大阪といったようなのが有名でございますが、かなり知られていないと、やはり白馬のほうにも回ってもらえないというのが実情だと思います。

そういった意味で、私どもとすれば、どうしても自然も大切ですが、白馬三山を見て、これが一番いい景観だという意味でも大切ですが、やはりお客さんにすれば、ある程度の眺望等々を楽しむためには、乗り物が必要だと思っております。それでいろいろな提案をさせていただきましたが、やはりお金のかかる話でございます。まだまだ八方池までゴンドラを上げたいとか、帰不からアルプスまでゴンドラを通したいとか、いろいろお金のかかる話ではございますが、できればこのゴールデンルートに匹敵するようなお客さんが来るのではないかと私どもは思っているわけでございます。

早々にできる話ではございませんが、村としてこういったことをする気があるのか、また、検討する気があるのか教えていただきたいと思っております。

また、キャニオニングの件ですが、いずれにしても、官庁の話でございますので、あれはだめ、これはだめ、規制だらけでございます。でも、来たお客さんをどうやって楽しませるか、そういった意味では、検討に値するのではないかなと思っております。

青木湖でもってナイトのホタルツアーをボートでお客さんを遊ばせているのも、やはり外国人の発想だったかと思っております。それが今では、だんだん日本人がまねをして、お客さんを連れ出しております。また、行ってきた人は非常に喜んでおります。そういった発想がちょっと日本人では欠けているのかなと思っております。

いずれにしても、発想がいい外国人のまねをしても、やはり来たお客さんに楽しんでもらえるような取り組みというのは、私たちも必要ではないかなと思っております。

ロードバイク、また、マウンテンバイクの取り組みについて、会合が開かれているということですが、なるべく早く、できれば、もう1番にはなれないんですけども、2番手ぐらいには立ち上げをしてもらった中で、皆さんから来てもらえるような取り組みをしてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

先ほどの件について、お答えをできればお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁をしたとおりであります。マスタープランの関係につきましては、まだ具体的なしっかりとしたそういった方針がなされておられませんので、村でどういったことが対応できるのかということは、まだここでは言えませんけれども、またそれが具体的にってきますと、また村のほうへもお話をいただいて、そして村でできること、そして地域が主体的にやっていくこと、そういったことをしっかりと住み分けしながら支援というか、応援をしていくことも必要であろうかというふうに考えております。

そしてまた、先ほどカナダのウイスラーの話もございました。非常に自転車の関係がこれからのグリーンシーズンの目玉だというふうに言われております。十分私もそのことには認識をしているわけですが、そんな中で、先ほど答弁もいたしましたけれども、岩岳がそういった取り組みをしている、そしてまた、近いうちに第1回の索道事業者を含めた会合があるということで、私も非常に注目をしているわけですが、そんな手っ取り早い部分からいろいろな支援をして、できることからやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） ありがとうございます。

いずれにしても、早い取り組みをお願いします。資料が必要でしたら、幾らでもお届けをいたしますので、ご一読でもしてもらえればと思っております。

次の質問に移ります。

農地の再整備について。

北城地区の農地統合整備の計画は白馬村ではありますか。

高齢化がどんどん進んでいく中、農地の統廃合を早く進めてもらわないと、現在も荒れ地、未耕地が目立つようになっております。観光と農業の2大産業の中で、農地の荒廃が大きな課題となっております。村長さん、これもご存じだと思いますが、整備をできたところでは、そばの白い花が緑の中に生えて、大変きれいでございます。そうでない地区は、としますと、非常に見苦しくなって、ちょっと見られない状態でございます。

というのは、昔からの形が悪い、また、面積が少ないといった悪条件の中で担い手農業者としても圃場整備を進めることにより、多くの農地が、地主が参画してもらえれば、担い手の方たち

も入りやすいのではないかなと思っております。

そういった意味で、少し進めている面は、砕石業者が砕石をとるために造成を進んでおりますが、何と言っても、スピードが、速度がなかなかかはかどらず、なかなか圃場整備ができていないのが現状でございます。

こういった意味で、県・国の補助事業で圃場整備を行う、また、行っていきたいといった、できれば農政課、村で進めてもらえればと思っておりますが、そんな計画をする気があるのかどうか教えていただきたい。

2 番目の質問でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷議員の2つ目の質問であります、農地の再整備について。

北城地区の農地整備の計画はあるかとのお尋ねでございますが、農家からは強い要望が出され、村も県に事業採択をお願いをしていますし、圃場整備の推進は、私の公約でもあり、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

米価の下落、T P P など、農業を取り巻く厳しい状況の中、生産効率の向上が喫緊の課題であります。特に北城地区は圃場整備がされていない地区が多くあり、面積が小さく、大型機械も使えず、荒廃農地も目立つようになっており、その解消と生産性の向上を図るには、ハード事業である圃場整備しか対応はないと考えております。

村では、平成26年度、地権者、農業者から強い要望のあったオリンピック道路沿いの深空、八方口を中心とした北城の南部地区での事業導入を画策をし、2回にわたり地権者、耕作者を対象に事業説明会を開催し、事業導入の可能性を調査するためアンケートをまさに行う段取りまでいったところで、神城断層地震が発生をし、中断した状態になっております。

災害復旧を最優先にしているため、なかなか圃場整備事業にシフトすることができませんが、何とか9月中にはアンケートを実施をしたいと思います。さらには、今年度に入ってから、新田区でも事業の説明会開催希望が出されております。

また、村が圃場整備を行う場合の導入を想定しているのは、国の補助事業である農業競争力強化基盤整備事業で、10ヘクタールという小規模でも整備が可能、かつ担い手農家への集積を推進をすることで、地権者の金銭的負担を極力小さくできる事業でありますので、こうした有利な事業の導入を図りながら、事業実施に向け話し合いを続けてまいります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） ありがとうございます。

ただいまの話ですと、新田地区も手を挙げたということでございます。

やはり使いづらい、やりづらいといったことと、高齢化が進んでいます。それで、次世代の人

たちにやってもらいたくても、どうしても費用の面でできないといった事情がございますので、早急な取り組みを進めていただきたいと思います。山際に住めば住むほど、だんだんあぜが高くなってやりづらいところがございます。現状ですと、下では、役場付近ですが、そばの花が咲いていていい雰囲気でございますが、山のほうへ行きますと、まだ機械で草刈りをしただけで、できないのが現状でございます。

一番簡単なのはそばだという話ですけれども、まだそのそばの種もまかれていない、耕地もうなわれていないというのが現状でございます、見苦しいということと、やはり地主にすれば出したのに一体いつになればできるんだやと。せっかくカメムシの消毒したのにまた追い返されてしまったような形になってしまっています。

観光と農業、2大産業をどうしても進めていくためには、そういった意味で、どんどん進めていただければと思っております。農業が主産業であります新潟のほうへも視察に行ったようでございますが、ぜひ観光と農業の両立を目指して、行政の方々のご努力をお願いできればと思います。

続いて、3番目の質問に入らせていただきます。

ごみ処理場について。

ごみの集積場の設置を各地に進めていただいておりますが、ちなみに、八方でも1カ所できるようになりまして、工事に入ったようでございます。問題はありませんか。集積場まで住民が持っていかななくてはいけない、また、自動車等で持っていく、または集積場に出す時間というのは決められている、また、事業者はそこには持ち込めないといった事情がございます。

1番としまして、これからの問題の中で、高齢化が進んでおります。持ち込みのできない家庭がふえてきているのではないかと思います。例を言いますと、白馬町で2カ所ございます集積場と言われるところが、そこへ持っていくのに車がない、年をとっている、じゃ、何で行くんだという話になりますから、できれば、もっと便利になればいいかなという話をあちらこちらで聞きます。

2段階目で、事業系のごみ袋をつくると言っておりますが、その大きさと、その販売価格をわかれば教えてください。また、先ほどの話に戻ってしまうんですけれども、大町市で行っている集積場を、あれはつくっているというよりも、ないんですけれども、集積場所を多くし、パッカー車が回る方法をとっております。そしたら、自分でもちょっと場所を決めて、そこへ持っていけば済めば、お年寄りでもいいかなと思います。ただ、冬期については難しいのかなと思ったりもしております。

2番目について、事業系のごみ袋についてですが、ごみの持ち込みについて、パッカー車を待機する方法を広域では、また白馬村ではとろうとしておりますが、そのパッカー車を待機する料金といたしますか、一体、一日待機させてどれぐらいかかるのだろうということでございます。

それと、パッカー車を置いておきますと、当然時間にみんな持っていくんですが、これは今でも起きていますときでございますが、ピークときには渋滞が起きます。ごみ集積場ではなしに、焼却場の周りに渋滞が起きます。こういったことが村内の中で集積場というパッカー車を置く場所というのはあるのでしょうか。また、次の質問になるんですが、できるのでしょうか。場所を見つけられるのでしょうか。匂いはする、また、あと、生ごみの汁は出てくるといったことで、また渋滞はする、また冬期には余計場所が難しいのではないかなと思っております。

それと、持ち込んでいく事業者は個人業者がほとんどでございます。軽トラックが1台くらいになれば持っていく、また、2台くらいになったら持っていく。毎日行っていられませんので、ある程度ためておいて持っていくような状態をみんなしていると思います。そういった意味で、これからの構想ですが、パッカー車が持っていくときに、渋滞とかいろいろなにおいとか、いろいろございますが、村として考えているのかどうか、また、近所迷惑にならないかどうか等々をお答えをいただきたいと思います。

それにつけても、要望になりますが、リサイクルセンターを早く立ち上げていただきたいと思っています。どうしても今ですと、個人の方やごみを運んでいくときにリサイクル費用を出すわけですが、リサイクルセンターが立ち上がっていれば、ある程度段ボールなら段ボール、まとまったところで持っていけます。1台分なら1台分で。缶、瓶、ペットボトル等、ある程度容量が大きくなります、ごみの量とすれば。ごみとは言わないんだそうですけれども、リサイクル品という形になるんだそうですけれども、村はそれをお金にかえられるので、資源と言うんだそうでございますが、その取り組みをすることによって、燃やすごみとは別にはっきり分けていただけると、また、ずっといつもやっているということになれば、ある程度みんな余裕を持って出せるのではないかなと思っておりますので、その取り組みについてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷議員の3点目のごみの処理場についてであります。現在のごみの集積場のない行政区を中心に、ごみ処理が広域化される前段で、なるべく早期に集積場を設置をしていただくよう要請をしております。このうち1地区において、今年度中に設置をいただけるということを伺っております。

一方で、ごみ集積場は迷惑施設と見られがちであることから、なかなか周辺住民の協力が得られず頓挫してしまう地区の状況も聞いておりますので、土地情報の提供や住民の合意形成など、行政の立場で支援できるところは引き続き支援をしていきたいと考えております。

そして、ご質問にあります高齢化とごみ集積場の問題につきましては、当然これから想定される課題であります。議員のご指摘どおり、今後、小規模のごみステーションを増設をしていくことも検討しなければいけないと考えておりますが、維持管理にかかる手間の増大や降雪時の収集への影響なども検証していかなければならないことから、当面この方式でのごみ収集を前提とし

た実証に協力をいただける地区を1地区選定をし、モデル的な運用を行った上で、実施可能と判断すれば、各地区に広めていきたいというふうに考えております。

次に、事業系のごみに関しては、パッカー車積みかえ方式によるごみ収集の質問をいただいておりますが、この件に関しましては、昨年6月の議会において、4地区連名で陳情がなされ、趣旨採択となった経過を踏まえ、この方式を採用することを前提としたシミュレーションを行っております。経費に関しましては、毎日開設すると想定した場合で、年間約1,000万円、必要なパッカー車台数は、4トン車で延べ930台ほどと資産をしております。時間別のシミュレーションは行っておりませんが、1年間を通して見た場合、繁忙期で1日最大9台のパッカー車が必要となるという試算もしております。

ご質問の中で、事業者用のごみ集積場を立ち上げたほうが経費が安く済むとのご意見をいただいておりますが、広域連合で策定をされたごみ処理施設基本計画では、中継施設は設置をしないこととしておりますし、経費に関しても、ごみの総量が減らない限りは安くはなりませんので、事業者のための集積場なるものを行政において設置することは考えておりません。

現在協議を行っておりますごみ処理対策委員会においても、パッカー車積みかえ式を導入することにおいて、おおむね意見統一が図られてきていることから、今後はその方向で検討を進めるとともに、経費節減に向けてさらなるごみの減量化、分別の徹底に取り組んでいきたいと思っております。

次に、パッカー車の待機場所の予定箇所数に関するご質問であります。現在の焼却場跡に建設予定の新リサイクルセンターに併設することが、利便性の面からも理想と考えておりますし、経費面からも、当面はこの1カ所を前提として、関係機関との協議を進めていきたいと思っております。また、リサイクルセンターの建設につきましては、早期の運用ができるよう、広域連合に対してさらに働きかけを行っていききたいと思っております。

最後に、事業系ごみ袋を含めた新たなごみ袋の料金につきましては、広域連合内で検討中でありまして、まだ結論は出ておりません。決定次第、早急に村民の皆様にもお知らせをし、円滑に広域化に移行できるよう努めていきたいと考えております。

ごみ処理の広域化に向けては、ごみの収集体制、減量化の推進など、多くの課題に直面しておりますが、なるべく早い段階でその方向性をお示しをし、村民の皆様にもご協力をお願いしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1問として、ごみ処理対策委員会なるものがあるんだそうですけれども、この中に事業系の方はメンバーの中に入っているのか、またメンバーを教えてくださいたいと思っております。

それから、パッカー車の費用ですが、約1,000万、930台。我々が考えても、えらい金額になると思うんですし、また、場所は今の焼却場跡にもしできればそこにしたいということでございますが、これについては当然、今後、地主というものがございまして、そちらとの懇談会等々で了承を得られるのかどうか、また、進めているのかどうか、できれば教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） それでは、太谷議員の再質問に関するお答えでございますけれども、まず、ごみ処理対策委員会でございますけれども、今、9名ほど委員さんを委嘱して、これは一昨年ですか、議会のほうからご指摘をいただいて、こういった委員会を立ち上げるべきではないかというご指摘を受けて、昨年からこういった協議を始めたものでございます。

それで、委員さんの構成でございますけれども、おっしゃったような事業者の方の代表という意味合いで、観光局推薦、それから商工会推薦、そういった委員さんからも出てきていただいておりますし、あと、公募委員からも出てきていただいております。そういった形で過去5回ほど協議を進めてまいりました。

それからもう一点、パッカー車の積みかえ方式ということで、場所についてのご質問でございますけれども、先ほど村長の答弁にもございました、昨年4地区からこのパッカー車積みかえ式というものの陳情を、要望をいただいております、その4地区といいますのが、地元の八方地区、和田野地区、山麓地区、八方口地区の4地区の区長さんから要望をいただいております。その要望の中に、具体的に現在の施設跡につくってほしいということも入れていただいておりますので、ある面、地域の方のご協力というのはいただけるのではないかとこのように考えております。ただ、当然、地権者のこともございまして、そちらの地権者の方に対する説明につきましては、今後しっかり説明をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） ありがとうございます。

各地区からの要望があつて、大体そこに落ちつくのではないかとこのことでございますが、いずれにしましても、積みかえということになれば、ちょっと事情が、今までの集積場へ集める、ごみ処理場に集める感覚とちょっと違ってまいりますので、その辺のシミュレーションといったものは必要ではないかなと思っております。パッカー車に軽トラックが横づけしてどんどん積み込む、それが2台、3台と並んでいるのかどうかということも必要ですし、量的にどのぐらいさばけるのかというのもわかりません。そういった意味で、ちょっとシミュレーションをしたほうがよろしいのではないかなと思っております。

また、私どもが見たところですが、ヨーロッパ等々に行きますと、パッカー車が回ってきて、大きなバケツを自動的にくみ上げているのを何回か見たことがございます。やはり事業系のホテルの駐車場でやっていました。そういった意味で、ビニール袋がいいか悪いかということもありますし、ビニール袋もごみの一つでございます。そういった意味で、その袋を使わないでやる方法はないのか、また、そういった想定はしているのかどうか、教えていただければと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ごみ袋といいますのは、恐らく指定のごみ袋のことだと思いますけれども、先ほどちょっと、村長の答弁にもございましたとおり、広域化の検討の中で、中継施設は設けないと。中継施設といいますのは、いわゆる計量施設まで設けた大規模なものになってしまうわけですので、そこまでつくってしまうと、なかなか広域化の意味が薄れてしまうということで、そもそもそういった施設はつくらないという前提で動いております。それは議員の皆様もご存じなことと思います。

したがいまして、一応方向性としては、指定のごみ袋を設けて、それに入れる形にしていくほうがベターではないかなということで考えているところですが、まだ最終的に決定した段階ではございません。

それからもう一点、事業系のごみということでご指摘をいただいておりますけれども、そもそも論の話をすれば、事業系のごみは事業者がみずから出していただかなければいけないものです。そこら辺が現状では、白馬村の場合は、直接搬入はできるわけですので、曖昧になってしまっているという部分もあろうかと思います。その部分につきましては、引き続き事業者の皆様と協力いただきまして、個別委託によって直処理をしていただくという方向で当然進めていかなければいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は答弁も含めあと8分です。質問はありませんか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） 事業系のごみでも直処理してもらうのが理想だと言っております。確かにそれにこしたことはないと思います。ただ、グリーン期はともかく、冬期間は難しいのではないかなと私どもも思っております。また、段ボールに入れた、今進めているごみですか、何と言うんだか知りませんが、風向きによっては非常ににおってくるんだそうでございます。私はちょっと経験しておりませんが、非常に臭いと。ただ、私のものではないから文句は言えないと、他人がやっていることだからと。ですから、観光地でございますので、お客さんが来ているところでおいがしたらどうするんだという話にもなります。やはり事業系の皆さんにやってもらうんだということでいろいろあると思いますけれども、場所は今度、大町に移った場合、そこまで持っていけません。半日かかってしまう。ごみ積んで、半日はかからないか。行き帰り

で30分。行って渋滞して1時間。2時間ぐらいは見なければいけないんだろうと思いますけれども、周りの道も大変迷惑をするでしょうし、また、その周辺も迷惑をかけるでしょうし、そういった意味では、なるべくパッカー車で運んでもらうのが一番、私はベターではないかなと思いますけれども、担当課長の方はどのように考えているか教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 当然、今現在は事業者の方は直接搬入されている方が多いということだと思いますけれども、先ほども申しましたとおり、原則の話をすれば、事業系のごみというのは直処理していただければいけないという点でもありますし、それから、パッカー車積みかえ式といいますのは、決して事業系のごみだけではなくて、白馬村の場合、よくよく言われておりますけれども、区の未加入者の方も多い、そういった方はどうするのか、あるいは別荘所持者のように一時的に来られる方もごみを出さなければいけない、そういった方はどうするのかという問題もあるわけでありますので、折衷案というわけではないんですけれども、パッカー車積みかえ方式でやるほうが、費用も比較的にかからずいいのではないかとということで、地域からの要望も出てきておると思いますし、村としてもその方向で検討していきたいというふうに考えておるわけでございますので、基本的に個々の事業者のものを行政、村においてパッカー車で集めるということは考えておりませんので、その点につきましては、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第10番（太谷正治君） まだ始まったわけではないので、私も想像の中で申し上げているんですが、いずれにしても、汚いものにはふたをしろというような考え方になろうかと思います。最終的に村の考え方と個人、皆さんの持っていく方の考え方がうまく合えばいいんですけれども、どこかでずれると、かなりクレームが出てくるような気がします。村としての対応をいろいろ想定してもらおう中で進めてもらわないと、最終的には、村長、おまえは一体何をやっていたという話になるような気がしますので、ごみ処理対策委員会というものはどのような話し合いになっているのか、私どももわかっておりませんし、また、聞けるわけでもございませんが、ぜひ皆さんに理解してもらおう中で進めてもらいたいと私は思っております。

私の質問はこれで終わりにします。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第10番太谷正治議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 第6番太田伸子でございます。

この定例会では、一般質問が10人と、ほとんどの議員が質問いたしますが、私は8番目で、きょうの午後、3人で終わりになります。村長も大変お疲れとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは通告に従い、白馬を前進させる第5次総合計画等について、次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略についての大きく2点について伺います。

初めに、白馬を前進させる第5次総合計画等について伺います。

この4月22日の臨時会において、第5次総合計画の策定とともに、国が示している地方創生の総合戦略を27年度中に策定するに当たり、本村でも総合計画と同時進行で作業を進める体制を整えているところであります。この2つの計画が重なる本年度は、村としても大きな節目と捉えておりますので、多くの皆様から知恵やご提言をいただきたいとの決意と取り組み方法について述べられております。その後の取り組み状況はいかがでしょうか。

2番目に、震災による復興復興計画と第5次総合計画、地方版総合戦略の関連性はどうかっておりますか。

3番目に、第5次総合計画、地方版総合戦略の策定に当たり、村長公約を実現させるためのチーム白馬はどのようにかわるのか伺います。

4番目に、第4次総合計画の検証を終えられ、第5次総合計画へ継続させる事業のお考えを伺います。

よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員の一般質問の答弁をいたします。

第5次総合計画、地方版総合戦略の取り組み状況についてのご質問については、昨日の伊藤議員の答弁と重複をしますが、8月24日に第1回の白馬村計画審議会の初会合を開き、委員の方に委嘱状の交付を行い、総合計画、総合戦略の策定方針や策定のスケジュール、住民アンケートの分析結果について説明をさせていただき、策定に向けての議論がスタートしたところであります。

今後のスケジュールにつきましては、多くの住民の参加しやすい形で、さまざまな要望、意見などを聞く場として、住民ミニキャンプを実施をし、総合計画は12月、総合戦略は10月をめどに素案をまとめ、パブリックコメントを経た後、策定までに月1回程度、審議会の開催をし、総合計画は3月議会での議決、総合戦略は12月議会での報告を予定しております。

次に、震災による復興復興計画と第5次総合計画の関連性についてであります。復興計画という名称の計画として策定する予定はございませんが、第5次総合計画策定の中では、震度5と

いう強い揺れに襲われ、40棟以上の家屋が全半壊をしながら、住民らによる迅速な安否確認と救助活動が功を奏し、犠牲者をゼロに抑え、地域で築き上げた強い連帯感といったコミュニティの積み上げた財産や、逆に、震災という災害に対しての防災対策の見直しという新たな課題もかいま見えますので、その点について総合計画へ反映することにより、減災や復興につながるものと感じております。

また、私自身が質問でおっしゃるチーム白馬については、そのテーマに応じて、専門家や造詣の深い方のご意見を伺いなどを指しているだけであり、常設として組織立てを考えているものではありません。

次に、第4次総合計画から第5次総合計画へ継続させる事業についてのご質問でございますが、昨日も伊藤議員のご質問に対して答弁をさせていただいたところでございますが、先日実施いたしました住民アンケート結果などをもとに、庁内で第4次総合計画の足りなかった部分や、より発展させるべき部分などの分析、検討を進めており、それをもって新たな計画に引き継ぐべき事業の洗い出しを行ってまいりたいと考えております。また、住民ミニキャンプなどで村民の皆様からいただいた意見、そしてご要望、計画審議会の委員の皆様からのご意見を頂戴をしながら、新たな基本計画の策定に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

1点目の質問については以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 昨日の田中議員の質問の中で、総合計画の審議委員には6月の定例会において基本構想について議決をいただく条例を制定したので、議会からの議員は外したという答弁がありました。

委員を選定するに当たり、どの条例から委員を選定されたのか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 条例の名称は、白馬村計画審議会条例でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 白馬村計画審議会条例の中に、第3条のイに、委員は次の各項に掲げる者について、村長が委嘱するというところがあります。その1番目に村議会の議員、2番目は村教育委員会の委員というふうに次々となっております。この条例の中のこのところは、意図的に外したという解釈でよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 計画審議会条例でただいまご指摘をいただいたのは、第1号で議会議員という構成かという質問かと思えます。これにつきましては、村の計画審議会条例では、議会の

皆さんからも委員に入っていただきたいという考えでございましたが、議会の中で、いわゆる昨日も答弁をさせていただきました議決に係る部分については、議会の議員は外れるという申し合わせ事項があるということで、外させていただいたという経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 私はまだ2期目ですので、そういう申し合わせ事項があるのが知りませんでした。どの辺であるのか、また後で討議したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、きのう、いろいろな方がこの総合戦略、第5次総合計画を聞かれていますので、次に質問したいと思います。

国からの上乗せをあきらめて策定に当たるようではすけれども、先ほど私が質問の前に、4月には取り組む決意を村長は述べられております。4月に述べられているのに、8月24日に第1回白馬村計画審議会を開催されたというのは、余りにも時間があいているのではないかと思いますので、この辺には何か理由でもあるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） きんのうも同じ答弁をさせていただきましたけれども、震災対応ということで、非常におくれてしまったというのが現実であります。本当に当初の目標から非常におくれたというのは、私も今、そういった心配をしているわけでございますけれども、精力的に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 白馬村は去年、震災があって、何かにつけて、まずは震災対応、震災からおっしゃられます。もちろん、震災のことは第一というのはわかりますけれども、この総合計画、それから総合戦略の策定というのは後ろが決まっています、話ももっと前から出ていたはずですよ。それがここに来て、子どもの宿題ではないですけれども、期日が迫ってきたから慌てていろいろな人からの話を聞いて策定するというのでは、総合計画の場合は向こう10年を見据えた計画をしなければいけない、第4次総合計画をもう一度見直して、第4次から第5次へ、先ほど言いましたけれども、引き継がなければいけないということもあると思います。それがちょっとおくれている、何でもかんでも震災対応でおくれましたというふうな答弁では、私たちも震災対応と言われれば、何も言えないんですよ。震災対応をすることはいけないということでもないですし、震災対応はもちろんやっていただかなければいけないことです。なので、こういう大事なことをするときの企画というところを、今、総務課のほうで企画を担当してやっておられます。現在、そういうふうないろいろな震災以外のことでふだん村がしなければいけない、これからも忙しくやっていかなければいけないという事例というのは、たくさん出てくると思うんですけれ

ども、そういうとき、やはり村長もそれをやったからには明るい白馬村が開けてくるというふう
に思われていると思うんです。そういう公約でも明るくということをおっしゃっているので、そ
ういう実現に向けて、庁内でそういう組織改革をするというふうな村長のお考え、組織の見直し
の考えというのはありますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太田議員の言われるように、非常に震災、震災、何かあれば震災という
ようなことに対して、いかがなものかのご意見でございますけれども、全くそのとおりでありま
す。そんな中で、本当に私、村長に就任以来からこの企画をしっかりしなければいけないといっ
た思いは、今でも変わりはありません。白馬村の本当の中核というか、非常に大事だと思っ
ているところであります。そんな中で、先ほど来、地震というようなことでご説明をしたわけでご
ざいますけれども、そういったことを来年度に向けてしっかりとした骨組みをつくってまいりた
いと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） そうなんですね。それこそ、村長がおっしゃっているチーム白馬。名前は
違いますけれども、先ほど村長の答弁の中で、チーム白馬は、その事例、事例で、その人たちの
熟知された方々のチームをつくるような考え方をおっしゃっていましたが、村としてこの
企画というか、何でも村の一番の中核を考えるとこの役場の組織というものが、まずは
呼び方を変えればチーム白馬というふうになるのではないかと思います、村長、どういふ
にお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。先ほども言ったように、この白馬
村のもとをつくっている、そういった、これからいろいろな問題が出てくると思います。そんな
中で、課を横断的に対応していくには、やはり企画というところがしっかりしていけないといけ
ないのではないかとすることは当初から思っているわけでございまして、そんなことも含めて取
り組んでまいりたいと思いますので、また議員の皆様方からも貴重なご意見を等々をいただいて、
本当に明るく元気な村づくりになるような、そういったご意見を頂戴したいなど、こんなふう
に思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 地方版総合戦略の策定に当たるんですけれども、きのうから9月に1泊ぐ
らいで住民のいろいろな意見を聞くためのミニキャンプを行いたいと、その後、月1回程度の審
議会を開いて策定をしていきたいというふうにお話がありました。それで、先ほど聞きましたら、
12月にはこの地方版総合戦略の報告を議会のほうに上げる予定ですよというふうにおっしゃっ
ています。ということは、もう今9月ですよ。定例会が終わって連休が終わってというと、9月

はもう1週間ほどしかありません。その間にいろいろな意見を聞く住民キャンプ、その後、月1回の審議会といえ、10月、11月と2回しかないんですよ。1回目もう済んでいるので、この大事な策定において、国からの交付金もいただけるような大事な策定をしなければいけないということを、3回程度の審議会でも策定できるのでしょうか、また、間に合うのかというのがとても心配ですが、その辺どのようにお考えになっていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 今、3回程度での審議で足りるのかというご質問でございますが、確かに状況的には厳しいというのは、私どもも理解をしております。ただし、昨日も申し上げておりますが、国の総合戦略の柱となりますのは、基本目標として4つを掲げております。これに何をを入れていくのかということは国のほうで示しておりますので、その具体化、具現化する内容のもの、施策を入れながら文章表現をしていくというまとめ方になりますので、総合計画よりは、どちらかというと、期間は短くて策定ができるというように事務の私どものほうでは考えているという状況です。

昨日も申し上げましたが、この前段では、大北の圏域の中での担当者の勉強会というのもやっております、ある程度その計画の策定に向けた目合わせというものはできているということでご理解をいただければと思います。

ただ、3回で足りるのかどうかという部分につきましては、いずれにしろ、スピードアップしなければ間に合わないと思いますので、3回が、場合によっては4回の審議になるということも事務局のほうでは考えておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 基本目標というのがあるって、そこに入れていくというお話です。それであれば、何も4月から8月までこんな時間がたたなくてもよかったのではないかなというふうにも思います。

時間が過ぎてしまったので、ここへ来て前のことを言うよりも、この3回が4回、5回、審議会を重ねていただいて、また、行政のほうで全て入れたものをつくったものが、委員の皆さんがただ承認をするような審議会にならないように、ぜひ議論を重ねていただきたいと思います。

それで、次に、総合計画のほうにも入っていくのですが、その前に、平成27年度白馬村一般会計予算において、社会福祉施設建設事業として、震災で被害を受けた堀之内、三日市場の高齢者のための拠点施設としての地域介護福祉空間整備推進交付金というのが計上されています。いわゆる地区で公民館をつくるというところで、総合計画の中でもやはり震災から戻ってこられた、震災でばらばらになっていた方々の戻ってきたところの憩いの場としての公民館の建設ということで予算が上がっていると思うんですけども、この地区の公民館の進捗状況を教えていただ

けますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 堀之内の施設につきましては、高齢者の交流施設ということで、村が事業主体となってございます。国からの内示を7月30日に受けまして、現在、設計管理の入札を行いまして、設計の業務を行っているところであります。設計が上がり次第、随時入札のほうにしていきたい。今年度末までの完成を目指して進めたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） すみません、三日市場のほうはどうなっているのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 三日市場のほうにつきましては、村といたしましては、2カ所要望は上げましたけれども、内示がありましたのは1カ所の堀之内地区というような状況でありました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それでは、当初予算に上がっていた6,600万というのは、3,300万の内示ということでよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 建設につきましては3,000万、備品購入につきましては300万で、合わせて3,300万円の内示であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 総合計画のところなんですけど、もちろんこの10年間を見据えてつくるといふ、計画をしていくというところで、もちろん白馬高校のことは総合計画に入ってくると思います。

先日、開講式が行われた公営塾しろま學舎の設置に関して、高校の敷地の中の一角に設置されております。今、対象は白馬高校生を対象にということで支障はないのかもしれませんが、公の施設に関して、地方自治法第244の2で規定されているとおり、その設置及び管理に関して、条例で定めなければならないとされていますが、村長のお考えはどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 太田議員さんの質問にお答え申し上げます。

白馬高校の敷地の中にある、いわゆるしろま學舎の建物でございますけれども、あれは地方自治法244条の建物ではないというふうに解釈しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） じゃ、公の施設ではないということよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 太田副村長。

副村長（太田文敏君） そのとおりです。公の施設ではないというふうに解釈しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それでは、条例では定めないというお考えでいいということですね。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） その件については、条例で定めなくていいというふうに解釈して今はおります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それから、今まだ具体的にというか、名前が出てこないんですけれども、全国募集を始めるための設置される寮のことなんですけど、今まだ賃貸にするのか取得にするのかというところもまだ定まっていないというふうなお話も聞けるんですけれども、その設置条例というのは要るのではないのでしょうか。それもお考えになっていないということですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 今の太田議員さんのこれから設けようとしている寮の関係でございますが、寮の運営形態のことに关してでもございますし、今ちょうど交渉中のところでもありまして、正確に申しますと、現在いろいろな形態がありますので、検討中というふうに申し上げておくところにとどまるということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） もう何カ月も検討中で白馬高校も来ています、寮のこと。それで、全国募集は決まって、これで試験は2月、3月にあるのかもしれませんが、白馬高校に決めるか決めないかというのは、子どもたち、今すごく悩んでいるんですよね。白馬高校に行ってもいいな、でも、寮はどうなっているんだろうといったときに、まだ決まらないというのはなかなか遅いと思いますので、先ほどのお話ではないですけれども、早急に寮のほう、しっかりと決めていただきたい。それでなければ、募集にお願いする方もとても不安定だと思います。なので、ただ3月までに寮はできるからだけでは、なかなか生徒も集まらないと思いますので、ここは正念場ですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、次に移ります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。

復興住宅は、公営住宅の範囲での建設になると聞いています。復興住宅について、当面は被災者に対しての生活再建に向けて、早急な建設が望まれますが、その後にはこの総合計画にある村への定住促進もあわせて考える必要があると考えます。村長のお考えを伺います。

それから、子育て支援で、白馬村には出産祝い金の制度というのはあるのでしょうか。また、村長の公約にある未満児保育の充実について、保育園通園の説明会、申し込みの時期について、現在はどのように行っているのか伺います。

3番目に、経済対策として行われたプレミアム商品券の売れ行きは、白馬村ではとても低調であったように見受けました。よそでは熱中症が出るくらい並んだ方もいらっしゃるというニュースが出ていたんですが、白馬村では毎日何セット、あと何セットという広報が流れていたように思います。この低調に対する村長の所見を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） それでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略についての質問であります。

建設をする公営住宅の長期的な展望につきましてお答えをいたします。

現在、白馬村で建設を計画しております村営住宅の第一の目的は、議員がおっしゃるとおり、長野県神城断層地震で被災された住家の自立再建が困難な方の住居の確保による生活の安定を図ることです。そのために現在、建設に向け事務を進めており、その状況などについては、津滝議員、篠崎議員の一般質問でお答えしたとおりであります。

村営住宅の建設に向け、6月16日に開催をされました震災復興特別委員会の折、公営住宅法を含む補助制度の種類及び制度の概要を説明をさせていただきました。

今回建設を計画しております住宅は、行政が経営する賃貸住宅で、制度としましては、公営住宅法に基づく住宅、地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく住宅、国からの補助を受けずに建設する単独住宅に分けられます。それぞれの制度の目的は、公営住宅法は、住宅に困窮する低額の所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することとされ、地域優良賃貸住宅制度要綱は、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯など、居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する賃貸住宅を供給し、対象世帯の生活の安定と福祉の増進に寄与することとされております。

そのため、建設に当たっては、国庫補助率の高い有利な補助制度を選択することも重要ですが、各制度において入居基準などに差がありますので、各制度の内容を比較検討し、制度を選択していかなければなりません。

今回建設する村営住宅は、被災された自立再建が困難な方の入居が第一ですが、入居された被災者が退去した後、空き家となる住宅につきましては、入居の公募を行い、入居者を決定をし、空き家とならないよう努めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のように、白馬村への移住を考えている方への住宅供給は、定住促進につながり、

地域、そして村の活性化に寄与していくものと考えております。現段階では、建設戸数など確定はしていませんが、被災者が退去した後の村営住宅につきましては、定住促進に少しでも寄与できる制度の住宅にしていまいりたいというふうに考えております。

なお、村内には、民間の賃貸住宅、アパートが、上下水道課の資料では100棟以上でございます。今後、村が賃貸住宅の建設を計画する場合には、民間アパートの経営といった面も視野に計画する必要があるものと思っております。

次に、子育て支援で出産祝い金の制度や公約の未満児保育の充実及び保育園通園の説明会、申し込みの時期についてのご質問であります。最初に、子育て支援としての出産祝い金の支給制度も、一つの支援策と考えますが、一時的な現金支給よりも、安全な妊娠・出産を支援する妊婦健診の経済的軽減、さまざまな悩みを相談できる窓口の充実、乳幼児など福祉医療など、継続性のある支援事業が有効かと思えます。

未満児保育の充実についてであります。しろうま保育園での3歳未満児の受け入れにつきましては、今年度より定員を4名ふやし、34名としているところであります。子ども・子育て支援新制度の施行により、保育園の入園基準が以前と比べ緩和され、3歳未満児の入園希望がふえていることから、しろうま保育園以外での施設、具体的に申しますと、白馬幼稚園での未満児の受け入れの可能性について、現在協議を進めているところであり、白馬幼稚園からは、満3歳児に限られてしまいますが、年度途中で満3歳になった児童については、受け入れ人数に制限はあるものの、可能であるというご返事もいただいているところであります。

さまざまな課題もございますが、白馬幼稚園とは今後も協議を継続をすることにしており、この問題につきましては、引き続き充実を図るため、施策を検討してまいります。

保育園の説明会、申し込みの時期についてのご質問であります。来年度向けの保育園の入園説明会につきましては、来月5日に行います。当初の申し込み受付は、説明会の翌日6日から30日までとしており、例年同じような日程で行っている状況であります。

次に、プレミアム商品券売れ行きについてであります。

平成21年度に同様の事業を実施をした中での課題を踏まえて、広く村民が購入できるように、公平性を重要視する方針のもとで販売方法を検討した結果、先着順で限られた人しか購入ができない販売方式を改め、村民が世帯単位で確実に購入ができるよう販売することにいたしました。

具体的に販売実績を申し上げますと、対象世帯数3,618世帯が確実に2セットまで最低購入できる仕組みで1次販売を行い、残った商品券は1世帯当たり3セット追加で購入ができる仕組みで第2次販売を行いました。第1次販売及び第2次販売合わせて、延べ3,180世帯7,606セットを購入をしていただき、率にして95.1%となりました。結果として394セットが残りましたが、抽せん方式で販売を行ったところ、706名という大勢の皆様から申し込みをいただきました。販売に携わった商工会職員や観光課職員からは、2次販売はすぐ

に売り切れてないと思ったという声をお聞きをしましたが、その一方で、少なくとも確実に購入ができる方法はよかったとの声を多くの方からお聞きをしたというふうに報告を受けております。

太田議員からは、売れ行きが低調と言われましたが、少なからず、前回の課題を克服をしながら、混乱もなく販売ができたと判断をしているところであります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） まず、公営住宅についてお聞きいたします。

先ほどの村長の説明で、公営住宅法の中から、従来国が2分の1、村が2分の1という費用負担であると。これが、今回の県の定例会で、村の2分の1の負担のうち、県が3分の1の上乗せというところを検討されているというふうにお聞きいたしていますが、村のほうの見解はいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） きこのうの答弁でも申し上げましたけれども、2分の1は国、2分の1は村ということで、我々も県のほうで何とか上乗せ補助がないかということで要請をしてきたところがあります。まだ県のほうから最終的な報告は受けておりませんが、この9月の定例会で決定がなされるのではないかとこのうに思っていますけれども、正式な決定の報告がありませんので、今ここでは何とも申し上げられませんが、いろいろな、県知事お見えになったとき、そしてまた、県議等々にも何とかならないかという要請をしてきたことが今、現実であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） この県の上乗せ3分の1が決まれば、事業費の国・県から来る分が3分の2になる、村の負担が3分の1で公営住宅ができるというところでもありますので、村のほうも引き続き、今検討されているというところですが、ぜひ要望していただきたいと思います。

それから、今、公営住宅の話なんです、ずっとつくるところまでは話は聞いているんですけども、今、被災者の方の意向を聞いている今そのアンケートというか、お話を聞いているというふうな話でずっととまっているんですね。それで、被災者の方々の意向を聞くのも結構ですけども、意向を聞いたからといって、被災者の方々全部の意向に沿ったものができるわけでもない。ある程度の意向に沿ったものを、具体的にこういうところでこういうものをというところを早く出してあげないと、やはり公営住宅に住もうかなとか考えている人にとっても、安らぐところがない。今、新しくお家を建てられている方々はいつかここに戻るという希望がありますけれども、公営住宅に具体化した話がなければ、なかなか精神的にも不安定になっておられるのではないかと思います、その辺どのようにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 公営住宅、村営住宅の建設の関係ではありますが、昨日の篠崎議員のご質問でもございましたが、現在、意向確認もしておりますけれども、あわせて公営住宅の建設用地として土地を提供いただけるとご回答いただいた方からの具体的な地番提供をいただいているところでございます。建設する敷地の確定をしませんと、どのような形態で建てられるかということも決まっていりませんので、村の考えを示す上でも、早急にそういった敷地等の選定も行いながら、建てる場所の上下水道といったライフラインの確認もしながら、年内には場所等の方針を固めてまいりたいということで昨日の答弁をさせていただきました。その内容に変わりはありませんので、28年早々、昨日は1月にはと、できれば早い時期ということで被災者の方にお伝えをしてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） いろいろな策定事業をおくらせてでも震災対応されているようです。それで、公営住宅を建てると言ってから、もうこれで、ここに来て9月も半ばになります。今のお話を聞いても、来年の12月までには公営住宅を建て入っていただけるようにというのは、やはり仮設住宅に入られている方が来年の12月でもう出なければいけない。その方たちを対象にした考え方のような気がしてなりません。よそへアパートとかで入られている被災者の方々もいらっしやいます。それで、きのうの篠崎議員の質問の中でも、その人たちの家賃の補助はお考えないのかというのがありましたけれども、そこは考えていないとおっしゃっていますよね。仮設住宅の方々とそこでも差が出ているようにも思いますので、ぜひ早急な計画を立てていただきたいと思います。

それで、土地の取得についてですけれども、白馬村には土地開発公社というものがありますが、それを活用する予定というのはありますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 公営住宅につきましては、どの事業を選択していくのかというのは先ほどの答弁のとおり、まだ固まっておりませんので、その内容によって、場合によっては利用することもあるかもしれませんが、現時点では使うかどうかというのは、計画が決まっておきませんので、申し上げることはできないということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含めあと14分です。質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 毎年の決算書を見ても、土地開発公社というのは全然動いていなくて、何か登録料みたいなもので7万円ほどが動いているだけのものであります。ぜひこういう広い土地、白馬村の土地を活用するに当たっては、こういう土地開発公社というものがあるのですから、ぜ

ひ活用されるように検討をお願いしたいと思います。

それで、次にいきます。

出産お祝い金の提案をしたいと思います。

先ほど、一時的なものでおっしゃいました、村長のほうは。妊婦健診とか、いろいろなことに使えばいいのではないかとおっしゃいましたが、隣の大町市でも第3子から。それでは定住促進とか、この子育ての支援になるように、まず子どもが生まれたときに、まずお祝い金をしてみんなでおめでとうという形で村に歓迎する、村の子どもになったというところでお祝い金というものがあるといいのではないかと。いろいろなところの市町村でもこういうお祝い金というのがありますが、村長のお考えはどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太田議員から近隣の大町市等々ではそういった対応をしているというようなお話がありましたけれども、白馬村といたしましても、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 近隣では、若い世帯の方々が移住されてきた場合、移住されたところでお祝い金、生まれたところでお祝い金、やはり若い人たちにとって、目先ではないですけども、そういうふうなシステムがあるというところも、その土地に住もうというような優しい気持ちになるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それで、しろうま保育園未満児のことについて伺います。

未満児の通園の希望というのは大変多いというふうに聞いております。前に白馬村の待機児童はいないのかというふうに聞いたら、いませんと言われたんですけども、それは3歳児以上の子どもの話です。今言うのは、未満児、3歳児以下の子どもの通園のことなんですが、通年でしろうま保育園未満児で通園される方の数というのは、今、何名でしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 未満児の数でございますが、白馬村の特性といたしまして、夏期、冬期の希望が多くなる状況であります。今年度につきましては、定員4名ふやしまして、34名といたしましたが、夏期につきましては34名いっぱい、冬期につきましては、今、34名を超えている状況であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今、夏期と冬期は聞いたんですけども、では秋、今は何名でしょう。

議長（北澤禎二郎君） 太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 月々の、恐れ入ります、人数につきましては、ちょっと手元にございませんが、月によっては34名まで達していない月もございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） なぜこういう聞き方をしたかというところ、この10月5日に説明会があります。それで、6日から30日にかけて来年の4月からの登園する、通園の希望をとられる、それを出して審査をされるというところですよ。そのときに今一番いっぱいになる夏期、冬期の分も認定される、通園の認定を出される。そうしますと、今、10月のこの時期に白馬村にいる方は、1年間通わせたいという方も、ここで出すからいいですけども、来年の12月の分を今出さなければいけない。では、白馬村に4月ごろに移住されてくる、また、6月ごろに移住されてくる、子どもが小さい子どもを持ってきて未満児を出して、通年で仕事を持ちたいという方々は、冬になると、もう先に目いっぱいとしているので退園しなければいけない、そういうふうなとり方を今、白馬村はとしているんですけども、まずは通年でお仕事をされている方々が保育園に通われるというのが普通ではないでしょうか。白馬村には、子育て支援ルームというところもあります。なので、短期の方は子育て支援ルームを利用されてもいいのではないのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） お答えさせていただきます。

子ども子育て新制度が今年度4月よりスタートいたしまして、入園の関係の基準が下がっております。そんな関係で、先ほど村長からも答弁がありましたとおり、未満児の入園希望が非常に多い状況であります。年度途中の入園申し込みにつきましては、まず年間を通して入園の審査をしまして入園の決定を出しまして、保護者の皆さんに年間の保育を、子どもを預かるというところの確保をしてあげて、安定した、保護者への不安が募ることのないようにするというのがまず1点ございます。年度途中の希望につきましては、季節によっては定員に達していない部分につきましては、随時審査を受け付けておりますし、仮に月で定員がいっぱいになるときは、入園のキャンセルが出た場合に審査を開きまして入園をするというような対応をとっております。当然ながら、子育て支援ルームのほうでもそういった受け入れは可能ですので、その辺につきましては、子育て支援ルームもございますというような説明は随時しておりますけれども、入園案内の折にもまたそういった説明はしていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 太田議員の質問時間は答弁も含めあと6分です。質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今、短期の、冬期だけとか夏期だけというのは、短期の子どもさんですよ。なので、短期の方は出したいときよりも2カ月、3カ月前に申し込みをして審査を受けるといふにすれば、長期の方はそのまま受け入れるのではないかと思います。その辺、課長、いかがお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 新制度になりまして、白馬村保育の必要性の認定基準に関する基準

というものが設けられております。その基準に照らし合わせますと、たとえその期間が4カ月であらうと、極端なことを申しますと1カ月であらうと、その基準に合う方に関しては、入園をお断りするという理由がございません。ですので、その基準に照らし合わせて審査をしておりますので、その基準から外れる審査というわけにはいきませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 申請基準が下がって、今までとれなかったお子さんもとれるようになったというところはわかります。ただ、その申請の日をとってほしいときから2カ月前とかに申し込みをするというふうにすれば、今、冬期の分が34名以上の定員以上をとっておかなくても、その前に通年で長期で通いたいという人がとれるのではないかというところなんです。なので、今の保育園のこの募集の要綱でいくと、冬の分もまず申し込まれるので、枠があるからとらなければいけないというところはわかりますが、なので申請の時期をお考えいただけないかというところなんです。

議長（北澤禎二郎君） 太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 申請の時期につきましては、例年どおり10月から申し込みますけれども、先ほど申しましたとおり、申請を受け付けまして、来年度、要は28年度、新年度にいきますと28年度になりますけれども、その入園の保護者に対しては、入園できますよという通知はやはり必要かと思っておりますので、今の段階ではその時期をずらすという考えはございません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） これについてはまたお願いすると思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、最後に、プレミアム商品券についてですが、別に低調ではなかったというふうに。1世帯で最高5セットまで買えるというところは、今回のスムーズな方式をとられたのでよかったのではないかと思います。これをただ経済対策だけで村民の皆様に使っていただくというのではなく、この商品券については、今回は国の交付金を使った事業であります。一部だけでも福祉対策、低所得者対策として非課税世帯や子育て支援として、子育て世帯に配るお考えというのとはなかったのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 国の経済対策の大きな方向性として、まずプレミアム商品券というところから国のほうからの指導がございましたので、村はそれに基づいてやったと。結果として、長野県下におきましては、小谷村を除いて全てプレミアム商品券で発行したというのがそういう背景にもあるというふうに私どもは受けとめております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含めあと1分です。質

問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） ぜひこれは1, 750万でしたか、交付金が来ております。全てを経済対策だけ、プレミアムだからと言われて、それに使うのではなく、村として何が必要か、どういうふうに使えば有効かというところもぜひお考えいただきたい、こういうふうにもこれから総合戦略とかもいろいろ出てきますが、ぜひ村が前に向けるような策定をお願いしたいと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時08分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番、日本共産党、加藤亮輔です。

今回は2問を質問します。

まず、1問として、白馬村が日本下水道事業団研修センターと契約した受益者負担金適正徴収事務個別研修についてですが、そもそもなぜこのような研修を受ける状況になったか、一言述べたいと思います。

平成二十二、三年、各地で受益者負担金の誤徴収問題が発生し、白馬村でも議員から大丈夫かと再三指摘を受けてきましたが、しかし、村は真摯な態度でこの問題を精査せず、現在では不納欠損など、合計約1億3,000万円ぐらいの損害を出すことになりました。住民からも、2回にわたり住民監査請求が出され、現在も裁判の審議中です。

また、村も住民の要求に押され、独自の調査をし、法令に従わない仕事、收拾がつかなくなれば制度を変えると、そういう方で先送りをしてきた、こういうもろもろの法令遵守の欠如が原因の一つと挙げています。

また、大きい問題では、今、国会で日本の最高法規である憲法を、解釈を勝手に変え、多くの憲法学者から違憲と指摘されているにもかかわらず、数の力で押し通そうとしています。

このような憲法をぜひとも私としては遵守していただきたいと思います。村もこの報告書に沿った業務がなされるように希望いたします。

では、通告に沿って質問していきます。

まず第1に、白馬村が日本下水道事業団と契約した内容、1、徴収事務手続の点検及び見直しについて、2番、受益者負担金に関する条例、規則の見直し及び改正に関すること、3番、事務改善報告書の評価に関すること。

1については、標準研修業務を実施すること、契約金については、86万3,520円、契約

日は平成26年10月14日、期間は27年1月31日で、その後変更契約をし、1月26日に変更契約を行い、3月31日まで延長したと伺っているが、間違いはないか。

2問目として、下水道事業団の業務報告書では、受益者負担金を加入分担金に変えてしまえる、いわゆる賦課替えに関する規定条例、3点、つまり負担金条例6条及び11条と加入分担金規則そのものが法に抵触するおそれがあるとされ、抜本的な見直しが必要と結論づけられています。

賦課替え制度は廃止することが必要と考えますと村長も6月議会、村長挨拶で述べ、加入分担金を廃止するとどのような影響があるか検討するように、上下水道課に指示したと言っています。その影響について、検討結果を示してください。また、加入分担金制度を廃止するのか、2点、村長の見解を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員からは、下水道問題について質問がございました。

まず1点目でございますけれども、白馬村が日本下水道事業団研修センターと契約をした受益者負担金適正徴収事務個別研修についてということであります。

最初に白馬村が日本下水道事業団と契約をした内容について、1点目、徴収事務手続の点検及び見直しについて、2点目、受益者負担金に関する条例、規則などの見直し及び改正に関すること、3点目、事務改善報告書の評価に関することにおいて、1点目、2点目については標準研修業務を実施することとし、契約金は86万3,520円で、契約日は平成26年10月14日、期限は平成27年1月31日まで、変更契約を平成27年1月26日に行い、3月31日まで延長したことに相違ないかというご質問でございますが、日本下水道事業団と契約した内容については、加藤議員のおっしゃるとおり、相違ございません。

次に、下水道事業団の業務報告書で、受益者負担金を加入分担金に変えてしまう、いわゆる賦課替えに関する規定3点、これは負担金条例第6条、第11条、加入分担金規則の趣旨そのものが法に抵触するおそれがあるとされ、抜本的な見直しが必要であると結論づけております。

賦課替え制度は廃止することが必要で、村長も加入分担金を廃止するとどのような影響があるのかを検討するよう上下水道課に指示をしたと6月議会で述べています、この影響についての検討結果、また加入分担金制度を廃止するのかの2点を村長の見解との質問であります、6月議会では、制度を廃止するとどのような影響があるのかを含めて検討するよう指示をしたもので、直ちに廃止を指示したものではありません。現在、排水区域内の賦課地を明確にする作業や一筆調査の結果を受益者負担金システムや下水道情報システムに反映させるための修正作業、徴収猶予地にかかわる土地利用の現況調査などを行っているところであります。

加入分担金の賦課については、受益者負担金条例第6条によって賦課替えされたものと、第11条によって賦課替えされなかったものの2種類が存在いたします。これを同様に扱ってよいのかという検討作業も行っています。特に第6条ただし書きである山林形状を有する山林・原

野 1, 000 平米以上の社会体育施設用地により、加入分担金賦課された区域は、排水区域から除外することを検討しています。事務を進める上で、明らかに下水道を接続する見込みのない土地は、いったん排水区域から除外をし、接続時に区域外流入分担金もしくは排水区域内として徴収をすること可能であるかなど、さまざまな事例を整理をし、1 件ずつ対応しながら事例集をつくり、その場しのぎでない見直しを進めることといたします。

長年この制度で運用をされてきたものであり、制度の継続、見直し、廃止など、さまざまな状況を検討させていただきます。

先日、横田議員の一般質問にもお答えしたとおり、制度の改正は例規の改正を伴うものとなりますので、引き続き下水道事業団等の支援を仰ぎながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第 1 番（加藤亮輔君） まずは村長に確認しておきたいんですけども、村長が日本下水道事業団に検証を依頼したということで、この検証結果については尊重するという態度で間違いありませんか。そこをまず確認したいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 尊重してまいりたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第 1 番（加藤亮輔君） ではまた次に、課長に 2 件聞きます。

事業団からの報告書が議員のところへは A 4 用紙 4 ページだけだった。それからまた、期間が変更された理由と、それから 3 月 31 日までに全て契約どおり終了したのかどうか、以上をお聞きしたい。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） お答えします。

事業団からの報告書につきましては、議員にお配りした資料のとおりでございます。

それから、なぜ延長したかというものに関しましては、神城断層地震の早期の復旧作業に追われ、正直な話、2 月に査定がございまして、それまで一切復旧事業のほうに行っておりました関係上、こちらの関係については、正直な話、手がつかなかったというのが原因でございまして、工期のほうを延長させていただいたものでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第 1 番（加藤亮輔君） この契約仕様書の 6 番、研修の確認ということで、委託期間終了時には、担当した全ての業務の実績の取りまとめと評価を行った業務完了報告書を作成し、提出することとなっていますけれども、この 4 ページだけのものが全ての実績を取りまとめた業務完了報告書、

そういう理解でいいんですかね。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 報告書としましてはそのとおりでございます。また、3月の議会においては、下水道事業団の担当しました加藤教授におきまして報告をさせていただいたというところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 次に、課長に聞きます。

我々議員がこの報告書の説明を受けたのは、1回目は3月9日、全協で事務改善報告書の評価についてという説明を受けました。このときは加藤教授が同席でした。それから、6月17日に全協で受益者負担金に関する、今度は条例の業務報告書の説明を受けました。これはなぜ2回に分かれたのか。どういう結果からこういうふうにしたんですか。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 報告書の提出様式の段階につきまして、すみません、加藤教授のほうと我々のほうと少し見解の相違がございまして、我々としてはある一定の冊子というか、報告書という、そういった冊子でご提出いただけるというふうに、通常の委託業務はそういうことが多いものですから、そのように理解していたところ、教授のほうでは3月の報告をもってというような、そういう認識があったということでございまして、大変申しわけございませんけれども、そういった冊子になってきたものが、正直な話、5月になってしまったという、非常に不手際がございました。そこで、その内容につきまして、6月、再度ご説明をさせていただいたということでございます。

内容については、特段変更があったものではございません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） そうすると、最初の契約で変更が3月31日までというところでは完了していなかったという判断でいいんですか。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 31日までは終了していましたが、報告書の体裁を整えるものが届かなかったというのが実際のところございまして、それにつきましてはおわび申し上げたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 質問します。

今の問題を回りくどく言うのは、この下水道問題そのものがやはり法令遵守、コンプライアンスとかよく言われますけれども、それが欠如していたということで、改善報告書にもそのようなことは徹底していくというように載っています。それで、この契約書でこういう形で決められ

て、それでこれぐらいはいいだろうというところがほころびの始まりだと思うんですね。だから、きちっと決められたところをその期日内にきちっと提出してもらい、また、提出されたものを議員のほうへ報告、これは5月に来たと言うんですけれども、2カ月たって、これだけおくれた理由はちょっとわかりませんが、それはちょっと余りにもルーズと言わざるを得ないと思います。そういうことは今後慎重に、やめていただきたいと。

それから、次の質問に移りますけれども、この加入分担金の廃止については、先ほど村長はそういうつもりはまだないという返事でしたけれども、この業務報告書を見ていただいてもわかるように、2ページに、内容としては1ページ半に書いてあります。その中に法に抵触するおそれのあるという文言が3回、抜本的に見直せという言葉が5回出てきます。このように法に抵触するおそれがある、それから抜本的に見直せということが何回も報告書の中に出てくる、そういう状態でも、村長はそう問題がないというふうなお考えですか。いかがですか。お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 問題がないという認識は持ってはおりません。先ほど来言われますように、加藤教授のほうから抵触するおそれがあるということにつきましては、それぞれ真摯に受けとめて、その対応をすればどういふ影響があるのかということを担当課のほうに指示をして、今、検討しているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今のところはちょっとあやふやなんですけれども、なら、村長はなぜ改善を指示したんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほどの答弁にもございましたけれども、おそれがあるという、そういった加藤教授からの意見でありますので、それはそれとして真摯に受けとめていかなければいけない、そのためにどういったことが起きるのか、そしてまた、いろいろな問題等々あるわけでございますが、そこら辺も含めて指示をしたということでもあります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） まだちょっと意味がわからないんですけれども、改正するのは、やはり都合が悪くなった、その時代にそぐわなくなった、間違いが見つかった、そういう不都合なことが生じたから改善すると思うんですね。でも、村長の場合は、ただどこかが都合悪いかもしれないので、上下水道課の課長に改正をすることも視野に入れて指示したと。そしたら、具体的にどこの部分がおかしいとお感じなのかお示してください。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 特に賦課替えということに対して、加藤教授から賦課替えということは抵触

するおそれがあるという指示をいただいておりますので、特にきのうもそんな答弁をさせていただいたわけでありますけれども、非常に賦課替えということに対して、本当に難しく、下水道事業会計というものは非常に難しくなったということは、私も認識をしているところであります。

そんな中で加藤教授のそういったおそれがあるということにつきましては、これからそういった対応もしていかなければいけないということで考えています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） では、課長に伺います。

契約仕様書の中に受益者負担金に関する条例規則の見直し及び改正に関することと決められています。課長自身、この受益者負担金第6条の賦課替えについて、加藤教授からどのような研修を受けたのか、中身を教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 受益者負担金を俗に言う賦課替えという形にしておりますけれども、やはり関係する条例等がそれぞれ違ってくるということで、やはりこういったものにつきましては、ある程度統一したものが必要であるということでございます。当時としては違法というのも変ですけれども、そういう認識がなく、これがよかれと思って十数年続けてきたものではございますけれども、やはりそこについて教授のほうからおそれありということでもありますので、それにつきましては、そういったおそれがありというようなことが言われないような形に直すべきというふうに認識しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） もう一点、課長にお伺いします。

その次にあります報告書一番最初の1、今度は業務報告書の1の1のところですが、白馬村公共下水道受益者負担金に関する条例第6条は、村長の定める規則に委任している形になっているが、このところの第228条に抵触するおそれがあると。このところはどのような研修を受けましたか。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） こういったものは、やはり条例で定めるのが本来ではなかろうかというような所見というか、助言を受けております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） では、次の問題もありますから、これまでにしますけれども、加藤教授、下水道事業団は法に抵触するおそれがあつて、抜本的に変えなさいよという形で村に報告書を出したというように私は理解します。それで、その辺のことは村長も課長も、私はわかっていると。ただ、はっきりとした言葉に出せないというような感じだと私は考えています。

そして、この問題については、もう平成24年ですか、白馬村で問題になって、それでもう

4年たちますから、早急という言い方はおかしいけれども、きっちりと解決に向かっていくような、英断をしてもらいたいと考えています。

次に、ごみ問題に移ります。

ごみ問題についても、2問質問項目があります。

1つは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った業務を行っているかについてです。

1番目として、29年度中には大町市に新焼却場が完成し、白馬村の3,000トンのごみを大町まで運ばなくてはなりません。現在、八方に焼却場があるため、大きな問題になっていませんが、今の収集運搬方式では対応できないと考えます。税金を集めるのもごみを集めるのも、自治体の重要な仕事です。税金に関しては国税徴収法や地方税法があるように、ごみに関しては廃棄物の処理及び清掃に関するという法律があります。その第6条の2の1に、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処分しなければならないと決められています。同じようなことが白馬村の条例にも書かれています。

しかし、村は自治区がごみの集積場の用地を確保するまで、集積場は設置しません。したがって、今でも区はごみの集積場のない区があります。この行為はこの条例に違反しないか、村長の見解を伺います。

それから、2番目、22年10月、北アルプス広域連合作成のごみ処理広域化基本計画に、白馬村のごみ減量目標は19年度比で26年度目標、ごみの数量で5,195を4,245、焼却量で3,856を2,927トンに、リサイクル率は17.7%を22%に引き上げる目標でしたが、先ほども言いましたように、26年は震災ごみがまじっているので、25年度と比べるとどのような結果が出たかお示してください。

以上に2点です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） ごみ処理に関する質問についてであります。まず、現在の白馬村のごみ収集体制は、廃棄物処理法に反しているのではないかと指摘がありますが、本村では、ごみ集積場の設置に関して、設置箇所、周辺の住民の理解や地区住民の利便性を配慮する必要があることから、地域の実情に合った場所や規模により、各行政区が主体となってごみ集積場を設置いただき、その費用に対して村が補助をするという方式で行ってきた経過があります。

そして、この方式は多くの自治体も採用しておりますし、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理計画にも明記された内容でありますので、現在のシステムが即法律に関するという解釈にはならないと考えます。

しかしながら、昨今の時代背景から、区の未加入者がふえてるいことやごみ集積場は迷惑施設と言われがちであることから、用地の確保が年々難しくなっている現実もあろうかと思いま

す。

こうした状況下で先ほど、太谷議員の質問にもお答えをしたとおり、土地情報の提供や住民の合意形成など、行政の立場で支援できるところはさらに積極的に支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、ごみ処理量に関する質問であります。平成26年度において、白馬山麓環境施設組合で受け入れたごみの総量は3,885トンで、前年比236トン、6.5%の増となっております。このうち、いわゆる焼却処分される可燃ごみは3,357トンで、このうち114トンは震災にかかわる廃棄物の焼却分であります。

したがって、実質的な焼却ごみのみで平成25年度と比較すると、87トン2.7%の増加となりますが、この要因といたしましては、冬期間の外国人観光客の増加が挙げられると思います。

加藤議員からは、平成22年10月に策定をされた北アルプス広域連合ごみ処理広域化基本計画の数値をお示しをいただいておりますが、この計画は平成26年度に見直しをされておまして、新ごみ焼却施設が稼働予定の平成29年度においてごみ焼却量を2,901トンまで削減することとリサイクル率を30%とすることがうたわれております。これを実現するには、さらに300トン以上のごみ減量化が必要となりますので、引き続き村民の皆様のご協力をいただきながら、さらに分別の徹底や生ごみの資源化促進などに努めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） まず最初に、住民課長に聞きましょうか。白馬村のごみ収集には、今やっている集積場方式、それから今回の総務委員会でも採択されたア～ス隊が提案しましたステーション方式。これは10軒規模で1カ所決めて、そこへごみを持ち寄るというやり方です。それから、もう一つは個別方式という3カ所の方式があると聞いています。白馬村はこれらを一つに決めずに、いろいろ組み合わせてやると思うんですけれども、住民課長として今どんな方法を考えているか、まず述べてください。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ただいまの加藤議員のご質問でございますけれども、先ほど太谷議員の答弁と重複する部分もございますけれども、まず、今、議員ご指摘のように、地区集積場をメインとしまして、それを補完する意味で小規模のステーション方式、これはまだ今現在運用しておりませんので、モデル的な運用を行った上で、実現が可能ということが実証されれば、今後各地区に進めていきたいというふうに考えております。

さらにもう一点、これも先ほど答弁させていただきましたけれども、パッカー車積みかえ式による集中的なごみの収集ということも当然考えていかなければならないというふうに考えており

ます。それに加えて、さらにいわゆる事業系のごみ、多量の排出事業者につきましては、個別委託方式というものをお願いしていかなければならないというふうに考えております。これは、どれをメインにするとか、どれを重点に行っていくというわけではありませんで、複合的にいずれのパターンも進めていかないと、なかなか広域化がスタートして以降のごみの収集というのは円滑に進んでいかないと思いますので、ぜひそんなところでご理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 午前中の太谷議員の質問にもあるように、ゴミ袋をぶら下げて1キロも1.5キロも歩くわけにはいかないと。今、ゴミ集積場、多い区で5カ所で、少ない区は1個も集積場がないと、そういう状態の中、集積場方式1本に頼っていては、この2年後、間に合わないと思うんですね。今まで何年もこの要望を村民に訴えたり地権者に訴えたりしても、結局は集積場ができなかったというのが実態だから、これらに頼っていてはもう間に合わなくなると思います。だから、やはりもっと個別、ステーション方式という方式を大幅に取り入れるとか、また、考え方を変えれば、先ほどパッカー車でゴミを収集しないというようなことを言いましたけれども、住宅密集地といおうか、道路がきちんと整備されているエコーランドや名鉄、そういうところは、はっきり言えば、300万、400万かけて集積場をつくるよりも、何も要らない、家の前にゴミを置く個別方式のほうが排出マナーもよくなるし、ゴミの減量にもつながるし、先ほど言ったように、煮汁がいっぱい入った、生ゴミの入ったゴミを自分の玄関の前へ置く人はいなくなると思うんですね。そういうことを考えれば、個別方式も一つの視野に入れて、その3つの方式をどう組み立てていくか考えてもらいたいと思います。

2番目に、事業系ゴミのことですけれども、ほかの自治体、大町でもそうですけれども、一定の量について線引きをして、事業系ゴミの多量排出者と少量排出者と、そういう区分けをしているのは普通の自治体です。その少量と多量の境をどこにするかというのは、各自治体の判断でやっていますけれども、よく参考にする、また白馬が目指す軽井沢は、1日10キロ。10キロ以上ゴミを出す人は多量排出者というふうに決められています。だから、その人は自分で処理をなさないと、それ以下の少ない小売店とか零細企業の人たちのごみは今まで集めるというふうになっていますけれども、白馬村はその事業系ゴミを全部引き取るのか、全部だめだと言うのか、それから、さっき言ったような区分けをするのか、その辺の方針はいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 先ほど広域化後の収集体制ということで、4つのパターンでお話をさせていただきましたけれども、その中で、いわゆる事業系のごみについて、まだどこで線引きをするかという細かい点についてはまだ決まっておきません。これから他市町村の例であります

とか、あるいは今の地区の実情、各地区の集積場においても、その容量によっては現在も事業系ごみを受け入れができているところもございますので、そういった地区の実情なんかもお聞きをしながら、ある一定の線は設けていかなければいけないのかなというふうに考えております。

なるべく早いうちにそういったガイドラインといいますか、方針を示していかなければなりませんけれども、できましたら、平成28年度の早いうちぐらいには、ある程度そういった方針を示していけるように、今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） それから、また同じように、先ほど討議があったパッカー車の問題ですけれども、このパッカー車は先ほど住民課長の答弁の中に、事業者ではなくて、住民の方も投入できるというふうに言っていましたけれども、答弁がありましたけれども、それは住民の方は誰でも投入できるというような考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） これも先ほど太谷議員の答弁にも加えさせていただいた内容でありますけれども、白馬村の実情から言いますと、区の未加入者の方もいらっしゃる、それから別荘所有者等で一時的にこちらにいらっしゃる方もいらっしゃる、そういった方もごみを出すということを考えれば、とかく事業系のごみだけ表に出てくるんですけれども、そういった方々がごみ出しをできる、そういった環境も当然考えていかなければいけないのではないかなというふうに思っておりますので、その点につきましては、事業系のごみだけではなくて、そういったごみも受け入れる体制で今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） ちょっとここは2つの今、答えがありましたので、ちょっと一つずつ聞きたいと思いますが、まず、別荘族とか、それから未加入者のごみもそこへ投入するという問題ですけれども、大部分の人が車を持っていると思うんですけれども、車のない人たちが、今だったら八方のところにパッカー車が待機するという方向ですから、そこへ持ってくると。それで、地区の集積場、地区に権利がある集積場については、そこへは地区からオーケーが出ていればいいけれども、オーケーの出ていない未加入者は全部そちらで処理するというような考えでいいんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 全部かどうかということは何とも言えませんけれども、方向性としてはそういった方向になってくるのではないかなというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今、未加入者が大体3割、4割いるという形です。大体、先ほど言ったように、3,000トンのごみがあるうちの500トン、600トンはそういう方のごみだと思うんですけども、それも集めて、それから事業系ごみの一定量をパッカー車が集めるということになれば、パッカー車は何台ぐらい予定しているんですか。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ただいまのご質問に関しまして、先ほど太谷議員の答弁の中で村長が若干申しましたけれども、現在のごみの量からシミュレーションをしてみまして、4トンのパッカー車で運搬をするとした場合、年間で約930台ぐらいのパッカー車が必要という計算になります。当然、日によって大きく変わってくるわけでありまして、毎日毎日パッカー車で集めたという想定をしたときに、例えばお正月明けの一番ピークになる時期でいけば、平均1日9台ぐらい必要になるだろうと。それは延べで9台ということですので。一応そういったシミュレーションは現在しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） シミュレーションは先ほど答弁で聞いておるんですけども、それをシミュレーションどおりやるという方向なのか、それともまだ研究段階なのか、そこをちょっと聞きたいんです。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ただいまのご質問は、いわゆるパッカー車積みかえ方式をやるのかやらないのかという……、やる方向でということではよろしいわけでしょうかね。一応そういう方向で今、検討させていただいているということでもあります。したがって、先ほどのそれも含めた4つの収集方式というものを進めていかなければいけないのではないかと考えているということです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） それから、もう一つ大きなところが抜けておると思うんですけども、白馬村に230万、240万の観光客がいらっしゃって、村の経済の活性化になっています。そういう中で、観光客が出すごみ、一時期はごみ持ち帰り運動とかがありまして、一定のところ持ち帰る人もいる、でも、最近よく見るのは、大体コンビニに置いていくとか原っぱの隅へ置いていくというような感じが非常に見受けられると。それを収集する業務、シルバーセンターの方や地域の方が収集していくというところが今の現状だと思うんです。その観光客が出すごみ、これについてもちゃんと条例の中の5条にうたわれておるんですけども、それも自治体でちゃんとやらなければいけないよという感じなんですけれども、はっきり言って、ごみの持ち帰り運動は続けるんですけども、大きな駐車場とか、要は収集運搬しやすい場所、そういうところにきちんとごみ箱を設置したほうが、白馬の観光にとって、私はプラスだと思うんです。その辺のお考えは住

民課はどういうふうなことを考えていますか。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ただいまのご質問でございますけれども、おもだった駐車場等にごみ置き場を置けということだと思いますが、現状では後々の維持管理等のことも考えますと、村としてそこまで行っていくのは、ちょっと厳しいかなと。現状ではそこまで検討していないというお答えになろうかと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 次に、減量化の問題ですけれども、先ほど村長のほうから29年度目標のことを言われましたけれども、私がわざわざ22年度の広域連合で作成したと断りを言ったのは、19年度25年度という、もう過ぎた、はっきりした結果が出たところと比較したらどうかと、そのほうがわかりやすいでしょうと。そんな、29年度でこれからどうなるかわからないところのごみのパーセントを述べたって、実感とはならない。だから、19年度比で26年度の目標がきちっと書いてあると、でも、26年度は震災があったから、その1年前の25年度と比較してどうですかと、そういう気持ちで言った。やはり想像で話をしてもわからないから、実態のグラム数で話をしたほうがわかると思ってそういう質問をしたわけです。

そのことはいいんですけれども、目標には19年度の25年度目標を見ると、大分進んでいるところもあるけれども、全体的にはまだ到達していないというところがあります。

それで、白馬村のほうの住民課が主体となってごみ減量をやっているんですけれども、それで、今いろいろ冊子なども出ています。曜日のしおりなども出ています。その中に10年ぐらいつつと同じ文言で、1日1人100グラムを減らそうということが書いてあります。それは非常にいいことだし、やるべき運動だと思うんですけれども、ただ紙に書いて出すだけではなくて、ごみを出す村民に訴えたとか対話をしたとか、そういうことは住民課としてこの5年ぐらやっているのか、やっていないのか、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 加藤議員ご指摘の1人1日100グラムというのは、ご指摘のとおり、私どもで毎年お配りをしておりますごみのガイドブックにそういった文言を入れさせていただいております。ただ、ちょっと反省点としましては、1日100グラムといっても、受けとめる側というのはなかなかピンと来ないという部分もあるかと思ひますし、じゃ、100グラムってどの程度減らしていけばいいのかというのは、なかなかやはりわかりづらい部分もあるのではないかと思います。

ただ、目標値として100グラムといいますと、それを9,000人の村民が365日続ければ300トンのごみが減らせるという計算にもなりますので、一つの目安とした形では、これからそういったうたい方はしていきたいなと思っています。

減量化に向けての対応でありますけれども、特に生ごみ等を減量化というのは、今後大きな課題になってこようかと思っておりますので、本年度の予算でもお認めをいただきましたけれども、家庭用の生ごみ処理機なんかも、補助金を増額をさせていただきましたして、昨年度実績ですと、1年間で14件ほどだったんですが、ことしはまだ半年ですけれども、既に20件以上の申請をいただいておりますので、何とかそういったところ、わずかではありますが、そういった制度をうまく継続していきながら、ごみの減量化を図っていきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含めあと9分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今出ました生ごみのことについてお聞きします。

焼却ごみの中に生ごみが全部今入って燃やしているというのが現実です。大体重量的に見れば、ごみ総量の半分ぐらい、50%が生ごみだと。その生ごみの主成分というのか、それはもう80%でしたか、70%でしたか、水だと。水を油を使って燃やしておると。こんな無駄なことはやめたほうがいいと思います。

それで提案ですけれども、大町市でも昨年でしたか、1日1.5トンのHDM菌による堆肥化センターをつくったと。それから、私たちも前に活動をやっていたときに戸隠の堆肥化工場へ見学に行ったり、それから高山市の堆肥化センターにも見学に行ったりしています。村でこういうものをつくっているんですけれども、白馬村としても生ごみを堆肥化していくという考えで30年を目標にきっちとどこか1カ所モデル地区を決めてやるような計画をやってもらいたいのだけれども、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 生ごみの処理の件に関しましては、まさに今、加藤議員ご指摘のとおりだというふうに考えます。

先ほど村長の答弁の中でも、平成29年度までに向けて約300トンを減らしていかなければいけないというお答えをさせていただきましたけれども、やはりそのメインになるのが生ごみの減量化、さらには資源化ということが重要になってくるのではないかというふうに思います。

そうした中で、先ほど私のほうから家庭用の生ごみ処理機の助成の話をさせていただきましたけれども、なかなかの村全体で堆肥化施設をつくっていくとなると、期間もかかりますし、費用もかかりますのでなかなか厳しいという中で、仮に地域でモデル的にやっていただけたところがあるのであれば、そういったことをひとつ来年度から検討してみてもいいのかなというのは、実は課の中でも検討しているところでございます。

ただ、理事者ともまだ話をしていませんし、財政当局とも今後、28年度予算の中で検討していく部分になろうかと思っておりますので、その点につきましては、今、課内での検討案件ということ

でご理解いただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） それで、一番最初の質問のところなんですけれども、6条の1項の中に、廃棄物の処理計画を各自治体がつくらなければいけないと、これは義務づけられているんですけれども、白馬村にはそういう一般廃棄物の処理計画がないというのが現実です。それをやはりつくっていくべきだと思いますし、それをつくるに当たって、今のごみ処理対策委員会がつくるのか、それとも別の組織を立ち上げてつくるのか。もうタイムリミットは余り、2年後に迫っていますから、早急につくらなければいけないと思うんですけども、その辺の予定及び考えをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 今、加藤議員から、市町村のごみ処理計画についてのご質問でございますけれども、今の現状の処理体制における焼却といいますのは、白馬村、小谷村、それから白馬山麓環境施設組合、3社で計画はございます。今度、広域化されれば、当然広域化に沿った形の計画に見直しをしていかなければなりませんので、目標であるということであれば、平成29年度中になると思います。それまでに、これまでも議論してまいりましたが、収集方法であったり、ごみの削減目標であったり、そこら辺も最終的には精査をして新しい計画をつくっていくかなければならない。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） そしたら、最後の質問です。村長をお願いします。

やはり経費を抑えるためにはごみを減らす、これ以外にないと。それから、今現在、2年後の統一化、一本化に迫っていろいろな課題があるし、方式も変わってくると。そういう中で、この新しい方法を、テストもしなければいけない、練習期間も必要だろうと。それから職員は新しい体制についての研究も、それからほかの自治体へ見学に行くこともしなければいけないと。それでも、実際問題、住民課のごみ担当の人は、彼自身まだほかの仕事もあるから、1人以下の力でこの問題をやっておるわけですね。そんなんでは、絶対2年後までにはしっかりした計画ができないと思うんですわ。だから、きちっと来年度からは人を配置してほしいということ、それからもう一つは、一番最初の下水道問題のところにもあるんですけれども、ここも条例とかそういうものをきちっとつくっていくかなければいけないと。それでも、震災関係の仕事に追われて、なかなか手が回らないと。これも3月までにつくるという方向が示されていますから、そのところをきちっと人的な配置をしてほしいということで、2点、見解をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 人事計画を見据えながら検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含めあと2分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 最後でなく、もう1問します。

今の人の配置なんですけれども、職員が数が窮屈だというのはわかります。それでも、実際問題、こういう問題が起きる、それから新しい事業を起こさなければいけないと、そのためには、当然人の配置が必要です。そのことに対して、住民がもっと削れとか、あんなことは仕事そのものより削ることを要求する住民ばかりではないと思うんですよね。だから、職員が減れば、結果は住民サービスが低下するということなんです。だから、村長はそこの少ない人員の中でいかに効率よく回してもらうか、どうしても人が足りないときには外部から入れるということをやらないと、これは2年後のごみ処理計画、処理計画については広域で燃やすは広域で燃やすけれども、集めてあそこまで運ぶのは、全部各自治体が責任を持ってやるということになっているんだから、そこを高い焼却代を払うよりも、少しでも少ない経費で、それで利便性の高い住民サービスの行き届いた収集方法を考えるというのが行政の責任ですから、そのためにも人を配置するということを、できたら確約してほしいんですけれども。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁したとおりであります。いろいろな状況がうかがえるわけでございますけれども、最小限の経費で最大の住民サービスをするというのは、一番の大事なことでありますので、そんなことも含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間は終了しましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時13分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番松本喜美人議員の一般質問を許します。第3番松本喜美人議員。

第3番（松本喜美人君） 第3番議員の松本喜美人です。

9月定例会、本定例会最後の一般質問となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは早速、質問に入らせていただきたいと思います。

通告書に基づきまして、以下の3項目につきまして質問させていただきます。

1項目め、ふるさと納税事業について、2番目、長野県企業局の企業局版PFIの利活用について、3項目であります。白馬村及び各種補助金の監査体制について、この3項目について質

問させていただきます。

まず、1項目めのふるさと納税事業であります。ふるさと納税は、白馬村のまちづくりに賛同する寄附金を財源として、さまざまな人々の参加により、個性豊かで活力あるまちづくりの推進を目的として、ふるさと白馬村を応援する条例が平成20年9月26日に制定され、今日に至っております。

そこで、次の5点についてお伺いをさせていただきます。

1点目、平成26年度における四半期ごとの寄附件数及び寄附金額、総件数及び寄附総額。
2点目、昨年度の寄附額分類は、金額分類でありますけれども、5,000円以上、1万円以上、2万円以上、3万円以上、4万円以上を何件という件数で結構でございます。3点目、寄附者に対する返礼品、これは昨年度の場合には、白馬産米のお米ですね、それから特産品等、それから宿泊券、リフト券の買い取り件数及び買い取り総額は。4点目、返礼品の選定及び事業所選定基準と公募の有無。5点目、返礼品の米の買い取り価格の決定方法及び価格入札の有無。

以上5点についてお伺いをさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本喜美人議員の一般質問について答弁をさせていただきます。

まず、1点であります。ふるさと納税事業について。

平成26年度における四半期ごとの寄附件数及び寄附金額並びに総件数及び寄附総額は、第1四半期、6件の11万円、第2四半期、7件の509万円、第3四半期、4,587件の1億2,870万481円、第4四半期が1,084件の1,697万2,987円、総件数で5,684件、総額1億5,087万3,468円であります。

寄附額の分類であります。5,000円以下123件、5,000円以上1万円未満924件、1万以上2万円未満3,255件、2万円以上3万円未満299件、3万円以上4万円未満231件、4万円以上852件であります。

寄附者に対する返礼品の買い取り件数及び買い取り総額についてであります。宿泊補助券が60件の198万4,000円、リフト券が95件で34万7,500円、お米が2,370件で1,185万円、特産品が1,455件の481万円、村男Ⅲ世グッズが35件の11万円といった状況であります。

次に、返礼品の選定及び事業所選定基準であります。米や特産品については、ふるさと納税を活用し、白馬ブランドとしてアピールを図りたいという施策から、農政課が主たる農産物である米と、特産品は北アルプス山麓ブランド認定品を選び、観光サイドでは誘客につながるリフト券や宿泊券を選んでおります。事業所選定は、米については、その前年、初めて開催をいたしました白馬産米を地元でPRするイベント、秋の味覚発表会に出展をいただいた事業所を対象に、協賛の意向、アンケートをとり、協賛をいただける事業所をふるさと納税の担当課である総務課

につないだもので、明確な基準は設けずスタートしているところであります。事業所の選定において、対象を秋の味覚発表会の前段で、担い手農家全員に参加意向調査をし、参加いただけた生産者にしたことは、ある程度の基準にはなっていると考えます。特産品については、文字どおり、山麓ブランド認定事業者に声かけを行いました。公募については、平成26年度は実施していませんでしたが、平成27年度分につきましては、これまで随時協賛事業所を募っております。米の買い取り価格などについては、意向調査の折に、事業者から回答をいただいた内容と寄附金との返礼金の価格の割合を勘案をし、総務課と事業所との協議で決定をしており、入札は行っておりません。

ふるさと納税は、単に収入をふやすことだけが目的ではなく、寄附者に地域の魅力を知っていただくことでファンをふやすこと、そして地域経済の活性化や雇用創出なども期待される制度であります。特産品やリフト券などの他の返礼品も含め、買い取り価格は事業者の申請を基本としますが、入札による価格競争で協賛事業者に負担ばかりが生じて利益が生じないということがないように、送料なども含め、原則として定価に近い価格で買い取ることにしています。

また、昨年12月1日から返礼品を取り扱うようになった新たな制度導入後は、まだ1年を経過しておりませんし、どの自治体も品そろえや企画力により、自治体の魅力を創出をしておりますので、本村としても固定的ではなく、柔軟に返礼品については対応してまいりますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 大変詳細なる答弁をいただき、ありがとうございます。

ふるさと納税は、生まれたふるさとや応援したい県、市町村に寄附できる制度でありまして、平成20年にスタートし、2,000円を超える寄附につきましては、所得税、個人住民税が控除され、平成26年では、国全体の寄附額が約142億円と言われております。そして、本村におきましては、5,000円以上の寄附者に対して、おおむね4割のお礼の品、返礼品でありますけれども、お返しをするということでスタートが切られております。

それです、村長にお伺いをいたしますけれども、返礼品の米についてであります、昨年度の実績を見る限りにおきましては、実質、米を提供いただいた事業所が4事業所であります。それで、先ほど答弁をいただいた中にございましたように、1,185万円買い取りをさせていただいたということですが、そのうち850万、率にして約72%が1事業所に集中しているという結果であります。

村長、この結果をどのように分析をされているのか、また、この結果を踏まえて、27年度への改善点があるとすれば、どのような改善策をお尋ねします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 松本議員からお米の返礼品に対しての再質問をいただいておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

昨年の１２月１日から返礼品を扱うふるさと納税という新たな制度に取り組んでございます。先ほど議員申しましたとおり、最初にこの制度に取り組む意向調査といたしましては、生産者４名が提供可能な品種を確認をし、村のほうで契約を締結をさせていただいたということであります。

いざ１２月１日より返礼品の受付というものを開始をいたしました、１１月２２日に起きた震災の復興支援に係ると思われる申請というものが多く寄せられ、返礼品として白馬産米のお米が多く選ばれたというような経過がございます。

それぞれの品種をもって案分した上で発送を依頼するというものであらかじめ取り決めをしておったんですが、受注量が多かったため、改めて各生産者に提供可能な量を確認をさせていただいております。この辺につきましては、１２月１日からのスタートで、時期的なものは中旬ごろまでということ私のほうも伺っておりますが、各事業者を確認をさせていただきました。その中で、２社につきましては、新たに小口ではありますけれども、このぐらいな量であれば提供は、協力のほうはさせていただくということであります。したがって、提供いただける総量というものがそれぞれの生産者によって、数値にかなりの差異があったということがございます。もう１社につきましては、２月より当該の２品種については、２６年度に新たに対応は可能ということで、２月からの対応している事業所もでございます。

先ほど来答弁させていただきましたそれぞれの提供していただける数量によって、結果的に差異が生じたということと受けとめております。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第３番（松本喜美人君） 再質問させていただきますけれども、私は、現実的には難しいのかもしれませんが、価格入札を実施をしておれば、７２％というような数字が出て自然なのかなと、村民も納得がされるのではないかなと思います。しかし、先ほどの説明の中では、役場と生産者の中で協議の結果、価格を決定したということであります。

そうですね……。実はこのふるさと納税につきましては、６月定例会に同僚議員が質問しておりまして、その中の村長答弁の中から、このように、先ほど総務課長がお答えいただいたとおり、ふるさと納税につきましては、１２月１日よりクレジットカード決済云々というようなところで、新しい返礼品を、品目を加えて準備をさせていただいて、１２月１日から新しい体制というか、受け取り体制と言ったらいいんでしょうか、それでスタートをさせたというふうに村長が答弁をされております。

そこで、私のほうから具体的にお尋ねしたいのは、返礼品に米を加えた経過について、米を加

えると判断したのはいつごろなのか、また、これにつきましては、行政側で決定をされたのか、生産者のほうから米を扱ってもらえないでしょうかというようなお話があったのか、どちらなのかをお尋ねいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 若干さかのぼりますが、私の記憶の中で経過を申し上げますけれども、そもそもふるさと納税の返礼品にもっと力を入れたほうがいいのかという提案は、私のほうからさせていただきました。そういう中で、農政課で、ちょっと特産品等を選んでみるという中で、私どもとしては、まず、そうは言っても、白馬村で一番生産されているものは何かと言えば、米であります。事前に毎年、担い手農家と話し合いをする中でも、白馬の米というのをもうちょっと磨いてみればどうかというご提案もいただいております。それで始めたのが秋の味覚発表会と。要は、地元へもどんどん白馬産米をPRしたほうがいいのかということがございましたので、ふるさと納税に取り入れるに当たりまして、真っ先に私ども、頭に浮かんだのは米であります。

後で調べた中では、どこの市町村もやはり米というのは主力製品として扱っているということで、何の問題もないということで、私どもとしては米を選んだということになります。なので、行政側から選んだということによろしいかと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 横山農政課長に質問させていただきます。

経過につきましては、理解ができました。それで、そのお話をされたのは、具体的に何月ごろかというのをお尋ねします。

議長（北澤禎二郎君） 横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 平成26年、恐らく5月の課長会議で提案したと思います。それで、6月に意向調査を行いました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありますか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） それで、5月に庁内会議、6月に一応、生産者と協議をさせていただいたということですが、その中で、結果的に生産者、白馬村における認定農業者、米作を中心としたのが20事業所、規模の大小はあろうかと思いますが、そのうち20事業所にお話をされた結果として、やりましょう、提供しましょうというのが4事業所であったのかどうかということをお尋ねさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） この件につきましては、先ほど村長の答弁にあったとおりであります。

需要が全く見込めないというか、私もふるさと納税の係を総務課時代行いしましたが、年間で

10人から15人くらいの程度であったふるさと納税者でありますので、全員に声がけというのは行いませんで、その前年行いました秋の味覚発表会、そこに出席いただいた方々に声をかけさせていただきました。その根拠といたしましては、秋の味覚発表会の趣旨であります白馬産米をPRできる機会に賛同いただいた方という基準で選ばせていただいたつもりであります。

認識が甘いと言えればそれまでであります。これほどの需要があるとは、はっきり言って、当時は全く思いもしませんでした。

ついでに申し上げますと、27年産に当たりましては、改めまして、全認定農業者にお声をかけをさせていただく予定であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 冒頭に村長からご答弁いただきましたふるさと納税につきまして、四半期ごとでお伺いをさせていただいたのは、答弁の中から第1四半期、第2四半期は6件、7件という、通常、例年ベースで来たのかなと。第3四半期、やはり11月22日の神城断層地震の発生後、全国から本当に白馬を支援をしたいとか、そういった気持ちの中で4,587件という、先ほど村長の答弁のとおりであり、金額的にも1億2,870万ということで、ここで昨年度1年間のうちの1億5,000万のところを第3四半期で、それも恐らく11月、12月にほぼ集中したのではないかと想定されます。

それで、米の扱いの事業者の4というのは、今の質問の中で経過が理解できました。それで、実は6月に同僚議員がこのような、ふるさと納税に対しての質問をさせていただいていますけれども、納税者自身が事業所を選択することは可能か。これは、具体的に言いますと、寄附されたご本人が米を扱っている4社のうちどここの米を指定できるかという、こういう質問であります。これに対する答えでありますけれども、品種等を事前にお客様といいますか、寄附者の方から伺って、役場では均等になる割り振りをしておりますという答弁がここでされております。

そこでお伺いいたします。

いわゆる提供できる米の絶対量によって差が出るというのは私もわかりますけれども、役場としてもある程度順番に、均等になるような返礼品の発注をかけているという答弁をいただいているわけですが、そういった中でも、やはり72というような数字が出てきたのかどうか、再度お伺いをさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） お米の返礼品の扱いにつきましては、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、提供していただける事業者の方、仮に3社がいれば3社の方に均等に割り振っていくということになります。例として、一つの事業者が提供できる総量を終えたということになりますと、2つの事業者それぞれ均等に割り振っていくという流れになってまいります。なおかつ、その2つの事業者のうち1事業者の提供できるお米が終わったということになれば、最終的に残

るのは1事業者ということになりますので、1事業者に依頼をするという形になってまいります。

ただ、品種等が同じの場合で、先ほども追加で2月以降というようなお話もさせていただきましたが、そういうものがあれば、そこからまた再度均等ということになってくるのが実際の実務というふうに考えております。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 私は、先ほど農政課長の答弁の中にもありましたとおり、村内の生産者、できるだけ多くの皆さんに参画をいただくというのが行政としての基本的姿勢であろうかと思えます。ただし、絶対条件といたしましては、何でもいいですよということではなく、白馬村を代表する米ということですから、品質を保持しながら、20の認定農業者がいるということであれば、20の事業所から広く参画をいただくということで、できるだけ多くの事業所に参画をいただくということが基本ではないのかなというふうに考えます。

そこで、私のほうからの一応質問といいますか、提案というような形になろうかと思えますけれども、実際、昨年度お米を提供いただいた事業者皆さんのお話を聞く中で大変ネックになったのが、米代金プラス送料込みという価格設定で実際行われたわけでありまして、具体的に申しますと、白米10キロで5,000円、これは品質関係なく、全てそのような状況でありますけれども、そこに送料は提供いただいた事業所負担であります。それでお話を聞いたのは、たまたま運悪くといいますか、沖縄からの寄附者でありまして、沖縄に白米10キロを送ったら、宅配料といいますか、それが2,000円かかったと言うんですね。そうしますと、5,000円の中から2,000円引きますと、白米10キロ3,000円というのは、余りにも安いというような。こういったものが、例えば1年に100、200扱っていく中で、たまたまそういうところが1つ、2つあったということであればよろしいんですけども、その事業所につきましては、10キログラムの米で21ですか、提供いただいたのが、その中にそういったものがあったということでもあります。

私は、品物の代金というものについては、価格の透明性とか公平性からいったら、あきたこまちとコシヒカリが同じというのは、一般的な常識といいますか、生産者感覚で言ったら、ないのかなと。当然それにはある程度差があってもいいのではないかなと。それで、送料は全く別にすべきではないかと考えますが、既に今年度、この事業がスタートされておりますけれども、年度途中でもそういったものに変えるというようなお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ご提案に対しての回答になりますが、先ほども農政課長の答弁にありましたとおり、27年産米につきましては、これから打ち合わせをするということがありますので、その辺につきましては、送料を別にするのかどうなのか。価格の設定につきましても、去年はそ

れぞれ事業者のほうからこのぐらいの単価というものを示していただいて、そこに送料というのを上乗せさせていただきました。たまたま今、沖縄2,000円という話がありましたが、これも送る事業者によっては若干の差異があるということもこちらのほうとしても確認はしております。

村長の答弁にもありましたとおり、どの自治体もそれぞれの企画力というような答弁をさせていただいておりますので、27年産につきましては、また事業者の方からご意見等を伺いながら、新たな取り組みというものも一つの選択肢かと思っておりますので、検討材料にはさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） 実は今、私のほうも、米の品種によって価格を変えたらどうかということでお話をさせていただいたわけですが、そういたしますと、寄附額の4割という基本的なところが崩れていくという可能性があるわけであります。

そこで私は、これはもう提案であります。私ども白馬村におきましては、残念ながら、名産品とか特産品というのは非常に少ない村であるというふうに私も認識しておりますし、行政も特産品開発ということですとここ、ご尽力をいただいておりますけれども、なかなか育ってきいていないというのが現実であります。しかしながら、こういったふるさと納税というようなものが、やはり総務省では苦言を呈しておるわけでありますけれども、残念ながら返礼品競争というような状況になっているのも事実であります。

そこで、27年度につきましてはのふるさと納税、寄附額につきましては、対前年で言いますと、私は残念ながら減額が寄附額の結果に終わるだろうと、そんな予想を立てている中で、何とか返礼品の商品群の魅力アップというようなところで、ひとつ提案をさせていただきたいと思えます。これは米の価格を下げたときに、4割に調整していくという一つの手法にもつながるのではないかと。それで、例えばこれが提供者と決裁される役場の皆さんとの若干手間というものがかかると思えますけれども、米に例えば振興公社が扱っているみそ玉仕込みみそとかお宝漬をセットにして幾らというような価格設定をしていくということが考えられるのではないかと思います。

民間では新しい商品を開発していくときに、大きな投資もし、時間もかけて新しい分野の商品をつくるということ、新しいサービスをつくっていくという方法もありますし、また、今の自分の事業所で一番売れている商品の周りに関連するものは何かということでセット化していくというも一つの考え方であります。

そこで、私が提案したのは、たまたまみそと漬け物は振興公社でありますし、お米は認定農家になろうかと思えますけれども、場合によればお米とみそと漬け物というのは、これは比較的セ

ットにしても違和感のないものではないのかなというような形で、こういったもののセット化というようなものも出展いただく事業所の話し合いがつけばできるのではないかな。それから、寄附された寄附者の年齢層がわかりませんが、比較的若い年齢の皆さんだとすると、米10キロではなくて、米は極端に言いますと、何合単位にするとか、もっと少量化していくということも商品群として大事なことはないのかなと。そんなことを思います。

ですから、例えばお米とみそと漬け物と、本当はもっと理想で言いますと、村内に何か養鶏業者があつて、非常にいい卵を生産しているとか、それから、残念ながら、白馬というのは、魚介類というようなものは無縁でありますけれども、例えばイワナの燻製というようなものの商品があるとすれば、白馬からの朝食セットというような商品ということで、一つのパッケージといいいますか、商品をつくるというようにすることも可能ではないのかなと。ですから、ちょっと大変かもしれませんが、やはり商品と商品を組み合わせることによって、さらに魅力アップするということも可能ではないかなと、そんなこともぜひご検討をいただきたいなと。これは提案であります。

それから、このふるさと納税の返礼品には、先ほど下川村長も答弁の中に触れておりましたけれども、私は3つの目的があると思います。1つは、もう純粋に寄附していただいた方へのお礼、これは純粋にそのお礼ということでありまして。それから、返礼品、特産品でありますけれども、これはその返礼品、特産品そのもののPRと販路の開拓ということになろうかと思います。気に入っていただける商品であれば、次回に必ずネット販売等々というようにところに、いわゆるリピーター化していくという可能性があります。それから、3番目といたしまして、観光地ゆえに、白馬村のPRというものも、この返礼品の事業の中には大きく位置づけられるのではないかなということでありまして。ですから、聞くところによりますと、必ず白馬のパンフレット等々も入れるようにして送っているんですよというお話も聞いております。

ただ、先ほどの送料と同じでありますけれども、私は風袋、いわゆる荷づくりの意味する風袋でありますけれども、段ボール箱等々というのは、白馬村を象徴する絵柄のものを作成をして、それは出展業者といいいますか、送付していただく業者に有料で販売してもいいと思いますけれども、そういったものを使つていただく。極端に言いますと、自社の箱であるとか、余り件数が少ないということになりますと、極端に言えば、ミカン箱ということはないと思いますけれども、そういったもので郵送するよりも、やはり白馬村の絵柄の入ったものが出ていくということが、これは大きな白馬のPRにもつながる部分でありますし、商品をしていただいたときの印象も格段に違うのではないかなと思います。そんなことで、風袋等についても、行政のほうで、いろいろな商品がありますから、全ての同じ箱でというのはなかなか難しいんでしょうけれども、ある程度、大中小というようなものの3種類くらいを作成をしていくという必要があるのではないかなと考えますが、その点についてはいかがでしょうか、お尋ねします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） いろいろな何点かのご提案をいただいております。

1 番は、白馬の産品が動くという部分は当然ベストなことかと思います。一方、ふるさと納税をする方というのは、ふるさとチョイス、ポータルサイトがあるんですが、そちらからの入り込みのふるさと納税された方が、平成 26 年度でいくと 96% という結果になっております。要は、何をニーズに求めているのかと、その辺もやはりふるさと納税をいただくための手法となっておりまして、よい点につきましては、当然取り入れていくということは、先ほど村長の答弁にもありましたので、提案につきましては、当然検討の部分には入ってはいきますが、まずはふるさと納税としての魅力をこのポータルサイトの中で、そういう少し、ビッグデータの中から取れるようなことがあれば、そこら辺も参考に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は答弁も含めあと 21 分です。

質問はありませんか。松本議員。

第 3 番（松本喜美人君） ありがとうございます。

実は先日、認定農業者の一部の皆さんと村長初めとして行政側との話し合いに出席をさせていただきました。その中で、それぞれのお話を聞いていく中で、認定農家と行政側との会話不足というようなものを感じました。したがって、先ほど農政課長のほうから、27 年度につきましては、これから話し合いをさせていただくということでありますので、ぜひ認定農業者の皆さんとともにお話をさせていただきたいなと、そういった部分に、細部にわたってきっちりと会話をしていただきたいなと思うところであります。

それから、実はその会議の中で、先ほど 72% の占有率になった事業所のお話も出ました。実は、これは私も存じ上げなかったわけでありまして、この 1 事業所につきましては、既に米の出荷が決まっていたようではありますが、村のほうも先ほどの震災の影響等々で、米の対応が間に合わないというようなことで、出荷先の決まっているところをキャンセルさせて村にぜひ協力をというようなことで協力をしていただいたということが、私もそのとき初めて知ったわけでありまして。

ただ、これも大きな事業として展開している先でありますので、やはり商売で一番大事なことは、販売先の顧客を失うことでもあります。昨年はですから、大変取引先にはご無理を言ったのではないかなという気がいたします。それで、またことしもというようなことになると、その事業所のその販路は失うということになりかねないわけでありまして、ぜひ 2 年も続けてご無理を言うようなことのないような行政側の配慮をお願いを申し上げまして、ぜひ配慮いただきたいなと。

それから、このふるさと納税につきましては、昨年の 11 月にまち・ひと・しごと創生法が交

付されております。今回の一般質問でもるる質問が出されておりますけれども、この創生法の政策概要の一つに、ふるさと納税の拡充というのが政策概要の中に1項目、設けられております。ですから、昨年は、先ほど申し上げましたけれども、震災の影響で1億5,000万円の高額な寄附をいただいたと理解しておりますが、27年度は減少幅をできる限り小さくなるような、ぜひ積極的な取り組みを希望いたしまして、ふるさと納税の質問を終わらせていただき、次に入りたいと思います。

2項目めの長野県企業局の企業局版PFIの利活用についてであります。PFI、これはプライベート・ファイナンス・イニシアチブの略で、具体的には公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う新しい手法であります。実は、長野県企業局では、本年度からPFI事業を手がけていきたいということでもあります。

そこで、本村においては、学校給食共同調理場の更新であるとか、観光面では、猿倉から御殿場間の治山作業道を利用しての大雪渓への魅力向上とか、それから、企業局が基軸としておるのは、もともと水道事業とか発電とか、昔は観光事業とかLP事業というのを行っておったわけでありまして、水道事業なんかも想定されるわけでありまして。PFIについて、研究検討すべきと思われるということで、そのお考えをお伺いしたいと思います。

実は、PFIにつきましては、昨日、伊藤まゆみ議員の一般質問の中でPFIの部分について村長、触れてございますので、簡略で結構でありますので、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員の2点目の質問であります長野県企業局の企業局版PFIの利活用についてであります。各種施設をPFI方式での利活用の検討という趣旨との理解で答弁をさせていただきますが、国では本年8月に地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についてという通知を出しています。この中には、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランとして、PFIについて触れております。

平成11年にPFI法が制定されてから、平成24年までPFI事業の実績は、事業件数418件、契約金額で約4兆1,000億円となっております。しかし、その約4分の3は、PFI事業者が整備をした施設などの費用と事業期間中の管理費などを公共施設などの管理者などが税財源から延べ払いで支払う方式であり、この方式によらず、税財源以外の収入、利用料金などにより費用を回収する事業は、わずか21件にすぎないとしています。

法の趣旨である民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するという本来の目的が必ずしも十分に達成されているとは言いがたい状況であるようであります。

こうしたことから、PPP/PFIについて、抜本的な改革を行うこととし、民間資金など、

活用事業推進会議における従前の決定事項の趣旨も踏まえ、新たにその目標及び具体的取り組みについての包括的な方針を定めております。その基本的な考え方としては、今後は民間の資金、ノウハウを活用することにより、インフラの運営、更新などの効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、P F I 事業を積極的に活用することを基本としていますが、その際、P F I について、従来から多く実施されてきた延べ払い型から抜本的な転換を目指すこととし、平成 23 年度改正法により導入された公共施設等運営権制度の活用を推進するとともに、収益施設を併設、活用することなどにより、事業の収益性を高め、税財源以外の収入などで費用を回収する方式の活用、拡大を図ることとしております。

このようなことを踏まえ、伊藤議員の質問にもお答えしたとおり、来年度、公共事業等総合管理計画を策定をする予定であります。計画を策定する中で、P P P / P F I が活用できる施設があるかを含めて検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は答弁も含めあと 11 分です。質問はありませんか。松本議員。

第 3 番（松本喜美人君） P F I につきましてのご答弁、ありがとうございました。

実は私もこの P F I、詳しいわけではありませんが、長野市が平成 18 年にオープンしました湯～ばれあという温泉施設がこの P F I 方式でオープンしてございます。これは長野市のホームページで見ますと、建設コストが従来の方式より 19% 軽減されたというような中から、本村においても、震災復興が最重要課題の中では、財政運用がどうしてもこれは硬直化傾向にあるというのは、これはもう当たり前のことでありますけれども、そういった中で、何らかの資金導入というようなものが図れないのかというような中で、実はこの P F I というようなものを今回質問させていただいたわけですが、必ずしもこれがベストという状況ではないというふうに、きのう、村長の答弁で理解ができましたので、この P F I につきましての質問は以上で終わらせていただいて、3 番目の質問に入らせていただきます。

質問の 3 項目めでありますけれども、白馬村及び各種補助金の監査体制についてお尋ねをさせていただきたいと思いますが、このごろ、私たちの身近なところで、これは具体的に申し上げますと、大北森林組合ということになるわけですが、補助金にかかわる不正、横領事件が発覚し、多くの村民が注視していると思われれます。

そこで、本村においても、白馬村が交付する補助金という意味であります。各種団体及び各企業に大変多く交付されております。また、行政においては、下水道問題等々、それから最近では源泉所得税のミスとか固定資産税の住宅地における軽減措置等の解釈ミスといいますか、そういったものが散見されておるといふ現状であります。

そこで、2 点お尋ねします。

まず、各種補助金交付先への白馬村としての監査実施の有無及び監査方法はどのように対応されておるのか。２点目、白馬村の監査委員による監査とは別に、外部の監査法人による監査導入のお考えがあるかどうか、この２点についてお尋ねします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員の３点目の白馬村及び各種補助金の監査体制についての質問であります。

地方自治法第１９９条の第７項に、財政的援助団体に対する監査が規定をされております。この監査は、監査委員が必要と認めたとき、または地方公共団体の長の要求があるとき、当該団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政援助を与えているものの出納、その他事務を執行で当該財政的援助にかかわるものを監査することができるとされております。監査委員は、この規程に基づき、財政援助団体等の監査を行っており、平成２６年度については、平成２７年２月２４日に監査が実施をされました。

昨年度の監査方法は、監査委員から事前に求められた補助金など交付調書を関係各課が作成をし、その中から監査委員が抽出をした１２事業について、交付から実績報告までの書類に基づき、補助の目的や効果など、関係各課が説明する方法で行われ、監査結果では、交付事務は適正に執行されていると報告をいただいております。

この監査は、先ほど述べました地方自治法の規定のうち、監査委員が必要と認めたときの規定で行われるものでありますので、議員が質問の白馬村長の要求により行ったものではありません。

したがって、議員の質問では、白馬村としてという質問でありましたので、答弁といたしましては、白馬村として要求した監査はありませんということになろうかと思います。

次に、ご質問の外部監査法人による監査導入についてでございます。

地方自治法第２５２条の３６に包括外部監査、２５２条の３９に個別外部監査が規定をされており、市町村ではどちらの場合も条例を整備をし、契約にはあらかじめ監査委員の意見を聞き、議会の議決が必要となっておりまいます。

近年、地方自治体の業務は専門性が高くなり、直接業務にかかわる法令はもとより、民法など、関連法の知識も求められる状況になってきております。特に個別外部監査は、住民請求や町の請求の場合に契約をするものであります。近年では、公共下水道受益者負担金に関して、長が請求したような事例もあり、その内容は広く法令、判例などで検証しなければならないものであります。

包括外部監査制度についての全国の状況ですが、まだ最新の発表はありませんが、総務省が行った地方公共団体における外部監査制度に関する調査結果、平成２４年度では、平成２５年３月３１日時点で、包括外部監査契約の条例制定を行っている地方自治体は１２０団体あり、そのうち指定都市及び中核市以外の市町村は１２団体という状況で、村に限れば、条例整備をしている

ところはありませんでした。

しかし、そういう状況であるので、条例を整備しなくてよいというわけではありませんので、情報収集や研究は行ってまいりたいと考えております。

条例化を先行していく方法もあろうかと思います。現在のところ、すぐ条例化など検討はしていませんが、近隣の状況を見る中で、現在の監査委員からも意見を聞くなどして研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は答弁も含めあと2分です。質問はありませんか。松本議員。

第3番（松本喜美人君） ありがとうございます。

まず、質問は終わらせていただきますけれども、まず、村が各種団体等々の補助金の検査ということですが、これは白馬村の監査委員から出されました26年度の監査審査意見書の13ページの共通事項に、村が補助を行う団体等の事業については、実績報告や写真等での確認のみが多く、現地確認が少ないので、できる限り出向くようにという明記がされております。ですから、書類審査で済ませるのではなくて、中には高額な補助金が出ているところは、実際にその場に出向いて監査を、これは村の監査委員がする場合もあるでしょうし、所管課長等々、担当者が行く場合もあろうかと思えますけれども、そういったことが必要ではないかなということで申し上げさせていただきました。

それから、先ほど村長から答弁いただいたとおりであります。私は議員に対する、いわゆる行政チェックの重要性というものが非常に問われておるしということは十分理解しております。しかし、先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、行政法から民法から条例全てにわたって理解をしていて行政チェックをしているかということになりますと、なかなかそういうことは現実的には不可能ではないかと。そういう中においては、村にも顧問弁護士制度というようなものがありますけれども、これはこちらから相談をかけないと回答がないというようなことでありますけれども、先ほども申し上げました監査ということになりますと、否応なしに1年に1回は監査を受ける、2回は受けるというようなことになろうかと思えますので、そういったものを今後庁内で検討する必要があるのではないかなということを申し上げさせていただきました。

ただ、一番大事なのは、私ども議員も監査を頼んだから、あと知りませんということではなくて、もちろん一人一人が法令を理解すべき自己研鑽に努めていくということが大前提であるということ、この発言の裏には大前提としてこういうものがあるということを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間は終了しましたので、第3番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月17日を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月18日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日9月17日を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会を行い、9月18日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時14分

平成27年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成27年9月18日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

平成 27 年第 3 回白馬村議会定例会議事日程

平成 27 年 9 月 18 日（金）

（第 4 日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 議会改革調査特別委員長中間報告
- 日程第 4 議案第 67 号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第 68 号 白馬村公営塾利用料徴収条例の制定について
- 日程第 6 議案第 69 号 平成 27 年度白馬村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 発委第 6 号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第 9 発委第 7 号 安全保障関連法案を今国会で採決しないことを求める意見書
- 日程第 10 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 12 議員派遣について

平成27年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成27年9月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横 田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

第7番 横 田 孝 穂

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税 務 課 長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会 計 管 理 者 ・ 室 長	窪 田 高 枝
上 下 水 道 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松 澤 孝 行		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 議会改革調査特別委員長中間報告
- 4) 追加議案審議

議案第67号から議案第69号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第4号（村長提出議案）説明、採決

発委第6号から発委第7号（総務社会委員会）説明、質疑、討論、採決

- 5) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 6) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 7) 議員派遣について
- 8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
 - 1. 議案第67号 工事変更請負契約の締結について
 - 2. 議案第68号 白馬村公営塾利用料徴収条例の制定について
 - 3. 議案第69号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
 - 4. 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 9. 地方自治法第109条第7項の規定により常任委員会から提出された議案は次のとおりである。
 - 1. 発委第 6号 私立高校への公費助成に関する意見書
 - 2. 発委第 7号 安全保障関連法案を今国会で採決しないことを求める意見書

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより平成２７年第３回白馬村議会定例会第４日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第６３号 平成２７年度白馬村一般会計補正予算（第３号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第６３号 平成２７年度白馬村一般会計補正予算（第３号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第６番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成２７年第３回白馬村議会定例会において、総務社会委員会に付託されました案件は、議案５件、請願１件、陳情５件であります。うち陳情１件は、議会運営委員会において文書配付となりました。

審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第５８号 白馬村特定個人情報保護条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号法といいますが、その制定により、番号法の個人番号を内容に含む個人情報、特定個人情報が利用されることから、必要な規定を定めるため、条例を定めるものであります。

質疑に入り、ウイルスなどによる情報漏えいの対策はという質疑があり、番号法の情報整備に当たり、基幹系ネットワークと情報系ネットワークに分離し、個人情報に係る回線にはファイアウォールという不正アクセス防止の手段をとっていますとの答弁がありました。

このシステムを使って被害が出た場合の補償はという質問があり、村のシステムや職員が情報漏えいした場合は町村会の賠償保険で賠償するが、事業所には取扱者の限定や鍵のかかる書庫での管理を説明しており、その注意義務を怠った場合は事業所の責任にある。国・県等で漏えいが

あった場合は、それぞれの原因所が賠償することになるとの答弁がありました。

番号法自体が危険性を含んだものであるので、マイナンバー制度をすぐに取り入れないと業務に支障が出るわけではない。すぐに施行する必要はないと思っている。国の施策であるので、やらざるを得ないのはわかるが、危険性を住民に周知していくことは必要であるという意見がありました。

高齢者にも番号は振られるものであるので、わかりやすい説明資料をお願いしたいという要望がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第58号 白馬村特定個人情報保護条例の制定については可決すべきものと決定されました。

議案第59号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

番号法の制定に伴い、個人情報保護条例の実施機関についても関連することから、あわせて見直しを行い、実施機関を追加するため、条例の一部改正するものであります。

実施機関に、公営企業管理者の権限を行う村長、土地開発公社を追加するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第59号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

番号法の制定に伴い、個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を新たに設定する必要があることから、白馬村手数料条例の一部を改正するものであります。

個人番号通知カード再交付は手数料500円、施行期日は平成27年10月5日からであります。個人番号カード再交付は手数料800円で、施行期日は平成28年1月1日であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第63号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第3号）所管事項についてであります。

平成27年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,042万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ74億469万4,000円とするものであります。

総務課関係では、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、震災1年復興記念行事に34万3,000円の増額であります。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、八方文化会館のアリーナつり天井工事を見直し、震災時に被害を受けた外壁工事に組み替えたため、540万円の減額。

8款消防費1項消防費1目非常備消防費、退職団員の確定により38万7,000円の増額、8款消防費1項消防費3目消防施設費、堀之内・田頭の防火水槽撤去工事費に49万4,000円の増額であります。

10款災害復旧費3項その他公共施設災害復旧費1目過年発生その他公共施設災害復旧費、八方文化会館アリーナの外壁ひび割れ修繕工事に590万円の増額。

12款諸支出金1項基金費3目ふるさと白馬村を応援する寄附金、白馬高校魅力づくり事業積立金へ200万円の増額。

質疑に入り、震災復興1年行事の詳細はとの質疑があり、基調講演、体験談や意見交換会など、10時から12時ぐらいで計画していますとの答弁がありました。

堀之内の防火水槽撤去後はとの質疑があり、自然水利がかれてきているので、消火栓で対応することとして撤去しましたとの答弁がありました。

税務課関係では、歳入では、1款村税3項軽自動車税1目軽自動車税、二輪車分の増税が先送りになったため、181万5,000円の減額。

歳出では、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費、人事異動による公社准職員人件費347万4,000円の減額、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費、固定資産税住宅用地の課税誤りに伴う補償補填及び賠償金に300万円、村税還付金及び還付加算金に200万円の増額。

質疑に入り、補償補填及び賠償金に端数の経常がないがとの質疑があり、作業の進捗からの見込み額ですとの答弁がありました。

住民課関係では、3款民生費1項社会福祉費6目住民総務費、後期高齢者医療は平成26年度の給付負担額が確定し、還付することになったため、405万7,000円の増額。

4款衛生費1項保健衛生費1目環境衛生費、落倉公衆トイレの雪害による工事費106万円の増額。財源は損害保険料を充当いたします。

健康福祉課関係では、4款衛生費1項保健衛生費1目保健予防費、インフルエンザワクチンに90万円の増額。

10款災害復旧費3項その他公共施設災害復旧費1目過年発生その他公共施設災害復旧費、ふれあいセンターの震災による外壁のひび割れ工事に174万円の増額。

教育委員会関係では、2款総務費7項スポーツ事業費3目スポーツ事業振興費、国体会場整備負担金に1,263万6,000円の増額。

9款教育費2項小学校費1目学校管理費、白馬北小学校北校舎の水漏れ修繕に15万円、シロアリ駆除に9万円の増額、9款教育費3項中学校費2目教育振興費、ICT教育支援員の賃金96万円の増額、情報教育環境整備事業リース料の入札差額96万円の減額です。

9款教育費4項社会教育費4目文化財保護費、森上、共和興業の撓曲部分に水が入らないようにする工事、佐野坂観音像の改修補助などに31万4,000円の増額、9款教育費5項保健体育費2目体育施設費、ウイング21ランニングコース床張りかえ工事などに70万円の増額、9款教育費5項保健体育費3目学校給食費、共同調理場の炊飯器釜のコーティング、冷凍庫の故障による買い換えなどに63万円の増額。

質疑に入り、国体会場整備はどのような工事かとの質疑があり、名木山の中壁から上を削る計画ですとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第63号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第3号）所管事項は可決すべきものと決定されました。

議案第64号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ14億5,210万円とするものであります。

歳入は、繰越金2,600万円の追加であります。

歳出では、1款総務費2項徴税費1目賦課徴税費30万円の増額は、固定資産税還付に連動する補償補填及び賠償金であります。

4款後期高齢者支援金1項高齢者支援金1目後期高齢者支援金30万1,000円の増額は、納付額確定によるものであります。

10款諸支出金1項国庫支出金等返納金1目療養給付費負担金等返納金2,537万1,000円の増額は、平成26年度療養給付費交付金及び療養給付費負担金等の実績による超過交付分の返納によるものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第64号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については可決すべきものと決定されました。

請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める請願。

受理年月日、平成27年8月21日、提出者、戦争をさせない1000人委員会・大北、呼びかけ人、上野芳男、尾川耕、塩嶋秀子、田中欣一、田中東生、渡辺俊夫、渡辺義子、紹介議員、伊藤まゆみであります。

請願の趣旨は、憲法9条が定めている「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」を遵守し、非軍事による徹底した平和外交により国際紛争の火種を除去することこそが日本の進むべき道です。憲法と民意を踏みにじる安全保障関連法案を廃止することを求め、国に意見書を提出することを求めます。

審査に当たり、提出者から説明をいただきました。

今の政治の流れは戦争拡大、自衛隊の危険性増大など、細かく具体的な事例が出てきている。国会では審議不能など、政府でさえ理解していないと思えるし、必要ないので廃案にすべきであると思う。説明不足というのは同感であるが、国会で審議中であり、廃案までというのはどうか。説明不足を訴えていくべきなどの意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、請願第2号 安全保障関連法案の廃案

を求める請願は不採択すべきものと決定されました。

陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情。

受理年月日、平成27年8月17日、提出者、小坪慎也であります。

陳情の趣旨は、国外に親族を持つ外国人または外国人を配偶者とする者は、日本の扶養制度と無関係な国外扶養親族を日本人のみの世帯に比較し無尽蔵に申請できるため、簡単に非課税世帯となってしまう。これは国の制度の瑕疵であり、地方行政では対策ができない。よって、国に抜本的な制度改正を求めていく必要があるため、意見書の採択を求める陳情。

審査に当たり、平成27年度で見直しが行われており、平成28年度から改正になる見通しであるとの説明がありました。

採決したところ、委員長を除く委員の賛成なしとなり、陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情は不採択すべきものと決定されました。

陳情第7号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。

受理年月日、平成27年8月19日、提出者、中信地区私学助成協議会会長、吉原ゆかりであります。

陳情の趣旨は、私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、保護者への直接補助を行ってください。国・県の関係者に対して、就学支援制度の拡充並びに私学助成の増額のための意見書を上げてください。

審査に当たり、白馬高校の存続が決まり、助成をするなら白馬高校生に目を向けたいという意見がありました。昨年度、議会で採択しているが、補助をしているのかとの質問があり、3月に交付要綱をつくったので、これから各学校に問い合わせ、交付になる。普通高校に行けない生徒の支援もあり、採択になったかと思う。事業の継続をお願いしたいという執行部側の説明がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、陳情第7号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書は採択すべきものと決定されました。よって、意見書を提出することいたします。

陳情第8号 安全保障関連法案は今国会で採決しないことを求める意見書の提出についての陳情書。

受理年月日、平成27年8月19日、提出者、被爆・戦後70年平和実行委員会委員長、高橋英子であります。

陳情の趣旨は、安倍内閣は今国会で安全保障関連法案を成立させようとしています。この法案には、平和や安全の名前がつけられていますが、その内容は、自衛隊がアメリカの紛争や軍事行動にいつでもどこでも参加できるようにするものです。安全と平和を何より願う多くの村民の思いを受けとめていただき、安全保障関連法案は今国会で採決しないことを求める意見書を国の関

係機関へ送っていただくようお願いします。

審査に当たり、提出者から説明をいただきました。

衆議院の60日ルールで、衆議院で再度採決されるようであるが、そうなった場合、この意見書の提出の意味はという質問があり、14日以降は60日ルールが適用できるようになっているが、衆議院に戻さないこともできるし、戻すこともできるが、選ぶのは衆議院である。しかし、衆議院に戻したとしても、世論などを見ても、衆議院で採決することはしないしてほしいという方向もあるという提出者からの説明がありました。

これだけ国民の反対の多い法案は、地方議会から意見を述べる以外にないと思うので、意見書を提出すべきであると思うという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第8号 安全保障関連法案は今国会で採決しないことを求める意見書の提出についての陳情書は採択すべきものと決定されました。よって、意見書を提出することといたします。

陳情第9号 広域化に向けて一般廃棄物処理の全体計画の立案を求める陳情書。

受理年月日、平成27年8月19日、提出者、白馬あーす隊代表、渡邊義子であります。

陳情の趣旨は、白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、村の今後のごみ処理の基本となる一般廃棄物処理の基本計画を策定し、移行手順を経て実行に移すべきと考えます。

1、担当部門の体制強化、2、広域化に対する全体計画の立案と推進、3、地区集積所またはごみステーションの整備を陳情します。

審査に当たり、提出者から説明をいただきました。

行政では、この計画の中で着手しているものはあるのかとの質問があり、今回の補正予算に計上した備品は、ごみステーション方式で収集するための試験導入のものである。また、事業系のごみの区分が白馬の場合、曖昧であったので、事業系ごみ袋をつくって、来年度からは、清掃センターに持ち込む場合も指定ごみ袋で持ち込む方式にしたいという答弁がありました。

白馬のリサイクルセンターの構想をそろそろ出すべきではとの質問があり、広域のほうと調整する必要がある。品目や料金などを調整中、場所は八方が案として出ているという答弁がありました。

早急に取り組まなければ問題であるという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第9号 広域化に向けて一般廃棄物処理の全体計画の立案を求める陳情書は採択すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第５８号の討論に入ります。

最初に、原案に反対する者の発言を許します。第１番加藤亮輔議員。

第１番（加藤亮輔君） 議案第５８号は、国民を番号で管理するマイナンバー制度を運用するための条例です。

マイナンバー制度は、最初こそ社会保障分野、税分野、災害対策分野に限定されていますが、３年をめどに利用事務の拡大を目指すとして規定され、年金の給付、雇用保険、労災、児童扶養手当、母子手当、障害者自立支援特別児童手当、生活保護、介護保険、国保の給付などの情報から、戸籍事務、税金の支払い状況、給与の預貯金、不動産の取得情報、生命保険や医療に関する情報など、多項目にわたる個人情報が見え隠れしています。本人に関する多くの情報が記録され、マイナンバーの番号だけで、その本人に関するほぼ全ての情報がわかることになります。

特定個人を識別し、管理しやすくする制度で、コンピューターによる行政事務の効率化を目的としています。同時にプライバシー、個人的人権や民主主義の観点から、危険で問題の多い制度です。

９月１３日の新聞に、共同通信が全国の市区町村にアンケートをしたところ、６０％の自治体が安全対策に不安を感じると答えています。年金情報の漏えい事件を初め、完全なシステム管理はできません。

以上の理由から、危険をはらんだマイナンバー制度を運用するための白馬村特定個人情報保護条例の制定に反対します。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成する者の発言を許します。第５番太田正治議員。

第５番（太田正治君） ５番太田正治です。

私は、白馬村特定個人情報保護条例の制定に賛成する立場から討論をします。

公平・公正な社会を実現するための社会基盤を構築し、国民の利便性を高め、行政を効率化するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と呼ばれるものが制定され、平成２７年１０月に住民票をもって、全ての国民に個人番号が付番されます。

番号法では、個人番号をその内容に含む特定個人情報等について、従来の個人情報に比べ、より厳格な保護措置を講ずることとしており、白馬村においても番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることが求められることから、条例を制定するものであります。

番号法は、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的に、国において導入されるものであり、今定例会で条例の制定がなければ、番号法に関係する特定個人情報の取り扱いができないため、多くの業務が停滞することになり、住民の福祉に多大な影響が出ることが予想されます。よって、私は、白馬村特定個人情報保護条例の制定に賛成いたします。

以上。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 白馬村特定個人情報保護条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第59号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第2号の討論に入ります。

委員長報告は不採択ですので、最初に原案に賛成する者の発言を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

安全保障関連法案の廃案を求める請願の採択に賛成の立場で討論いたします。

本日、参議院において、この安全保障関連法案は強行採決されるのではないかとされており、しかも、連日連夜の一般市民による抗議活動やデモ、そこで叫ばれている「民主主義って何だ。これだ」という全身全霊を込めた熱い熱い叫ぶような思いにも、耳も目も傾けようともせずです。

6月4日の憲法調査会で、与党推薦の参考人であるにもかかわらず安保法制の違憲性を指摘し、先月、信濃木崎夏期大学で講演された長谷部恭男早稲田大学教授は、一昨日、参議院会館前の集会で、今回の安保法制は単に憲法違反だというだけではありません。必要性も合理性も全くない。何のために米艦を防護するのですか。ホルムズ海峡に行って機雷の掃海をする、そんな必要は現実にはないんだ。安倍首相自身が認めたではありませんか。この法律が成立すると、北朝鮮はミサイルをつくるのをやめますか。中国は南シナ海に進出するのを諦めるんですか。何の意味もないではありませんかと、この法案がいかにも無意味かを述べられています。

武力で平和が守れるなら、世界はとっくに平和です。日本は今、今までに直面したことのない岐路に立っています。

解釈改憲が将来に禍根を残すと述べている山崎拓元自民党副総裁は、安倍総理はヒラメになっている。すなわち、上にいるアメリカしか見ていないと批判をしておりました。

ご存じの方も多いと思いますが、この安保法案ばかりでなく、原発の再稼働、TPP、そして沖縄の基地問題も、全て根っこは同じです。けさお配りしました新聞記事にもありますように、これらのことは、アメリカの元国務副長官リチャード・アーミテージ所属のシンクタンクCSIS、戦略国際問題研究所が出した報告書で提案されています。

憲法の解釈を一内閣で変えてまで、アメリカの言いなりになり、追従していくという選択をするということは、これからは原発はとめない、TPPではISD条項があるため、地元業者を優先することができなくなる、そういう道を進んでいくということです。そんな道を選んで、我々議員は住民を守っていけるのですか。私は当然できないと思っています。

それにはまず、この憲法を守るという基本中の基本、この壁を瓦解させないこと。すなわち、この法案を廃案にすることでしかない。

議員各位の良識あるご判断をお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に反対する者の発言を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸です。

私は、この請願に反対する立場から討論をします。

政府が今国会に提出した安全保障関連法案については、戦後、長きにわたって専守防衛に徹するとした我が国のあり方を大きく変えるものであって、全ての国民にとって極めて重要な法案であります。また、現在、我が国を取り巻く国際関係は大きく変貌を遂げており、その状況を鑑みると、この法案の持つ重要性は非常に大きいものであると考えられます。

しかし、法案については複雑難解であり、相手側からの武力反撃、テロ攻撃のリスクや自衛隊出動の要件など多くの疑問点もあり、そもそもこの法案は憲法に違反しているのではないかという議論もなされているところであります。

しかし、新聞やテレビなどで報道されている集会の様子などを見ても、とても国民的な理解や安全保障に対する議論が深まっているとは思えません。

自国と国際社会の将来の平和と安全のためにも、法案については、我が国のあり方も含めた十分な国民的議論を尽くすことが重要であり、白馬村議会は一貫して、慎重審議により議論を尽くされるように意見書を提出してきたところでありますので、その姿勢を貫き、あくまでも慎重審議を求めていくことが必要であると考えます。

法案を廃案にせよという趣旨は、今までの白馬村の姿勢とは反するものでありますので、私は原案については反対いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める請願の件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決いたします。

陳情第6号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情の件を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 な し)

議長(北澤禎二郎君) 起立なしです。よって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第7号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、陳情第7号は採択とすることに決定いたしました。

陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第8号 安全保障関連法案は今国会で採決しないことを求める意見書の提出についての陳情書の件を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、陳情第8号は採択することに決定いたしました。

陳情第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第9号 広域化に向けて一般廃棄物処理の全体計画の立案を求める陳情書の件を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、陳情第9号は採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第9番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 平成27年度第3回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告いたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案5件であります。

初めに、議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、水道ビジョン策定委員会委員の報酬を追加するものであります。

質疑に入り、策定までに何回ぐらい委員会を開くのかに対して、三、四回を予定しているという答弁がありました。

全体人数と公募委員の数はに対して、全体は15名を予定、公募は3名であるという答弁がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第60号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 平成26年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金9億9,063万3,012円のうち9億6,338万2,588円を資本金に組み入れるものであります。法改正により、資本から負債に振りかわったものなど、現金の裏づけのない剰余金を資本に組み入れたいものであります。

質疑、討論はなく、採決をした結果、議案第62号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第2号）であります。

金額は全て増額であります。

初めに、農政課関係でありますけれども、特産品開発事業54万6,000円は、10月28日に行われる銀座NAGANO白馬フェアにおける旅費や消耗品であります。このときに白馬高校のOBの方々をお呼びして、高校の宣伝も行うということであります。

次に、村単土地改良事業25万7,000円は、木流沿いの木橋の修理であります。

地籍調査事業55万1,000円は、地震により基準点がずれたための測量費であります。30センチほど東にずれたという説明がありました。

過年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）の225万円は、災害復旧できなかった農地の測量で、面積は9ヘクタールに及ぶものであります。

質疑に入り、北アルプス山麓Weekは認定品しか出せないのかに対して、道の駅で扱っている品を出すけれども、認定品に限るというものではないという答弁がありました。

農業基盤促進事業、田の区画拡大事業の内容はという質問に対して、落倉の水路改修と、田の区画は飯森上部の2枚の田を1枚にするものという答弁がありました。

次に、建設課であります。

除雪費 37 万 2,000 円は、除雪機に巻きますタイヤチェーンのカッター代であります。

都市公園維持管理事業 54 万 1,000 円は、大出公園管理委託料で、観光客がふえたためにシルバー人材センターに交通整理をお願いするものであります。

過年発生公共土木施設災害復旧事業（単独）1 億 7,430 万円は、災害復旧工事と測量設計委託料であります。場所は、西通の入り口や小谷地川、青鬼、菅などであります。

補償費 200 万円は、電柱移転などの補償費であります。

質疑に入り、大出公園の管理委託期間はどのくらいかに対して、連休などの観光客ピーク時にお願いしているという答弁がありました。

住宅は村の独自の補助であるのかの質問に対して、県の補助、県の事業で、3 分の 1 が県で、融雪装置を使ったものという答弁がありました。

次に、観光課であります。

北アルプス山麓 Week 銀座参加による旅費が 15 万 9,000 円、平地観光施設管理事業 19 万 8,000 円は、道の駅にある案内看板の張りかえや白馬駅無料休憩所漏水防止と同じく、足湯の修繕費用であります。

山岳観光施設維持補修事業 45 万 5,000 円は、八方尾根自然研究路木道修繕と猿倉公衆トイレ、それから、天狗山荘と頂上宿舎雪害の修繕に充てるものであります。

質疑に入り、東京における合宿誘致は民間団体も一緒に行うのかということに対しては、観光局で事前に調査しており、20 軒ほどスポーツ合宿に力を入れたいとの回答をいただいているので、宿の施設の情報をもって臨みたいという答弁がありました。

駅前の足湯の修繕にかかった費用はの質問でありましたが、地震で管がずれて配水ができなかった。どこかわからなかったために、掘削の費用が大きくかかってしまったという答弁がありました。

次に、上下水道課であります。

小規模水道維持管理事業 1,086 万 4,000 円は、被災した小規模水道施設設計の工事請負費であります。

質疑に入り、小規模水道の所管する課が変わったのかに対して、以前は住民課が所管していたけれども、水道施設なので上下水道課になったという答弁がありました。

各課の説明が終わり、討論はなく、採決をした結果、議案第 63 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 65 号 平成 27 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

これは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 945 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,150 万 8,000 円とするものであります。

受益者負担金事務個別研修業務委託料５９万１，０００円は、受益者負担金の排水区域見直しなどによる研修費であります。

管渠測量設計委託料５４万円は、下水道基本計画の見直しによるものであります。

災害復旧事業８３２万円は、堀之内地区単独費分と、それと、大出ガス配管移転補償金であります。

質疑に入り、研修の内容はに対して、条例、規則の見直しや改正に関すること、排水区域の見直しに関すること、それに伴う実地指導経費という答弁がありました。

改正の素案はいつごろまでという問いに対して、１月末までに改正素案をいただき、その後、課長会議、法規審査会を２月にと考えている。

次に、裁判の結果によると聞いたが、裁判の見込みはに対して、年度内に結審する見込みはないと思う。見直した結果が、結審によって変えなければならない事態も想定されるので、裁判の結果を待たなければならないものもあると思う。マンパワーが不足しているので、補正を組み、事業団に改正案まで委託することもあるかもしれないという答弁がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第６５号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第６６号 平成２７年度白馬村水道事業会計補正予算（第１号）であります。

収益的支出は、１４０万円を追加し、２億９，９３３万９，０００円とし、資本的支出は、１，６７８万円を追加し、１億１，６８９万４，０００円とするものであります。これは、収益的支出災害復旧給水工事１５０万円、資本的支出災害復旧などの経費に充てるものであります。

質疑、討論はなく、採決をした結果、議案第６６号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業経済委員長の報告といたします。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第６０号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第６０号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第６０号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

議案第 6 2 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 6 2 号 平成 2 6 年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第 6 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 6 5 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 6 5 号 平成 2 7 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第 6 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 6 6 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 6 6 号 平成 2 7 年度白馬村水道事業会計補正予算(第 1 号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第 6 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第 6 3 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第63号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（北澤禎二郎君） 再開いたします。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番篠崎久美子決算特別委員長。

決算特別委員長（篠崎久美子君） それでは、決算特別委員会のご報告を申し上げます。

本定例会におきまして、決算特別委員会は合計6日間にわたり、認定第1号から認定第6号までの決算認定案件6件を審査いたしました。

各会計の決算書、主要な施策の成果説明書、そのほか説明資料、監査委員の決算審査意見書等に基づき、適正かつ効率的な予算執行と事業成果を主眼に審査を行いました。

以下、審査の概要及び結果をご報告いたします。

最初に、認定第1号 平成26年度白馬村一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

まず、決算の概要です。

歳入は61億5,914万2,095円で、前年度比12億704万8,430円、24.4%の増、歳出は57億2,412万4,110円で、前年度比9億8,919万8,666円、20.9%の増となり、形式収支は4億3,501万7,985円で、翌年度へ繰り越すべき財源2億9,113万3,000円を差し引いた実質収支は1億4,388万4,985円の黒字となったもので、前年度実質収支との比較では5,359万1,236円の減でした。

また、決算剰余金は4,888万4,985円を平成27年度に繰り越し、地方財政法の規定により、9,500万円を財政調整基金へ積み立てています。財政調整基金を含む全ての基金残高は14億565万3,959円となりました。地方債の現在高は53億8,309万8,284円で、前年度比2億4,904万9,906円、4.9%の増となっております。

また、実質公債費比率は3カ年平均で11.8となり、対前年度比1.4のマイナスとなり、公債費負担は年々改善されてきています。

歳入についてです。

村税の決算額は14億4,759万464円で、前年度比5,571万4,394円の減となりました。徴収率は67.9%で、前年度比0.3ポイントの減です。

特別交付税までを含めた地方交付税の総額は19億8,287万3,000円で、前年度比2億1,136万5,000円の増となりました。

特別交付税では、大雪や地震災害などの特殊事情が増額の要因となっております。

国庫支出金は4億7,505万420円、前年度比6,746万3,427円、16.6%の増です。災害復旧に伴う増が要因ですが、多くの事業は平成27年度に繰り越しとなり、5億1,343万881円が未収入額として平成27年度に繰り越しています。

県支出金は3億1,801万8,313円で、前年度比6,046万4,626円、23.5%の増でした。衆議院議員、県議会議員、村長選挙や、山岳高原を生かした世界水準の観光地づくり補助金などが主な要因です。

繰入金は3億5,507万1,000円で、前年度比3億137万1,000円、561.2%の大幅な増となっており、神城断層地震の災害復旧に充てるために財政調整基金から3億42万1,000円の繰り入れを行ったことが増加の要因です。

村債は7億6,279万円で、前年度比136.7%の増です。通常事業分に加え、災害復旧事業に伴う新規発行が2億4,900万円の増加となっています。うち、臨時財政対策債は2億4,299万円で、前年度比1億4,299万円、143%の増で、災害復旧等の経費増に伴い、算定限度額までの発行となっています。

また、村債の収入未済額1億3,830万円は平成27年度に繰り越す事業の財源であり、そのうち、災害復旧関連は8,940万円となっています。

次に、歳出についてです。

主なものでは、土木費が11億3,428万9,495円で、全体の19.8%を占めています。次いで、民生費が10億9,365万7,181円で19.1%、総務費の8億5,188万3,491円が14.9%となっています。

土木費は前年度比、2億9,622万5,880円、35.3%の増となりました。

平成26年度は雪が多く、除雪委託料が4億230万9,091円、前年度比2億3,326万8,941円、138%の大幅な増額となりました。

また、災害復旧費は3億1,347万1,898円、前年度比2億9,611万3,398円、1,705.9%で、神城断層地震の影響で非常に大幅な増となっています。うち、平成27年度に5億6,707万8,000円を繰り越すことになりました。

委員会においての質疑、意見は次のとおりでございますが、課ごとにご報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

地域役員の懇談会のほかに行うとされていた住民との懇談会の開催がないが、なるべく行った

ほうがいいと思われるがという意見が出され、行政からは、4月の区長会で説明しているものの、平成26年度は住民懇談会の要望がなかったもので、開催に至らなかったということでした。

ヤフーとの協定の中で、観光分野の検討内容について質疑があり、観光面ではTポイントをビッグデータとして活用できないかを検討しているとの答弁があり、委員からは、ヤフーのサイトで白馬の情報発信をしてもらいたいという要望が出されました。

地球温暖化に関連して、急速充電器については使用料や台数をふやす予定はあるのかなどという質疑があり、利用者のほとんどが民間の費用助成のシステムに入っているので、使用料を下げることは考えていない。また、現在の利用状況を受け、ふれあいセンター横に1台新設する計画があるということでした。

経常収支比率が上昇した要因と分析について質疑があり、要因としては、消費税の増や負担金、繰出金の増による物件費と補助費の上昇が主なものと考えられる。今後もおおむね80%前後を推移するものと考えられるが、決して高い比率とは捉えていないという説明がありました。

次に、税務課関係です。

地番図データ作成に関係して、地権者への通知などや今後の事務処理の見通しについての質疑があり、平成28年度に向けて課税したいと考えているが、実際の事務が追いつかないところもある。全体の3分の1程度はおおよそ終了したと思われるが、事務量が膨大であり、今後、時間はまだかかるということでした。

住宅用地の適用誤りなどを防ぐために必要と考えられる入力時等のミス防止体制について質疑があり、現在は、担当者が入力したものを係長、課長を通して、起案段階でチェックをしている。住宅用地適用誤りを防ぐためには、今後、住民異動の際のチェックも必要であると考えている。また、職員数については、すぐにふやすことは難しいという答弁でした。

外国人の納税状況について質疑があり、国保税については前払い等をしていただいて、滞納にならない工夫をしている。固定資産税は、不動産会社などに納税管理人を立てていただいたり、メールでの連絡や本国まで通知を出して対応していて、大口滞納者はまだいない状況であるということでした。

滞納整理機構への今後の移管予定について質疑があり、相続等に関連する物件や倒産物件などで滞納処理に時間がかかる物件は機構に受け入れを依頼する予定であるが、機構のほうで受け入れてくれるかということもあり、協議が必要であると考えているということでした。

滞納処理についての今後の考え方と破産法の適用への考え方について質疑があり、破産法については事務的には継続はされていない。大きな滞納については、積極的に差し押さえ等をしていくという姿勢に変わりはない。抵当権にあるものなどについては、金融機関との調整をしながら、差し押さえ、換価も考えていかなければならないと考えているということでした。

続きまして、健康福祉課関係です。

デイサービスセンター岳の湯の稼働状況と今後の方向性について質疑があり、現在は1日に10人から15人程度の利用者がある。村内他施設の開所状況が変わってきているので、今後は土日の開所も求められると思うが検討課題であるということでした。

子育て世帯臨時特例給付金や臨時福祉給付金の未申請者への対応について質疑があり、給付申請期限が決められているものであったので、未申請者には当初の案内のほかに、封書により2回勧奨を行っているということでした。

母子家庭等日常生活支援事業の対象と内容、ニーズの把握について質疑があり、対象者は母子のほか父子家庭も含まれ、保育士派遣による保育を実施するものである。住民要望を受けて、長野県で4市町村目の事業化としたということでした。

病児保育についての質疑があり、現在はしていない。看護師配置基準や給食施設整備の関係等ですぐに始められる状況ではないが、今後に向けて検討していきたいということでした。

子宮頸がんについては、ワクチン接種にかわる方法として検診受診者をふやす対策が必要ではないかと質疑があり、子宮頸がん検診はがん検診の中でも有効性の高いものであるが、若い方は村の集団検診では受けにくい状況もあると思う。平成28年度から、他市町村の施設でも検診を受けられるように県でも検討を始めているので、白馬村も手挙げをしているということでした。

次に、住民課関係です。

転入者へのウェルカムカードに外国語による役場の案内などを記載してはどうかという質疑があり、ウェルカムカードは歓迎の意をあらわすものとして使っている。そのほかに英語の案内冊子を配付して対応しているということでした。

ごみ処理対策委員会の状況について質疑があり、委員会は平成26年度に立ち上げたもので、公募委員3名のほかは、観光局の関係者や事業所等の方々と構成している。また、昨年度から、平成26年度から検討を始めているということでした。

次に、農政課関係です。

震災時の農地パトロールの状況について質疑があり、発災直後は危険が伴うので、農業委員の方には依頼をせず、村職員が中心になって行った。農業委員からは、情報提供と地権者からの相談業務について依頼をしたということでした。

水稻カドミウム調査においては、湛水処理を村が行っているということについて質疑があり、湛水管理はシルバーセンターに委託をしているもので、1圃場でもカドミウムが基準値を超えて検出されれば、村全体の水稻へのダメージが大きいので、未然に防ぐために行っているものであるということでした。

産地づくり対策事業の加工タマネギの試験栽培状況について質疑があり、昨年度はJAで推進するというので、村でも初の試みとして試験栽培を行ったものである。期待していた収量ではなかったが、今後も継続していきたいとのことでした。

特産品開発の状況について質疑があり、現在は販路開拓やPRに力を入れている。特産品として白馬の売りになると考えられる品目については、今後も力を入れていきたいということでした。

小水力発電の売電収入の処理について質疑があり、収入は全額、土地改良区に入っていくものである。この後の起債の償還や施設改修、維持管理経費も見越した積み立てもしていく予定であるということでした。

次に、建設課関係です。

未登記村道用地確定事業の状況について質疑があり、平成26年度は和田野線の登記簿調査と地籍測量図収集をし、税務課とともに関係地権者への事業説明会を行い、あわせて立入調査への承諾を頂戴した。平成27年度は震災の影響で事業を休止しているが、平成28年度から再開、平成31年度をめどにして事業を進めていきたいとのことでした。

また、そのほかにも、道路内民地の関係は数多くあり、国土調査が済んだところから随時交渉を行って、名義変更を進めていかなければならない状況であるということでした。

観光課関係です。

平地観光施設にもう少し予算をかけ、観光資源に磨きをかけるべきではという意見があり、現在ある施設を最適な状況にして、お客様が利用できる環境づくりを優先して予算執行しているということでした。

また、通年でコンスタントに誘客できるように考えてほしいという意見があり、宿泊に結びつくにはどうするかという観点で検討し、観光地経営計画にも盛り込んでいきたいと考えているということでした。

山小屋トイレ改修の今後の方針について質疑があり、環境省の補助金もめどがつきつつあるので、県を通じて要望している。そういうものを活用しながら改修を進め、平成28年度から平成29年度で天狗山荘の工事を完了していきたい。頂上宿舎は具体化していないが、引き続き、民間事業者とともに山小屋のあり方を協議していきたいとのことでした。

観光地経営計画の情報の出し方について質疑があり、ホームページでの会議録の公表が公開しているので、できるだけ速やかに公開をしていきたいということでした。

外国人観光客向けの白馬村滞在のしおり作成の効果について質疑があり、チラシからしおり化にしたことでコンパクトになり、宿側からは渡しやすくなったという声を聞いている。警察からは、迷惑行為については大きなトラブルはなく、統計上の件数は減っていると聞いているので、それなりに効果はあったと見ている。今後も周知に取り組んでいきたいということでした。

次に、教育委員会、スポーツ課関係です。

オリンピック記念館改修後の来場者の反応などについて質疑があり、来場者数の数字については驚くほどの伸びはないが、これまで場外でしか見られなかったものが1施設の中で見ることができるので、満足度は上がっていると思う。これからも宣伝に努めていきたいということでした。

学校での教育心理士の相談事業について質疑があり、心理士は3校とも月に一度が基本で、必要に応じて回数をふやして相談に当たっている。特別支援学級に在籍している児童・生徒全てが対象ということではなく、普通学級の児童・生徒のトラブルなどの相談にも当たっているということでした。

続きまして、上下水道課関係です。

公共下水道整備と合併浄化槽補助の区分けについて質疑があり、平成18年度で公共下水道の管渠整備が終了しているの、残りについては合併浄化槽で整備する方針であるということでした。

最後に、会計室関係では、基金の運用状況等について説明を受けました。

以上で、審査状況の報告は終わります。

討論はなく、認定第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要です。

歳入は12億7,811万6,397円で、前年度比3,918万7,618円、3.2%の増。歳出は12億1,654万175円で、前年度比3,164万9,410円、2.7%の増でした。

なお、神城断層地震の被災者に対する国民健康保険税の減免金額は203万900円、一部負担金の免除額は254万1,431円でした。

健診の受診率向上への考え方や取り組みについて質疑があり、昨年度は特定健診を無料化してPRをしたが、余り受診率には結びつかなかった。そのため、今年度は人間ドックの補助金をふやしている。また、医療機関で同等の健診を受けている方の場合、医療機関に情報提供などの依頼を積極的に進めているとのことでした。

討論はなく、認定第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要です。

歳入は7,087万5,303円で、前年度比277万6,838円、4.5%の増。歳出は7,054万667円で、前年度比277万6,838円、4.1%の増でした。増額については、医療費の伸びに伴うものであるという説明がありました。

質疑、討論はなく、認定第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定す

べきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要です。

歳入は6億9,957万5,334円で、前年度比266万3,259円、0.4%の減。歳出は6億9,525万4,823円で、前年度比1,010万651円、1.5%の増でした。翌年度へ繰り越すべき財源4万4,000円を差し引き、実質収支額は427万6,000円です。

受益者負担金及び使用料では、徴収権の時効により、263万6,080円を不納欠損としています。

神城断層地震に伴う災害復旧費は2億4,151万6,000円の予算でしたが、年度内の事業執行は3,849万5,790円で、2億302万円を平成27年度に繰り越すことになりました。

受益者負担金及び使用料の不納欠損に関連して質疑があり、受益者負担金の不納欠損理由は時効消滅によるもの、使用料の不納欠損理由は自己破産、会社清算による財産配当見込みなしのもので、対応としては電話や対面での催告などを行ってきたものである。滞納者に対しては、事業への理解を深めてもらうように説明を尽くしてから、納付依頼をするように努めているということでした。

滞納に対する差し押さえ状況について質疑があり、差し押さえを除外しているものではないが、使用料については水道料金と同時の徴収なので、差し押さえが難しい要素もある。今後は説明をし尽くして理解をいただけない場合には、強制執行することを検討していかなければならないと考えている。また、現在は制度自体への理解が得られない人も多く、時効中断である分納誓約に至っていない事例があるということでした。

震災による不明水の状況と影響について質疑があり、流入水は相変わらず多く、通常の倍近い流入水がある。大出の地下水や被災地区の汚水ますなどからの流入からと思われる。本管復旧工事が終わり次第、各家の取りつけますの点検を行っている状況である。浄化センターの機械への影響は、ふだんから維持管理を適切に行っていることもあり、水質には問題なく稼働している。流入量に応じて、きめ細かく対応をしているということでした。

討論はなく、認定第4号は、委員長を除く委員多数の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要です。

歳入は998万6,121円で、前年度比2,299万7,819円、69.7%の減。歳出が988万5,453円で、前年度比2,305万1,903円、70%の減でした。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は10万1,000円です。

東部地区が公共下水道に統合されたことにより、平成26年度からは野平地区のみとなったため、大幅な減額となっています。また、神城断層地震による被災箇所については、全て平成26年度内に復旧工事が完了しています。

討論はなく、認定第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号 平成26年度白馬村水道事業会計決算認定についてです。

決算の概要です。

収益的収支において、収入は3億4,470万6,784円、支出は2億8,678万9,097円、純利益は5,584万4,703円。資本的収支において、収入は2,447万7,628円、支出は8,378万460円、資本的収支不足額は5,930万2,832円でした。

公営企業法関連が大幅に改正され、平成26年度予算及び決算から運用されています。また、キャッシュフロー計算書が新しく公表されるものとなりました。

配水量などの全体的な傾向についての質疑があり、有収水量は減っている。観光客の減少が大きいと考えられるということでした。

また、説明として、施設は老朽化していて、壊れたところを修理して対応してきているが、計画的に施設更新をしなければいけない状況が差し迫っているので、利益の積み立てをしながら、計画的な投資をして運用していかなければいけない状態だと思われる。平成27年度には水道ビジョンの作成に取り組む予定であるとのことでした。

討論はなく、認定第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、成果に対する視察といたしましては、総務課、税務課で導入しているシステムの関係、公園化された奈良井地籍の整備事業を現場視察いたしました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成26年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第6号 平成26年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

村長から議案提出の申し出、同意案件の申し出、議会改革調査特別委員長から中間報告の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

これより報告事項に入ります。

△日程第3 議会改革調査特別委員長中間報告

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 議会改革調査特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。第8番太田修議会改革調査特別委員長。

議会改革調査特別委員長(太田 修君) それでは、中間報告をさせていただきます。

議会改革の目的としての住民視点でわかりやすい議会運営や議会機能の強化の視点から、村民アンケート調査を実施いたしました。無作為に抽せんした対象者2,000人に送付したアンケートには、756通の回答をいただき、回収率は38%と高く、ご協力をいただきましたことに

感謝を申し上げます。

この回答数の内容は、議会だより第113号で報告させていただきました。委員会におきましてアンケート結果の集約作業を終了し、アンケート調査結果概要版を10月中旬を目途に、区を通じ全戸配布を予定しております。また、多くの皆様に周知を図るため、議会のホームページや議会だより114号の掲載、また、希望者には議会事務局窓口にて配布を予定しております。

今後は、村民の皆様から、アンケートの結果や貴重な意見を参考にさせていただき、具体的な議会改革方法などを検討していく計画となっております。

なお、今回のアンケート結果を鑑み、議会改革調査特別委員会では、議会は村政の一翼を担う機関として、議会改革の推進と議会基本条例を制定することで、委員全員が確認をしたところでございます。

皆様のご協力に感謝するとともに、開かれた議会運営に向け邁進をまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議会改革調査特別委員会からの中間報告とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第67号から日程第9 発委第7号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第4 議案第67号から日程第9 発委第7号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、日程第4 議案第67号から日程第9 発委第7号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することは可決されました。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第4 議案第67号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 議案第67号 工事変更請負契約の締結についてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第67号 工事変更請負契約の締結についてをお願いいたします。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

法令、条例の規定に伴い、工事の契約金額が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的ですが、平成26年度長野県神城断層地震に伴う白馬村公共下水道災害復旧工事（塩島工区）でございます。

現在、下水道災害復旧工事（塩島工区）で工事を行っているところでございますが、工事の内容を変更する必要性が生じたため、契約の変更を行いたいものでございます。

変更の内容といたしましては、上水道管の仮設工事、布設がえ工事、また、汚水の仮設排水工事、それから、マンホールの高さ調整工事が、それぞれ増工となっております。また、マンホール1基、また、通行どめに伴う交通整理員等は減額となっております。増額、減額合わせまして、最終的に207万3,600円の増額となりました。

変更前の契約額が5,356万8,000円、今回の増加分207万3,600円ということで、最終的な契約額5,564万1,600円となるものでございます。

また、契約の相手方につきましては、白馬村大字北城12816番地5、株式会社落田代表取締役、塩島正でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第67号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第68号 白馬村公営塾利用料徴収条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第68号 白馬村公営塾利用料徴収条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第68号 白馬村公営塾利用料徴収条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本条例は、白馬高校の合宿所を利用し、9月11日に開校した公営塾の利用料の徴収に関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。

第1条ではその趣旨の規定、第2条では公営塾の名称を定めております。第3条は、実費の範囲で利用料を徴収することとし、続く第4条は、その額を月額3,000円と規定しております。第5条では利用料の減免規定について、第6条は委任ということで、条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定めるとしております。

この条例の施行日は平成27年12月1日でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第68号 白馬村公営塾利用料徴収条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第69号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第4号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第69号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第69号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ713万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を73億9,756万2,000円とするものでございます。

5ページ、歳入明細をごらんください。

財政調整基金111万4,000円の減額及び雑入の白馬高校支援事業負担金249万8,000円の減額。

公営塾受講料等負担金12万円の減額は、白馬高校支援事業の公営塾講師の雇用期間の減によるものでございます。

地方交付税の特別交付税340万円の減額は、特別交付税の対象経費となっております白馬高校支援事業の講師の報酬の減によるものであります。

6ページ、歳出明細をごらんください。

白馬高校支援事業713万2,000円の減額は、講師の給与について、謝金から報酬への組み替え及び講師の雇用期間の減により、報酬、社会保険料、雇用保険料を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第69号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することと賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第7 同意第4号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 同意第4号は質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第7 同意第4号 教育委員会委員の任命について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第4号 教育委員会委員の任命について。

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城12304番地

氏 名 田 口 令 子

生年月日 昭和35年1月1日

平成27年9月18日提出。

白馬村長 下川正剛。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第4号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

△日程第8 発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書。

陳情第7号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりであります。

内容は、就学支援金制度の拡充と経常経費の補助、施設設備費の補助、学納金の補助の3項です。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第6号 私立高校への公費助成に関する意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 発委第7号 安全保障関連法案は今国会で採決しないことを求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 発委第7号 安全保障関連法案は今国会で採決しないことを求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番太田総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第7号 安全保障関連法案は今国会で採決しないことを求める意見書。

陳情第8号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりであります。

白馬村議会では、安全保障関連法案に対して、一貫して、慎重審議により議論を尽くすように意見書を提出してきましたが、いまだ議論と国民理解は得られていない状態であるので、今国会での採決をしないように意見書を提出するものであります。

なお、提出先は、参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、衆議院及び参議院の特別委員長です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第7号 安全保障関連法案は今国会で採決しないことを求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75号の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75号の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第12 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成27年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月４日に開会して本日までの１５日間にわたり、提出しました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

本会議及び各委員会におきまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。また、一般質問におきましては、村政の各分野につきまして、多数のご質問、ご提言をいただきましたが、いずれも厳正に受けとめ、現状並びに課題の所在を十分に認識し、村政発展のため努めてまいり所存でございます。

さて、白馬高校への支援の関係であります。９月１１日に生徒の学力の向上や学習意欲の高揚を図り、将来の地域を担う人材の育成を目指し、白馬村、小谷村で運営する公営塾しろま学舎の開校式が行われ、１年から３年生の生徒１１名が、自分の進路実現に向けての学習をスタートさせました。

しろま学舎では、総務省の地域おこし協力隊の制度を活用して、８月６日から１名、９月１１日から１名を講師としてお迎えし、来年３月にはもう１名お越しをいただくことになっており、合計３名の講師陣に加え、学習サポーターやみらい協育サポーターの協力を得て、学校と連携をしながら、生徒一人一人の夢をかなえるため、白馬高校の支援をしてまいりますので、議員各位におかれましてもご協力をお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、健康には十分ご留意をされ、村政の発展と住民福祉向上のためご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、平成２７年第３回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前１１時５８分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年9月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員